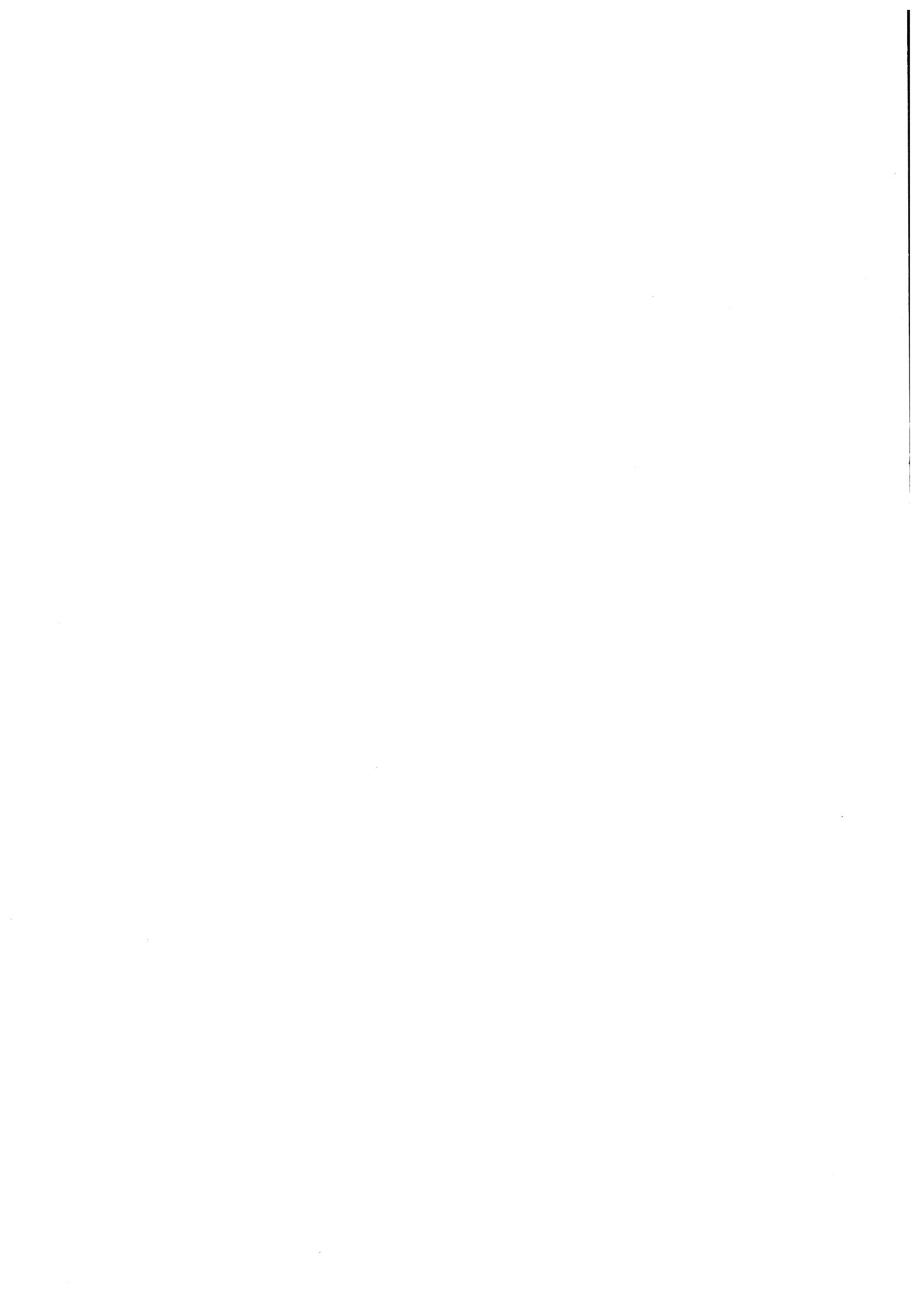


日本獣医師会60年誌



目 次

●日本獣医師会60年誌

日本獣医師会創立60周年にあたって 4

山根 義久 [社団法人 日本獣医師会会长]

祝 辞

石破 茂 [農林水産大臣] 6

舛添 要一 [厚生労働大臣] 7

斎藤 鉄夫 [環境大臣] 8

本 編

9

沿革 10

歴代の会長 25

歴代の役員 26

創立後の歩み [年表] 30

特別寄稿

私の歩んだ日本獣医師会の24年と今後の期待

71

五十嵐幸男 [社団法人 日本獣医師会顧問 (第10代会長)]

資料編

125

社団法人日本獣醫協會設立趣意書 126

社団法人日本獣医師会定款 127

獣医師の誓い—95年宣言 135

「獣医師の誓い—95年宣言」について (説明) 136

産業動物医療の指針 137

小動物医療の指針 144

全国獣医師会一覧 150

日本獣医師会創立60周年にあたって



社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

社団法人日本獣医師会が昭和23年11月9日に設立され、このたび晴れて創立60周年を迎えられますこと、これも偏に関係省庁、国会の先生方をはじめ、獣医界各層関係者の皆々様のご指導とお力添え、そして会員各位のご支援とご協力あってのことと、ここに深甚なる謝意を申し上げます。

さて、平成10年11月25日に明治記念館において創立50周年記念式典を開催いたしましてから、早や10年が経過いたしました。思い起こしますと、この10年の間には人々の安心を脅かす様々な出来事がありましたが、その中でも、特に新興感染症や再興感染症など多くの感染症に悩まされるとともに、食の安全に対する国民の信頼が根底から揺るがされた10年ではなかつたでしょうか。

国内では、実に92年ぶりに宮崎県と北海道で発生した口蹄疫をはじめとして、国際社会経済のグローバル化の中で突如として発生したSARSや、現在もアジア地域を中心に猛威を振るう高病原性鳥インフルエンザ。また、海外での感染とは言え、わが国での狂犬病の発症・死亡事例等々、これまで我々現代人が慢心していた感染症対策に改めて警鐘を打ち鳴らしました。

そして、特にBSEの発生につきましては、食の安全・安心に対する国民の意識を大きく変化させ、さらにその後の度重なる食品偽装問題等もあり、わが国における「食の安全確保対策のあり方」を抜本的に見つめ直すきっかけともなりました。

一方、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌやネコなどの家庭動物が伴侶動物として広く一般家庭、さらには人の介護・福祉分野、学校教育分野への社会参加が進展する中で、小動物に対する動物医療提供体制の整備が社会的要請となってきております。

これらの感染症対策や食の安全対策、産業動物や小動物の臨床、さらに自然環境保全対策や動物福祉対策には多くの獣医師が第一線で深く関わっておりますが、この10年のうちに獣医師が背負う職責は一段と重みを増し、獣医師を取り巻く環境が様変わりしてきたことを、身に沁みて感じる次第であります。

現在、私ども獣医師及び獣医師会の周囲には、積年の課題としての獣医学教育の質の確保に向けての体制整備をはじめ、獣医師の需給対策や処遇の問題、動物看護職のパラメディカル専門資格制度化への対応や、獣医師職業倫理の向上等、解決すべき種々の、そして困難な問題が山積しております。

それらは、獣医師及び動物医療の提供体制の質の確保に向けての社会的要請に応える上で、決して避けては通れない重要な問題であります。しかしながら、これらの課題を丁寧に、かつ確実に解決していくことは決して容易なことではありません。

獣医師個々の力や地方獣医師会、獣医師会連合会はもちろんのこと、組織の力のみならず、関連団体や業界・企業の力、さらには関係する省庁のお力添えをいただき、時には国会の先生方のご理解とご指導を我々獣医師にお貸しいただきながら、獣医師は獣医師会の下で一致団結して対応努力する必要があります。また、これらの課題を解決の方向に導くためには、まずもって国民の理解と協力を得ることが何よりも重要であります。

獣医師がより一層国民の理解をいただき、そして社会の認知を得るために、獣医師の存在と熱い思いを国民や行政にいかにアピールして、そしてそのアピールをいかに継続して行くかが重要であります。全国55の社団法人都道府県・政令市獣医師会の獣医師専門職により組織される日本獣医師会が、社会に対して声を発し続けることにより、少しずつではありますが国民の支持の下に、当局のご理解をいただきながら制度的な課題の対応が進められてきたところであります。

今後とも獣医師が社会的地位の向上を目指していくためにも、今まで以上に獣医師全員が「専門職業人としての誇りを持ち、獣医学術の振興、獣医事の向上等をはじめとする各般の公益活動を通じ社会に貢献していく」、その姿勢を強く持ち続けていかなければならぬと強く感じます。

日本獣医師会では、平成11年に「インフォームド・コンセント徹底宣言」をリリースするなどいたしましたが、昨年からは国際的な「世界獣医師の日」の催しにも呼応して、「動物感謝デー in JAPAN」を開催することにより、広く国民に獣医師の存在とその活動や重要性をアピールすることといったしました。

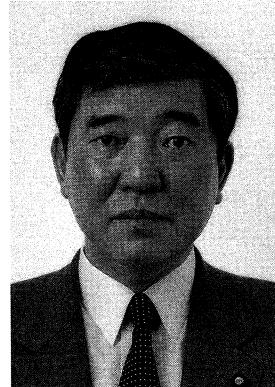
『獣医師に対する国民の理解を得なければ、何も変わらない。』このことを胸に強く抱きながら、我々獣医師一人一人が新たな気持ちで次の時代を迎えることを希望します。

そして、最後に、これからも日本獣医師会に対する皆々様方の各般のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

祝　　辞

農林水産大臣

石破　茂



社団法人日本獣医師会が創立60周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

貴会は、昭和23年に設立されて以来、家畜の健康管理や家畜伝染病の防疫等に携わる産業動物獣医師の活動を支援するため、獣医師確保対策や獣医技術の向上等に取り組まれてこられました。また、貴会は、安全で良質な畜産物の安定供給や、狂犬病に代表される人と動物の共通感染症の発生予防等を通じて、動物の命のみならず人の健康にも大きな関わりを持つ重要な責務を国民に果たしてこられました。

特に、直近の10年に限ってみても、平成13年にBSEが国内で初めて確認され、平成16年に高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに発生したことに対応し、貴会は、産業動物獣医師を支援する取組を強化されるとともに、国民に家畜伝染病の正しい知識を普及する活動等にも積極的に取り組んでこられました。

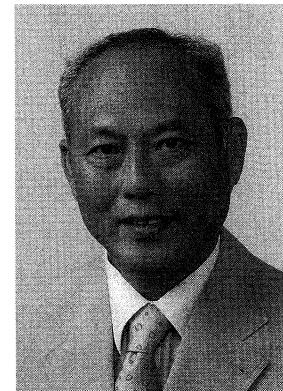
このように、食の安全確保や人と動物の共通感染症対策に対する国民の期待が益々高まっている中で、国民の期待に応える取組を推進する貴会や第一線でご活躍いただいている多くの獣医師の皆様方に対し、深く敬意を表する次第であります。

今後は、食の安全確保や国民の健康保護といった従来からの観点に加え、本年6月に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立したことから、ペットの健康を保護する上で重要なペットフードの安全性確保に資する取組も求められていくものと考えます。貴会におかれましては、食の安全確保や国民生活の質の向上に資する取組に引き続きご尽力いただくとともに、獣医師の多様な社会的使命を果たしていくための指導的な役割を担われますよう強く希望いたします。

農林水産省といたしましても、事故米穀の不正規流通問題を契機として、食の安全の確保に係る施策の再点検を行い、消費者、生産者さらには海外からも評価される施策の実施に全力で取り組んでまいります。このような施策の推進のためにも、貴会をはじめ獣医師の皆様方の一層のご活躍が不可欠でありますので、よろしくお願い申し上げる次第です。

最後に、貴会の更なるご発展と、関係者各位のご健勝を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

祝　　辞



厚生労働大臣

舛添 要一

社団法人日本獣医師会の皆様、創立60周年の記念すべき日を迎えるに当たり、心からお喜びを申し上げます。

貴会が、獣医学術の振興・普及や獣医事の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生及び公衆衛生の向上等に寄与することを目的として、昭和23年に設立されて以来、60年の長きにわたり、歴代会長を始め会員各位が活発な活動を展開してこられたことに対し、敬意を表する次第です。

さて、本格的な少子高齢社会を迎えた今日、食の安全や感染症など、国民の健康に対する関心は従前にも増して高くなっています。狂犬病予防に関しましては、昭和32年の国内最終発生以来、貴会の多大なる御尽力により、この50年間国内での発生は確認されておりませんが、海外での発生状況を踏まえれば、我が国への侵入に備え、引き続き飼い犬の登録及び予防注射の推進が求められております。また、近年、新興感染症や再興感染症などが注目され、とりわけ鳥インフルエンザや腸管出血性大腸菌O-157、SARSなど、動物に由来する感染症への対応の重要性が大きく認識されるようになりました。これに伴い、感染症対策における獣医師の役割や責務はより重大なものとなっており、今後とも、その活躍がますます期待されています。

食肉、鶏卵等動物性食品の安全性確保につきましては、生産から消費までの各段階における一貫した衛生管理の重要性が認識されており、BSEや食中毒対策のみならず、食品全般の安全性の確保といった観点から、監視指導体制の強化や規格基準の整備等が推進されているところです。

厚生労働省といたしましても、国民の健康を守る立場から、動物由来感染症対策や、食品の安全性の確保に向け取り組んでいるところですが、今後とも、獣医療、公衆衛生の第一線で活躍されている貴会及び会員各位の一層の御指導、御協力が不可欠ですので、改めてよろしくお願い申し上げる次第です。

最後に、獣医療の各分野に携わっておられる皆様には、今後とも公衆衛生の向上に向けた一層の寄与を期待申し上げますとともに、貴会の今後ますますの御発展と会員各位の一層の御活躍を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉といたします。

祝　　辞

社団法人日本獣医師会が創立60周年の記念すべき日を迎えることを、心からお慶び申し上げます。

貴会が、昭和23年に設立されて以来60年にわたり、公衆衛生の向上や畜産の振興、さらには動物愛護や福祉の増進といった分野で、積極的な活動を展開してこられたことに対しまして、敬意を表する次第であります。

個人的な話になつて恐縮ですが、私の父は陸軍獣医、シベリア抑留を経て終戦後は島根の山奥で牛、馬を相手に頑張っていました。貴会のメンバーで県の役職もさせていただいていたように思います。私も小さいころ親父のオートバイの後ろに乗って、村じゅうの牛と一緒に見て回った憶えがあります。仕事の大変さと同時に、生命の大切さを胸に刻み込んだ経験でした。父親の葬式の「贈る言葉」の中で、ある同僚の獣医師さんが、「君が助けた牛たちに引張られた大白牛車に乗って天国に向かっているんだね」とおっしゃった時は、私も泣けました。獣医師会の皆様、父親が大変お世話になりました。ありがとうございました。

さて、環境行政に話を転じますと、近年、地球温暖化、生物多様性をはじめ地球規模での環境問題に関心が高まる一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化を背景にペットを含む身近な動物との共生が重要な課題として注目されております。

この分野への関心の高まりを背景として、平成17年の「動物愛護管理法」の改正、本年6月の農林水産省との共管の「ペットフード安全法」の制定など、ここ数年の間に、動物に関する法律の制定・改正が相次いでいます。

「ペットフード安全法」については、規格・基準づくりに農林水産省と共同で着手しており、来年6月の法施行後には、特に情報の提供・共有などの分野で獣医師の皆様方の御協力を期待申し上げる次第です。

また、動物愛護管理の分野では、動物愛護管理法に基づく各種施策を推進し、特に、ペット等の身元証明としてマイクロチップの装着率を増加させるためには、獣医師の皆様の御協力がますます重要になってきていると認識しております。

このほか、分野を異にしますが、野生生物に関しても、野生鳥獣における高病原性鳥インフルエンザを含む感染症対策や、希少野生生物の野生復帰を視野に入れた飼育下繁殖の取組、外来種の防除対策などについて、地域の獣医師の皆様に多大なる御協力と御指導をいただいているところであります。

さらに、平成22年に生物多様性条約の第10回締約国会議（CBD/COP10）が愛知県名古屋市で開催されます。身近な動物や野生生物との共存、自然との共生の取組を世界に発信する格好の機会として、この面におきましても、貴会との連携を進めたいと存じます。

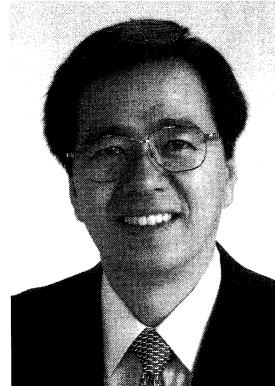
このように、貴会と環境省との関係は、動物や生物といったキーワードの下、年を重ねるごとに幅広く、また深くなってきております。

環境省といたしましては、国民からの高い関心を背景に、今後とも、動物と人間の共生に向けた各種取組を推進してまいります。獣医療の各分野の第一線で御活躍されている貴会及び会員各位の一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と関係者各位の御活躍を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。

環境大臣

斎藤 鉄夫



本

編



沿革	10
創立までの経緯	10
国内外に地歩を確立	11
組織と活動の拡充を目指して	12
多様化するニーズに応えて	13
人と動物の共生志向	15
歴代の会長	25
歴代の役員	26
創立後の歩み[年表]	30



沿革

創立までの経緯

——明治18年～昭和23年の活動

1. 前身

我が国の獣医師制度は、明治18(1885)年8月22日付太政官布告第28号により、獣医免許規則が公布されたことに始まる。それまで無免許状態にあった家畜診療業務は、この規則によって、免許を得た者でなければ行えないことになった。ここに、獣医学術を基盤とする近代的な獣医業発展の道が開けたのである。

同年、獣医師相互の連絡協調と技術の進展を図る必要から、「大日本獣医会」が組織された。任意団体としての発足であったが、同会は今日の「日本獣医師会」の前身となるものである。会誌第1号が発行され、各府県ごとに獣医会または連合会等の任意団体が設立された。しかし、法的根拠をもたない同会は、その基盤の軟弱さゆえに連絡活動も十分な実効を上げるには至らなかった。

創立から2年後の明治20(1887)年、「大日本獣医会」は「中央獣医会」と改称し、活動を続けていくが、明治末年に至り、その活動の中心は獣医師法の制定運動へと向かっていく。獣医師としての社会的職権の確立は、畜産獣医界全体の長年の宿願であったからである。いきおい、中央獣医会を中心とした獣医師法制定運動の気運は高まりを見

せた。長い間の熱心な建議陳情が実り、獣医師法(旧法)が制定されるに至ったのは、大正15(1926)年4月のことであった。これにより、獣医師は法のもとに社会的職権が確立され、獣医師会の設立も公認されることとなった。

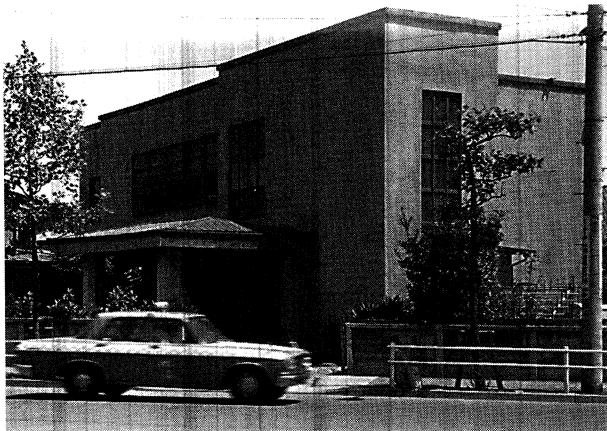
昭和2(1927)年4月、勅令第75号によって獣医師会令が公布され、翌年5月20日、1道3府42県の会員の賛同の下に「日本獣医師会」設立総会が開催された。議長には内村兵蔵氏が推され、定款その他必要な事項が議決され、設立の申請が行われた。同年10月20日、主務省の設立認可が下り、昭和4(1929)年2月、第1回定時総会が開催され、内村兵蔵氏が初代会長として選任された。

こののち、日本獣医師会は20年にわたって獣医技術の進歩発展、獣医師の社会的地位の向上、獣医師制度の研究など、活発な活動を展開する。

しかし、こうした日本獣医師会の活動も、第2次世界大戦の敗戦によるGHQの占領政策によって、その歴史の幕引きを迫られることとなる。日本獣医師会は、当時の政府行政の協力機関としての性格を帯びた特殊法人組織であり、地方組織を含めて強制設立・強制加入を前提とする勅令団体であったため、GHQの指令に基づく勅令団体廃止の法律により、昭和23(1948)年7月10日、解散させられた。

2. 新生日本獣医師協会の誕生

旧日本獣医師会の解散前、獣医師関係者の間では終戦後の日本の再建の一翼を担うべく、新たな権威のある民主的獣医師会を設立しようとする気運が全国的に醸成されつつあった。昭和22(1947)年12月12日に開催された日本獣医師会役員会の後で、新獣医師会の設立要綱の参考案が採り上げられ、全国的に意見を求めるうこととなった。全国の獣医師会からは忌憚のない具体的な意見が寄せら



旧獣医師会館（昭和30年代）

れ、設立準備委員会が設けられることとなった。

一方、獣医事の進歩発展を推進するため昭和22(1947)年7月に設立された「日本獣医事協会」は、その重要な事業として獣医事審議会を設け、政府の諮問に意見を具申してきたが、あたかも時を同じくして獣医師法改正について答申する機会に際会したことから、当然、獣医師法改正を予期し、同会においても新しい獣医師会を民主的に結集して設立することを目指して設立準備委員会を設けた。そして、設立準備委員会の事務は、日本獣医師会で取り扱うことが決められたのである。

こうして日本獣医師会は、世話人を設けるなど準備を進め、昭和23(1948)年3月25日の第19回定期総会後、世話人から新法人設立準備委員会の選定方法、委員数その他についての提議がなされ、その結果、広く各方面から委員を加え、総勢60名から成る設立準備委員会の設立が決定された。同時に、それまでに寄せられた各方面からの意見を基礎として、在京の準備委員有志による協議、検討がしばしば行われた。さらに学識経験者側の準備委員が決定されたのを機に、在京及び近県の準備委員との会合がもたれ、新獣医師会の性格づけ、他の検討が長時間にわたり行われた。

この間にも、「獣医師は各関係方面が大同団結し、協力しながら総力を結集していく体制にならねばならない」という意見がますます強くなり、そのためには全国的性格の中央団体である日本獣医事協会も「この際、新獣医師会の傘下に入るべ

きであり、獣医学会もまた同様である」という意見が総意として集約された。

新法人設立準備委員会は昭和23(1948)年6月19日、全国から準備委員が集まって開催され、定款、設立要綱について討議された。その結果、この問題は実行委員会に委任されることになった。

翌20日、これを受けて実行委員は各地域と学識経験者から20名を選出し、協議会を開催。団体の名称、主要事業、会員の資格範囲等、運営の基礎についての協議を行い、細部については在京実行委員と世話人に一任することに決した。在京委員会は、6月30日、7月14日、20日、22日、24日と連続的に開催され、協議が重ねられた。

その間、日本獣医事協会の幹部との話し合い、日本獣医学会との折衝がなされた結果、趣意書とともに学会の一章を盛った社団法人日本獣医協会定款、獣医事改革に関する各種委員会の運営に関する項を掲げた事業計画、収支予算、その他の準備が整えられた。

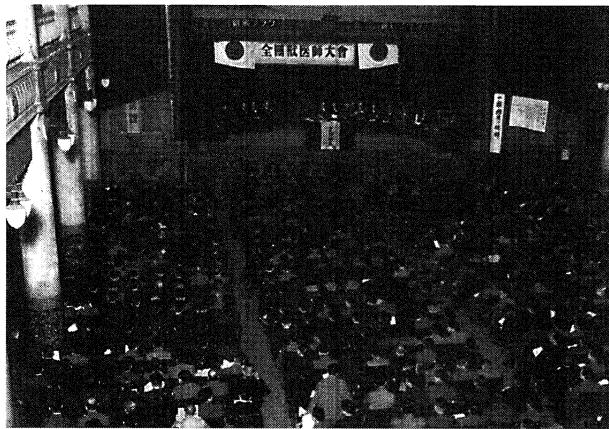
8月9日、さらに在京委員会による協議を経て、翌10日午前、設立準備委員会が開かれ、最終決定を見て、その日の午後、発起人会に続いて設立総会が盛況裡に開催された。

以上の経緯があって同年11月9日、公益法人として「社団法人日本獣医協会」が認可された。旧日本獣医師会の解散から4ヵ月足らずでの新生であった。初代会長には島村虎猪氏（当時・東京帝國大学名誉教授）が就任した。

国内外に地歩を確立

——昭和20～30年代の活動

昭和24(1949)年6月の新獣医師法制定後、日本獣医協会は昭和25年3月、戦後初の全国獣医師大会を大阪の中の島公会堂で開催した。参考会員は2000余人を数え、GHQ関係獣医官も15名余りが



昭和25(1950)年、戦後初の全国獣医師大会が大阪で開催された

臨席、講演会、デモンストレーションなど国際色を交えた空前の盛況を呈し、新世代の獣医学の幕開けを内外に誇示する記念すべき大会となった。

昭和26(1951)年2月、日本獣医協会は第3回臨時総会において定款改正を行い、名称を「社団法人日本獣医師会」と改めることを議決、同月26日、名称変更が認可された。

昭和28(1953)年には日本獣医師会は世界獣医学協会(WVA)に加入し、日本委員会が設置されることとなり、名実ともに世界に連なる獣医師会としての地歩を築いた。この2年前の昭和26(1951)年、サンフランシスコ講和条約により占領下時代に幕を下ろした新生日本は、さまざまな場面で国際舞台への再デビューを果たすことになるが、我が国獣医界もまた、新生日本の再興と歩調を合わせて国内外にその組織の根を下ろしていくことになったのである。そして昭和30(1955)年1月には東京・港区に獣医師会館が竣工、落成式が挙行されるなど、活動の拠点も整備されるに至った。

昭和35(1960)年には、獣医師免許制度75周年を記念し、全国獣医師大会をはじめ、各地区において記念獣医師大会が開催され、11月4日には赤坂プリンスホテルにて記念式典が大々的に開催され、功労者表彰及び祝宴が挙行された。日本獣医協会発足当初6000名にすぎなかった会員も、昭和38(1963)年には1万2000名に倍増、名実ともに日本の獣医学最大の職域団体となつたのである。

組織と活動の拡充を目指して

—昭和40年～昭和末年の活動

1. 獣医学教育の充実を目指して

昭和46(1971)年、日本学術会議は内閣総理大臣に獣医学教育の修業年限延長を勧告、昭和53年度から暫定的な措置として、修士課程活用による修業年限延長に踏み切ることになった。しかし、基本的には学部6年制が望ましいにもかかわらず、特に国立大学においては農学関係学部の一学科として獣医学教育が行われてきたのが実情である。

昭和58(1983)年の第98回国会において学校教育法の一部を改正する法案が審議され、6年制一貫教育の実施に伴う獣医学教育の充実策及び処遇の改善等の問題が取り上げられた。審議の結果、同法案は全会一致をもって原案どおり可決され、学校教育法第55条において獣医学を履修する課程についてはその修業年限を6年とすることに改められた。

2. 日本獣医師会の新会館竣工・移転

日本獣医師会は、昭和53(1978)年10月に竣工した新青山ビルディングの一部を区分所有し、ここに



昭和53(1978)年、新青山ビルディング(新獣医師会館)の竣工式

会館を移転、同年、新会館竣工記念式典を、日本獣医師会創立30周年記念式典と併せ挙行した。

3. 第25回世界獣医学大会(WVC)の誘致活動

昭和62(1987)年8月、カナダ・モントリオールで開かれた第23回世界獣医学大会において、日本獣医師会は第25回大会の開催地に立候補を宣言し、国内にWVC招致準備委員会を設置して対応を開始した。第25回世界獣医学大会は平成7(1995)年9月、横浜において、しかもアジア地域で初めてかつてない規模で開催されることとなる(後述)。

多様化するニーズに応えて

—昭和から平成へ

1. 獣医師法改正

獣医師の活動分野は、社会・経済のめまぐるしい変化、発展等に伴い、動物の臨床のみならず、家畜衛生、公衆衛生、環境衛生あるいは実験動物の管理等バイオメディカルな領域、さらには養殖漁業における疾病対策等、幅広い種々の分野に及び、業務の範囲とともに対象動物の範囲も拡大するなど、昭和24(1949)年の獣医師法制定時に比べて大きく様変わりしてきた。



昭和60(1985)年、獣医師制度100周年記念式典が開催された

また、このような変化に伴い必然的に獣医師がもつべき知識・技術も広範・多岐にわたり、しかも高度に専門的なものが要求されるようになってきた。

獣医師は、動物の健康の維持並びに保護、畜産の健全なる発展、安全な畜産物の供給、人畜共通感染症の予防、食品衛生の確保、各種試験研究の推進、動物愛護思想の普及・啓蒙等、各分野で大きく貢献しており、その社会的責任もますます重大なものとなってきているが、獣医師がその役割と責任を真に果たしてゆくためには、時代の趨勢と実態に合った法律、制度面での十分な裏付けが必要となった。

このような状況を受けて、農林水産省は昭和59(1984)年12月に設置した「家畜衛生問題(獣医事関係)検討会」において、獣医事諸般にわたる問題についての検討を開始、多様化・高度化している社会の要請に獣医師が十分に応えうる基盤を整備することとした。

獣医師法の改正等については、日本獣医師会も長年にわたり検討を重ねるとともに、農林水産省と緊密に連絡、協議しながら積極的に取り組んできた結果、平成4(1992)年5月20日、獣医師法の一部改正及び獣医療法(新法)の制定を実現することができた。

2. 定款及び定款施行細則の一部改正

平成4(1992)年、日本獣医師会は第2回理事会において、定款(昭和23年11月9日認可)及び定款施行細則(昭和49年3月20日承認)について、現状に沿った形で全面的に見直すことを決し、これを受けて組織財政調査会及びその作業部会として設置した定款改正検討委員会において公益法人としての今日的な内容とすべく鋭意検討を行った。

約1年半にわたる検討の結果、平成6(1994)年

5月20日、農林水産省指令6畜B第670号により、定款の一部変更が認可された。また、定款施行細則の全部改正については、平成6(1994)年3月24日、第49回通常総会において可決、承認された。

3. 阪神・淡路大震災に関する対応

平成7(1995)年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、特に神戸市は壊滅的被害を受けた。日本獣医師会は、大震災発生間もない1月20日、「阪神大震災支援対策本部」(本部長:杉山文男会長)を設置し、被災獣医師会員の救済及び被災動物の救護活動の支援に乗り出した。翌21日には、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会及び(社)日本動物福祉協会阪神支部が構成団体となって「兵庫県南部地震動物救援本部」が設立され、三田市と神戸市に動物救護センターをそれぞれ建設して、被災動物の救護・収容活動を開始した。

以来、このボランティア活動は、平成8(1996)年5月29日に神戸のセンターが閉鎖されるまでの1年4ヶ月にわたり続けられた。この日、最後まで

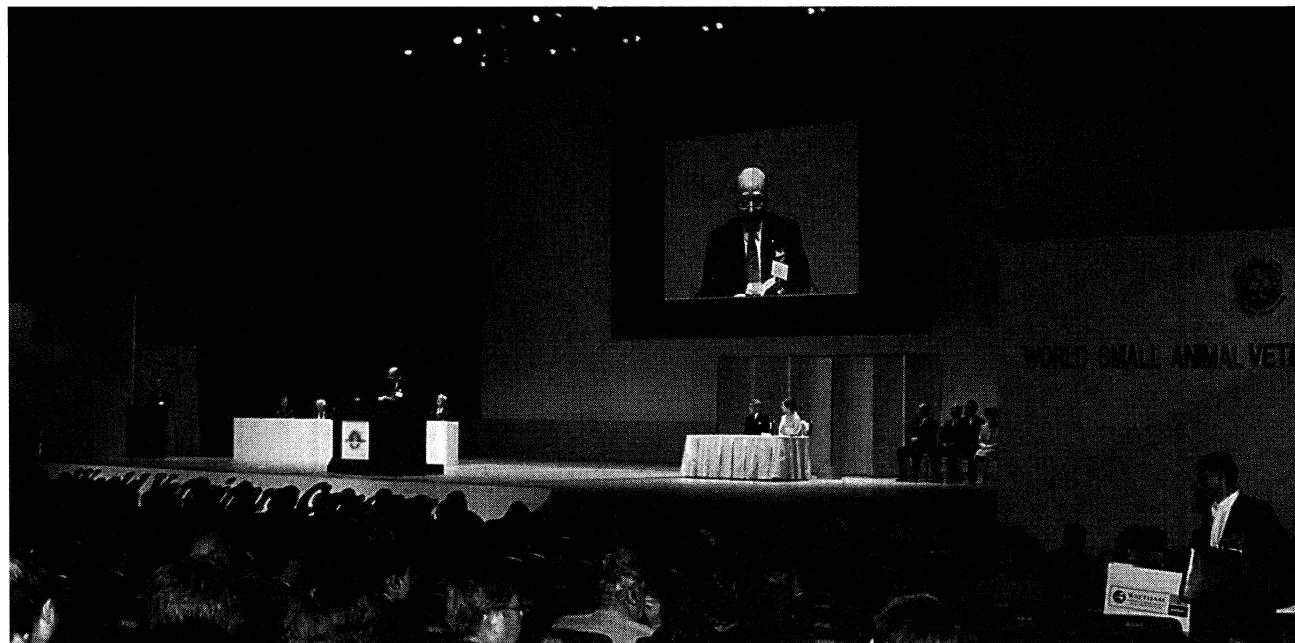
保護・収容していた3頭の被災動物が里親に引き取られたのを受けて、センターは閉鎖されたものである。

4. 世界獣医学大会(横浜)の開催

平成3(1991)年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された第24回世界獣医学大会の期間中に開催された世界獣医学協会(WVA)の総会最終日、次期大会開催地の選定投票が行われ、圧倒的多数で日本が選出された。

世界獣医学大会(横浜)は、平成7(1995)年9月3日~9日の7日間、日本学術会議、日本獣医師会及び日本小動物獣医師会の3者の共同主催により、世界獣医学協会(WVA)の第25回世界大会、世界小動物獣医師会(WSAVA)の第20回世界大会と合同で、横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)において開催された(後援:農林水産省、厚生省、神奈川県、横浜市、川崎市。特別協賛:日本中央競馬会)。

同大会では、世界86カ国から一般獣医師会員の



平成7(1995)年、世界獣医学大会が天皇皇后両陛下のご臨席の下、横浜で開催された

ほか、学生、動物看護師、婦人同伴者等を含めて1万1654名(国外1928名、国内9726名)の参加者が一堂に会した。

開会式には天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、また郵政省からは本大会を記念して特別記念切手が発行され、さらには参加国数及び参加者数いずれも過去の大会をしのぐ規模の大会となったことなど、国内はもとより国際的にも各方面から高い評価と賞賛に浴すこととなった。

また、この大会はアジア地域における初めての開催であったことから、アジア地域への国際貢献をも考慮し、アジア獣医師会連合(FAVA)第9回大会も併せて開催するなど、アジア地域の獣医師の参加についても十分に配慮した。

学術プログラムは、WVAプログラムでは一般口頭発表624題、ポスター発表295題、ビデオ発表13題の合計932演題の発表が行われた。WSAVAプログラムでは、招待講演35テーマ・134講演、一般口頭発表124題、ポスター発表84題、ビデオ発表2題、合計210演題の発表が行われた。学術展示としては約200ブース、約100社の学術関連展示が学術発表の一環として行われるなど、その学術的充実度の高さを広く内外に印象づける大会となった。

5. 「獣医師の誓い—95年宣言」採択

平成6(1994)年より、昭和24(1949)年制定された獣医師倫理綱領の見直しが始められた。これは、同倫理綱領が会員にとって必ずしも身近なものになっておらず、一部現状に合致しているとはいえない面があるなど、見直しの必要を唱える声の高まりに応えたものである。獣医師道委員会において小委員会が設置され、数度にわたり、獣医師倫理に関する検討が鋭意行われた結果、平成7(1995)年6月27日、第52回通常総会において「獣医師の誓い—95年宣言」が採択された。

また翌年、診療獣医師の倫理に関わる基本的事項として「動物医療の基本姿勢」を策定し、6月4日、平成8年度第1回理事会において承認された。

人と動物の共生志向

—21世紀を迎えた日本獣医師会の活動

1. 年々重みを増す獣医師の社会的責務と獣医師職務等の広報

近年、社会環境の変化とともに、人と動物の結びつきは従来になく多様かつ緊密の度合いを増し、空前のペットブームを生み出した。犬、猫などは、「家族の一員」「コンパニオン・アニマル」(伴侶動物)として位置づけられ、人と同様、高度な医療サービスが求められるようになった。人の心療内科における動物を活用した医療支援(アニマル・アシスティッド・セラピー)や、身体障害者補助犬等の動物の社会参加活動(アニマル・アシスティッド・アクティビティ)が注目されるようになったのも近年のことである。人と動物の共生志向は高まる一方にある。

他方、O-157等を原因とする新たな疾病の発生、家畜においては口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど、海外の動物の感染症侵入の危険性が高まるとともに、家庭動物と人との共生が進む中、人と動物の共通感染症対策もかつてない重要性を帯びるようになった。特に、BSE発生を契機に、動物の生産から流通、加工、消費に至る各プロセスでのリスク管理を通じた食品のいっそうの安全性確保が強く求められている。

このように獣医師の社会的責務は、小動物臨床分野、産業動物臨床や家畜衛生等の農林水産分野、公衆衛生分野、さらには動物愛護、野生動物分野など、広範・多岐にわたる分野で従来にも増して著しく重要な分野で重要な役割を担っている。

しかし一方、平成10(1998)年に、獣医療過誤・過剰診療・高額診療料金等に起因する、数多くのマスコミ報道がなされた。これを受け、本会では本問題を獣医師道委員会で審議し、その結果を踏まえ、平成11(1999)年9月、銀座・東急ホテルにおいて、インフォームド・コンセント徹底等について記者発表を行った。

当日は新聞関係16社、週刊誌及び月刊誌8社、ペット関係業界誌等14社から、43人が出席し、本会から、

- ① 獣医師と飼い主とのコミュニケーションを深める活動を積極的に展開することとして、社会に対して「インフォームド・コンセント徹底宣言」を行う。
- ② 本宣言を徹底している診療施設が一般市民



平成11(1999)年に作成したインフォームド・コンセント啓発ポスター

にわかるよう、ポスターを作成し、診療施設へ掲示を依頼する。

- ③ 診療料金の例示様式を作成し、各診療施設が金額を記入し、待合室等に掲示するよう依頼する。
- ④ 地方獣医師会における動物医療相談窓口の設置を推進する。
- ⑤ 小動物診療料金の実態調査結果を公表する旨を発表するとともに取組みを実施した。

さらに、獣医師の職務等は社会から十分理解されていない状況もあり、今後、獣医師が社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠である。このため獣医師の果たすべき役割のいっそこの社会的理解の情勢に資することとし、動物関連団体・企業の支援協力の下で市民参加型イベント事業として、平成19(2007)年10月7日に「2007 動物感謝デー in Tokyo "World Veterinary Day"」を東京都庁前「都民広場」において、約1万人の参加者を得て開催した。

本イベント事業は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして、毎年実施することとした。



平成19(2007)年に開催された「2007 動物感謝デー」

2. 獣医学教育の改善への取組み

こうした環境の変化に合わせ、いっそうの充実が求められるのが獣医学教育である。

獣医学教育は昭和59年度に学部6年制教育となつたが、北海道大学を除く国立獣医学系大学では農学部の一学科として位置づけられ、欧米諸国に比し小規模で、高度な獣医学教育に必要な教官数、施設・設備が十分に確保されているとはいえない状況にあった。

平成元(1989)年11月の全国獣医師大会において国立大学獣医学科の再編整備が要望事項として決議されたのを受け、日本獣医師会はその実現に向けて文部省をはじめ関係各所に要請を続けたが、各大学の諸事情により進展を見ないまま経過した。

気運が再び高まったのは平成10(1998)年のことである。大学関係者が我が国獣医学教育の国際的水準への強化・充実等を強く唱え、東日本の4大学（帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学）の獣医学科は東北大学獣医学部として、西日本の4大学（鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学）の獣医学科を九州大学獣医学部として再編統合する案を検討の俎上にのせた。

この気運を受け、日本獣医師会を中心に獣医学教育関係者連絡会議が組織され、「獣医学教育のあり方に関する懇談会」（関係各界の有識者で構成）を設置し、獣医学教育充実に関して諮詢したのは、その翌年の平成12(2000)年8月のことであった。

答申は平成13(2001)年2月に出され、国・公・私立大学において社会の養成に応えうる獣医師養成を目指すためには、教育組織を学科規模ではなく学部規模に拡充し、最低限、獣医師国家試験出題科目を十分に教授できる講座数（教授数）を確保することなどが不可欠であるとした。

以後、日本獣医師会は同答申の趣旨を踏まえ、

終始一貫して、

- ① 国立大学法人10大学を再編統合の上、獣医学部として整備すること
- ② 公立・私立大学法人6大学については、入学定員に応じた十分な教員数・施設・設備の整備を国の施策として推進すべきことを、文部省をはじめ関係機関に要請し続け、平成17(2005)年には、学術・教育・研究委員会を中心に、外部評価システムのあり方を検討するとともに、大学が教育改善に取り組む上での指標となる獣医学専門教育課程のカリキュラムを「標準的カリキュラム」として取りまとめるなどし、引き続き再編整備による真の学部体制確立に向け取り組んでいる。

3. 獣医学の研鑽を目指して

平成4(1992)年5月に一部改正された獣医師法第16条の2において「診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も、(略)臨床研修を行うよう努めるものとする」と明記された。平成9(1997)年には家畜伝染病予防法の一部が改正され、確実かつ効率的な家畜防疫を実施するため、新たな伝染病や未知の疾病に遭遇したときの届け出が獣医師に義務づけられた。獣医師は、より高度で的確な診断技術をもって対応することが求められるようになったわけである。

以上のことから、日本獣医師会は、日本中央競馬会の交付金を財源とする(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成9年度から3年間計画で「新疾病等防疫体制強化事業」を実施した。

この事業の一環として取り組まれたのが、卒後研修(生涯教育)のあり方に関する調査・検討事業であった。この事業は、獣医師が適切な獣医療技術を提供していくために、大学卒業後も修得する必要のある課題、内容及び方法等について研究・



平成18(2006)年、連携大会が秋篠宮殿下ご臨席の下、つくば市で開催された

検討したもので、その成果は平成12(2000)年3月、卒後臨床教育(インターーン制)、継続教育(ポイント制)、専門医養成教育(レジデント制)を三本柱とする「獣医師生涯教育に関する基本構想」として取りまとめられた。

卒後臨床研修については、平成13(2001)年12月、日本獣医師会会长から諮問を受けた卒後臨床研修制度検討委員会は検討を重ね、平成15(2003)年3月、卒後臨床研修の実施機関の整備、及び研修期間は最低限1年以上が望ましい旨を内容とする答申を取りまとめた。

継続教育については、獣医師生涯研修事業運営委員会を設置し、平成12(2000)年6月に「獣医師生涯研修実施規程」を定め、同年度から3年間を試行期間として、ポイント制を導入した「獣医師生涯研修事業」を開始した。

一方、専門医養成教育については、専門医制度検討委員会において検討が進められた。平成13(2001)年12月、本会会长から諮問を受けた同委員会は、平成15(2003)年4月、「獣医師専門医機構」の設立を中心とする提言を取りまとめた。

以降、学術団体等による自主的な「獣医師専門医機構設立準備協議会」の立ち上げ、専門医制度に係る規則、認定試験、受験規約、専門医認定基準等の考え方等についても検討を行った。

また、学術の振興を目的として、毎年、学会年次大会を開催しているが、平成18(2006)年3月には日本獣医学会学術集会と同時・同一場所開催、合同企画・相互乗り入れ方式による、初の日本獣医師会・

日本獣医学会連携大会を開催した。

なお、本大会の開会式には秋篠宮殿下のご臨席を賜り、お言葉を頂戴するとともに、記念講演「家畜化の考え方—鶏の事例から—」をご講演いただいた。

4. 動物愛護福祉対策への取組み

平成11(1999)年11月、学校や家庭で多発する小動物の虐待や遺棄が社会問題化したことなどを背景に、「動物の保護及び管理に関する法律」(動管法)が一部改正された。昭和48(1973)年の制定以来26年ぶりの改正で、法律名も「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)に改称されるとともに、第2条の基本原則の中で動物が「命あるもの」であることが明文化されたのをはじめ、飼い主責任の強化、動物取扱業に対する規制等の導入、罰則の大幅な強化と対象動物の拡大、適正飼養と愛護の普及啓発の推進等が盛り込まれた。

日本獣医師会では、動管法改正の気運が高まっていた平成10(1998)年7月、「動物福祉の増進に関する検討会」を設置、検討結果を取りまとめて、関係各所に要請を行ったが、成立を見た改正動管法(動物愛護法)には、日本獣医師会における検討結果の大半が反映される形となった。

この動物愛護法の施行とリンクさせる形で、日

本獣医師会は大きく2つの動物愛護対策に取り組んだ。生体埋込型のマイクロチップ(MC)による動物個体識別と、学校飼育動物を介した情操教育の実現である。

日本獣医師会ではペットブームを背景に、種々の危険動物や移入種(外来種)の動物が輸入・販売、飼育され、これらの動物の遺棄や逃亡による住民の不安や農作物に対する被害、さらには在来種をはじめ生物多様性への深刻な影響など、看過できない問題が続出するようになったことから、所有者責任を明確にするとともに、災害時の動物救護の観点から、平成10(1998)年以降、MCを活用した動物の個体識別技術の導入について取組みをいっそう加速させた。

さらに平成14(2002)年12月、MCを利用した動物個体識別事業の推進母体として動物ID普及推進会議(AIPO)が設立された。AIPOは、動物愛護4団体と日本獣医師会により構成される組織で、MCを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及する事業を推進している。

平成18年度、外来生物法の施行、動物愛護法の改正等の関係法令の整備等を受け、平成17年度末に1万489頭だった登録頭数は6万2799頭に大幅増加した。以後も、全国の自治体でリーダーの設置、MC読み取り体制の整備が進められている。

一方、日本獣医師会が初等教育における動物を活用した情操教育(心の健康教育)の必要性を唱え、学校飼育動物活動の提言を文部省に行ったのは、平成10(1998)年4月のことである。この時期に頻発した少年犯罪の急増と凶悪化、低年齢化を背景にしてのことであった。

提言を受けた文部省は、平成10(1998)年12月に改訂された「小学校学習指導要領」(平成14年度から実施)に合わせ、平成11(1999)年5月発行の「小学校学習指導要領解説・生活編」の中に「動

物飼育について地域の獣医師との連携と指導」を明記したことにより、地方獣医師会の活動に弾みがついた。

その後、日本獣医師会は、平成12(2000)年2月、学校で飼育される種々の動物について保健衛生指導を担う獣医師が、学校からの飼育相談、診療依頼に対応できるよう「学校飼育動物診療ハンドブック」を作成、全国の診療獣医師に配布した。

平成14(2002)年3月には、「学校飼育動物保健衛生マニュアル」(平成17年3月改訂)を作成し、地方獣医師会、全国の家畜保健衛生所に配布した。

特にマニュアルは、平成16(2004)年の高病原性鳥インフルエンザ発生の際に有効活用が図られた。平成15年9月には、学校飼育動物委員会を設置し、学校飼育動物活動の現状と課題を整理し、事業推進のための指針策定に取り組んだ。

以来、全国の小学校に「学校獣医師」を必置する法整備や、教育委員会から地方獣医師会に対する「学校飼育動物獣医師巡回指導委託事業」の創設などを文部科学省に要請し、学校飼育動物活動の全国的な普及・定着への努力を続けている。

5. BSEをはじめとする家畜伝染病等への対応と食の安全・安心への取組み

平成10(1998)年、前年に引き続き、前述の新疾患等防疫体制強化事業の一環として、家畜伝染病予防法の一部改正で、新たに対象動物となった中小家畜について防疫技術研修を全国で開催する一方、獣医師の疾病届け出義務の円滑化のため、電子システムの開発と獣医師届け出マニュアルの作成等に努めた。

また、本事業と同様、(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成12年度から3年間計画で「監視伝染病等防疫体制支援事業」を実施した。これは監視伝染病の発見・診断の迅速化及び初動防

疫措置等の防疫体制の整備、充実を図るため、家畜疾病総合情報システムの開発としてCD-ROM、インターネットのホームページによる疾病のマルチメディア情報を作成するとともに、監視伝染病早期発見対策の推進として、同システム有効利用のための家畜飼養者に対する診療獣医師の保健衛生指導の充実、強化のためのマニュアル作成、さらに診療獣医師の疫学分析手法を開発し、それぞれ研修会を開催して普及に努めた。

そのような中で平成12(2000)年3月、宮崎県下において、我が国で92年ぶりの口蹄疫が発生した。本会では直ちに地方獣医師会を通じ関係者への周知徹底を図った。

しかし、翌平成13(2001)年9月には千葉県下で我が国初の牛海綿状脳症(BSE)発生例が報告され、畜産業界を震撼させるとともに、畜産物に対する消費者の不安は一挙に高まった。

日本獣医師会は、BSEの発生を受け、平成13(2001)年10月、「BSE緊急会長提言」を取りまとめ、地方獣医師会をはじめ関係各方面に配布するとともに、BSE緊急対策会議を設置し、情報の収集及び伝達、緊急事態への対策の検討・協議、関係当局との連絡・調整及び支援体制の点検・整備、学識経験者からの助言・指導、関係業界との連携強化、外部への広報体制等について協議した。以後、理事会、全国獣医師会会長会議において情報分析等を行うとともに、学会年次大会をはじめ、関係団体と共にシナポジウム、講演会を開催するとともに、(財)日本食肉消費総合センターの助成を受け、BSE関連知識普及事業として、全国で知識普及のシンポジウムを開催、さらに翌年、農畜産振興事業団の助成を受け、国産牛肉等需要回復総合対策事業として、一般公開シンポジウムを全国で開催し、情報提供に努めた。

さらに平成13(2001)年9月、自由民主党へBSE

の迅速な原因究明、感染の排除、再発防止の徹底についての意見書を提出するとともに、同年10月、全国公衆衛生獣医師協議会及び全国家畜衛生職員会に、BSE緊急防疫・衛生対策の実施にあたり、食肉衛生検査所と家畜保健衛生所とのいっそうの連携強化について関係獣医師への指導を要請する一方、同年12月、牛海綿状脳症の呼称を「狂牛病」からBSEに改めるよう報道各社、マスコミ関係団体に要請した。以降、平成14(2002)年、平成15(2003)年にも、農林水産省及び厚生労働省あてBSE対策の徹底について要請した。

これに対して、国では食肉衛生検査所におけるBSE全頭検査と特定危険部位の除去・焼却処置を基本とする安全確保体制を構築することとなった。

また、平成16(2004)年1月には、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが山口県で発生し、同年3月までに4農場で約27万5,000羽が死亡またはとう汰されるという事態となった。

本病発生当初、公表に伴い国民の健康及び食の安全・安心への不安は、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害となった。これについては鶏卵・鶏肉の消費低迷につながったほか、特に飼育鳥の遺棄という事態を生じたため、平成16(2004)年2月に本会では学校飼育動物へ波及することを危惧して、「緊急提言：学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策」を作成して、教育関係機関等へプレスリリースを行い、感染に対する科学的な根拠に基づく正確な情報を提供した。

さらに、平成17(2005)年6月から12月にかけて茨城県を中心に41農場でも本病が発生し、約580万羽が殺処分または自衛殺処分されたほか、近年の海外での発生状況等を踏まえ、引き続き同疾病の情報の収集、提供に努めている。

この間、BSE発生を契機とした、国民の食の安

全に関する意識の高まりを受け、平成15(2003)年食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした食品安全基本法が施行されるとともに、内閣府には、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う食品安全の行政機関として食品安全委員会が設置され、日本大学の見上彪教授が獣医師として委員に選任され、以降、「食の安全・安心の確保」のため、生産・流通・消費の各段階における対策が展開された。その一環として、本会では、(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成15年度から4年間計画で「獣医師育成研修等強化対策事業」を実施した。

まず、平成15年度は、牛海绵状脳症対策特別措置法に基づく24月齢以上の死亡牛の獣医師の検案、届け出のシステム及び薬事法の一部改正による獣医師の副作用報告義務に基づく届け出システムをそれぞれ開発し、臨床獣医師を対象に、死亡牛検案・届出普及推進講習会及び医薬品副作用報告制度等普及説明会を全国で実施し、周知徹底に努めた。

さらに平成16年度から、平成14(2002)年に公表された「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」による「生産衛生管理体制整備事業」の全国展開を受け、獣医師のためのHACCP手法研修用教材(テキスト及びCD-ROM)を家畜別(基礎編、採卵鶏編、ブロイラー編、養豚編、肉牛・乳牛編)に作成し、平成19年度までに、これらを教材としたHACCP講習会(全国)及び検査実習を中心としたHACCP実地講習会(各地区)を順次開催して、獣医師へ最新の飼養管理技術情報の普及・定着を図ったところである。

さらに、平成18(2006)年5月、食品中の残留物質等への社会的関心の高まりを受け、食品衛生法に基づき、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留を規制するポジティブリスト制度が施行さ

れ、獣医師から農家への動物用医薬品等のいっそうの適正使用の指導等が求められることとなった。

これまで本会では、平成13(2001)年から、産業動物委員会において、獣医師の診療に基づく指示を行うための動物用医薬品指示書を必要とする要指示医薬品の適正な流通、使用のあり方について検討した結果、従来の指示書の様式を4枚複写式とし、うち1枚を都道府県の薬事監視部局に提出し、実効性ある薬事監視業務の実施を期すとともに、指示書の記載項目、内容については、要指示医薬品の流通、使用の状況を踏まえ、農林水産省と協議の上、いっそうの整備充実を図る必要がある旨提案し、これを受け、本会では平成15(2003)年5月、農林水産省に対し、要指示医薬品の適正流通等のいっそうの確保について要請した。

これに対して、農林水産省では、「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」を一部改正し、指示書を交付する獣医師は、あらかじめ都道府県ごとに整理された提出先に写しを提出することとされ、本会では指示書の様式を改訂し、「提出用」を加えた4枚複写式とともに、「使用者用」の様式に使用者の記載欄を設ける等整備を図った。

これについては平成19(2007)年1月に「動物用医薬品指示書交付の手引き」を策定、配布し、関係者へのいっそうの周知、徹底に努めた。

以降、獣医師育成研修等強化推進事業の一環として、動物用医薬品安全指導講習会、共通感染症講習会を開催するほか、(社)日本動物用医薬品協会の委託によるポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会を実施する等、畜産をめぐる食の安全・安心の確保を責務とする獣医師がさらに国民の期待に応えられるよう、知識、技術の向上、普及に努めた。

6. 定款の一部変更

——職域別部会組織の発足等

平成11(1999)年6月の第56回通常総会において定款の一部変更が可決・承認された。定款の変更は平成6(1994)年以来のことと、理事定数が「19人以上26人以内」から「17人以上21人以内」に、役員の任期が「3年」から「2年」に改められた。理事定数の減員は組織のスリム化と経費節減を目的に、また役員任期は平成8(1996)年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいての変更であった。

また、平成14(2002)年2月から、組織財政委員会では会長からの諮問事項である事業活動の当面の課題、財政面での問題等について検討を行い、平成15(2003)年1月答申を提出した。

その中で「地方獣医師会を会員とする団体会員制の基本的な枠組みは維持しつつ、構成獣医師の意見が日本獣医師会の事業運営により反映しうるような組織のあり方を検討する必要がある」とされ、本件については理事会、全国獣医師会会长会議の協議を経て、第60回通常総会において、平成15年度事業計画(案)として承認された。

以後、構成獣医師の職域活動に関わる部会組織のあり方として、地方獣医師会、職域関係委員会、職域関係団体と協議するとともに、理事会、全国獣医師会会长会議で検討を重ねて、平成16(2004)年の第61回通常総会において、日本獣医師会の事業運営機関として職域別部会組織の発足が承認され、定款及び定款施行細則の改正をもって平成17(2005)年4月1日から施行された。

職域別部会は、産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会で組織され、各部会は部会委員会(常設委員会と個別委員会)により

構成され、その運営は日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、会長が各職域理事推薦母体から提出された推薦候補者及び学識経験を有する者の中から、検討テーマにふさわしい人材を委員会ごとに選考の上、委嘱し、各部会の委員会として発足させた。

平成17年度に発足した部会委員会では、2年にわたり各テーマについて協議検討し、その結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会で協議の上、本会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、マスメディアその他情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。

7. 情報化への取組み

地方獣医師会との情報交換の円滑化、会員獣医師に対する情報提供及び一般社会に対する広報等のサービス向上を目的に、平成11(1999)年3月31日、日本獣医師会はホームページ(HP)を開設した。HP開設にあたっては、(財)全国競馬・畜産振興会の補助を受けて(社)中央畜産会が実施する「情報提供拠点整備支援事業」による助成を受けて機材を整備し、本会の情報高度化検討委員会においてコンテンツを作成したものである。

コンテンツは、獣医師が関係する職域情報、飼育動物に関する情報、本会雑誌の内容、学会・セミナーの開催情報、関係法令に規定される疾病の届け出に関する情報、各種疫学情報等からなる。

平成16(2004)年4月、一般に公開したHPに加え、パスワードによるアクセス制限を設けた会員・構成獣医師専用サイトを開設。同年5月末には、「日本獣医師会メールマガジン」(メルマ日獣)の刊行を開始している。

8. 狂犬病予防対策の推進

平成11(1999)年、国と地方自治体が分担すべき役割を明確化するために「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）」が公布され、これまで都道府県が処理していた犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付事務等が平成12(2000)年4月から市町村へ委譲されることとなった。

本会では、平成11(1999)年8月、地方獣医師会へ狂犬病予防注射事業を円滑に推進するための基本的な考え方として、現行の集合注射方式の維持、市町村と獣医師会が狂犬病予防連絡協議会等を設けることなどについて都道府県との連携確保、市町村との間で狂犬病予防注射事業の実施に関する契約書等の事務手続きの締結、集合注射料金の都道府県単位での統一が望ましい旨通知した。

次いで、平成13(2001)年8月に自由民主党あて事務移管後の狂犬病予防注射事業に対する国からの積極的な支援等を要請した。

以降、狂犬病予防注射事業に対する要請として、平成14(2002)年4月には厚生労働省あて犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底等を要請し、同省ではこれを受け、「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」として、「狂犬病予防法に基づく犬の登録の徹底を図るための業務実施要領」を取りまとめ、各自治体の衛生関係部局に通知した。

さらに、平成15(2003)年以降、同省あて、同通知に基づき都道府県が代表して、市町村事務を含めた狂犬病予防業務の調整を図るとともに、獣医師会との連携推進、自治体に対する指導強化、狂犬病発生時の初動防疫体制の点検整備等について要請してきた。

なお、獣医師会における狂犬病予防注射事業についての取組みは、平成14年度第1回地区獣医師

会連合会会長会議において、本会が取りまとめた「狂犬病予防注射事業の対応等について」を協議の上、同対応の趣旨に沿って、それぞれ地方獣医師会の実情に即した対応を図られるよう通知し、これを対応の基本方針とした。

平成18(2006)年、狂犬病の最終発生から50年が経過し、狂犬病に対する一般の関心が薄れつつある中で、隣国の中では、各地で狂犬病の発生が増加。対策として多数の犬の処分が報道され、また同年11月、フィリピンからの帰国者2名が帰国後発症、死亡した事例が報告され、社会的不安が広がった。一方、厚生労働省では、狂犬病予防法に規定する鑑札と狂犬病予防注射済票の様式自由化を目的とする省令改正に関するパブリックコメントが実施された。

このような事情を受け、本会は、省令改正については、狂犬病対策の形骸化につながるとして反対の立場をとるとともに、狂犬病予防対策における登録と定期予防注射の安定的な実施体制の確保のためには、国、自治体及び獣医師会の連携の確保と飼育者への効果的な普及啓発対策が必要であるとの認識の下、平成18年度において狂犬病予防対策の確実な普及と推進の方策としての地域における自治体と獣医師会のネットワークの整備及び犬の所有者への普及啓発の推進等を要請し、パブリックコメントに対しても、本省令改正は接種率の向上に結び付かず、狂犬病行政に混乱を示唆する旨意見を提出した。

また、マスメディア対応として、本会ホームページを通じて、狂犬病及び狂犬病対策に関する本会の考え方を取りまとめて一般向けにアピールするとともに、主要マスメディア各社に提言として送付する一方、平成19(2007)年2月、新聞（全国紙）紙上にて「狂犬病対策を忘れてはいませんか」と題した、日本獣医師会会长から狂犬病予防の重

要性を訴える意見広告の掲載等を実施した。

さらに、獣医師向けの狂犬病に対する知識・技術の向上対策として、平成18(2006)年11月、関係団体との共催により「家畜衛生フォーラム2006—狂犬病の侵入をいかに防ぐか—」を開催し、狂犬病に関する正確で科学的な情報を一般に普及することの重要性を呼びかけた。

次いで、平成19(2007)年2月には日本獣医師学会年次大会(さいたま)において、市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」を開催し、約500名の参加者を得て、狂犬病対策の重要性を一般市民に普及・啓発した。

なお、厚生労働省は、本会の要請活動等の働きかけに対し、平成19(2007)年3月、狂犬病対策の充実・強化についてを都道府県等に通知し、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策の中で、法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割について明確化が図られるとともに、地方獣医師会と地方行政の連携強化による地域ネットワークの整備を図る必要性が明文化されたほか、登録事務については、行政の窓口及び集合注射会場における登録のほか、動物病院における事務の代行等についての検討が示唆されるなど、従来より一歩踏み込んだ対応が示された。

また、本会が反対した鑑札と注射済票の様式の自由化については、一定の基準を定めることとされた。

今後における狂犬病予防注射事業のあり方については、小動物臨床部会の小動物委員会において「狂犬病予防注射事業の整備の方向」が、公衆衛生部会の公衆衛生委員会において「狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射」が検討項目として取り上げられて協議された。

協議においては、狂犬病予防注射事業は、本会が平成8(1996)年に定めた「狂犬病予防注射ガイドライン」及び前記「狂犬病予防注射事業の対応等について」を基本として対応していくこととし、狂犬病の登録率及び予防注射率の向上のためには、獣医師会と地域の行政の間の連携を密にして対応する必要があるとされた。

9. 國際協力事業への取組み

日本獣医師会では、平成4年度から日本中央競馬会の交付金を財源とする(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、11年計画(平成6年度に基金の追加造成を受けて平成14年度まで実施)でアジア諸国の獣医師に対して産業動物獣医学の先端技術を修得させることを目的として国際獣医師育成研修事業を実施した。

本事業では全国獣医系5大学(北海道大学、東京大学、山口大学、酪農学園大学、麻布大学)の協力を得て、アジア獣医師会連合加盟国等14カ国(バングラデシュ、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、中国、韓国、台湾及びベトナム)から選考され、毎年、日本に派遣された獣医師(18名程度)を対象として上記大学にて1年間研修を実施するほか、大学が夏季休暇の間、国内の獣医関係機関で技術研修を行った。

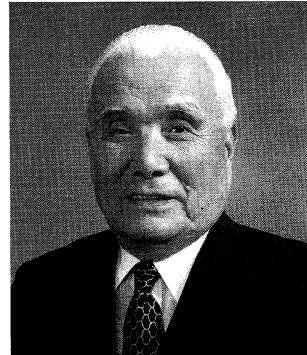
なお、本事業における研修修了者の総数は144名であった。

本事業によりアジア諸国における獣医療技術の向上に資する等の国際貢献に努めた。

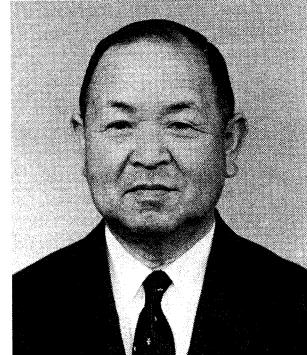
歴代の会長



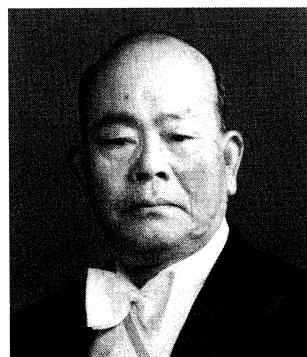
初代会長
島村 虎猪



2代・4代会長
越智 勇一



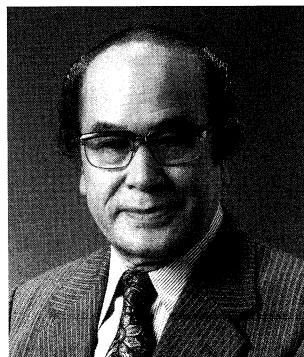
3代会長
黒沢 亮助



5代会長
堀本 宜実



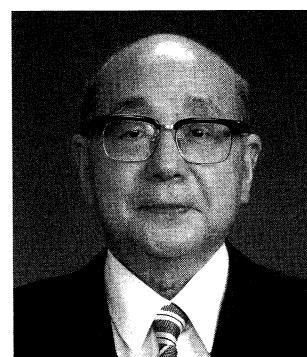
6代会長
館沢 円之助



7代会長
中村 寛



8代会長
椿 精一



9代会長
杉山 文男



10代会長
五十嵐 幸男



11代会長
山根 義久

歴代の役員

役職 \ 年度	昭和23	昭和24-25	昭和26-27	昭和28-29	昭和30-31	昭和32-33	昭和34-35	
会長	島村 虎猪	島村 虎猪	島村 虎猪	越智 勇一	越智 勇一	黒沢 亮助	越智 勇一	
副会長	田中 丑雄 榎原 義一	田中 丑雄 榎原 義一	榎原 義一 越智 勇一	近藤 正一 榎原 義一	黒沢 亮助 原田 雪松 荒井 研	武藤六三郎 今井 治郎 小松純之助	大越 伸 荒井 研	
常任理事	堀尾 正朔	堀尾 正朔	大越 伸 小栗 菊夫 千葉喜一郎 小松純之助	小松純之助 小栗 菊夫 大越 伸 荒井 研	大津 隆紹 小松純之助 北浦弥太郎	大津 隆紹 北浦弥太郎 秋葉 利三	館沢円之助 松井 武夫 高橋 徹	
理事	大森 智堪 今井 治郎 池田 錫 小華和忠士 小松純之助 山本文陸郎 斎藤千寿男 宮沢重次郎 鈴木 央 伊藤 良作 中村 茂 野田 照美 奥山吉備男 北村 保 鬼塚 乙 坂梨 正三	阿曾村千春 千葉喜一郎 近末 憲一 原 増巳 小泉照次郎 小松純之助 山本文陸郎 斎藤千寿男 宮沢重次郎 鈴木 央 伊藤 良作 中村 茂 野田 照美 奥山吉備男 北村 保 鬼塚 乙 坂梨 正三	太田 信吉 平野 栄次 館沢円之助 (林 正浩) 中原 常吉 萩原 政俊 久我 延 大津 隆紹 中村 茂 宮井 佳夫 鈴木 房三 (福本菊松) 管家 左京 越智 勇一 緒方 繁 (西尾義美) 斎藤千寿男 添川 正夫 館沢円之助 徳善 正美 鳥潟 熱	黒沢 亮助 平野 栄次 山田 虎次 千葉喜一郎 中原 常吉 萩原 政俊 久我 延 大津 隆紹 中村 茂 宮井 佳夫 三橋 堯 宮井 佳夫 鈴木 房三 (福本菊松) 管家 左京 越智 勇一 緒方 繁 (西尾義美) 近末 憲一 中内 節 吉武 一雄 高石清太郎 武藤六三郎 高本 寅作 阿曾村千春 近藤 正一 山田 民雄	平野 栄次 山極 三郎 山田 虎次 千葉喜一郎 三浦 定夫 久我 延 安達幸次郎 (市川陸奥磨) 市川陸奥磨 (市川陸奥磨) 三橋 堯 小熊 巍 管家 左京 管家 左京 板垣啓三郎 牛尾 克馬 堀本 宜実 須藤 興 吉武 一雄 武藤六三郎 太田 信吉 (館沢円之助) 秋葉 利三 青木 龍身 山下 仲市 山田 民雄	平野 栄次 山下 仲市 梅津 元晶 吉田 勇蔵 吉田 勇蔵 久我 延 荒井芳太郎 鳥潟 熟 福島 啓 神津 博太 小熊 巍 管家 左京 管家 左京 清水淳三郎 高田 馬治 安藤 善助 松田 辰二 吉武 一雄 武藤六三郎 秋葉 利三 青木 龍身 岩田 三郎 青木 龍身	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 吉田 勇蔵 久我 延 大津 隆紹 内藤 敏雄 三橋 堯 (中村 茂) 神津 博太 小熊 巍 管家 左京 近末 憲一 西尾 義美 赤堀 琢磨 尾座本正月 馬場 静雄 千葉喜一郎 小熊 巍 三橋 堯 岩田 三郎 青木 龍身	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 吉田 勇蔵 久我 延 大津 隆紹 内藤 敏雄 三橋 堯 (中村 茂) 神津 博太 小熊 巍 管家 左京 近末 憲一 早水 勝一 管家 左京 西尾 義美 赤堀 琢磨 尾座本正月 馬場 静雄 千葉喜一郎 阿部 豊 緒方 緑雄 須藤 興 馬場 静雄 青木 龍身 山極 三郎
年度(監事)	昭和23	昭和24-25	昭和26	昭和27-28	昭和29-30	昭和31-32	昭和33-34	
監事	近藤 正一 高木万太郎 白井恒三郎	山本文陸郎 近藤 正一 鈴木 央	白井恒三郎 大津 隆紹 山本文陸郎	白井恒三郎 鈴木 一司 山本文陸郎	山本文陸郎 小泉照次郎 白井恒三郎	小泉照次郎 小栗 菊夫 前 薫彦	小栗 菊夫 今村 三郎 小泉照次郎	

注:() 内は上段に掲げる者の後任として補欠選任された役員

年度 役職	昭和36-37	昭和38-39	昭和40-41	昭和42-43	昭和44-45	昭和46-47	昭和48-49
会長	堀本 宜実	堀本 宜実	堀本 宜実	堀本 宜実	館沢円之助	館沢円之助	中村 寛
副会長	荒井 研 大越 伸	荒井 研 楳原 義一	荒井 研 田中 良男	田中 良男 館沢円之助	田中 良男 栗田 武男	中村 寛 北 昂	椿 精一 杉山 文男
常任理事	館沢円之助 高橋 徹 松井 武夫 大塚 佳信	館沢円之助 大塚 佳信 松尾 実 松井 武夫 武藤六三郎 山極 三郎	館沢円之助 笠井 千石 後藤 寿久 松井 武夫 武藤六三郎 山極 三郎	栗田 武男 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 北 昂 市原 鶴雄	千葉喜一郎 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 (神林三男) 青木 椿	千葉喜一郎 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 (神林三男) 山吉 精一	千葉喜一郎 久山登美雄 山本竹三郎 神林 三男 阪口 昭二 黒川 和雄
理事	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 三浦 定夫 相沢 実 大津 隆紹 武藤六三郎 辻川 達雄 管家 左京 鈴木 愛次 広江 巖 西尾 義美 (金井甚太郎) 中西 俊蔵 高野 季信 田尻 易 馬場 静雄 田垣 住雄 山極 三郎	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 手塚 藤助 手塚 藤助 山田 昭三 前 薫彦 鈴木 一司 麻生 三郎 管家 左京 管家 左京 鈴木 愛次 牛尾 克馬 伊藤 隆治 赤堀 琢磨 馬場 静雄 八谷 哲馬	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 手塚 藤助 吉田 勇蔵 栗田 武男 小泉照次郎 青木 山吉 安達 五郎 森川 一雄 (寺前太市) 宮沢 金雄 菅家 左京 管家 左京 牛尾 克馬 山田 保 金井甚太郎 阿部 豊 原 増巳 秋山 守	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 嶋本利三郎 吉田 勇蔵 小泉照次郎 相沢 実 鈴木 一司 安達 五郎 福島 啓 武藤六三郎 中村 寛 菅家 左京 管家 左京 牛尾 克馬 山田 保 池田理兵衛 阿部 文武 高野 季信 林 正浩	山極 三郎 山下 仲市 高橋 覚 三浦 定夫 相沢 実 鈴木 一司 安達 五郎 福島 啓 武藤六三郎 中村 寛 菅家 左京 管家 左京 牛尾 克馬 小田 良助 池田理兵衛 阿部 文武 高野 季信 舟木 軍平	山極 三郎 山下 仲市 古田 勇蔵 赤間 尚児 塚田賢一郎 浜田 嘉一 杉山 文男 谷沢 茂 早水 勝一 松尾 実 小俣 政美 金井甚太郎 森原 正喜 上田 信男 廣江 巖 山田 保 大谷 由幸 田尻 易 佐藤 東衛 衛藤 兵八	山極 三郎 山下 仲市 嶋本利三郎 渡辺 勝利 松川 忠夫 五十嵐 幸男 高橋 威彦 寺前 太市 武藤六三郎 小俣 政美 松尾 実 後藤 捨夫 梶山 松生 川村 利房 関 和虎 田尻 易
年度(監事)	昭和35-36	昭和37-38	昭和39-40	昭和41-42	昭和43-44	昭和45-46	昭和47-49
監事	小泉照次郎 今村 三郎 鳥潟 獻	今村 三郎 小泉照次郎 西岡 猛	市川陸奥磨 今村 三郎 広江 巖	今村 三郎 市川陸奥磨 小俣 政美	今村 三郎 清水 保寛 小俣 政美	清水 保寛 中林 虎一 本田 文武	本田 文武 中林 虎一 宮沢 金雄

役職 \ 年度	昭和50-52	昭和53-55	昭和56-58	昭和59-61	昭和62-64	平成2-4	平成5-7
会長	中村 寛	椿 精一	椿 精一	椿 精一	杉山 文男	杉山 文男	杉山 文男
副会長	椿 精一 杉山 文男	杉山 文男 本田 文武	杉山 文男 本田 文武	杉山 文男 本田 文武	塚田賢一郎 鈴木 一則	塚田賢一郎 鈴木 一則	塚田賢一郎 鈴木 一則
常任理事	嶋本利三郎 久山登美雄 伊藤 幸次 神林 三男 名倉啓一郎 黒川 和雄 山本竹三郎	嶋本利三郎 平尾 滋樹 佐川 富幸 三木 博 渋谷 良夫 今道 友則 牧野 隆一	五十嵐幸男 高橋 威彦 佐川 富幸 中井 薫 森谷 満 臼井 和哉 大谷 保	塚田賢一郎 五十嵐幸男 高橋 威彦 佐川 富幸 森谷 満 臼井 和哉 柴田 真	高瀬 七郎 後藤 捨夫 五十嵐幸男 小暮 規夫 宇井 昌生 (小山 実) 伊沢 久夫	五十嵐幸男 久山登美雄 (宮本 讓) 藤沢 忠世 小川 智徳 相澤 盛夫 (川口勝男) 竹内 啓	五十嵐幸男 宮本 讓 藤沢 忠世 小川 智徳 相澤 盛夫 (川口勝男) 竹内 啓
理事	酒井 保 斎藤 次郎 小林 晃三 千葉喜一郎 泉 春作 小泉照次郎 高橋 威彦 山崎 茂 堀場 利幹 小俣 政美 松尾 実 谷口鎌三郎 森原 正喜 安野 正正 本田 文武 東 清次	酒井 保 森 貫一 三浦 定夫 高瀬 七郎 嶋田賢一郎 塚田賢一郎 沢田 恭一 大谷 保 早福 惣吉 鈴木 一則 吉田 龍蔵 吉田市太郎 後藤 捨夫 金井甚太郎 梶山 松生 多田羅 昌 曾我 定秋 渡久地政仁	酒井 保 森 貫一 嶋本利三郎 鈴木 新 塚田賢一郎 塚田賢一郎 浜田 嘉一 清野 光一 大角 博 谷沢 茂 小林 進 松尾 実 松尾 実 金井甚太郎 松尾 昌泰 小島 悅吉 (松本嘉雄) 齊藤 邦利 (森 磐次) 柿元 秀雄	酒井 保 森 貫一 佐藤 亀治 浅沼 周成 (木幡 昌) 藤井 勇 三浦 定夫 加藤 三郎 森安 一男 川股 相吉 (丸山多喜雄) 吉田市太郎 植野 梅雄 (釤崎直佑) 金井甚太郎 瀧口 次郎 梶山 松生 永森 朝光 関 開 上平川栄次郎 山口 安夫	酒井 保 (三宅 勝) 森 貫一 森 貫一 (木幡 昌) 鳴本利三郎 大内 賢二 鈴木 新 泉 春作 加藤 三郎 森安 一男 笛本 勝 桑島 吉夫 内田 和夫 (安部勝人) 木村 喜光 布施 康正 浅井 稔 白川 信夫 鷺塚 貞長 鷺尾 勝彦 吉田 克郎 平尾 滋樹 (巖崎新雄) 松尾 昌泰 (矢田和夫) 多田羅 昌 (山根 乙彦) 江島 健次 山元 敏進 大根田貞夫 (金岡五男)	三宅 勝 木幡 昌 (数寄芳郎) 鳴本利三郎 大内 賢二 鈴木 新 泉 春作 加藤 三郎 森安 一男 笛本 勝 桑島 吉夫 内田 和夫 (安部勝人) 木村 喜光 布施 康正 浅井 稔 白川 信夫 鷺塚 貞長 鷺尾 勝彦 吉田 克郎 平尾 滋樹 (巖崎新雄) 松尾 昌泰 (矢田和夫) 多田羅 昌 (山根 乙彦) 江島 健次 山元 敏進 大根田貞夫 (金岡五男)	三宅 勝 数寄 芳郎 伊藤 新一 (佐藤 佐) 鳴本利三郎 大内 賢二 鈴木 新 泉 春作 加藤 三郎 森安 一男 笛本 勝 桑島 吉夫 内田 和夫 (安部勝人) 木村 喜光 布施 康正 浅井 稔 白川 信夫 鷺塚 貞長 鷺尾 勝彦 吉田 克郎 平尾 滋樹 (巖崎新雄) 松尾 昌泰 (矢田和夫) 多田羅 昌 (山根 乙彦) 江島 健次 山元 敏進 大根田貞夫 (金岡五男)
年度(監事)	昭和50-52	昭和53-55	昭和56-58	昭和59-61	昭和62-64	平成2-4	平成5-7
監事	中林 虎一 小林 進 金井甚太郎	中林 虎一 柏倉 則文 関 和虎	中林 虎一 柏倉 則文 関 和虎	中林 虎一 上条 峻 多田羅 昌	中林 虎一 難波 博 多田羅 昌	村橋 巧 難波 博 後藤 捨夫	村橋 巧 難波 博 後藤 捨夫

注:() 内は上段に掲げる者の後任として補欠選任された役員

年度 役職	平成8-10	平成11-12	平成13-14	平成15-16	平成17-18	平成19-20
会長	杉山 文男	五十嵐幸男	五十嵐幸男	五十嵐幸男	山根 義久	山根 義久
副会長	五十嵐幸男 鈴木 一則	金川 弘司 辻 弘一	金川 弘司 辻 弘一	金川 弘司 辻 弘一	藏内 勇夫 中川 秀樹	藏内 勇夫 中川 秀樹
専務理事	松山 茂	松山 茂	大森 伸男	大森 伸男	大森 伸男	大森 伸男
地区理事	金川 弘司 古後 直 大島 寛一 鈴木 新 深沢 宗勝 松倉 次郎 倉林恵太郎 山口 誠夫 田代 昇一 田端 祐司 (旗谷昌彦) 中川平八郎 大島 武敏 中張 勝弘 樋口 孝男 藏内 勇夫 原田 良徳	森田 彰 大島 寛一 中川 秀樹 手塚 泰文 田代 昇一 中川平八郎 瀧口 次郎 景浦 忠徳 藏内 勇夫	坂井 清治 大島 寛一 中川 秀樹 手塚 泰文 田代 昇一 (菅沢吉登) 串田 壽明 坪倉 操 中間 實徳 竹内 久 藏内 勇夫	坂井 清治 武田金之助 中川 秀樹 手塚 泰文 東出 義弘 (菅沢吉登) 串田 壽明 坪倉 操 竹内 久 藏内 勇夫	田村 誠朗 坂本 禮三 高橋 三男 手塚 泰文 杉山 俊一 小島 秀俊 白石 清則 宮地 忠義 麻生 哲	波岸 裕光 坂本 禮三 高橋 三男 手塚 泰文 布施 康正 (楠原征治) 谷 達雄 唐木 茂樹 岡本 和夫 麻生 哲
職域理事	竹内 啓 山元 敏進 宮本 讓 藤沢 忠世 池本 英志 吉村 統	竹内 啓 山元 敏進 清野 光一 藤沢 忠世 川西 昭喜 山崎 省二	竹内 啓 小林 悅夫 山縣 純次 藤沢 忠世 長谷川昂史 森田 邦雄	酒井 健夫 稻庭 政則 岡本 有史 横尾 彰 宮沢 壽 森田 邦雄	酒井 健夫 近藤 信雄 細井戸大成 横尾 彰 大田 霧三 (戸谷孝治) 森田 邦雄	酒井 健夫 近藤 信雄 細井戸大成 横尾 彰 戸谷 孝治 森田 邦雄
年度(監事)	平成8-10	平成11-12	平成13-14	平成15-16	平成17-18	平成19-20
監事	村橋 巧 和田 滋 (巖崎新雄) 山本 翔	鈴木 兵一 廣岡 小波 原 京平	鈴木 兵一 玉井 公宏 原 京平	玉井 公宏 麻生 哲	桑島 功 高野 貞男 玉井 公宏	金田 義宏 桑島 功 玉井 公宏

創立後の歩み [年表]

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
昭和23(1948)	<p>7.10 獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律公布（法第116号）、即日施行。指令により日本獣医師会解散。</p> <p>8.10 社団法人日本獣医協会創立。会長に島村虎猪氏。事務所を千代田区代官町に置く。</p> <p>11.9 農林省指令第3467号により、社団法人日本獣医協会設立認可。</p> <p>12.20 日本獣医協会雑誌創刊。</p>	<p>7.12 へい獣処理場等に関する法律公布（法第140号）。</p> <p>7.13 競馬法公布（法第158号）。</p> <p>7.26 旧家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布（法第188号）。</p> <p>7.29 薬事法公布（法第197号）。</p> <p>7.- 種畜法公布（法第155号）。</p> <p>10.8 動物医薬品等取締規則公布（農林省令第92号）。</p> <p>11.30 獣医学教育基準、同施設基準決定（大学基準協会）。</p> <p>12.- 馬匹去勢法を廃止する法律公布。 *ユダヤ人国家イスラエルが誕生。</p>
昭和24(1949)	<p>3.29 第1回通常総会開催。会長に島村虎猪氏選任。</p> <p>5.9 獣医事審議会を設置し、第1回会議を開催。獣医事審議会内に家畜の日本脳炎研究委員会設置。</p> <p>9.2 獣医事審議会教育部会を設置、第1回会議を開催。</p> <p>10.31 家畜臨床集談会を東京大学にて開催。</p> <p>- 診療事業調整特別委員会設置。</p> <p>- 狂犬病予防対策特別委員会設置。</p> <p>- 獣医師倫理綱領の決定（第4回獣医事審議会及び第5回理事会にて）。</p> <p>- 家畜共済団体診療事業と開業獣医師との業務調整が昭和24年における主要課題。</p>	<p>6.1 獣医師法公布（法第186号）。</p> <p>6.8 農業災害補償法の一部改正（法第201号）。</p> <p>6.10 家畜商法公布（法第208号）。</p> <p>7.1 家畜衛生試験場北海道支場設置。</p> <p>8.- 牛の流行性感冒が長崎県下より発生。翌昭和25年大流行、28年終息。</p> <p>9.12 獣医師免許審議会令公布（政令第330号）。</p> <p>10.19 旧家畜伝染病予防法の一部により、同法が牛の流行性感冒に適用される。</p> <p>*湯川秀樹がノーベル物理学賞を受賞。</p>
昭和25(1950)	<p>3.26 全国獣医師大会を大阪市にて開催（～3.30）。獣医師倫理綱領を採択。決議は下記のとおり。</p> <p>① 官公庁、農業団体診療事業と開業獣医師との業務調整、獣医師診療類似行為の取締り、獣医業の拡充強化</p> <p>② 家畜衛生、公衆衛生行政の確立、獣医学教育の刷新、学術普及、倫理の確立</p> <p>3.29 第2回通常総会。</p> <p>5.9 家畜臨床部会が発足。第1回部会。</p> <p>8.25 獣医学教育年限延長について教育刷新審議会に要請。</p> <p>- 生物学的製剤事故調査委員会設置。</p> <p>10.17 牛の流行性感冒調査研究委員会設置。第1回同委員会。</p>	<p>3.18 家畜保健衛生所法公布（法第12号）。</p> <p>4.5 「狂犬病撲滅対策要領」について農林・厚生事務次官通達。</p> <p>4.28 畜産局に薬事課新設。</p> <p>5.20 牧野法公布（法第194号）。</p> <p>5.27 家畜改良増殖法公布（法第209号）。</p> <p>8.26 狂犬病予防法公布（法第247号）。</p> <p>10.5 狂犬病予防法の施行について厚生事務次官通達。</p> <p>11.- 新獣医師法による第1回獣医師国家試験施行。以降毎年1回3月に施行。</p> <p>*朝鮮戦争勃発。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
昭和26(1951)	<p>- 厚生省・農林省に医薬分業反対の意見具申。</p> <p>2.2 家畜伝染病予防法改正、家畜共済制度の改革、診療業務の全面開放、馬の伝貧対策について参議院農林委員会において陳述要望。</p> <p>2.6 第3回臨時総会。</p> <p>2.26 定款改正。農林省指令第545号をもって認可。会名を社団法人日本獣医師会に改称、正会員の資格を一種とし、会の運営の一部改正、代議員会の新設など。</p> <p>3.29 第1回代議員会及び第4回通常総会。会長に島村虎猪氏選任。</p> <p>- 畜牛結核調査委員会設置。</p> <p>- 獣医師会館建設委員会設置。</p> <p>- 獣医業推進委員会設置。</p> <p>11.30 獣医師会館文京区本郷2丁目3に竣工。落成式挙行(～12.1)。</p> <p>▼昭和26年度学術普及事業</p> <p>5.5 日本臨床獣医学会発足。学会長に黒沢亮助氏。</p> <p>5.8 家畜繁殖技術講習会を栃木にて開催(～5.12)。</p> <p>11.14 第1回日本臨床獣医学会が岐阜市岐阜大学にて開催。同学会において50年以上開業者表彰式挙行(11.13)。</p>	<p>3.- ニューカッスル病関東地区に発生流行。</p> <p>5.31 新家畜伝染病予防法公布(法第166号)。</p> <p>6.30 家畜衛生試験場北陸支場設置。</p> <p>7.27 農業災害補償法による家畜共済の事故防止について農林事務次官通達。</p> <p>*サンフランシスコ講和条約、日米安保条約調印。</p>
昭和27(1952)	<p>1.23 日本獣医師会の事務所を文京区本郷2丁目3の新獣医師会館に移転。</p> <p>3.15 第2回代議員会及び第5回通常総会。</p> <p>5.8 馬の伝貧調査研究委員会設置。第1回同委員会。</p> <p>6.5 広報宣伝委員会設置。</p> <p>6.6 定款改正。農林省指令第1669号をもって認可。事務所の所在地を東京都千代田区内から文京区内に改正。</p> <p>7.3 狂犬病予防法改正委員会設置。</p> <p>9.11 家畜共済病傷害疾病の共済基準額変更反対の旨(8月28日第13回理事会、全国会長会議の決議)を、農林大臣、大蔵大臣、衆參農林委員会に陳情。</p> <p>8.- この8月から翌28年8月まで、家畜共済死廃病傷一元化試験実施(臨時特例法)をめぐる問題処理に重点が置かれ、全国獣医師大会、各種委員会を開催。</p> <p>▼昭和27年度学術普及事業</p> <p>6.22 第2回日本臨床獣医学会を東京大学にて開催。</p> <p>9.1 第3回日本臨床獣医学会を北海道大学にて開催。</p> <p>10.22 家畜繁殖技術講習会を秋田にて開催(～10.26)。</p>	<p>4.1 動物検疫所が独立。</p> <p>4.1 家畜伝染病予防法、犬の輸出入検疫規則の一部改正(伝貧、結核検査方法の一部改正)。</p> <p>4.1 家畜衛生試験場赤穂支場設置。</p> <p>4.1 北海道大学獣医学部設置。</p> <p>10.7 狂犬病予防特別対策について厚生事務次官通達。</p> <p>12.8 家畜死亡廃用共済と病傷共済一元化に関する協議会(農林省主催)。</p> <p>*血のメーデー事件起こる。</p>
昭和28(1953)	<p>3.25 第3回代議員会及び第6回通常総会開催。会長に越智勇一氏選任。</p> <p>5.29 定款改正。農林省指令第1815号をもって認可。「第5条 獣医師であつて地方自治法第155条第2項の市における在住50名以上をもつて組織する市獣医(師)(協)会の会員を正会員とする」に改正、「第10条 副会長を3名」に改正。</p>	<p>5.20 狂犬病予防法による犬の狂犬病予防注射実施について厚生事務次官通達。</p> <p>8.1 と畜場法公布(法第114号)。</p> <p>8.20 農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律公布(法第244号)(死廃病傷共済の一元化</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>7.22 全国獣医師大会を千代田区神田日本教育会館にて開催。家畜共済に関する緊急問題を主要議題として、下記事項を決議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 獣医師制度の擁護 ② 家畜共済特別賦課金制度絶対反対 ③ 団体獣医師の待遇改善 ④ 獣医学教育制度の崩壊防止 ⑤ 有畜農民の自由と権利の擁護 <p>7.25 日本獣医師会国際獣医会議に加入し、日本委員会設置。越智会長が同会議に代表として出席。</p> <p>12.16 行政改革（厚生省乳肉衛生課の廃止、家畜保健衛生所法の廃止）及び法令改廃（獣医師法第17条 犬、猫及び鶏の削除など）に対し反対陳情。翌29年4月まで阻止運動を行い、目的達成。</p> <p>▼昭和28年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（4-9回）。 	<p>試験2年間実施を決定)。</p> <p>8.31 家畜伝染病予防法施行令公布（政令第235号）。</p> <p>8.31 狂犬病予防法施行令公布（政令第236号）。</p> <p>9.5 農業共済団体が開業獣医師を嘱託又は指定する場合の基準の農業保険課指示。</p> <p>*NHKが日本初のテレビ放送開始。</p>
昭和29(1954)	<p>3.26 第4回代議員会及び第7回通常総会（～3.27）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 家畜共済臨時特例法特別委員会設置。 - 国際獣医会議国内委員会設置。 - 日本臨床獣医学会号創刊。 <p>9.17 第5回臨時代議員会及び第8回臨時総会（～9.18）。定款改正が議題に。</p> <p>▼昭和29年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10-17回）。 	<p>3.- 乳牛繁殖障害防除事業実施。</p> <p>6.14 酪農振興法公布（法第182号）。</p> <p>7.1 日本中央競馬会法公布（法第205号）。</p> <p>11.- 京都府で炭疽局地的集団発生。</p> <p>12.- ニューカッスル病が大阪を中心に近畿地区に大発生。</p> <p>*米国がビキニ環礁で水爆実験。「第5福竜丸」が大量の「死の灰」を浴びる。</p>
昭和30(1955)	<p>1.25 獣医師会館が港区赤坂青山1丁目に竣工、落成式挙行。日本獣医師会事務所を同所に移転。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 紫政会結成（昭和39年12月、日本獣医師政治連盟と改称）。 <p>3.19 第6回代議員会及び第9回通常総会。会長に越智勇一氏選任。</p> <p>4.1 会館管理事業開始。</p> <p>4.- 家畜共済一元化に関する日本獣医師会の意見陳情。これに対し、6月24日、農林経済局長より回答（30農経局1231号）。</p> <p>8.5 定款改正。農林省指令第2774号をもって認可。事務所の所在地を東京都文京区から港区に改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 医薬分業問題に対する獣医師の業務について衆議院社会労働委員会公聴会にて陳述。 <p>8.18 獣医制度調査委員会設置。第1回同委員会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 狂犬病対策特別委員会設置。 <p>▼昭和30年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（18-26回）。 <p>7.1 日本獣医公衆衛生学会発足。学会長に越智勇一氏。</p>	<p>4.21 家畜伝染病予防法の一部を腐蛆病に準用。</p> <p>7.29 農業災害補償法の一部を改正する法律公布（法第95号）（死廃病傷共済の一元化）。</p> <p>8.1 農林省家畜衛生試験場に馬伝染性貧血研究部新設。</p> <p>8.27 養こう振興法公布（法第180号）。</p> <p>8.- この月、牛の流感が富山県に発生。翌昭和31、33、34年に大流行、35年終息。</p> <p>10.31 社団法人中央畜産会設立。</p> <p>*自民党と社会党による「55年体制」がスタート。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
昭和31(1956)	<p>2.4 第1回日本獣医公衆衛生学会。</p> <p>3.21 第7回代議員会及び第10回通常総会。</p> <p>9.11 定款改正。農林省指令第3433号をもって認可。「第5条 正会員に都道府県獣医(師)(協)会及び地方自治法第155条第2項の市における在住50名以上をもって組織する市獣(師)(協)会」を追加したほか、一部現情勢に適応するよう改正。</p> <p>- 乳房炎調査委員会設置。</p> <p>▼昭和31年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会(27-34回)。 - 日本獣医公衆衛生学会(2-8回)。 	<p>3.24 家畜伝染病予防法の一部改正(移動のための証明書、ブルセラ病検査など)。</p> <p>4.- 厚生省乳肉衛生課廃止。</p> <p>4.1 畜産局薬事課廃止。</p> <p>6.15 動物医薬品検査所設置。</p> <p>6.15 農林水産技術会議設置。</p> <p>10.22 大学設置基準(文部省令第28号)。</p> <p>11.24 第3回アジア獣疫会議を東京にて開催(~12.1)。</p> <p>- 日本家畜人工授精師協会設立。</p> <p>*日本が国連に加盟。</p>
昭和32(1957)	<p>3.27 第8回代議員会及び第11回通常総会開催。会長に黒沢亮助氏選任。</p> <p>- 國際獣医学会国内委員会各専門部会設置。</p> <p>6.1 地方公務員獣医師の給与改善運動の結果、自治庁次長通達(自公発第51号)により、医療職給与表2が適用される。</p> <p>10.5 定款改正。農林省指令第4824号をもって認可。地方自治法の改正に伴い、第5条「地方自治法第155条第2項の市」を「地方自治法第252条の19の市」に改正。</p> <p>- 家畜共済臨時特例法特別委員会において家畜共済診療内容の適正化について決議。</p> <p>▼昭和32年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会(35-42回)。 - 日本獣医公衆衛生学会(9-16回)。 	<p>5.- 乳牛栄養障害防除事業実施(農林省)。</p> <p>*ソ連、人類初の人工衛星「スプートニク1号」の打上げに成功。</p>
昭和33(1958)	<p>3.24 第12回通常総会。</p> <p>12.15 定款改正。農林省指令第6841号をもって認可。地方会のみを正会員とする連合体組織に移行し、代議員及び代議員制度を廃止。</p> <p>▼昭和33年度学術普及及び補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会(43-51回)。 - 日本獣医公衆衛生学会(17-24回)。 - 日本獣医公衆衛生学会号創刊。 <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>1.22 競走馬に関する獣医技術講習会を馬事公苑にて開催(~1.23)。</p>	<p>3.31 農学関係学部設置基準要綱(大学基準協議会制定)。</p> <p>4.- 牛乳品質改善事業実施(農林省)。</p> <p>*東京タワーが完成。</p>
昭和34(1959)	<p>3.27 第13回通常総会。会長に越智勇一氏選任。社団法人日本獣医師会に部会を設置[開業部会(後に大動物、小動物部会に分かれる)、家畜共済部会、公衆衛生部会、畜産及び家畜衛生部会、教育研究部会]。</p> <p>12.23 農業共済団体指定及び嘱託獣医師制度の改正案に対し、指定方法の趣旨が獣医師及び獣医学の本質、倫</p>	<p>4.- 厚生省乳肉衛生課再設置。</p> <p>7.- 動物虐待防止法制定の請願運動を日本動物愛護協会が開始。</p> <p>10.- 牛の流行熱研究委員会設置(農林省)。</p> <p>10.2 第1回極東家畜改良会議。</p>

年(西暦)	主 要 事 項	関連事項及び一般事項
	<p>理上原則的に反するとして反対決議、陳情。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 家畜共済特別委員会設置。 <p>▼昭和34年度学術普及及び補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（52－60回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（25－32回）。 <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>5.28 競走馬に関する獣医技術講習会を佐賀市にて開催。</p> <p>9.10 競走馬に関する獣医技術講習会を札幌市にて開催（～9.11）。</p>	<p>* 皇太子殿下の御成婚を機に「ミッチー・ブーム」起こる。</p>
昭和35(1960)	<p>3.27 第14回通常総会。獣医制度調査委員会にて獣医療法（仮称）制定に関する検討を開始。</p> <p>11.4 獣医師免許制度75周年記念全国獣医師大会。各地区において記念獣医師大会、中央においては、同日、日本都市センターホール及び赤坂プリンスホテルにおいて記念式典、功労者表彰及び祝宴を挙行。テレビ、ラジオ、新聞など広報宣伝を実施。</p> <p>▼昭和35年度学術普及及び補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（61－70回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（33－41回）。 <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>3.16 競走馬に関する獣医学術講習会を東京、船橋市にて開催（～3.18）。</p> <p>4.25 競走馬に関する獣医学術講習会を神戸市にて開催。</p>	<p>3.19 農業共済団体指定及び嘱託獣医師設置要綱の制定。農林経済局長通達。</p> <p>4.1 養鶏振興法公布（法第49号）。</p> <p>4.15 家畜保健衛生所法施行10周年記念大会。</p> <p>8.10 薬事法公布（法第145号）。</p> <p>* 安保反対闘争起こる。</p>
昭和36(1961)	<p>3.27 第15回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。</p> <p>9.7 獣医制度調査委員会及び全国獣医師会会长会議において、獣医療法制定などに関する要綱案作成。</p> <p>9.7 家畜共済診療点数制の改正、家畜共済掛金病傷部分の1/2国庫負担実現並びに雇入獣医師手当単価増額に関する陳情（全国獣医師会会长会議決議）。</p> <p>11.27 第3回全国獣医師大会を港区赤坂公会堂にて開催。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家畜共済診療点数の即時改正 ② 家畜共済病傷掛金国庫負担の実現 ③ 雇入獣医師手当単価の増額 ④ 獣医業制度の確立 ⑤ 獣医学教育年限の延長 ⑥ 狂犬病予防法の強化徹底 <p>▼昭和36年度学術普及及び補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（71－79回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（42－49回）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会及び病傷共済運営改善協議会（青森県以下17県を対象。農林省と共に）。 <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>10.18 競走馬に関する学術講習会を高知市にて開催（～10.19）。</p>	<p>2.1 動物医薬品等取締規則（農林省令第3号）。</p> <p>4.15 畜産の近代化、多頭羽飼育に対する家畜衛生対策指示（全国家畜衛生主任者会議、農林省）。</p> <p>6.12 農業基本法公布、施行。</p> <p>11.6 農林水産技術会議改組（家畜衛生試験場を畜産局の所掌から除外）。</p> <p>- 畜産振興事業団設立。</p> <p>* ソ連の宇宙飛行士ガガーリン少佐が世界初の有人宇宙飛行に成功。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	11.16 競走馬に関する学術講習会を栃木西那須、宇都宮市にて開催 (~11.18)。	
昭和37(1962)	<ul style="list-style-type: none"> - 開業獣医師の実態調査実施。 3.24 第16回通常総会開催。家畜共済制度改正促進方を農林省ほか関係各方面へ要請。 4.30 臨時組織財政調査会設置。獣医学教育年限延長について中央教育審議会に要請。 - 獣医師会館の移築（都市計画環状3号線道路建設に伴う敷地の一部〔道路面約100坪〕売却、獣医師会館の後方移築）。 11.27 第4回全国獣医師大会を新宿区安田生命ホールにて開催。決議及び陳情は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 獣医師関係諸制度の改革 ② 家畜共済制度の抜本的改正 ③ 獣医師の経済的社会的地位の確立 ④ 獣医学教育年限延長 ⑤ 家畜防疫民間協力態勢の強化 ⑥ 狂犬病予防の強化徹底 <p>▼昭和37年度学術普及及び委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（80-90回）。 9.23 小動物臨床獣医学会を日本臨床獣医学会内に設置。第1回を東京九段会館にて開催。以後、毎年1回開催。 - 日本獣医公衆衛生学会（50-58回）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（青森県以下17県対象）。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.- 病性鑑定施設設置事業実施（病理、生化学、農林省）。 7.12 多頭羽飼育に伴う多発疾病対策協議会（農林省）。 8.1 地方競馬全国協会設立。 <p>* キューバ危機起こる。</p>
昭和38(1963)	<ul style="list-style-type: none"> 2.23 第17回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。 - 獣医師関係諸制度の改革案を決定（獣医制度調査委員会、理事会、通常総会承認）。 8.14 第17回世界獣医会議（ハノーバー）に日本獣医師会代表・越智勇一氏ほか13名参加 (~8.21)。 9.14 家畜共済制度の抜本的改正に関する基本方針を理事会にて成案。 10.13 緊急全国獣医師会会长会議。決議及び陳情は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 家畜共済制度の抜本的改正の速やかな実施と家畜共済掛金に対する病傷部分の国庫負担の実現 ② 畜産の経営形態の変化に即応する家畜衛生体制の確立 ③ 新しい社会情勢に即応する獣医師関係諸制度の改正 ④ 獣医師の社会的地位の確立 ⑤ 家畜防疫に対する民間協力体制の強化 ⑥ 狂犬病予防及び犬取締行政の強化徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 5.20 家畜保健衛生所再編整備方針（農林省畜産局長通達）。 5.- 家畜集団衛生推進事業実施（農林省）。 7.24 家畜共済加入促進運動展開（農林省経済局長指示）。 8.14 第17回世界獣医学大会 (~8.21、ハノーバー)。 - 日本動物薬事協会創立。 - 日本養豚協会創立。 <p>* ザ・ビートルズ旋風が世界中に巻き起こる。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>▼昭和38年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会 (91 - 101回)。 - 日本獣医公衆衛生学会 (59 - 67回)。 - 日本獣医畜産学会発足。第1回を福島市で開催。学会長に木塚静雄氏。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会 (佐賀県以下17県対象)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会 (25地方会対象)。 - 獣医師会館に図書室、閲覧室 (24坪2階建) を増築。 10.- 獣医師の実態調査実施 (~翌39.2)。調査対象は、開業獣医師、団体、会社の診療従事獣医師2000名。 	
昭和39(1964)	<ul style="list-style-type: none"> - 海外技術協力促進委員会設置。 2.29 第18回通常総会。 4.6 獣医学科の新・増設反対を文部省に陳情。 11.7 家畜共済診療点数表改正を農林大臣、農林省経済局長及び畜産局長に要請。 12.- 紫政会を日本獣医師政治連盟と改称。 <p>▼昭和39年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会 (102 - 111回)。 - 日本獣医公衆衛生学会 (68 - 75回)。 - 日本獣医畜産学会 (2 - 3回)。 - 小動物技術向上講習会 (6地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会 (8地区対象)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会 (21地方会対象)。 9.1 家畜疾病発生状況調査を全国8地区48市町村を対象に実施 (~翌40.2.28)。 	<p>1.27 北海道酪農学園大学獣医学科新設。</p> <p>4.- ひな白痢自衛防疫推進事業実施 (農林省)。</p> <p>6.22 家畜共済制度改革の骨子成案 (全国農業共済協会)。</p> <p>9.29 獣医師法施行規則の一部改正 (申請手続の改正)。</p> <p>*第18回オリンピック東京大会開催。</p>
昭和40(1965)	<ul style="list-style-type: none"> 2.27 第19回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。 4.1 日本獣医師会学会規程の制定。 10.10 農林省試案「家畜共済制度改革の構想」に対する要望書提出。 10.30 獣医学大学、学科の新・増設反対を文部省に要請。 <p>▼昭和40年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会 (112 - 121回)。 - 日本獣医公衆衛生学会 (76 - 84回)。 - 日本獣医畜産学会 (4 - 7回)。 - 小動物技術向上講習会 (6地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会 (8地区対象)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会 (24地方会対象)。 	<ul style="list-style-type: none"> - 競走馬理化学研究所創立。 8.- 岩手県に炭疽発生。 8.- ニューカッスル病が大分県から発生、大流行。 8.25 狂犬病予防法公布15周年記念事業。 10.- 農林省家畜共済制度改革の構想公表。 10.- 家畜共済中央協議会 (~翌昭和41.7)。全国農業共済協会にて家畜共済制度改革検討、要綱化、実施の具体化。 11.2 炭疽防疫実施について農林省衛生課通知。 11.5 家畜保健衛生所の再編整備方針について農林事務次官通達。

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
昭和41(1966)	<p>2.28 第20回通常総会。</p> <p>4.1 図書出版事業開始。</p> <p>9.1 新家畜共済制度の運営、実施に対し、農林大臣に要請。</p> <p>11.7 新家畜共済制度普及説明会。</p> <p>11.18 家畜共済診療点数表の改正陳情（全国獣医師会会长会議決議）。</p> <p>▼昭和41年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（122-131回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（85-92回）。 - 日本獣医畜産学会（8-12回）。 - 小動物技術向上講習会（7地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（8地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術講習会（27地方会対象）。 	<p>* 米国軍がベトナムに北爆開始。</p> <p>1.25 北里大学畜産学部獣医学科新設。</p> <p>3.22 ニューカッスル病発生に伴う食鳥処理について指導通達。</p> <p>3.26 獣医師法施行規則の一部改正（手数料等の改正）。</p> <p>4.- 家畜衛生技術総合指導対策事業実施（農林省）。</p> <p>5.- 牛の流行性感冒が静岡県より発生、大流行。11月終息。</p> <p>6.- 動物保護管理法案制定促進運動展開（全日本動物愛護団体協議会）。</p> <p>6.- ニューカッスル病が6~7月にかけて大流行。</p> <p>7.9 農業災害補償法一部改正（家畜共済制度の改正）（法第125号）。</p> <p>8.22 第1回家畜衛生週間実施（~8.28）。</p> <p>* 「いざなぎ景気」始まる。</p>
昭和42(1967)	<p>2.28 第21回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。</p> <p>5.26 定款改正。農林省指令第110号をもって認可。第4条（京都、神戸及び名古屋3市獣医師会を正会員に追加）及び第12条、第17条（理事定数1名増加、事務局長の任免は理事会の承認）の改正。</p> <p>7.17 第18回世界獣医学大会に日本獣医師会代表・越智勇一氏ほか25名が参加（~7.22）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自衛防疫促進事業に対し、協力体制を整備するとともに豚コレラ自衛予防注射の実施と耳標の本会取扱い及び行使により責任体制を整備。 <p>11.1 家畜共済診療点数改正について要請。</p> <p>11.15 第5回全国獣医師大会を日本都市センターホールにて開催。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家畜共済診療点数の即時改正 ② 自衛防疫の拡充強化 ③ 産業家畜診療体制の改善 ④ 獣医事に関する諸制度の改革 ⑤ 野犬対策の強化徹底 <p>▼昭和42年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（132-141回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（93-101回）。 - 日本獣医畜産学会（13-18回）。 - 小動物技術向上講習会（7地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（8地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会（23地方会対象） 	<p>1.- 1月と3月にニューカッスル病が全国的に発生。</p> <p>2.- 豚コレラ予防液製造材料豚の屍体違法処理事件発生。</p> <p>4.- 家畜共済新制度実施。家畜共済特定損害防止事業始まる。</p> <p>4.- 自衛防疫促進事業実施（豚コレラ、ニューカッスル病）。</p> <p>8.21 第2回家畜衛生週間実施（~8.27）。</p> <p>10.2 OIE - FAOアジア極東地域獣疫会議開催（~10.9）。</p> <p>10.2 食品衛生法及び畜場法関係法令規則の一部改正（政令第324号、厚生省令43号）。</p> <p>* 「公害」が社会問題化する。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
昭和43(1968)	<ul style="list-style-type: none"> - 軽種馬講習会開催（3ヵ所）。 2.29 第22回通常総会。 3.30 自衛防疫に関する打合せ会議。 - 家畜伝染病予防法に基づく都道府県の実施する豚コレラ予防注射済耳標の規格統一、本会検定を実施。 11.9 日本獣医師会創立20周年記念式典を千代田区東京ヒルトンホテルにて挙行。功労者表彰及び祝宴。 ▼昭和43年度学術普及及び委託・補助事業 <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（142－150回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（102－109回）。 - 日本獣医畜産学会（19－23回）。 - 小動物技術向上講習会（2地区）。 農林省委託事業 <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（8地区）。 地方競馬全国協会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会（24地方会対象）。 - 競馬場獣医師研修会（5ヵ所）。 - 自衛防疫推進家畜衛生技術研修会を柏崎市家畜衛生試験場北陸支場にて開催（3回、6日間、各県1名）。 	<ul style="list-style-type: none"> - 自衛防疫体制の推進強化。 5.- 衆参農林水産委員会で家畜衛生の充実を決議。 - 獣医麻醉研究会設立。 6.- 家畜共済薬価基準表改訂。 8.- 第3回家畜衛生週間。 9.- 家畜伝染病予防法の一部改正を公布。 9.- 野犬一掃月間を全国的に展開。 <p>*日本をはじめ世界各地で大学紛争が活発化。</p>
昭和44(1969)	<ul style="list-style-type: none"> 3.19 第23回通常総会。会長に館沢円之助氏選任。 7.2 獣医制度調査委員会（獣医師法及び家畜伝染病予防法の改正）。 9.19 本会敷地の代替地について東京都知事に要請。 - 各部会開催（大動物、小動物、家畜共済、公衆衛生、畜産・家畜衛生、教育・研究の各部会）。 ▼昭和44年度学術普及及び委託・補助事業 <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（151－160回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（110－118回）。 - 日本獣医畜産学会（24－28回）。 - 小動物講習会（7地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（4地区）。 農林省委託事業 <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（8地区）。 地方競馬全国協会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会（24地方会対象）。 - 競馬場獣医技術研修会（6ヵ所）。 - 自衛防疫推進家畜衛生技術研修会を柏崎市家畜衛生試験場北陸支場にて開催（4回、6日間）。 - 家畜衛生知識普及推進事業。 - 自衛防疫普及事業。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.- 牛流感が全国的に発生。 - 東京畜犬KK問題起こる。 - 英国に狂犬病発生。 10.- 第1回海外伝染病防疫演習が愛知県で開催。 - 動物用医薬品等取締規則の一部改正（要指示医薬品）。 <p>*米国の「アポロ11号」が月着陸に成功。</p>
昭和45(1970)	<ul style="list-style-type: none"> 3.19 第24回通常総会。 7.29 家畜共済診療点数の改正に関し農林省経済局長及び畜産局長に要望。 9.26 狂犬病予防法施行20周年記念式典を東京ヒルトンホ 	<ul style="list-style-type: none"> - 牛乳の農薬残留問題起こる。 - 乳房炎治療注入剤に着色剤添加。 - 総合農政の基本方針を発表。 6.- 裁蹄師法廃止。

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>テルにて開催。表彰及び祝宴。</p> <p>10.19 家畜伝染病予防法の改正について畜産局長に要望。</p> <p>11.10 公務員獣医師の待遇改善について都道府県知事に要請。</p> <p>11.24 獣医学教育年限を6年に延長する旨を文部、農林、厚生各省に陳情。</p> <p>▼昭和45年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（161～169回）。 - 日本獣医公衆衛生学会（119～126回）。 - 日本獣医畜産学会（29～33回）。 - 小動物講習会（8地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（5地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 競馬場獣医師研修会（3ヵ所）。 - 自衛防疫獣医師研修会（15地方会対象）。 - 自衛防疫普及事業。 	<p>- メキシコ政府獣医官の来日交流。</p> <p>- 米国でマレック病新ワクチン開発。</p> <p>10.- 衛生検査技師法の一部を改正する法律施行令の公布。</p> <p>- 飼料添加物公定書の策定。</p> <p>*大阪万国博覧会開催。</p>
昭和46(1971)	<p>- 各部会開催（大動物、小動物、家畜共済、教育及び研究、畜産及び家畜衛生の各部会）。</p> <p>1.20 獣医師法改正方について畜産局長に要請。</p> <p>1.20 動物保護法案の成立促進について、内閣委員会委員長、自民党内閣部会長ほかに要請。</p> <p>1.28 家畜保健衛生所勤務獣医師の待遇改善について自治省財政局長に要請。</p> <p>2.2 農災法改正について農林省経済局長に要望。</p> <p>3.23 第25回通常総会。会長に館沢円之助氏選任。</p> <p>- 臨時家畜共済診療点数改正委員会設置。</p> <p>6.10 家畜共済診療点数改正に関する要望。</p> <p>- 臨時組織財政調査会。</p> <p>7.19 沖縄獣医師会を定款第5条「正会員の都道府県獣医師会」として入会を承認。</p> <p>- 第19回世界獣医学大会に日本獣医師会代表・北昂ほか20名が参加。</p> <p>10.4 三里塚の獣医学実地教育創始記念碑の移転について要請。</p> <p>11.26 臨時全国獣医師会会长会議。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家畜共済診療点数等の改正 ② 獣医学教育年限を6年に延長 ③ 産業動物衛生対策の確立 ④ 公務員獣医師並びに団体職員の待遇改善 ⑤ 動物保護管理法の制定促進 ⑥ 獣医師に対する金融措置 ⑦ 畜産物、特に牛肉の自由化阻止 <p>- 臨時組織財政調査会第1次答申。</p>	<p>1.- 衛生検査技師法の一部を改正する法律公布。</p> <p>2.- 家畜伝染病予防法の一部改正（国会附帯決議）。</p> <p>- 全日本小動物臨床獣医師協議会発会。</p> <p>8.- 第19回世界獣医学大会開催（メキシコ市）。</p> <p>- 馬のインフルエンザが各地で発生。</p> <p>- 家畜共済制度の一部改正。</p> <p>*米国大統領ニクソンのドル防衛政策により、ドル売りの「ニクソン・ショック」起こる。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>▼昭和46年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会 (170-179回)。 - 日本獣医公衆衛生学会 (127-134回)。 - 日本獣医畜産学会 (34-38回)。 - 小動物講習会 (7地区)。 - 小動物中央講演会 (1ヵ所)。 - 獣医公衆衛生講習会 (6地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会 (7地区)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 競馬場獣医師研修会 (4ヵ所)。 - 自衛防疫獣医師研修会 (15地方会対象)。 - 自衛防疫普及事業。 - 育成肥育乳用雄子牛の緊急衛生技術指導対策事業。 	
昭和47(1972)	<p>3.28 第26回通常総会開催。沖縄本土復帰に伴い、沖縄県獣医師会は日本獣医師会の正会員となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本会代替地に關し、都より内示。 <p>▼昭和47年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会 (180-189回)。 - 日本獣医公衆衛生学会 (135-142回)。 - 日本獣医畜産学会 (39-43回)。 - 小動物講習会 (8地区)。 - 獣医公衆衛生講習会 (7地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会 (7地区)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 競馬場獣医師研修会 (3ヵ所)。 - 自衛防疫獣医師研修会 (14地方会対象)。 - 自衛防疫普及事業。 - 乳用雄肥育素牛衛生技術指導事業 - 乳用雄肥育素牛の初乳飲用効果調査事業。 	<p>1.- 越智勇一氏が日本学術会議会長に就任。</p> <p>4.- と畜場法施行規則の一部改正。</p> <p>4.- 動物用医薬品等取締規則の一部改正。</p> <p>- 全国農業協同組合連合会発足。</p> <p>- 家畜畜産物衛生指導協会の整備推進。</p> <p>8.- 牛の異常産発生。</p> <p>- 動物用医薬品等取締規則の大幅改正 (要指示医薬品)。</p> <p>10.- 農林省畜産局長より文部省大学学术局長宛に獣医学教育年限延長について要望。</p> <p>11.- OIE - FAO共催のアジア・オセアニア地域獣疫会議を東京にて開催。</p> <p>*ニクソン大統領が訪中。米中関係が一気に正常化へ。</p>
昭和48(1973)	<p>1.12 第1回獣医師会館建設準備委員会。</p> <p>1.24 獣医師会館建設につき、都交通局の申入れにより事態が変化。三菱地所から都市計画法に基づく特定街区開発計画により該敷地の払下げ申請を提出。</p> <p>2.2 獣医師会館建設につき、三菱地所より特定街区開発計画について協力方要請。</p> <p>2.24 第2回獣医師会館建設準備委員会。</p> <p>3.20 家畜共済制度改正別委員会第1次答申案まとまる。</p> <p>3.30 第27回通常総会。会長に中村寛氏選任。</p> <p>8.3 家畜共済特別委員会 (11.16にも開催)。</p> <p>8.18 第28回臨時総会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - フランス国獣医師団の来日に伴う親善交歓。 	<p>- 石油蛋白が問題化。</p> <p>- 牛の異常産が前年より続く (アカバネ病)。</p> <p>- 家畜の耐性菌研究会発足。</p> <p>7.- 産業動物獣医師総合対策検討会 (農林省)。</p> <p>10.- 動物の保護及び管理に関する法律の制定、公布。</p> <p>11.- 豚水胞病の発生。</p> <p>*第1次石油ショックによる経済危機起こる。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> - V.J.B.Beveridge世界獣医協会会长が来日。 - 都交通局が青山敷地を払い下げ。取得。 9.17 獣医学教育年限延長対策懇談会。 9.22 獣医制度調査委員会。 9.26 家畜用配合飼料の原料表示の法制化について農林省畜産局に要望。 - 本会敷地、建物などを処分。 11.6 動物の保護及び管理に関する法律の制定に伴う動物保護審議会の委員について、内閣総理大臣、総理府、畜産局に要望。 - 本会事務所を港区南青山7丁目2番10号青康ビル4階に移転。 12.4 三菱地所と新獣医師会館建設に関する覚書を締結。 12.6 全国獣医師会長会議の決議に基づき、関係各省、国会等に陳情（政府予算に対する要望、家畜共済に関する緊急要望、獣医学教育年限延長に関する要望等）。 12.13 薬価基準及び診療点数表の即時改訂方を、農林省経済局長及び保険業務課長に要望。 12.20 薬価基準及び診療点数表の即時改訂方を農林大臣に要望。 <p>▼昭和48年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（9地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（8地区）。 - 日本獣医畜産学会（5地区）。 - 小動物講習会（7地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 第1回魚病講習会を東京・讚岐会館にて開催（3日間）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 競馬場獣医師研修会（4ヵ所）。 - 自衛防疫獣医師研修会（15地方会対象）。 - 家畜衛生情報編集配布事業。 	
昭和49(1974)	<ul style="list-style-type: none"> 3.10 日中農業農民交流協会代表訪中団に浦野菊男氏が参加（～3.20）。 3.20 第29回通常総会。 5.14 家畜共済特別委員会（～5.15）。会長諮問事項に対する最終答申案の取りまとめ。 6.7 家畜共済診療点数の改正、特に技術料の大幅引上げについて農林経済局長に要望。 7.15 東京・青山1丁目特定街区計画の承認決定。 7.- 家畜共済診療点数表の改正に関する検討委員会。 - 定款改正認可される。 11.9 獣医学教育年限について促進方を文部省に要請。 11.19 獣医学教育年限延長対策委員会。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.- 輸入ザルの赤痢菌問題。 1.24 農業共済再保險審査会薬価基準関係調査委員会開催（～1.25）。緊急措置として家畜共済診療点数表附表薬価基準表の改正とその施行時期の繰り上げ。 2.- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正。 3.- 動物用医薬品の再評価作業開始。 4.- 動物の保護及び管理に関する法律施行。 7.- 産業動物獣医師総合対策検討会

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>11.27 獣医制度調査委員会開催。獣医師法一部改正に関する最終案の取りまとめ。</p> <p>12.1 獣医師福祉共済制度が発足。</p> <p>12.3 第82回理事会開催。獣医師法一部改正に関する本案を決定。</p> <p>12.5 獣医師問題国會議員連盟総会に全国の獣医師会長出席。当面の獣医師問題を中心に解決促進方要望。</p> <p>▼昭和49年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（6地区）。 - 小動物講習会（7地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自衛防疫獣医師研修会（14地方会対象）。 - 繁殖障害防除技術研修会（7地方会対象）。 - 家畜衛生資料編集配布事業。 	<p>(農林省)。</p> <p>9.29 日中友好協会中国建国25周年国慶節祝賀代表団に杉山文男氏が参加（～10.15）。</p> <p>12. 牛のIBRが各地で発生。</p> <p>*三菱重工、三井物産などが過激派により連続爆破される。</p>
昭和50(1975)	<p>2.4 三菱地所及び本会の首脳会談。ビル建設計画を変更。</p> <p>2.26 獣医学教育年限延長対策委員会。</p> <p>3.14 第30回通常総会。会長に中村寛氏選任。</p> <p>3.28 獣医学教育改善に関する要望書を文部省、農林省、国会に提出。</p> <p>6.19 飼料の品質改善に関する法律の一部改正について国会に要請。</p> <p>7.6 第20回世界獣医学大会（ギリシャ・テッサロニキ市にて開催）へ椿精一氏ほか26名が参加（～7.12）。</p> <p>7.15 家畜共済制度の改善に関する農林経済局との懇談会開催（10.24にも開催）。</p> <p>8.29 獣医学教育年限延長対策委員会。</p> <p>10.24 獣医師問題国會議員連盟懇談会にて獣医学教育年限延長の推進方を要請。</p> <p>11.28 新青山ビルディングの建設に伴う地鎮祭を三菱地所、日本獣医師会の共催で挙行。</p> <p>▼昭和50年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（6地区）。 - 小動物講習会（7地区）。 - 小動物技術中央講習会（放射線の被曝防護講習会／2カ所）。 - 獣医公衆衛生講習会（6地区）。 - 第2回魚病講習会が静岡県浜名湖・東京大学水産実験所にて開催（3日間）。 	<p>2.- 産業動物獣医師総合対策検討会の報告まとまる。</p> <p>- 動物用医薬品等取締規則の改正（要指示医薬品）。</p> <p>5.- 豚水胞病が家畜伝染病予防法の法定伝染病となる。</p> <p>6.- 飼料安全法可決成立。</p> <p>7.- 第20回世界獣医学大会（ギリシャ・テッサロニキ市）。</p> <p>10.- Campbell教授獣医学教育視察来日。</p> <p>- 日中獣医畜産技術交流盛んとなる。</p> <p>- 農業災害補償法改正を政府で検討。</p> <p>12.- 全国家畜畜産物衛生指導協会設立総会。</p> <p>- 犬及び猫の飼養及び保管に関する基準告示。</p> <p>*サイゴンが陥落し、ベトナム民族解放。ベトナム戦争に終止符。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（6地区）。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繁殖障害防除技術研修会（15地方会対象）。 - 家畜衛生資料編集配布事業。 - 家畜衛生史作成資料収集事業。 	
昭和51(1976)	<p>2.4 獣医学教育年限延長対策委員会。</p> <p>2.27 獣医師問題国會議員連盟懇談会にて獣医学教育年限延長の推進方を要請。</p> <p>3.27 第31回通常総会。</p> <p>4.27 獣医師問題国會議員連盟懇談会にて、薬種商、獣医学教育、獣医師法改正、保健所法施行令改正等の諸問題について要請。</p> <p>6.16 新青山ビルディング建設認可。</p> <p>6.22 獣医師法制定50周年記念全国獣医師大会を東京・砂防会館にて開催。功労者表彰の実施。同大会における議題及び決議は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学部6年制獣医学教育を速やかに実施 ② 獣医師法を速やかに改正 ③ 動物保護法の積極的推進 ④ 家畜共済制度の改善 ⑤ 産業動物自衛防疫体制の強化 ⑥ 動物薬種管理制度の改善 <p>6.30 農林省経済局及び本会主催との懇談会。家畜共済制度の改善について要請。</p> <p>7.3 新青山ビルディング建設着工。</p> <p>7.9 厚生省及び本会主催との懇談会開催。保健所法施行令改正について要請。</p> <p>7.28 畜産局及び本会主催との懇談会。獣医学教育問題、獣医師法改正、薬種商問題等について要請。</p> <p>9.24 全国獣医師会会長会議。飼料安全法の施行に伴う対策について協議。</p> <p>10.22 獣医師問題国會議員連盟役員会。獣医学教育年限の延長等について要請。</p> <p>10.27 薬種商問題対策委員会。</p> <p>▼昭和51年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 小動物講習会開催（8地区）。 - 小動物技術中央講習会（放射線の被曝防護講習会／2カ所）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 第3回魚病講習会を新潟県長岡市・内水面水産試験場にて開催（3日間）。 	<p>2.17 全国公衆衛生獣医師職員協議会設立総会。</p> <p>2.- アジア獣医師会連合の結成準備会（マニラ市）。</p> <p>5.- 畜産局衛生課に薬事室新設。</p> <p>5.- 農業災害補償法等を一部改正する法律が成立。</p> <p>7.- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）の公布。</p> <p>10.- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定。</p> <p>11.- 保健所法施行令の一部改正。</p> <p>12.- 豚コレラ年間無発生。</p> <p>- 展示動物等の飼養及び保管に関する基準告示。</p> <p>*ロッキー事件が発覚。田中角栄前首相の逮捕に発展。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（8地区）。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繁殖障害防除技術研修会（15地方会対象）。 - 家畜衛生資料編集配布事業。 - 家畜衛生史作成資料収集事業。 	
昭和52(1977)	<p>1.17 薬事問題対策委員会（2.28にも開催）。</p> <p>3.22 第32回通常総会。</p> <p>6.8 薬事問題対策委員会（ほか2回開催）。</p> <p>7.28 獣医学教育年限延長実現パーティーを東京・ホテルニューオータニにて挙行。</p> <p>9.8 薬事法等適正運用に関し農林省畜産局長に要望。</p> <p>11.18 家畜共済の当面の諸問題について検討会。</p> <p>12.5 農畜産物輸入拡大政策撤回について要請。</p> <p>12.8 放射線被曝対策検討会から答申。</p> <p>12.16 家畜共済問題地区代表者懇談会。</p> <p>▼昭和52年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（8地区）。 - 日本獣医畜産学会（8地区）。 - 小動物講習会（8地区）。 - 小動物技術中央講習会（放射線の被曝防護講習会／2カ所）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 第4回魚病講習会を東京・三和銀行室町支店にて開催（2日間）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 動物用医薬品等適正使用推進研修会（14地方会対象）。 - 家畜衛生資料編集配布事業。 - 家畜衛生史作成資料収集事業。 	<p>1.- 飼料安全法の施行。</p> <p>5.- 獣医師法の一部を改正する法律の公布（学部4年、修士2年の修了者に獣医師国家試験の受験資格が与えられる）。</p> <p>7.- 鶏のロイコチトゾーン症が各地で発生。</p> <p>10.7 獣医師問題国會議員連盟役員会（11.29にも開催）。</p> <p>*王貞治がホームランの世界記録を達成する。</p>
昭和53(1978)	<p>1.21 狂犬病ワクチンに関する新聞等の報道について善処方を動物衛生協会理事長に要望。</p> <p>1.24 臨時組織財政調査会。</p> <p>2.10 薬事問題対策委員会（3.3にも開催）。</p> <p>3.14 犬の登録手数料改正に伴う行政的指導について厚生大臣に要望。</p> <p>3.23 第33回通常総会。日獣会長に椿精一氏選任。</p> <p>4.21 家畜共済問題懇談会を福岡市にて開催。</p> <p>6.3 国際獣医科大学新設について、文部・農林・厚生の各大臣に反対要請。</p> <p>6.15 家畜共済問題に関する三者会談（本会、農林省、農</p>	<p>1.10 獣医学教育の改善に関する懇談会設置。</p> <p>2.21 アジア獣医師会連合発会式並びに第1回大会がマニラにて開催（～2.23、中村寛会長ほか35名参加）。</p> <p>3.10 犬、猫の正しい飼い方推進運動の実施（～4月末）。</p> <p>4.1 獣医師法の一部を改正する法律の施行（獣医学教育修業年限を6年に改正）。</p> <p>5.12 農業災害補償法の一部を改正する</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>業共済協会)。</p> <p>6.29 家畜共済問題改善推進委員会。</p> <p>7.12 椿精一会長らが首相官邸に福田赳氏総理を訪問し、獣医師の諸問題について要望。</p> <p>7.21 人畜共通伝染病検討委員会。</p> <p>7.28 獣医師法改正委員会。</p> <p>7.31 薬事対策委員会。</p> <p>9.7 産業動物獣医師対策委員会。</p> <p>9.16 獣医学教育対策委員会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本獣医師会創立30周年記念式典並びに新会館竣工記念式典挙行。 <p>10.30 本会の事務所移転。</p> <p>11.20 魚病教育に関する懇談会。</p> <p>11.22 産業動物獣医師対策委員会。</p> <p>11.29 組織財政調査会。</p> <p>12.5 薬事対策小委員会。</p> <p>12.14 獣医学教育対策委員会。</p> <p>12.14 獣医師法改正委員会(12.27にも開催)。</p> <p>▼昭和53年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会(7地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会(7地区)。 - 日本獣医畜産学会(7地区)。 - 小動物講習会(8地区)。 - 獣医公衆衛生講習会(8地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会(7地区)。 - 家畜衛生新技術伝達普及推進事業。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 家畜主要疾病診断技術向上講習会(16地方会対象)。 - 家畜衛生資料編集配布事業。 - 家畜衛生史作成資料収集事業。 	<p>法律が可決成立。翌昭和54年4月1日施行。</p> <p>6.1 地方公共団体手数料令の一部を改正する政令の公布(政令第222号)。同日施行。</p> <p>7.5 農林水産省設置法に改められる。</p> <p>11.29 アジア獣医師会連合会組織委員会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 狂犬病予防法の一部改正。 <p>*米国でエイズ発症患者現れる。</p>
昭和54(1979)	<p>1.9 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>1.10 全国獣医師会会長会議(7.30、11.20にも開催)。</p> <p>1.26 獣医師法改正委員会(ほか6回開催)。</p> <p>1.29 放射線教育に関する検討会。</p> <p>2.5 家畜共済問題改善推進委員会(8.2にも開催)。</p> <p>2.9 人畜共通伝染病検討委員会(ほか3回開催)。</p> <p>2.19 薬事対策委員会(ほか3回開催)。</p> <p>3.3 産業動物獣医師対策委員会(8.2にも開催)。</p> <p>3.15 勤務獣医師待遇改善対策委員会(10.12にも開催)。</p> <p>3.16 組織財政調査会(ほか2回開催)。</p> <p>3.20 第34回通常総会。</p> <p>3.30 故原田雪松先生顕彰会実行委員会(ほか2回開催)。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会(10地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会(9地区)。 	<ul style="list-style-type: none"> - 世界獣医学協会常任委員会全日本代表が越智勇一氏から椿精一氏に変更。 - アジア獣医師会連合会第2回大会組織委員会及び実行委員会。 - 中華民国獣医学会総会で椿会長が特別講演。 <p>*英国でマーガレット・サッチャーが初の女性首相に就任。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7ヵ所）。 - 家畜主要疾病診断技術向上講習会（15地方会17ヵ所）。 - 小動物講習会（中央1回、地方8地区）。 - 獣医師公衆衛生講習会（8地区）。 - 魚病講習会（2回、延5日間）。 	
昭和55(1980)	<p>2.1 人畜共通伝染病検討委員会（2.29にも開催）。</p> <p>2.18 獣医師法改正委員会（ほか4回開催）。</p> <p>2.20 組織財政調査会。</p> <p>2.25 獣医師福祉共済制度委員会（7.23にも開催）。</p> <p>3.25 全国獣医師会会长会議（ほか2回開催）。</p> <p>3.26 第35回通常総会。</p> <p>5.26 家畜共済問題改善推進委員会（10.13にも開催）。</p> <p>7.24 勤務獣医師待遇改善対策委員会（11.18にも開催）。</p> <p>7.24 薬事対策委員会。</p> <p>8.22 開業獣医師問題対策委員会（10.14にも開催）。</p> <p>8.29 狂犬病予防に関する検討会。</p> <p>11.11 放射線教育に関する検討会。</p> <p>11.19 狂犬病予防法施行30周年記念行事。</p> <p>12.5 学会改善検討委員会。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 家畜主要疾病診断技術向上講習会（16地方17ヵ所）。 - 小動物講習会（中央1回、地方8地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 魚病講習会（1回）。 	<p>5.31 アジア獣医師会連合会第2回大会（～6.3）。</p> <p>7.1 第21回世界獣医学大会（～7.7、モスクワ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 検査長WVAの次期副会長に選任。 - アジア獣医師会連合会定款改正国内委員会。 - 中国農学会畜産獣医代表団来日。 - 動物用医薬品の使用基準の設定等の省令公布。 - 狂犬病予防法施行令、同施行規則の一部改正。 - 犬の輸出入検疫規則の一部改正。 - 犬パルボウイルス感染症が確認される（日本獣医学会で発表）。 <p>9.7 日本動物保護管理協会設立総会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業災害補償法の一部改正。 - 実験動物の飼養及び保管に関する基準告示。 <p>*ポーランドで「連帶」が誕生。</p>
昭和56(1981)	<p>1.9 学会改善検討委員会（ほか3回開催）。</p> <p>1.16 犬パルボウイルス感染症対策で農林省薬事室と協議。</p> <p>1.19 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>1.26 全国獣医師会会长会議（ほか3回開催）。</p> <p>2.24 獣医師法改正推進委員会。</p> <p>3.21 薬事対策委員会（ほか3回開催）。</p> <p>3.23 第36回通常総会。</p> <p>4.13 試作犬パルボウイルス感染症ワクチン野外試験に関する検討会（ほか3回開催）。</p> <p>4.28 獣医師道審議会。</p> <p>5.18 獣医学教育推進委員会。</p> <p>6.30 役員選挙規程改正検討委員会。</p> <p>7.2 獣医師福祉共済制度委員会（ほか2回開催）。</p> <p>7.20 組織財政調査会。</p> <p>7.21 放射線教育に関する検討会（11.27にも開催）。</p> <p>8.25 勤務獣医師待遇改善検討委員会。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 動物用薬品の使用基準の設定等の省令施行。 - 狂犬病予防等に関する協議会。 - 家畜衛生史編集出版事業協議会。 - へい獣処理問題検討会。 - 獣医師法の一部改正。 - 狂犬病予防法の一部改正。 <p>*中国残留孤児の第1陣が来日。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（10地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 動物用医薬品適正使用普及推進講習会（17地区）。 - 小動物講習会（中央2回、地方8地区10ヶ所）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 日中友好家畜針灸技術交流会（8ヶ所）。 	
昭和57(1982)	<p>1.18 獣医師法改正推進委員会（ほか8回開催）。</p> <p>1.22 全国獣医師会会长会議（ほか2回開催）。</p> <p>2.16 家畜共済問題改善推進委員会（8.4にも開催）。</p> <p>3.9 組織財政調査会（ほか2回開催）。</p> <p>3.25 第37回通常総会。</p> <p>5.7 学会年次総会企画委員会（ほか3回開催）。</p> <p>5.18 薬事対策委員会。</p> <p>7.30 役員選挙規程改正検討委員会（ほか2回開催）。</p> <p>10.30 学会年次総会運営実行委員会（ほか3回開催）。</p> <p>11.25 勤務獣医師待遇改善対策委員会。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（8地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（8地区）。 - 日本獣医畜産学会（8地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 動物用医薬品適正使用普及推進講習会（16地方会17ヶ所）。 - 小動物講習会（中央1回、地方8地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 魚病講習会（1回）。 	<p>- (社)日本動物保護管理協会設立認可。</p> <p>6.16 アジア獣医師会連合第3回大会（～6.19、ソウル）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 人畜共通伝染病に関する協議会。 - 病畜・へい獣処理問題協議会。 - 魚病対策に関する協議会。 - 國際協力事業団委託事業協議会。 - 獣医学教育の改善に関する調査研究会議。 - 人畜共通伝染病に関する検討会。 - 動物愛護週間中央行事、実行委員会第1回会議。 - 狂犬病予防注射の独占禁止法違反被疑事件に関する公正取引委員会の日獣長宛要望書。 <p>* S.スピルバーグ監督の『E.T.』が空前の大ヒット。</p>
昭和58(1983)	<p>1.27 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>2.22 家畜受精卵移植技術に関する協議会（～2.23）。</p> <p>3.7 勤務獣医師待遇改善対策委員会（7.12にも開催）。</p> <p>3.9 学会年次総会企画委員会。</p> <p>3.16 薬事対策委員会（8.3にも開催）。</p> <p>3.25 第38回通常総会。</p> <p>5.6 家畜衛生新技術伝達普及推進事業協議会（ほか3回開催）。</p> <p>5.6 動物用医薬品適正使用普及推進講習事業協議会（7.27にも開催）。</p> <p>5.31 全国獣医師会会长会議（11.22にも開催）。</p> <p>5.31 獣医学教育に関する学校教育法改正記念祝賀会。</p> <p>6.3 家畜共済問題改善推進委員会。</p> <p>6.21 組織財政調査会。</p> <p>7.25 人畜共通伝染病調査事業推進検討会。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 國際協力事業団委託事業協議会。 - 獣医学教育の改善に関する調査研究会議。 - 産業動物生産衛生協議会。 - 家畜衛生（動物検疫）検討会（農林水産省）。 - 動物愛護週間中央行事。 - 肉用牛生産振興特別推進事業中央推進会議。 <p>8.21 第22回世界獣医学大会（～8.26、オーストラリア・バース）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学校教育法の一部改正。 - 薬事法の一部改正。 - 家畜改良増殖法の一部改正。 - 獣医師法の一部改正。

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>8.4 獣医師法改正推進委員会（10.31にも開催）。</p> <p>8.23 豚オーエスキーブ防疫協議会。</p> <p>11.22 と畜場法施行30周年記念行事。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.15 第1回学会年次総会を日本大学農獸医学部東京校舎にて参加人員600名を集めて開催（～1.16）。 - 日本臨床獣医学会（9地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 動物用医薬品適正使用普及推進講習会（17ヵ所）。 - 小動物講習会（8地区）。 - 獣医公衆衛生講習会（8地区）。 - 魚病講習会（1回、3日間）。 	<p>*大韓航空機がサハリン上空でソ連機に撃墜される。</p>
昭和59(1984)	<p>1.20 地区獣医師会連合会長会議（ほか3回開催）。</p> <p>2.1 家畜共済問題改善推進委員会。</p> <p>2.3 勤務獣医師待遇改善対策委員会（ほか3回開催）。</p> <p>2.13 人畜共通伝染病実態調査協議会（3.23にも開催）。</p> <p>2.28 薬事対策委員会。</p> <p>3.21 第39回通常総会。</p> <p>5.17 獣医師道審議会。</p> <p>7.10 全国獣医師会会长会議（～7.11。10.17にも開催）。</p> <p>7.17 組織財政調査会（部会の設置）（ほか3回開催）。</p> <p>7.23 狂犬病予防検討会（ほか2回開催）。</p> <p>8.7 人畜共通伝染病対策検討会。</p> <p>9.15 家畜受精卵移植技術研修事業協議会。</p> <p>12.6 家畜共済問題検討会。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.11 学会年次総会を都市センター他の会場にて参加人員700名を集めて開催（～2.12）。 - 日本臨床獣医学会（9地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 家畜受精卵移植技術獣医師研修会。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門獣医師研修会（1回）。 ・技術向上獣医師研修会（15地方会）。 	<ul style="list-style-type: none"> - 産業動物生産衛生協議会。 - 産業動物臨床教育に関する大学関係者協議会。 - 家畜衛生海外情報関係協議会。 11.25 アジア獣医師会連合第4回大会（～11.27、台北）。 - 世界野生生物基金日本委員会WWF会合。 - 獣医師法一部改正（手数料）。 - 地方公共団体手数料令一部改正。 - と畜場法施行規則一部改正。 - 食品衛生法施行規則一部改正。 <p>*「かい人21面相」によるグリコ・森永事件起こる。</p>
昭和60(1985)	<p>1.11 人畜共通伝染病対策検討会（2.26にも開催）。</p> <p>1.16 狂犬病予防検討会（ほか3回開催）。</p> <p>1.17 地区連合獣医師会長会議。</p> <p>1.24 組織財政調査会。</p> <p>2.18 開業獣医師問題検討会（11.14にも開催）。</p> <p>3.5 牛白血病対策委員会（ほか3回開催）。</p> <p>3.11 勤務獣医師待遇改善対策委員会。</p> <p>3.26 第40回通常総会。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 家畜衛生海外情報関係協議会。 - 産業動物獣医師問題協議会。 - 家畜衛生問題（獣医事）検討会。 - 都道府県狂犬病予防担当者打合せ会議。 - 家畜衛生試験研究推進会議。 - ベットフードに関する公聴会（公取）。

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>7.5 全国獣医師会会长会議（11.25にも開催）。</p> <p>7.25 実験動物問題検討協議会（11.7にも開催）。</p> <p>8.2 人畜共通伝染病調査専門委員会（8.30にも開催）。</p> <p>9.18 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>11.14 家畜共済問題検討会。</p> <p>11.26 獣医師制度100周年記念式典。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>1.28 学会年次総会が都市センターにて参加人員740名を集めて開催（～1.29）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（9地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。 - 家畜受精卵移植技術獣医師研修会。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門獣医師研修会（1回）。 ・技術向上獣医師研修会（16ヵ所）。 - 小動物講習会（8地区）。 - 魚病講習会（1回・2日間）。 	<p>- 日本獣医学会創立100周年記念大会。</p> <p>11.8 第10回世界小動物獣医学会議を東京にて開催（～11.10）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中央畜産会創立30周年記念式典。 - 動物保護管理調査検討委員会。 - 食鳥肉検査制度検討委員会。 - 農業災害補償法の一部改正。 - 狂犬病予防法の一部改正。 - 家畜保健衛生所法等の一部改正。 <p>* 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落、520人が死亡。</p>
昭和61（1986）	<p>1.20 地区連合獣医師会会长会議（～1.21）。</p> <p>1.22 人畜共通伝染病調査専門委員会（2.28にも開催）。</p> <p>2.18 牛白血病対策委員会（7.8にも開催）。</p> <p>3.4 オーエスキーブドウ病対策検討委員会（ほか2回開催）。</p> <p>3.19 第41回通常総会。</p> <p>4.15 部会設置に関する協議会。</p> <p>5.7 実験動物問題検討協議会（7.7にも開催）。</p> <p>6.5 産業動物・家畜共済部会。</p> <p>7.15 全国獣医師会会长会議（11.19にも開催）。</p> <p>7.30 人畜共通伝染病対策協議会。</p> <p>7.30 教育研究部会。</p> <p>9.1 組織財政調査会。</p> <p>10.9 公衆衛生部会。</p> <p>11.18 勤務獣医師待遇改善問題協議会。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>1.20 学会年次総会が都市センターにて参加人員650名を集めて開催（～1.21）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会（9地区）。 - 日本獣医公衆衛生学会（9地区）。 - 日本獣医畜産学会（9地区）。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会（7ヵ所）。 - 家畜受精卵移植向上研修会（16ヵ所）。 - 小動物講習会（8ヵ所）。 - 公衆衛生講習会（8ヵ所）。 - 魚病講習会（1回、3日間）。 	<p>- 動物保護管理調査検討委員会。</p> <p>- 食鳥肉検査制度検討専門委員会。</p> <p>- パラグアイ技術協力事業協議会。</p> <p>- 全国公衆衛生獣医師協議会創立10周年記念式典。</p> <p>- 日本綿羊協会創立40周年記念式典。</p> <p>- E T問題懇談会。</p> <p>* 米国のスペースシャトル「チャレンジャー」が爆発事故。</p>
昭和62（1987）	<p>1.23 地区連合獣医師会会长会議。</p> <p>1.23 獣医学術奨励賞設置発表記者会見。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 家畜共済三者会議。 - 家畜共済関係問題協議会。

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>2.13 畜産家畜衛生部会（ほか2回開催）。</p> <p>3.2 産業動物家畜共済部会。</p> <p>3.4 小動物部会（ほか2回開催）。</p> <p>3.19 第42回通常総会。杉山文男会長が選任される。</p> <p>5.6 教育研究部会（6.17にも開催）。</p> <p>5.23 獣医学術奨励賞選考委員会（11.13にも開催）。</p> <p>6.11 オーエスキーボ病対策検討会（12.7にも開催）。</p> <p>7.3 組織財政調査会（11.10にも開催）。</p> <p>7.10 全国獣医師会会长会議（11.27にも開催）。</p> <p>7.15 公衆衛生部会。</p> <p>7.21 養豚管理衛生技術向上研修事業打合せ会議（ほか2回開催）。</p> <p>7.22 産業動物家畜共済部会（ほか2回開催）。</p> <p>8.7 A H T制度検討委員会（9.17にも開催）。</p> <p>10.28 顧問会議。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>1.24 学会年次総会を都市センターで開催（～1.25、参加人員800名）。</p> <p>5.8 学会長会議（10.28にも開催）。</p> <p>6.6 学会企画運営委員会（～6.7。7.12にも開催）。</p> <p>- 日本臨床獣医学会（8地区）。</p> <p>- 日本獣医公衆衛生学会（8地区）。</p> <p>- 日本獣医畜産学会（8地区）。</p> <p>- 農業共済団体指定獣医師等講習会（7地区）。</p> <p>- 養豚衛生管理技術向上研修会（19ヶ所）。</p> <p>- 小動物公衆衛生講習会（8地区）。</p>	<p>- 越智勇一先生顕彰記念会。</p> <p>- 家畜衛生問題検討会。</p> <p>- 産業動物飼養保管基準説明会。</p> <p>- オーエスキーボ病対策検討委員会。</p> <p>- 日生研40周年記念式典。</p> <p>- 日本学術会議「シンポジウム」。</p> <p>- 厚生省狂犬病予防等技術研修会。</p> <p>- 農業災害補償法施行40周年記念式典・全国農業共済大会。</p> <p>8.16 第23回世界獣医学大会（～8.21、カナダ）。</p> <p>- 厚生省50周年記念式典。</p> <p>- 産業動物の飼養及び保管に関する基準告示。</p> <p>- 獣医師問題議員連盟再編発足。</p> <p>*国鉄の分割・民営化なる。</p>
昭和63(1988)	<p>1.14 地区連合獣医師会長会議。</p> <p>1.20 獣医師道審議会。</p> <p>3.9 公衆衛生部会。</p> <p>3.25 第43回通常総会。</p> <p>6.13 日本獣医師会創立40周年記念式典を東京虎ノ門パストラルにて開催。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>2.5 学会年次総会が神戸ポートアイランドにて参加人員1800名を集めて開催（～2.7）。</p> <p>- 第1回獣医学術奨励賞授与（小動物2人、産業動物2人、公衆衛生1人）。</p> <p>- 産業動物の飼養及び保管に関する基準の講習会。 ・中央講習会（1回）。 ・地方伝達講習会（53地方会）。</p>	<p>- 越智勇一記念学術振興基金の設定。</p>
昭和64(1989) 平成元(1989)	<p>4.18 三学会長会議（11.7にも開催）。</p> <p>4.18 獣医学術奨励賞選考委員会（11.7にも開催）。</p> <p>4.18 学会改善検討委員会（小委員会）（ほか3回開催）。</p> <p>4.20 獣医事対策検討委員会（小委員会）（7.7にも開催）。</p> <p>5.11 全国獣医師会会长会議（ほか3回開催）。</p>	<p>4.1 獣医師法関係手数料令の一部改正。</p> <p>4.25 全国家畜衛生主任会議（～4.26）。</p> <p>4.27 全国家畜保健衛生業績発表会（～4.28）。</p> <p>5.9 日本中央競馬会創立30周年記念式</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>6.1 学会改善検討委員会（機関誌検討小委員会）（ほか4回開催）。</p> <p>6.19 産業動物・家畜共済部会（小委員会）（ほか2回開催）。</p> <p>7.5 世界獣医学大会（WVC）招致準備委員会。</p> <p>7.19 組織財政調査会。</p> <p>8.29 教育研究部会。</p> <p>9.29 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>10.20 小動物部会。</p> <p>11.20 全国獣医師大会。</p> <p>11.24 越智基金運営委員会。</p> <p>12.8 顧問会議。</p>	<p>典。</p> <p>6.2 エックス線基準検討会（農水省）（6.27、8.23、9.25にも開催）。</p> <p>7.3 全国家畜業績発表会30周年記念・家畜衛生必携編集委員会（8.8にも開催）。</p> <p>9.2 北里研究所創立75周年記念式典。</p> <p>12.15 全国農業共済大会。</p> <p>*昭和天皇崩御（1.7）。</p> <p>*中国で天安門事件起こる。</p>
平成2（1990）	<p>1.19 全国獣医師会会长会議（ほか2回開催）。</p> <p>2.10 獣医学術奨励賞選考委員会（ほか2回開催）。</p> <p>2.10 三学会合同幹事会・評議員会。</p> <p>2.27 日本産業動物獣医学会会則等を制定（4.1施行）。</p> <p>3.8 AHT制度検討委員会。</p> <p>3.9 認定医制度検討委員会。</p> <p>3.23 第45回通常総会。</p> <p>3.26 越智基金運営委員会（10.3にも開催）。</p> <p>4.20 獣医師年金基金制度検討会。</p> <p>6.27 食鳥検査及び狂犬病予防等に関する打合せ会議を厚生省にて開催。</p> <p>6.28 三学会の日本学術会議への登録を申請。</p> <p>6.29 獣医師法改正に関する検討（実験動物関係）。</p> <p>7.3 獣医師法改正に関する検討（動物園動物関係）。</p> <p>7.11 獣医師法改正に関する検討（小動物関係）。</p> <p>7.25 獣医師法改正に関する検討（ほか2回開催）。</p> <p>7.26 公衆衛生部会。</p> <p>7.27 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>8.2 教育研究部会開催（11.14にも開催）。</p> <p>8.2 WVC招致準備委員会等（ほか2回開催）。</p> <p>8.8 畜産家畜衛生部会（11.29にも開催）。</p> <p>8.22 産業動物・家畜共済部会。</p> <p>9.6 X線装置の取扱基準対応についての検討。</p> <p>9.17 獣医事審議会（小委員会）。</p> <p>10.2 小動物部会（12.12にも開催）。</p> <p>10.17 狂犬病予防法制定40周年記念事業実行委員会。</p> <p>12.20 獣医師福祉共済制度委員会（年金基金関係）。</p> <p>12.26 狂犬病予防法制定40周年記念事業日本獣医師会会长表彰選考委員会。</p>	<p>1.26 エックス線基準検討会（農水省）（3.2にも開催）。</p> <p>4.24 全国家畜衛生主任者会議（農水省）（～4.25）。</p> <p>4.26 全国家畜保健衛生所業績発表会（農水省）（～4.27）。</p> <p>4.26 岐阜大学連合大学院入学式。</p> <p>4.27 山口大学連合大学院入学式。</p> <p>6.19 獣医師国家試験検討会（農水省）。</p> <p>6.29 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律公布。翌平成3年4月1日施行（食鳥検査に関する規定は平成4年4月1日施行）。</p> <p>7.23 X線装置の取扱基準検討会（農水省、8.20にも開催）。</p> <p>8.3 家畜衛生必携編集委員会（9.6にも開催）。</p> <p>12.5 動物用医薬品の適正使用に関する説明会（農水省）。</p> <p>12.13 全国農業共済全国大会。</p> <p>*ドイツ統一なる。</p>
平成3（1991）	<p>1.18 獣医師福祉共済制度委員会（ほか3回開催）。</p> <p>1.22 産業動物・家畜共済部会。</p> <p>1.29 獣医師道審議会。</p> <p>2.2 獣医事審議会（小委員会）（ほか3回開催）。</p>	<p>2.4 家畜衛生必携編集委員会。</p> <p>4.1 獣医師法関係手数料令の一部改正。</p> <p>4.10 家畜衛生試験場創立70周年記念式典。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>2.8 平成2年度学会年次大会（～2.10）。狂犬病予防法制定40周年記念式典、狂犬病に関する国際シンポジウム、狂犬病予防業務に関する分科会等が開催される。</p> <p>2.8 越智基金運営委員会。</p> <p>2.9 顧問会議。</p> <p>2.9 獣医学術奨励賞選考委員会（ほか2回開催）。</p> <p>3.2 小動物診療体制検討委員会（8.31にも開催）。</p> <p>3.26 第46回通常総会。</p> <p>6.4 全国獣医師会会长会議（ほか3回開催）。</p> <p>6.6 畜産家畜衛生部会。</p> <p>6.7 WVC横浜大会招致準備委員会。</p> <p>6.18 農水省・日獣による獣医師法改正に関する打合せ会議（獣医師法改正に関する協議）（ほか3回開催）。</p> <p>6.26 農水省・日獣による獣医師法改正に関する検討会（ワーキンググループによる検討）（ほか5回開催）。</p> <p>9.4 獣医業の実態に関する調査実施。</p> <p>9.20 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会。</p> <p>10.7 獣医師法改正に関し、農林水産大臣宛て要望書提出。</p> <p>10.25 家畜伝染病予防法施行40周年記念日獣会長表彰選考委員会。</p> <p>11.25 野生動物等救護対策委員会。</p> <p>12.10 家畜伝染病予防法施行40周年記念式典。</p>	<p>4.23 全国家畜保健衛生所業績発表会（農水省）（～4.24）。</p> <p>4.25 全国家畜衛生主任者会議（農水省）（～4.26）。</p> <p>5.12 第1回パン・パシフィック獣医学会議（オーストラリア）（～5.17）。</p> <p>6.22 田中良男先生（本会顧問）葬儀。</p> <p>6.24 全國家畜畜産物衛生指導協会創立10周年記念式典。</p> <p>8.13 食鳥検査員となる獣医師の確保に関する通達（衛乳第66号、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）。</p> <p>10.25 農水省が「獣医事に関する研究会」（座長：山本格也畜産生物化学安全研究所理事長）を設置、第1回研究会（ほかに11.27、12.13にも開催）。</p> <p>11.14 家畜改良増殖法の一部改正に関する説明会（農水省）。</p> <p>12.19 食鳥検査業務受託獣医師会情報連絡会議。</p> <p>12.25 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令公布（政令第381号）。</p> <p>*ソビエト連邦が崩壊。</p>
平成4（1992）	<p>1.17 農水省・日獣による獣医師法改正に関する協議（2.24にも開催）。</p> <p>2.7 三学会年次大会（～2.9）。</p> <p>2.8 獣医学術奨励賞選考委員会（ほか2回開催）。</p> <p>2.28 全国獣医師会会长会議（ほか2回開催）。</p> <p>3.24 第47回通常総会。</p> <p>5.7 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>6.4 獣医師法改正・獣医療法制定記念祝賀会。</p> <p>7.4 獣医事審議会（8.22にも開催）。</p> <p>7.10 組織財政調査会。</p> <p>8.7 公衆衛生部会。</p> <p>9.1 第1回定款改正検討委員会。</p> <p>11.24 國際獣医師育成研修事業実施要領の制定。</p> <p>12.11 第2回定款改正検討委員会。</p> <p>12.12 世界獣医学大会（横浜）運営委員会（拡大委員会）。</p> <p>12.22 獣医事審議会（起草委員会）。</p>	<p>1.9 動物の処分に関する検討会（総理府）。</p> <p>1.13 獣医事に関する研究会（農水省）（1.24にも開催）。</p> <p>- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令施行（政令第381号）。</p> <p>4.17 農水省家畜改良センター設立記念式典。</p> <p>5.20 家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の施行（農林水産省畜産局長通達）。</p> <p>5.26 全国家畜衛生主任者会議（農水省）（～5.27）。</p> <p>5.28 全国家畜保健衛生所業績発表会（～5.29）。</p> <p>6.5 越智勇一先生を偲ぶ会。</p> <p>6.22 動物の処分に関する研究会（総理府）（9.2、12.8にも開催）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
		6.23 国際獣疫事務局アジア・太平洋地域事務所開所式。
		6.26 故椿精一先生合同葬儀。
		7.21 政省令改正等に関する協議（9.4、10.14、10.20にも開催）。
		8.7 獣医師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布（政令第272号）。
		8.7 獣医師法施行令公布（政令第273号）。9月1日施行。
		8.7 獣医療法施行令公布（政令第274号）。9月1日施行。
		8.7 獣医師免許審議会令の一部を改正する政令公布（政令第275号）。9月1日施行。
		8.19 食鳥検査業務受託獣医師会情報連絡会議。
		8.22 集合住宅における動物飼育を考えるシンポジウム。
		8.25 獣医師法施行規則の一部を改定する省令公布（農林水産省令第43号）。9月1日施行。
		8.25 獣医療法施行規則公布（農林水産省令第44号）。9月1日施行。
		9.1 獣医療法第15条第1項の規定に基づき同行の資金を指定する件公布（大蔵省・農林水産省告示第8号）。
		9.1 獣医師法施行規則第15条に規定する全国を区域とする獣医師の団体の指定を廃止する件公布（農林水産省告示第972号）。
		9.2 地方競馬全国協会創立30周年記念式典。
		9.8 農林水産省獣医事審議会（～9.9.9.18、10.23にも開催）。
		10.21 エックス線の取扱基準に関する説明会。
		10.22 獣医療法規則の一部を改定する省令公布（農林水産省令第52号）。同日施行。
		11.5 農業災害補償法施行45周年記念式典。
		11.5 農業共済基金設立40周年記念式典。
		11.9 獣医療法施行規則第21条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める件公布（農林水産省告示第1186号）。

年(西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
		<p>11.9 獣医師を指定する体制の整備を図るための基本方針の公表（農林水産省公表）。</p> <p>11.21 第8回FAVA大会（マニラ）（～11.25）。</p> <p>▼獣医師法改正に関連した国会審議等の経過</p> <p>4.14 獣医師法改正案等審議（衆議院農水委員会）（～4.15）。</p> <p>4.15 獣医師法改正案等可決・承認（衆議院農水委員会）。</p> <p>4.16 獣医師法改正案等可決・承認（衆議院本会議）。</p> <p>4.23 獣医師法改正案等審議（参議院農水委員会）（～4.24）。</p> <p>5.12 獣医師法改正案等可決・承認（参議院農水委員会）。</p> <p>5.20 獣医師法改正案等可決・承認（参議院本会議）。</p> <p>* 日本でPKO（国連平和維持活動）協力法案が成立。</p>
平成5（1993）	<p>1.8 世界獣医学大会（横浜）運営委員会（2.23にも開催）。</p> <p>1.13 世界獣医学大会（横浜）合同委員会。</p> <p>1.26 獣医事審議会。国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会。</p> <p>2.6 学会年次大会を京都にて開催。</p> <p>2.9 第3回定款改正検討委員会。</p> <p>2.15 野生動物等救護対策委員会。</p> <p>2.17 公衆衛生部会（10.19にも開催）。</p> <p>3.9 組織財政調査会。</p> <p>3.11 近未来における獣医業のあり方に関する検討結果報告書提出（獣医事審議会）。</p> <p>3.24 第48回通常総会。</p> <p>5.1 世界獣医学大会（横浜）小動物プログラム委員会（ほか4回開催）。</p> <p>6.4 第4回定款改正検討委員会。</p> <p>6.17 国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会（9.17にも開催）。</p> <p>6.28 エックス線の基準に関する解説書編集委員会（ほか2回開催）。</p> <p>7.2 獣医学術奨励賞選考委員会（11.5にも開催）。</p> <p>7.7 全国獣医師会会长会議（11.19にも開催）。</p> <p>7.26 世界獣医学大会（横浜）財務・募金委員会（12.22にも開催）。</p> <p>8.6 小動物部会（10.29にも開催）。</p> <p>8.31 第5回定款改正検討委員会。</p>	<p>4.20 全国家畜衛生主任者会議（農林水産省）（～4.21）。</p> <p>4.22 全国家畜保健衛生所業績発表会（農水省）（～4.23）。</p> <p>5.18 日本薬剤師会100周年記念祝賀会。</p> <p>5.20 診療用放射線の防護に関する講習会（農水省）（～5.21）。</p> <p>6.15 食肉安全確保等に関する検討会（厚生省、9.21にも開催）。</p> <p>6.23 全国公営競馬獣医師協会創立20周年記念式典開催。</p> <p>11.25 日本動物薬事協会創立45周年記念式典。</p> <p>12.1 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件公布（農林水産省告示第64号）。</p> <p>12.3 日本中央競馬会栃木支所研究棟竣工記念式典。</p> <p>12.22 狂犬病予防法に係る手数料の最高限度額改正公布。同日施行。</p> <p>* イスラエルとパレスチナが和平合意に調印。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>9.14 獣医師福祉共済制度委員会（11.29にも開催）。</p> <p>9.23 世界獣医学大会（横浜）夫人同伴プログラム委員会（10.25にも開催）。</p> <p>10.19 國際獣医師育成研修事業・研修生来日、オリエンテーション等開催（～10.24）。</p> <p>10.27 組織財政調査会。</p> <p>10.31 世界獣医学大会（横浜）運輸観光委員会。</p> <p>11.2 と畜場法施行40周年記念日獣会長表彰選考委員会。</p> <p>11.15 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会。</p> <p>12.9 と畜場法施行40周年記念式典・祝賀会。</p>	
平成 6（1994）	<p>1.24 世界獣医学大会（横浜）会場委員会。</p> <p>1.25 小動物部会（11.30にも開催）。</p> <p>1.26 公衆衛生部会。</p> <p>2.11 平成5年度学会年次大会を松江にて（～2.13）。</p> <p>2.12 獣医学術奨励賞選考委員会を松江にて開催。</p> <p>2.16 小動物部会小委員会（ほか3回開催）。</p> <p>2.21 世界獣医学大会（横浜）登録委員会。</p> <p>2.28 世界獣医学大会（横浜）式典・社交委員会。</p> <p>3.11 獣医師道審議会。</p> <p>3.24 第49回通常総会。定款及び定款施行細則（役員選任に関する規定を含む。役員選挙規程は廃止）の一部改正案可決承認。</p> <p>4.16 定款変更の認可申請書（日獣発第15号）を、農林水産大臣宛に提出。</p> <p>4.18 厚生省健康政策局長宛に、地域保険政策の総合的見直しに関する要望書（日獣発第12号）提出。</p> <p>4.18 犬の登録制度の改変に関する要望書（日獣発第4号）を、厚生省生活衛生局長宛に提出。</p> <p>4.18 犬の登録制度の改変に関する要望書（日獣発第4号）を、農林水産省畜産局長宛に提出。</p> <p>4.25 世界獣医学大会（横浜）展示委員会。</p> <p>5.20 農林水産大臣から定款の一部変更の認可を受け、改正定款施行（農林水産省指令6畜B第670号）。同日付で定款施行細則施行。</p> <p>6.13 世界獣医学大会（横浜）事業／プログラム委員会。</p> <p>6.24 第50回通常総会（改正定款に基づき開催）。</p> <p>6.27 世界獣医学大会（横浜）プログラム委員会（小動物）。</p> <p>6.28 教育研究部会。</p> <p>6.28 世界獣医学大会（横浜）運輸観光委員会。</p> <p>7.12 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会。</p> <p>7.28 小動物部会。</p> <p>8.15 日本獣医師会が当面する懸案事項についての要望書（日獣発第90号）を獣医師問題議員連盟宛に提出。 要望事項は下記のとおり。</p>	<p>1.6 地方公共団体手数料令の一部改正（厚生省生活衛生局乳肉衛生課事務連絡）。</p> <p>1.10 食肉安全確保等に関する検討会（厚生省）開催。</p> <p>2.13 福岡県獣医師会設立45周年記念式典。</p> <p>4.1 獣医師法施行令の一部改正（政令第273号）。同日施行。</p> <p>4.1 獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験受験手数料、獣医師免許手数料改定。</p> <p>4.19 全国家畜衛生主任者会議（農水省）（～4.20）。</p> <p>4.21 全国家畜保健衛生所業績発表会（農水省）（～4.22）。</p> <p>5.23 狂犬病予防法の一部改正（犬の登録について、現行の年1回から、取得の際の1回に改正）。</p> <p>7.8 犬の登録に関する検討会（厚生省）（9.2、11.7にも開催）。</p> <p>9.16 日本の畜産を考えるシンポジウム。</p> <p>11.10 北里研究所創立80周年記念式典。</p> <p>*南アフリカ共和国でマンデラが大統領に就任。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>① 犬の登録制度について ② 世界獣医学大会（横浜）の開催について ③ 勤務獣医師の待遇改善について ④ 獣医学教育の再編整備について</p> <p>8.23 獣医師道委員会小委員会（ほか2回開催）。 8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書（日獣発第96号）を総理府内閣総理大臣官房管理室室長宛に提出。 8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書（日獣発第96号）を、自治省財務局長宛に提出。 8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書（日獣発第96号）を、獣医師問題議員連盟宛に提出。</p> <p>9.1 国際獣医師育成事業推進委員会。 9.14 全国獣医師会会长会議。 9.19 世界獣医学大会（横浜）運営委員会（募金・財政検討関係）（11.18にも開催）。 9.19 世界獣医学大会組織委員会（日本学術会議）。 9.30 第51回臨時総会。 10.3 世界獣医学大会（横浜）展示小委員会（ほか2回開催）。 11.12 世界獣医学大会（横浜）プログラム委員会（12.7にも開催）。 12.2 動物の保護及び管理に関する施策の推進についての要望書（日獣発第134号）を総理府内閣総理大臣官房管理室室長宛に提出。 12.12 世界獣医学大会（横浜）組織委員会幹事会（日本学術会議）。</p>	
平成7（1995）	<p>1.20 日本獣医師会に「阪神大震災支援対策本部」（本部長：杉山文男会長）を設置。 2.3 学会年次大会を日本都市センターにて開催（～2.5）。 2.4 全国獣医師会会长会議（10.2にも開催）。 2.9 世界獣医学大会（横浜）運輸観光委員会（婦人同伴プログラム委員会）（ほか2回開催）。 3.7 小動物部会（7.13にも開催）。 3.11 世界獣医学大会（横浜）プログラム委員会。 3.13 世界獣医学大会（横浜）運営委員会（募金・財務検討関係）（8.21にも開催）。 3.17 獣医師問題議員連盟宛に、獣医事に関する要望書（日獣第201号）提出。 4.13 産業動物・家畜共済部会、畜産衛生部会合同部会。 4.24 世界獣医学大会（横浜）式典・社交小委員会。 4.26 世界獣医学大会（横浜）プログラム委員会（ビデオ関係）。 5.8 世界獣医学大会（横浜）組織委員会幹事会（学術会議）（ほか4回開催）。 5.22 世界獣医学大会（横浜）展示委員会（展示企画説明会）（ほか2回開催）。</p>	<p>1.20 獣医師の診療並びに小動物の飼育及び関連事業の適性化等に係る指導の徹底通達（7畜A第184号、農林水産省畜産局長通達）。 1.21 兵庫県獣医師会及び神戸市獣医師会並びに日本動物福祉協会阪神支部を構成団体とする「兵庫県南部地震動物救援本部」（本部長：鷲尾・兵庫県獣医師会会长）設置。 2.6 狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令等の施行について通達（衛乳第15号、厚生省生活衛生局通達）。 2.27 自衛防疫事業の運営の改善通達（A第437号、農林水産省畜産局長通達）。 4.18 全国家畜衛生主任者会議（農水省）</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>6.6 獣医学術奨励賞選考委員会（8.29にも開催）。</p> <p>6.7 獣医師道委員会（小委員会）（ほか2回開催）。</p> <p>6.18 世界獣医学大会（横浜）プログラム委員会（小動物関係）。</p> <p>6.19 獣医師道委員会（本委員会）。大島寛一委員長より、獣医師倫理綱領の見直しに関する中間答申（日獣発第45号）を杉山会長宛に提出。</p> <p>6.27 第52回通常総会。「獣医師の誓い－95年宣言」採択（第53回通常総会において採択）。</p> <p>8.7 世界獣医学大会（横浜）会場委員会。</p> <p>8.10 世界獣医学大会（横浜）登録委員会。</p> <p>9.3 世界獣医学大会（横浜）開会式（WVA・WSAVA合同、歓迎アトラクション～伝統舞踊）（～9.9）。</p> <p>9.5 日独獣医学協定調印式。</p> <p>9.6 三学会定期総会（パシフィコ横浜）。</p> <p>9.7 アジア獣医師会連合（F A V A）第9回大会（パシフィコ横浜）。</p> <p>9.9 世界獣医学大会（横浜）閉会式。</p> <p>9.18 國際獣医師育成研修事業推進委員会。</p> <p>10.11 獣医師問題議員連盟に対し、獣医事関係要望事項を提出。要望事項は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 勤務獣医師の待遇改善について ② 国立獣医学系大学の再編整備について ③ 犬の登録制度の変更に伴う対応について ④ 動物行政の一元化について <p>11.24 小動物委員会。</p> <p>12.1 世界獣医学大会（横浜）運営委員会解散会。</p>	<p>（～4.19）。</p> <p>4.20 全国家畜保健衛生所業績発表会（農水省）（～4.21）。</p> <p>4.26 家畜改良センター中央研修施設開所記念式典。</p> <p>9.2 動物愛護シンポジウムがパシフィコ横浜〔横浜国際平和会議場〕メインホールにて開催。</p> <p>10.22 阪神・淡路大震災シンポジウム（神戸）。</p> <p>* 1月17日未明、阪神・淡路大震災起る。</p>
平成8（1996）	<p>1.12 獣医師道委員会（小委員会）（2.29にも開催）。</p> <p>1.18 家畜共済制度の運営改善に関する要望書（日獣発第131号）を農林水産省経済局長宛提出。</p> <p>1.22 小動物部会小委員会。</p> <p>2.5 動物関係行政の一元化に関する要望書を総務庁長官宛に提出。</p> <p>2.22 小動物部会。</p> <p>2.27 教育研究部会小委員会。</p> <p>3.8 教育研究部会。</p> <p>3.29 全国獣医師会会长会議（11.27にも開催）。</p> <p>4.1 6年制獣医師に関するアンケート調査実施。</p> <p>4.22 豚コレラ撲滅体制確立対策事業に係る予算要望の文書（日獣発第13号）を農林水産畜産局長宛に提出。</p> <p>5.7 獣医師道委員会開催。動物医療の基本姿勢について策定。</p> <p>5.20 獣医師倫理綱領の見直しに関する獣医師道委員会の答申書（日獣第35号）を杉山会長宛に提出。</p> <p>6.4 動物医療の基本姿勢について承認（平成8年度第1回理事会）。</p>	<p>1.31 日独獣医師協会発起人会。</p> <p>4.23 全国家畜衛生主任者会議（農水省、～4.24）。</p> <p>4.25 第37回全國家畜保健衛生所業績発表会（農水省、～4.24）。</p> <p>4.26 伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定する等の政令公布（政令第105号）。4月27日施行。</p> <p>4.26 と畜場法施行規則の一部を改正する省令公布。4月27日施行。</p> <p>5.29 狂牛病に関する緊急シンポジウム（日本獣医学会・全国衛指協共催）。</p> <p>9.17 日独シンポジウム（～9.18）。</p> <p>9.27 家畜防疫に関する研究会（農水省）（10.24〔事前打合せ〕、10.28、12.10にも開催）。</p> <p>10.15 公衆衛生獣医師協議会創立20周年記念式典。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>6.25 第53回通常総会。</p> <p>8.20 病原性大腸菌感染症緊急対策検討会。</p> <p>8.28 小動物委員会（11.21にも開催）。</p> <p>10.2 日本獣医師会雑誌創刊50周年記念座談会。</p> <p>10.3 國際獣医師育成研修事業推進委員会。</p> <p>10.9 学術・教育・研究委員会（12.24にも開催）。</p> <p>11.12 獣医師道委員会。</p> <p>11.18 産業動物委員会。</p> <p>11.20 公衆衛生委員会。</p> <p>11.28 組織財政委員会。</p> <p>12.11 学術・教育・研究委員会（小委員会）。</p> <p>12.11 獣医師福祉共済制度委員会。</p> <p>12.16 マイクロチップに関する研究会。</p>	<p>10.31 大腸菌O-157緊急シンポジウム（日獣・日本獣医学会・日本学術会議共催）。</p> <p>12.7 兵庫県南部地震動物救済本部解散式。</p> <p>12.12 豚コレラ撲滅全国検討委員会（農水省）。</p> <p>*英國でクローン羊、米国でクローン猿が誕生。</p>
平成9(1997)	<p>1.13 マイクロチップに関する研究会（ほか6回開催）。</p> <p>2.9 三学会年次大会（～2.11、仙台）。</p> <p>2.11 学術・教育・研究委員会（ほか2回開催）。</p> <p>3.6 小動物委員会（10.2にも開催）。</p> <p>3.11 公衆衛生委員会（11.20にも開催）。</p> <p>3.13 産業動物委員会（11.12にも開催）。</p> <p>3.26 マイクロチップの検討に関する中間報告書提出。</p> <p>3.27 全国獣医師会会长会議（11.28にも開催）。</p> <p>3.28 国家防疫の強化・畜産振興施策の推進及び犬フィラリア規制予防剤の適正使用の確保について、要望書（日獣発第204号）を農林水産省畜産局長宛に提出。</p> <p>3.28 家畜共済制度の改善について、要望書（日獣発第204号）を農林水産省経済局長宛に提出。</p> <p>3.28 狂犬病予防の強化徹底及び地域保健法の施行に伴う諸般の体制の整備強化について、要望書（日獣発第204号）を厚生省生活衛生局長宛に提出。</p> <p>5.16 動物登録事業運営委員会（ほか2回提出）。</p> <p>6.18 マイクロチップに関する研究会の検討報告書が杉山会長宛に提出される。</p> <p>6.25 第54回通常総会。</p> <p>8.9 國際獣医師育成研修事業・事業評価海外調査実施（～8.21）。</p> <p>9.15 國際獣医師育成研修事業・事業推進委員会。</p> <p>9.18 獣医学術奨励賞選考委員会。</p> <p>10.7 組織財政委員会（11.4にも開催）。</p> <p>11.10 獣医師研修指針策定検討会。</p> <p>11.14 組織財政委員会の答申書が杉山会長宛に提出される。</p> <p>11.14 動物関係行政の一元化についての要望書を行政改革会議・橋本龍太郎会長及び総務庁・小里貞利長官並びに獣医師問題議員連盟・三塚博会長宛に提出。</p> <p>11.18 中小家畜疾病防疫技術検討会。</p> <p>11.25 平成9年度公衆衛生委員会から「人畜共通感染症対策における獣医師の役割について」の答申書が杉山</p>	<p>1.24 「人と野生動物とのかかわりあい」シンポジウム。</p> <p>3.20 台湾で口蹄炎発生。</p> <p>4.11 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布（法律第34号）。4月27日施行。</p> <p>5.12 全国家畜衛生主任者会議（農水省）（～5.13）。</p> <p>5.14 全國家畜保健衛生所業績発表会（～5.15）。</p> <p>5.22 腸管出血性大腸菌O-157発表会。</p> <p>8.25 アジア獣医師会連合（FAVA）大会（オーストラリア・ケアンズ）（～8.28）。</p> <p>9.2 人畜共通感染症ワーキンググループ会議（厚生省）。</p> <p>12.1 農業災害補償制度50周年記念祝賀会。</p> <p>*英國のダイアナ元皇太子妃が交通事故死。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>会長宛に提出される。</p> <p>12.3 情報高度化検討委員会。</p> <p>12.3 獣医師届出マニュアル検討会。</p> <p>12.9 獣医師研修指針策定検討会。</p> <p>12.9 中小家畜疾病防疫技術検討会（12.16にも開催）。</p>	
平成10(1998)	<p>1.13 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催（ほか16回開催）。</p> <p>1.19 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>1.23 会報編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>2.10 平成9年度学会年次大会開催（～2.12、福岡）。</p> <p>2.10 獣医学術奨励賞選考委員会開催（9.21にも開催）。</p> <p>2.11 文部省科学研究費公開シンポジウム開催。</p> <p>3.27 全国獣医師会会長会議開催（11.24にも開催）。</p> <p>5.1 平成11年度畜産関係政府予算について農水省に要請。</p> <p>6.4 三者（全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会）協議会開催。</p> <p>6.9 初等教育における動物を活用した情操教育について文部省に提言。</p> <p>6.25 第55回通常総会開催。</p> <p>6.25 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>7.17 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.23 動物福祉の増進に関する検討会開催（ほか4回開催）。</p> <p>7.24 小動物委員会開催（10.23にも開催）。</p> <p>9.4 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>9.16 國際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>9.18 情報高度化検討委員会開催（11.16にも開催）。</p> <p>10.26 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>11.25 日本獣医師会創立50周年記念式典・祝賀会開催。</p> <p>12.2 獣医学教育の強化・充実について文部省に要請。</p> <p>12.14 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催。</p> <p>平成10年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>中小家畜疾病防疫技術研修事業・中小家畜疾病防疫技術研修開催（52ヵ所）。</p> <p>農業共済団体指定獣医師等講習事業・農業共済団体指定獣医師等講習会開催（7地区）。</p>	<p>2.1 阪神・淡路大震災動物追悼記念式典開催。</p> <p>2.26 豚コレラ撲滅全国検討委員会（農水省）開催。</p> <p>3.10 豚コレラ撲滅に関する懇談会（全国養豚経営者会議）開催。</p> <p>10.2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）公布（法律第114号）。11.4.1 施行。</p> <p>10.2 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律公布（法律第115号）。11.4.27施行。</p> <p>*冬季オリンピック長野大会開催（2.7～22）。</p> <p>*フランス・サッカーワールドカップ日本初出場（5.-）。</p>
平成11(1999)	<p>1.22 わが国の動物福祉法制のあり方（動物の保護及び管理に関する法律の一部改正）について自民党環境部会に要請（3.8にも要請）。</p> <p>1.27 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催。</p> <p>2.1 獣医師福祉共済事業運営委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>2.11 平成10年度学会年次大会開催（～2.13、札幌）。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催（9.13にも開催）。</p> <p>2.13 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催（ほか5回開催）。</p>	<p>4.19 サル、猫等の検疫制度に関する検討会（農水省）開催（5.14にも開催）。</p> <p>6.3 クローン問題に関する畜産関係者への説明会（農水省）開催。</p> <p>7.19 感染症予防法に係る動物対策検討会（厚生省）開催（8.3にも開催）。</p> <p>9.23 第26回世界獣医学大会（リヨン）開催（～26）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>2.23 獣医師道委員会開催。</p> <p>2.23 会報編集委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>2.26 動物関係行政の一元化について獣医師問題議員連盟等に要請。</p> <p>3.8 動物関係行政の一元化について自民党等に要請。</p> <p>3.24 全国獣医師会会长会議開催（11.26にも開催）。</p> <p>3.29 動物関係行政の一元化について総務庁に要望。</p> <p>3.30 小動物委員会開催（11.18にも開催）。</p> <p>3.31 一般専用ホームページを開設。</p> <p>5.1 平成12年度畜産関係政府予算について農水省に要請。</p> <p>5.20 産業動物委員会開催（11.11にも開催）。</p> <p>6.11 動物の保護・管理に関する要請書を環境庁に提出。</p> <p>6.14 動物の保護・管理について環境庁に要請。</p> <p>6.22 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催（7.6にも開催）。</p> <p>6.24 第56回通常総会開催。</p> <p>7.16 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>8.4 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.4 動物の保護・管理について総理府に要請。</p> <p>9.1 日本獣医師会定款変更及び定款施行細則一部改正。</p> <p>9.14 インフォームド・コンセント徹底宣言をマスコミにリリース。</p> <p>9.17 國際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>10.26 組織財政委員会開催（12.13にも開催）。</p> <p>11.10 公衆衛生委員会開催。</p> <p>12.1 特定疾病予防接種推進事業について農水省に要請。</p> <p>12.2 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>平成11年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>農業共済団体指定獣医師等講習事業・農業共済団体指定獣医師等講習会開催（7地区）。</p>	<p>10.8 豚コレラ撲滅全国検討委員会（農水省）開催。</p> <p>12.22 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律公布（法律第221号）。</p> <p>*東海村で国内初の臨界事故発生（9.30）。</p>
平成12(2000)	<p>1.19 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>1.21 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催（ほか6回開催）。</p> <p>1.21 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催（3.3にも開催）。</p> <p>2.1 豚コレラ撲滅対策に関連した衛生対策事業の推進について農水省に要請。</p> <p>2.9 組織財政委員会開催（2.29にも開催）。</p> <p>2.11 平成11年度学会年次大会開催（～2.13、静岡）。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催（9.18にも開催）。</p> <p>2.18 会報編集委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>2.28 産業動物委員会開催（9.1にも開催）。</p> <p>3.6 職域理事連絡会議開催。</p> <p>3.7 三者（全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会）協議会開催。</p>	<p>3.25 宮崎県で92年ぶりに口蹄疫発生。</p> <p>4.1 狂犬病予防法の一部改正に係る犬の登録事務の市町村委譲施行。</p> <p>11.22 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布（法律第123号）。12.2施行。</p> <p>12.7 獣医学教育のあり方に関する懇談会開催。</p> <p>*介護保険スタート。</p> <p>*北海道有珠山噴火（3.11）。</p> <p>*沖縄サミット（7.21～23）。</p> <p>*三宅島噴火（8.-）。</p> <p>*シドニーオリンピック開催（9.15～10.1）。</p> <p>*豚コレラ撲滅対策事業終了。全国的に</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>3.9 学校飼育動物診療マニュアル編集委員会開催。</p> <p>3.17 情報高度化検討委員会開催。</p> <p>3.21 家畜衛生試験場の名称について農水省家畜衛生試験場に要請。</p> <p>3.22 全国獣医師会会長会議開催（11.22にも開催）。</p> <p>3.30 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>5.18 平成13年度畜産関係政府予算について農水省に要請。</p> <p>5.30 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>6.7 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>6.23 第57回通常総会開催。</p> <p>6.23 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>6.30 狂犬病予防の強化等について厚生省に要請。</p> <p>7.6 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.28 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。</p> <p>7.28 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催。</p> <p>7.31 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（ほか2回開催）。</p> <p>8.3 放射線防護技術研修事業・検討会等開催（ほか2回開催）。</p> <p>9.13 獣医師道委員会開催。</p> <p>9.19 國際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>9.- 獣医療を提供する体制の整備について農水省に提言。</p> <p>10.4 日本獣医師会定款一部変更。</p> <p>11.6 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>11.13 動物用医薬品指示書に関する協議。</p> <p>11.22 狂犬病予防法施行50周年記念式典開催。</p> <p>12.22 動物愛護関係団体・日本獣医師会連絡会議開催。</p> <p>平成12年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>放射線被曝防護技術研修事業・放射線被曝防護技術研修会開催（9地区）。</p> <p>家畜伝染病早期診断等対応推進事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催（47都道府県）。</p> <p>家畜伝染病早期診断等対応推進事業・保健衛生指導マニュアル普及推進研修会開催（9地区25ヵ所）。</p>	<p>ワクチン接種中止（10.-）。</p>
平成13(2001)	<p>1.12 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>1.16 放射線防護技術研修事業・検討会等開催（8.1にも開催）。</p> <p>1.17 野生動物対策委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.23 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（3.26にも開催）。</p> <p>1.30 地区獣医師会連合会会长会議開催。</p> <p>2.7 会報編集委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>2.9 平成12年度学会年次大会開催（～2.11、奈良）。</p> <p>2.9 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.21にも開催）。</p>	<p>2.27 感染症予防法に係る動物対策検討会（厚労省）開催。</p> <p>9.11 わが国初のBSE発生例報告。</p> <p>9.28 BSE説明会（農水省）開催。</p> <p>9.28 動物性加工たん白の緊急輸入一時停止措置。</p> <p>10.18 と畜場で処理されるすべての牛を対象にBSE検査と特定危険部位の除去。</p> <p>10.25 BSE対策の円滑な推進と畜産に関</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>2.26 職域理事連絡会議開催。</p> <p>3.5 小動物委員会開催（11.29にも開催）。</p> <p>3.22 全国獣医師会会长会議開催（12.5にも開催）。</p> <p>3.28 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催（11.2にも開催）。</p> <p>3.28 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催（11.2にも開催）。</p> <p>3.31 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>4.18 生涯研修事業運営委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>5.16 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（ほか5回開催）。</p> <p>6.1 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>6.7 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>6.26 獣医学部設置促進関係獣医師会会长懇談会開催。</p> <p>6.27 第58回通常総会開催。</p> <p>7.1 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>7.13 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.24 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.2 狂犬病予防の強化について自民党に要請。</p> <p>8.7 身体障害者補助犬の育成及び医療の円滑化に関する法律案について獣医師問題議員連盟等に要請。</p> <p>9.19 牛海綿状脳症に対する防疫・衛生対策の徹底・強化について自民党に意見書を提出。</p> <p>9.27 中村寛獣医学術振興基金設置。</p> <p>10.2 国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会開催。</p> <p>10.18 BSE緊急対策会議開催。</p> <p>11.1 BSE緊急シンポジウム「BSEから日本の畜産を守る」開催。</p> <p>11.5 家畜伝染病予防法施行50周年記念功労者表彰選考委員会。</p> <p>11.15 広報委員会開催。</p> <p>11.27 産業動物委員会開催。</p> <p>12.4 家畜伝染病予防法施行50周年記念式典。</p> <p>12.7 卒後臨床研修制度・専門医制度合同検討委員会開催。</p> <p>12.11 一般公開特別シンポジウム「炭疽の正しい理解のために」開催。</p> <p>12.14 牛海綿状脳症の呼称を「狂牛病」から「BSE」に改称するよう報道・マスコミ各社にプレスリリース。</p> <p>12.19 動物愛護・福祉対策検討委員会開催。</p> <p>12.26 公衆衛生委員会開催。</p> <p>12.26 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>平成13年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催（47都道府県）。</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・保健衛生指導マニ</p>	<p>わる中央団体間の情報交換等を目的に、BSE対策団体連絡会議（事務局：中央畜産会）が発足。</p> <p>11.16 死亡牛緊急処理実施要領及び死亡牛緊急処理円滑化促進事業実施要領の制定（農水省）。</p> <p>*中央省庁再編（1.6）。</p> <p>*米国で同時多発テロ（9.11）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>ユアル普及推進研修会開催（9地区27カ所）。</p> <p>放射線被曝防護技術研修事業・放射線被曝防護技術研修会開催（9地区）。</p> <p>BSE関連知識普及事業・公開シンポジウム開催（22カ所）。</p>	
平成14(2002)	<p>1.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.11 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（ほか3回開催）。</p> <p>1.25 卒後臨床研修制度検討委員会開催。</p> <p>1.29 広報委員会開催。</p> <p>1.31 地区獣醫師会連合会会長会議開催（12.3にも開催）。</p> <p>2.7 組織財政委員会開催。</p> <p>2.9 平成13年度学会年次大会開催（～2.11、広島）。</p> <p>2.10 一般公開特別シンポジウム「牛海綿状脳症（BSE）の最新情勢」開催。</p> <p>2.19 会報編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>2.20 生涯研修事業運営委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>2.21 野生動物対策委員会開催。</p> <p>2.22 専門医制度検討委員会開催。</p> <p>2.26 小動物委員会開催。</p> <p>3.1 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>3.26 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催（11.15にも開催）。</p> <p>3.27 全国獣醫師会会长会議開催。</p> <p>3.28 日本獣医学会合同シンポジウム「今後の動物医療の方向と獣医学教育の在り方」開催。</p> <p>4.19 獣医療提供体制の整備について農水省に要請。</p> <p>4.19 人と動物の共通感染症対策の充実・強化等について厚労省に要請。</p> <p>4.19 動物愛護及び管理対策の充実・強化について環境省に要請。</p> <p>4.26 獣医学教育の強化・充実（獣医学科の獣医学部への再編・統合等）について文科省に要請。</p> <p>4.24 組織財政委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>4.25 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>5.8 専門医制度検討委員会開催（11.14にも開催）。</p> <p>5.9 野生動物対策委員会開催。</p> <p>6.19 産業動物委員会開催。</p> <p>6.24 第59回通常総会開催。</p> <p>7.11 全国獣醫師会事務担当者会議開催。</p> <p>8.12 山口大学獣医学科の獣医学部への再編・統合について山口大学に要請。</p> <p>10.18 家畜疾病総合情報システム開発検討事業・検討会等開催。</p> <p>11.6 国立大学獣医学科の再編整備について文科省に要請。</p> <p>11.7 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催。</p>	<p>5.11 身体障害者補助犬法公布（法律第49号）。10.1施行。</p> <p>6.14 牛海綿状脳症対策特別措置法公布（法律第70号）。7.4施行。</p> <p>7.4 BSEに関する国際シンポジウム（OIE他）開催。</p> <p>10.29 シンポジウム「学校教育における飼育動物」（日本学術会議）開催。</p> <p>12.2 シンポジウム「牛海綿状脳症（BSE）制圧に向けたナショナル・プロジェクトの展開」（農水省）開催。</p> <p>*ソルトレーク冬季オリンピック開催（2.8～24）。</p> <p>*日韓共催サッカーワールドカップ開催（5.31～6.30）。</p> <p>*北朝鮮拉致被害者が帰国（10.15）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>11.25 三者（全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会）協議会開催。</p> <p>11.29 国立大学獣医学科の獣医学部への再編・統合等について自民党に要請。</p> <p>12.12 獣医師道委員会開催。</p> <p>12.13 国立大学獣医学科の再編整備等について農水省に要請。</p> <p>12.20 獣医業の一層の適正確保について農水省に要請。</p> <p>12.20 動物ID普及推進会議（AIPO）設立会議開催。</p> <p>平成14年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催（47都道府県）。</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・保健衛生指導マニュアル普及推進研修会開催（9地区25カ所）。</p> <p>国産牛肉等関連知識普及事業・BSE公開シンポジウム開催（28カ所）。</p>	
平成15(2003)	<p>1.22 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか4回開催）。組織財政委員会開催。</p> <p>2.7 平成14年度学会年次大会開催（～2.9、沖縄）。</p> <p>2.8 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.5にも開催）。</p> <p>2.9 文科省科研費市民公開シンポジウム開催。</p> <p>2.13 会報編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>2.20 産業動物委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>2.23 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催。</p> <p>2.24 地区獣医師会連合会会长会議開催（12.3にも開催）。</p> <p>2.28 国際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>3.4 公衆衛生委員会開催（10.27にも開催）。</p> <p>3.12 卒後臨床研修制度検討委員会開催。</p> <p>3.26 全国獣医師会会长会議開催。</p> <p>3.27 学術・教育・研究委員会開催（12.17にも開催）。</p> <p>4.11 専門医制度検討委員会開催。</p> <p>4.23 小動物委員会開催（10.30にも開催）。</p> <p>5.13 野生動物対策委員会開催。</p> <p>5.16 要指示医薬品の適正流通等の一層の確保について農水省に要請。</p> <p>5.16 動物医療提供体制の整備について農水省に要請。</p> <p>5.16 人と動物の共通感染症対策の充実・強化等について厚労省に要請。</p> <p>6.18 獣医学教育体制の整備・充実及び学校飼育動物支援体制の整備について文科省に要請。</p> <p>6.25 第60回通常総会開催。</p> <p>7.11 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.16 動物の愛護管理及び移入種対策の充実整備について環境省に要請。</p>	<p>2.5 国立大学における獣医学教育に関する協議（文科省）開催（ほか4回開催）。</p> <p>5.23 食品安全基本法公布（法律第48号）。</p> <p>7.1 施行。（本法施行により7.1内閣府に食品安全委員会設置）。</p> <p>6.11 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法公布。</p> <p>12.1 施行。</p> <p>7.1 農水省生産局畜産部衛生課が消費・安全局衛生管理課へ移行（その後、畜水産安全管理課と動物衛生課へ移行）。</p> <p>7.23 と畜場法施行50周年記念式典（厚労省他）開催。</p> <p>7.30 身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する検討会（厚労省）開催（9.24にも開催）。</p> <p>*イラク戦争勃発（3.19）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>7.16 獣医師育成研修事業・検討会等開催(ほか10回開催)。</p> <p>7.31 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.6 獣医師専門医機構設立準備協議会開催(9.9にも開催)。</p> <p>9.2 獣医学教育改善に関する協議。</p> <p>9.17 広報委員会開催。</p> <p>11.4 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>11.11 改正感染症法施行に伴う共通感染症の整備・充実について厚労省に要請。</p> <p>11.12 野生動物委員会開催。</p> <p>11.13 学校飼育動物委員会開催。</p> <p>11.21 獣医師福祉共済制度運営委員会開催。</p> <p>12.27 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>平成15年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催(9地区)</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会(死亡牛検案・届出普及推進講習会)開催(49ヵ所)。</p> <p>獣医師育成研修事業・医薬品副作用報告制度普及研修会(中央研修会)開催(15.12.15にも開催)。</p> <p>獣医師育成研修事業・医薬品副作用報告制度等普及説明会開催(57ヵ所)。</p>	
平成16(2004)	<p>1.7 獣医師育成研修事業・検討会等開催(ほか16回開催)。</p> <p>1.22 学校飼育動物委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>1.23 動物愛護福祉委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>1.30 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。</p> <p>2.5 会報編集委員会開催(ほか5回開催)。</p> <p>2.10 平成15年度学会年次大会開催(~2.12、横浜)。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催(11.1にも開催)。</p> <p>2.16 公衆衛生委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>2.21 野生動物委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>2.24 地区獣医師会連合会会长会議開催。</p> <p>2.24 全国獣医師会会长会議開催(3.30にも開催)。</p> <p>3.16 獣医師福祉共済制度運営委員会開催。</p> <p>4.- 会員専用ホームページを開設。</p> <p>4.6 獣医学教育体制の整備・充実について文科省に要請。</p> <p>4.26 獣医師専門医機構設立準備協議会開催。</p> <p>4.27 学術・教育・研究委員会開催(9.24にも開催)。</p> <p>5.11 小動物委員会開催。</p> <p>5.31 本会メールマガジン(略称「メルマ日獣」)発刊。</p> <p>6.24 第61回通常総会開催。</p> <p>6.24 日本獣医師会定款施行細則の一部改正。</p> <p>7.15 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>8.24 日本獣医師会定款の一部変更。</p> <p>9.7 「心の健康教育」推進のための学校飼育動物対策の整備・充実について文科省に要請。</p>	<p>1.11 山口県で国内79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザ発生。</p> <p>2.6 動物の愛護管理のあり方検討会(環境省)開催(ほか2回開催)。</p> <p>3.18 国立大学における獣医学教育に関する協議(文科省)開催。</p> <p>5.14 犬等の検疫制度検討会(農水省・厚労省)開催(6.8にも開催)。</p> <p>6.24 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布・施行。</p> <p>11.6 犬・猫等の輸出入検疫規則の一部改正。</p> <p>*アテネオリンピック開催(8.13~29)。</p> <p>*新潟中越地震発生(10.23)。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>9.22 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>10.14 産業動物委員会開催。</p> <p>11.12 獣医師道委員会開催。</p> <p>11.29 動物愛護管理制度の整備・充実等について自民党に要請。</p> <p>平成16年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（共通感染症講習会）開催（51ヵ所）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP実地講習会）開催（5地区）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP講習会）開催（47地方会）。</p>	
平成17(2005)	<p>1.18 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>1.19 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>1.24 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。</p> <p>2.4 動物医療提供体制の整備促進について農水省に要請。</p> <p>2.10 平成16年度学会年次大会開催（～2.12、新潟）。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催。</p> <p>2.15 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について厚労省に要請。</p> <p>2.21 地区獣医師会連合会長会議開催。</p> <p>2.22 会報編集委員会開催。</p> <p>3.7 動物愛護管理制度の整備・充実等について環境省に要請。</p> <p>3.15 公開シンポジウム「狂犬病の防止に向けて」開催。</p> <p>3.24 全国獣医師会会长会議開催。</p> <p>4.1 職域別部会制発足。</p> <p>4.21 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>5.6 野生動物救護対策の一層の推進について環境省等に要請。</p> <p>5.16 学校飼育動物活動の推進について文科省等に要請。</p> <p>5.16 獣医学教育改善に向けての取り組みについて文科省等に要請。</p> <p>6.13 職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会（獣医師育成研修事業）開催。</p> <p>6.28 第62回通常総会開催。</p> <p>7.15 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.25 獣医学教育改善に関する懇談会開催。</p> <p>8.9 三者（全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会）協議会開催。</p> <p>9.12 小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>9.26 動物愛護管理条例の一部を改正する法律の施行等のあり方について環境省に意見要望。</p>	<p>4.1 個人情報保護法の施行。</p> <p>4.12 小動物医療に関する検討会（農水省）開催（ほか3回開催）。</p> <p>6.22 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正（法律第66号）公布。18.6.21施行。</p> <p>*愛知万博開催（3.25～9.25）。</p> <p>*JR福知山線脱線事故（4.25）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>9.27 小動物臨床部会 小動物委員会開催。</p> <p>10.11 学術部会 学術・教育・研究委員会開催（12.21にも開催）。</p> <p>10.12 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催。</p> <p>10.14 関係部会長会議開催。</p> <p>10.24 小動物臨床部会 野生動物委員会開催。</p> <p>10.27 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。</p> <p>10.31 職域総合部会 HACCP手法研修用教材検討委員会（獣医師育成研修事業）開催。</p> <p>11.1 小動物臨床部会 学校飼育動物委員会開催。</p> <p>11.2 学術部会 獣医師専門医制検討委員会開催。</p> <p>11.9 職域総合部会 総務・広報委員会開催。</p> <p>11.14 営農・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催。</p> <p>11.22 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>11.22 職域総合部会 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>12.9 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催。</p> <p>12.26 職域総合部会 小動物保健衛生情報検討委員会（小動物保健衛生情報作成事業）開催。</p> <p>平成17年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（動物用医薬品安全指導講習会）開催（49ヵ所）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP実地講習会）開催（6地区）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP講習会）開催（44地方会）。</p>	
平成18(2006)	<p>1.4 ケタミンの麻薬指定について厚労省等に要請。</p> <p>1.17 小動物臨床部会 小動物委員会開催（4.26にも開催）。</p> <p>1.19 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催。（ほか2回開催）。</p> <p>1.20 小動物臨床部会 野生動物委員会開催（8.11にも開催）。</p> <p>1.24 小動物臨床部会 学校飼育動物委員会開催（10.27にも開催）。</p> <p>1.31 学術部会 獣医師専門医制検討委員会開催（10.12にも開催）。</p> <p>2.3 狂犬病予防法に基づく犬の定期予防注射の取り組みについて厚労省に要請。</p> <p>2.3 職域総合部会 小動物獣医療実態調査検討委員会（小動物獣医療実態調査事業）開催。</p> <p>2.7 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>2.13 営農・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催（ほか6.8、10.13開催）。</p> <p>2.13 獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について農水省に要請。</p>	<p>5.29 ポジティブリスト制度の実施。</p> <p>11.16 獣医師の需給に関する検討会（農水省）開催。</p> <p>12.6 獣医師問題議員連盟総会開催。</p> <p>*トリノ冬季オリンピック開催（2.10～26）。</p> <p>*フィリピン帰国者の狂犬病感染症例の確認（11.-）。</p> <p>*国内におけるカエルのツボカビ症の確認（12.-）。</p>

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
	<p>2.17 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>2.20 地区獣医師会連合会会长会議開催。</p> <p>2.22 学術部会 学術・教育・研究委員会開催（8.23にも開催）。</p> <p>2.27 職域総合部会 HACCP手法研修用教材検討委員会（獣医師育成研修事業）開催。</p> <p>3.17 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>3.18 平成17年度学会年次大会（日本獣医師会・日本獣医学会連携大会）開催（～3.21、つくば）。</p> <p>3.19 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.15にも開催）。</p> <p>5.12 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方について環境省に要請。</p> <p>5.30 改正動物愛護管理法の施行に向けた取り組みについて自民党に要請。</p> <p>6.19 職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会（獣医師育成研修事業）開催（11.6にも開催）。</p> <p>6.27 第63回通常総会開催。</p> <p>7.13 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.24 産業動物臨床部会 中小家畜動物臨床小委員会開催（11.10にも開催）。</p> <p>8.1 職域総合部会 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会（放射線診療技術研修支援事業）開催（11.6にも開催）。</p> <p>8.21 獣医師法第17条の規定に関する疑義照会及び獣医事監視・取締りの徹底について農水省に要請（11.13にも開催）。</p> <p>9.12 小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>9.28 職域総合部会 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>10.16 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>10.16 狂犬病対策の充実・強化について厚労省に要請。</p> <p>10.30 小動物臨床部会 災害時動物救護活動地域マニュアル策定検討小委員会開催。</p> <p>12.19 小動物臨床部会 動物診療補助専門職検討委員会開催。</p> <p>平成18年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>ポジティブリスト制導入周知啓発事業・ポジティブリスト制度普及啓発中央説明会開催（19.2.23にも開催）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP実地講習会・養豚編）開催（8地区）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP講習会・養豚編）開催（44地方会45ヵ所）。</p>	

年(西暦)	主　要　事　項	関連事項及び一般事項
平成19(2007)	<p>1.24 職域総合部会 総務・広報委員会開催（11.2にも開催）。</p> <p>2.2 小動物臨床部会 災害時動物救護活動地域マニュアル策定検討小委員会開催。</p> <p>2.9 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（11.19にも開催）。</p> <p>2.15 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催（ほか4.26、6.8、8.16、10.26、12.19開催）。</p> <p>2.20 地区獣医師会連合会会长会議開催。</p> <p>2.23 平成18年度学会年次大会開催（～2.25、さいたま）。</p> <p>2.24 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.14にも開催）。</p> <p>2.25 市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」開催。</p> <p>2.26 小動物臨床部会 野生動物委員会開催（5.8にも開催）。</p> <p>3.9 小動物臨床部会 動物診療補助専門職検討委員会開催（ほか7.13、12.27開催）。</p> <p>3.15 学術部会 学術・教育・研究委員会開催（10.26にも開催）。</p> <p>3.15 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催（11.16にも開催）。</p> <p>3.20 動物用医薬品指示書交付の手引きの策定について農水省に要請。</p> <p>3.27 全国獣医師会会长会議開催。</p> <p>4.20 小動物臨床部会 小動物委員会開催（10.1にも開催）。</p> <p>4.27 職域総合部会 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会（放射線診療技術研修支援事業）開催（ほか6.26、8.30開催）。</p> <p>5.1 産業動物臨床部会 中小家畜動物臨床小委員会開催。</p> <p>5.11 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催（9.14にも開催）。</p> <p>5.25 小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>6.4 職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会（獣医師育成研修事業）開催。</p> <p>6.12 医療用狂犬病ワクチンの供給確保について厚労省等に要請。</p> <p>6.29 第64回通常総会開催。</p> <p>7.12 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.25 獣医学教育の改善に向けた外部評価の取り組み等について文科省等に要請。</p> <p>7.31 外来生物対策の推進について環境省等に要請。</p> <p>8.8 獣医師専門医制の取り組みについて農水省等に要請。</p> <p>8.22 家畜衛生対策等動物医療関係施策の整備・充実について農水省に要請。</p> <p>8.23 獣医師道委員会開催。</p> <p>8.24 災害時動物救護の推進について環境省等に要請。</p>	<p>1.4 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令公布。2.3施行。</p> <p>3.2 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令公布。4.1施行。</p> <p>3.12 獣医師の需給に関する検討会（農水省）開催。</p> <p>3.20 獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会（農水省）開催。</p> <p>9.11 豚コレラ清浄化記念大会開催。</p> <p>*食品偽装事件が相次ぐ。</p>

年(西暦)	主 要 事 項	関連事項及び一般事項
	<p>8.24 「緊急災害時における動物救護ガイドラインの策定」についてプレスリリース。</p> <p>8.30 学校飼育動物活動の推進について文科省等に要請。</p> <p>9.10 地域における共通感染症対策の整備・充実について厚労省に要請。</p> <p>9.18 獣医師需給対策等に係る関係4省庁懇談会開催。</p> <p>9.18 関係部会長会議開催。</p> <p>10.7 「2007 動物感謝デー in Tokyo “World Veterinary Day”」開催（東京都庁「都民広場」）。</p> <p>10.15 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。</p> <p>10.29 産業動物臨床部会 食の安全を担う産業動物臨床検討委員会開催。</p> <p>11.7 小動物臨床部会 動物介在活動推進検討委員会開催。</p> <p>11.20 職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。</p> <p>11.27 職域総合部会 動物愛護福祉対策検討委員会開催。</p> <p>12.20 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について全国知事会に要請。</p> <p>平成19年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区）</p> <p>ポジティブリスト制導入周知啓発事業・ポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会開催（6地区）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP実地講習会・牛編）開催（6地区）。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会（HACCP講習会・牛編）開催（44ヵ所）。</p> <p>放射線診療技術研修支援事業・放射線防護技術研修会開催（49ヵ所）。</p>	
平成20(2008)	<p>1.9 小動物臨床部会 小動物委員会開催（3.21にも開催）。</p> <p>1.17 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。</p> <p>1.18 職域総合部会 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会（放射線診療技術研修支援事業）開催。</p> <p>2.9 平成19年度学会年次大会開催（～2.11、香川）</p> <p>2.10 小動物臨床部会 動物診療補助専門職検討委員会開催。</p> <p>2.10 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催。</p> <p>2.18 職域総合部会 会報編集委員会開催。</p> <p>2.19 地区獣医師会連合会長会議開催。</p> <p>3.3 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催。</p> <p>3.10 職域総合部会 総務・広報委員会開催。</p> <p>3.23 職域総合部会 獣医師育成研修事業評価委員会（獣医師育成研修事業）開催。</p> <p>3.27 全国獣医師会会长会議開催。</p>	<p>1.7 獣医療法施行規則の一部を改正する省令公布。8.1施行。</p> <p>2.10 動物看護職全国協会（仮称）設立準備会開催。</p>

特別寄稿



私の歩んだ日本獣医師会の24年と 今後の期待

社団法人 日本獣医師会顧問(第10代会長)

五十嵐 幸男

中村寛の会長時代【1973年～1977年】	73
椿精一の会長時代【1978年～1986年】	74
杉山文男の会長時代【1987年～1999年6月】	79
五十嵐幸男の会長時代【1999年7月～2005年6月】	95
今後、日本獣医師会に期待すること	121
◆五十嵐幸男顧問の経歴	124



私の歩んだ日本獣医師会の24年と今後の期待

社団法人 日本獣医師会顧問(第10代会長)

五十嵐 幸男



本稿は、五十嵐幸男先生が日本獣医師会雑誌〔第59巻第1号～第7号（平成18年1月号～7月号）〕に特別寄稿されたものです。日本獣医師会創立60周年記念事業として「日本獣医師会60年誌」を発行することとなり、五十嵐先生の承諾を得て一部加筆・修正のうえ転載します。

思えば20世紀前半は富国強兵の時代で吾が青春は「教育勅語」と「軍人に賜りたる勅諭」によりマインドコントロールされ、盡忠報國の至誠に生きた時代であった。1945年8月15日敗戦、続いてソ連抑留の身（今日的には集団拉致）となり、シベリアの生活を続け、地の果てをゆく虜囚の日々を苦しみ抜き、この間望郷の想いに泣き寒さと飢えにさいなまれ、重労働に耐えてやつとのこと「ダモイ」の途につき1948年5月23日に舞鶴港に上陸、故国の山河に接した。

あの日から約60年近い歳月が流れた今、感無量の心境であり、帰国後に日本国政府から現役軍人として戦争參加した私あて「勅令第1号に基づき同令第4条の覚書該當者の指定」という一枚の紙片が届き、いわゆる公職追放の処遇を受けた。さらに加え農地解放と称する無血革命で、働くに職

なく、土地なき者の選ぶ道は唯一己の技術を信じるのみで獣医業開業の道しか残されていなかった。

当時（1948年）7月、法律第116号をもって、獣医師会と装蹄師会はGHQの指令により解散したが、その後自然科学の学問体系の中で広汎にわたる応用技術が国際的にも認識され、自主的な組織として中央、地方を通じて獣医師会の設立が進み、1948年11月9日、日本獣医師会が設立。以来、偉大なる発展を遂げ今日55団体27,330人の構成獣医師を擁する全国団体となった。

この間、私は1955年以降、埼玉県獣医師会理事、副会長を経て、1981年より1999年6月まで6期18年間会長を務め、退任と同時に名誉会長の推薦を受け、一方、1973年に日本獣医師会理事に就任、常任理事、副会長を経て1999年より3期6年間にわたり第10代会長の重責を拝命、多くの先輩や同

僚達の深いご理解、ご協力、温情により明朗にして開かれた獣医師会構築に精進し、2005年6月28日の第62回通常総会席上退任し、在任中多くの貴重な体験をしたので、以下、年代順に概要を述べ反省の資料としたいと思う。

1

中村寛の会長時代 —[1973年～1977年]

私は、埼玉県獣医師会長の栗田武男先生の強い推薦により日本獣医師会理事に選任され、中村寛会長、椿精一・杉山文男両副会長のもとで、初めての理事職に専念することになった。当時、畜産の構造変化が進み、農林省の信藤衛生課長のいわゆる経済衛生、生産的獣医臨床技術のあり方が鋭意検討中であり、一方、1968年以来の懸案であった獣医師会館建設のために1973年1月、建設準備委員会が発足した。

中村会長は、産業動物獣医師、獣医公衆衛生は国民に対し安全な食糧の供給を、小動物臨床は正しい動物愛護精神に立脚し、飼い主と親密で良質な獣医療を提供すべきであると力説し、就任挨拶の重要事項として、[1] 新日本獣医師会館建設、[2] 獣医師法改正、[3] 大学教育年限延長、[4] 人工授精師との業務分担問題、[5] 食品衛生等を明示された。10月9日には「動物の保護及び管理に関する法律」が成立、公布された。

1974年度頃より魚病対策が急務であるとの声を受け、1975年から1976年にかけて全国的に魚病講習会を開催。八竹昭夫氏らにより養魚界における抗生素質や海草などから漁網を守るための除草剤TBTO等の乱用が指摘され、水産界の薬物乱用に警告を与えた経緯もある。

同年11月、獣医学教育年限延長対策委員会が開催された。中村会長はかねてより政治力の弱さを

感じ、長谷川四郎・玉置和郎議員に働きかけ、12月5日に86名の議員により獣医師問題国會議員連盟結成総会が開催され、獣医師問題解決に向けて対応することとなり、1976年に文部省に対して獣医学教育年限延長問題実現を要請し、併せて調査研究会（越智勇一會長）が発足した。

1976年6月22日、砂防会館において獣医師法定50周年記念大会を開催し、約1,200名の参加を得た。この際、[1] 学部6年制獣医学教育の早期実現、[2] 獣医師法の改正促進、[3] 動物保護法の推進、[4] 家畜共済制度の改善、[5] 産業動物自衛防疫体制の強化、[6] 動物薬種商制度の改善等を決議し、最後に神奈川県獣医師会の島崎重太郎（90歳）先生の万歳三唱で閉会となった。

なお、50周年を記念し、6月27日と7月3日の2回にわたりNHK教育テレビで「あすの村づくり—産業動物獣医師の実態」という番組が放映された。石橋アナウンサーを司会に中村会長以下、五十嵐、伊豆、安達、酒井、佐藤ら6名の産業動物を中心とする臨床獣医師が出演し、農村獣医師の高齢化と減少が進み、農村獣医師に若手獣医師の参入減少等がみられる一方、豚、ニワトリ等、新分野での獣医師の衛生指導の必要性、食糧の安全性、人と動物の共通伝染病の研究防遏等を話題とされたことを思い出す。

1977年5月20日、獣医師法改正案が第80国会で可決、7月28日にホテルオーケラにおいて祝賀パーティーが開催され、海部文相、鈴木農相、渡辺厚相、長谷川建設相等の参加をいただいた。

このように、中村会長は政治力の強化により諸問題、会館建設、獣医学教育改革、獣医師法改正、動物保護等の重要問題解決に精進努力された。また、会報を通じて「科学技術者としての獣医師のありよう」や「落丁多しーある獣医師のあしどり」等に健筆を振り、会員指導の道しるべを示された

ことも偉大であり、ご勇退後も獣医師会に多額の淨財を寄贈し、獣医学術の振興を図ることを目的として「中村寛獣医学術振興基金」を創設された。その後、先生の功績と人徳を敬仰する多くの会員の声を結集し、中国地区獣医師会連合会が発起人となり、2002年に先生の米寿を機に顕彰碑の建立を企画された。幸いにして宇津浜田市長のご理解を得、浜田市城山公園内に顕彰碑が完成し、未来永劫にその功績を称えられることとなった。なお、中村先生は浜田市名誉市民でもある。

2

椿精一の会長時代 —[1978年～1986年]

学校教育年限延長問題、会館建設等大きな業績をあげられた中村寛先生は、自身の健康状態が意の如くあらず、主治医のすすめもあり、会長職のご勇退を決意し、1978年3月23日開催の第33回通常総会において椿精一先生が第8代会長に就任し、杉山・本田両副会長が選出された。椿会長就任挨拶の中で、[1] 学校教育法第55条の改正、獣医師法改正、[2] 家畜共済の抜本的改正、[3] 自衛防疫体制の強化、[4] 新会館建設等を述べられた。

1977年以来、家畜人工授精師による直腸腔法による授精と直腸検査による妊娠鑑定を認めることに反対する日本獣医師会と、これに対し、責務を遂行するためには直腸腔法による頸管深部注入をはじめ、授精適期を把握するために卵巣の確認など、一連の授精業務が必要であるとする日本家畜人工授精師協会との対立があり、両者代表である椿会長と山中会長との間において数次にわたる会談を繰り返し、遂に1978年5月19日に農林省畜産局長以下関係者を交え、両会長協議の結果、懸案事項も円満解決し、今日のように獣医師と人

工授精師が緊密な連携のもと家畜改良事業が進展することに至り、山中会長は中央畜産会会长でもあり、日本獣医師会からの代表も中央畜産会理事に就任し、畜産に対する発言の場を得、産業動物獣医師を目指す学生に奨学金貸与制度（月額3万円）を創設する等、日本獣医師会に対する配慮も続けていただいた。

椿会長は、組織財政調査会、獣医師法改正委員会を発足させ、1979年6月13日に越智勇一氏を主宰者とする獣医学教育の改善に関する会議の意見をとりまとめ、文部省の佐野大学局長に提出した。その内容は学部6年制への移行であり、[1] 農林水産省の調査によると将来の獣医師需要数約22,000人程度と推定、[2] 現状における入学定数は約930名（国立330名、公立40名、私立560名）で定員規模の拡大は必要ない、[3] 学部独立として整備する場合、学生入学定員は60人以上とする、[4] 国（公）立大学は学部移行するとすれば、現在の10大学に設置されている関係学科5～6程度に整備する、[5] 適正配置について全国をブロックに分け、均衡のとれた配置をはかる等が主要な項目であった。

10月25日、日本獣医師会創立30周年記念ならびに新会館竣工記念式が新青山ビル内で開催され、関係者約500名が参加した。

新会館竣工にいたるまでの先輩の苦労は筆舌に盡くし難い道筋があり、故堀本会長時代、旧会館の効率的使用の企図に始まり、当時の財務担当副会长であった椿会長の敏腕により単独会館建設案から三菱地所との共同で特定街区開発事業に取組み、12億9,000万円という払い下げ価格の資金導入により、交通局との契約締結にまで及んだ経緯をご本人から直接耳にしたことを思い出している（詳細は日本獣医師会雑誌第31卷（1978年）第11号の674頁以下に記述されている）。なお、この

式典に際し、東京都獣医師会より紫地に金色輝く日本獣医師会旗が贈呈され、同旗は今日も役員室に安置されている。

1980年3月26日、第35回通常総会席上、かねて審議中の北九州市獣医師会の正会員加入が満場一致可決される一方、会費の値上げ問題は諸般の事情により前年通り値上げせず、基金の果実をもって不足分を充当することに決定した。なお、本会主催の学会助成金は1開催地60万円とすることで承認された。

5月31日より6月3日まで、アジア獣医師会連合第2回大会が日本青年館において開催された。本大会は、日本で初めての国際会議で、マレーシア、台湾、インドネシア、韓国、フィリピン、日本の6カ国の代表者400余名が参加し、学会発表後も海外参加者を中心にバスに分乗し、共立商事中央研究所、家畜衛生試験場、美浦トレーニングセンターを見学した。今次大会に出席の中国代表が台湾問題により途中帰国するという残念な出来事もあり、国際交流の複雑さを痛感した。

7月1日より7日まで、第21回世界獣医学協会(WVA)大会が社会主義国としてはじめてモスクワ市クレムリン宮殿国際会議場で開催され、杉山副会長を団長とする27名が参加した。なお、この会議において椿会長がWVA副会長に、越智顧問が名誉会員に選出された。

11月19日、東京学士会館において狂犬病予防法施行30周年記念式典が厚生省と共に開催された。狂犬病は約1,000年前の982年(天元5年)に発生記録があり、明治中期に九州地方で、大正末期には全国的流行があり、さらに第2次世界大戦末期の1944年より敗戦の混乱期に多発し、多くの人が犠牲者となった。当時、衆議院議員であった原田雪松先生(獣医師)が狂犬病撲滅こそ重要な緊急の問題であると、第8回国会に狂犬病予防法

を提案、可決、1950年8月26日に施行され、今日にいたっている。

この立法にいたる段階で、その原案作成にあたった田中良男先生(日本獣医師会顧問、埼玉県獣医師会名誉会員)より直接耳にしたことであるが、GHQのピーチウッド博士、斎藤弘義衛生課長、阿會村乳肉衛生課長等の努力も大きかった。本病は、1944年に関東を中心に788頭の病犬と15名の患者が発生、さらに1950年以降82件の発生報告があり、田中先生は占領軍人、日本の住民、家畜・畜産に対する危惧から撲滅処置の急務であり、立法が急がれたとも述べておられた。

この立法により、飼い犬の登録制度、予防注射、未登録犬の捕獲抑留、輸入検疫等の措置が徹底し、官民一致永年に亘る継続的努力により1957年以降は本病の発生皆無となったが、これは世界に誇れる業績である。ところが最近、登録業務が市町村委譲になったことや、心なき一部の人々から狂犬病予防注射無用論の発言があり、注射率の低下が心配される。そこで、狂犬病予防の重要性を再認識するとともに、国家防疫的見地よりさらに合理的な方法を徹底断行し、注射率の向上を期す時代でもあるとの反省と同時に違法行為の絶無を期したい。なお、この業績に対し顕彰事業として原田雪松先生顕彰会実行委員会(栗田武男委員長)が中心となり胸像を建立し、現在、日本獣医師会の役員室に安置され、常に狂犬病予防の徹底に目を光させておられる。

1981年3月23日、第36回通常総会において椿会長、杉山・本田両副会長が再選され、その席上、椿会長から、[1] 獣医学教育の充実、[2] 獣医師法改正推進、[3] 組織財政基盤の確立、[4] 家畜共済制度の改善、[5] 獣医師経済基盤の確立、[6] 人畜共通伝染病対策の推進確立等が重要事項として述べられた。

7月20日、組織財政調査会（小俣政美委員長）に椿会長より部会制導入の件が諮問された。すなわち、1959年に発足した部会制は、1971年に一応廃止された。その経緯として、[1] 当時の部会制では重要問題への対応が遅かった、[2] 全国地方会の意見集約が困難であった、[3] 部会委員の旅費が地方会負担のため欠席者が多かった等が述べられ、日本獣医師会組織を強化するため、再度、[1] 産業動物部会、[2] 小動物部会、[3] 公衆衛生部会、[4] 家畜衛生部会設立を一応目安とする方向が打ち出された。

続いて、椿会長は重要事項の一つである獣医学教育の充実については、学校教育法第55条の早期改正実現に向け、農林大臣・文部大臣に対して7月8日に要請書を提出した。その要旨は、獣医学教育6年制一貫教育の早急な実現を全国会長会議の統一見解である旨強調したものであった。

学会のあり方については、学会改善検討委員会（臼井和哉委員長）において協議され、1982年度より新たに学会年次総会を中央で開催すること、3学会開催経費は新規に計上し、3学会参加者より参加料を徴収することとし、日本獣医師会より発表を依頼する演者に対して交通費実費を負担すること等が決定された。また、学術集団であることを明確にするため、従来の地区学会のほかに中央学会を開催することや、日本獣医師会雑誌の充実改善に力点を置くこととされ、日本獣医師会雑誌を年間100頁程度増頁することにより、論文掲載を早めることにした。

一方、水産業界における要指示薬の乱用などに対し、獣医師の魚病対応の強化が叫ばれ、緒方衛生課長より「最終的には獣医師所管法律の中であつかわれるべき問題であるが、現状では獣医学学問体系の整備を早急に確立することが最大の課題であり、水産界と協議してその対応を図ってゆく

ことが大切であろう。水産用として用いられる医薬品等については、本来動物用医薬品と何ら変わらぬものも多く、抗生物質、合成抗菌剤等については、当然獣医師の指示を要する要指示医薬品として今後検討してゆき、水産界でいかなる魚病技術者を養成しようとも、要指示権限は与える考えはない。」と魚病問題に関する衛生課の基本的な考え方を示された。なお、日本臨床獣医学会の中に産業動物部門、小動物部門、魚類部門を設置する旨改正され魚類部門に関心を示す会員も増加した。

1982年1月22日、東京学士会館において家畜伝染病予防法施行30周年式典が農林水産省との共催により開催され、畜産発展のため家畜衛生の重要性に鑑み、特に規模拡大、多頭羽飼育下における家畜防疫のありよう、海外からの悪性伝染病侵入防止等に関し、椿会長の挨拶が述べられた。

2月8日、日本動物保護管理協会の法人格取得設立総会が開催され、協会のシンボルマークが発表された。

6月15日より4日間、アジア獣医師会連合第3回大会がソウル市の大韓経済連会館を主会場として開催され、加盟7カ国より約480名（日本99名）が参加し、ニュージーランド獣医師会の新加入が承認された。学術発表にあたり、臼井団長より日本の獣医畜産界の現状が報告され、五十嵐副団長が座長をつとめた。

6月に入り、全国都道府県獣医師会の一部活動につき独占禁止法違反の疑いありと審査が行われた。すなわち、狂犬病予防注射（集合注射）に参加する開業獣医師を正当な理由なく制限したり、診療料金の標準額を定め、これを開業獣医師に遵守せよとする行為がみられ、独占禁止法第8条の規定に違反するおそれあるものと委員会からの指導を受け、各県会員に通達することになった。

また、永年の課題となっていた獣医師法改正に

関しては、本件検討のための協議会（杉山文男委員長）を1月より9月にかけて6回開催し、特に学校教育法第55条の改正を目標にしほることとされた。杉山委員長は、第1条は目的と併せ、任務の項を明確化しないと身分法としての目的を果たせないのでないかと心配していた。6回にわたる会議内容の詳細については日本獣医師会雑誌第35巻第10号の610頁以下に記述してある。

11月19日、全国会長会議が開催され、中川一郎科学技術庁長官も列席された。会議では、組織財政調査会が答申した。1983年度会費賦課方法につき、現行の基準数割会費を70%から80%に改訂する案が提出され、現行の3,300円から4,500円とすることが了解された。

10月13日付け官庁速報として、文部省は獣医学関係学部学科の修業年限を現行の4年から、医学部と同じ6年に引き上げる方針を固め、1984年4月の新1年生から6年制を適用したい考えを示した。これにより獣医師国家試験の受験資格として必要な獣医学の教育年限は1977年度まで「4年」だったが、獣医師の職域の拡大に対応して獣医師法が改正され、1978年から「6年」となった。この法の改正に際し、大学関係者の間には学部修業年限を「4年」から「6年」にとの声が強かったが、文部省は、「[1] 4年制の農学系学部の中で獣医学科のみ6年とするのは好ましくない、[2] 修業年限を延長すると獣医学部として独立させるのが望ましいが、国立大学の獣医学科は学部昇格するには小規模（定員30～40人）過ぎ、宮崎大学と鹿児島大学の獣医学科を統合する必要がある。」と難色を示したため、学部4年と大学院修士課程2年積み上げて「6年」とする暫定策となった経緯があり、その後、薬学系大学に関しても同様の方法がとられた。

1983年3月25日、健保会館において第38回総

会が開催され、椿会長より、[1] 学校教育法第55条の改正推進と改正案の国会提出、[2] 獣医師法改正の方向、[3] 獣医師の待遇改善、[4] 受精卵移植関連問題と家畜改良増殖法の改正等が報告された。

また、受精卵移植について規制されることとなり、獣医師でないものは受精卵を採取し、または処置してはならないとされ、人工授精師のうち受精卵移植に関する免許を有する者のみ受精卵移植を行える旨定められた。

なお、念願の「獣医学教育6年制」が5月25日に法律第55号をもって公布された。学校教育法第12条第1号の改正については日本獣医師会雑誌の第36巻第7・第8号に詳細に報告してある。また、このことに関しては日本獣医師会雑誌第37巻第10～第12号に田中良男顧問の「新獣医学教育制度に寄せる期待と疑問」と題した貴重な論説が掲載されているので参考されたい。そして、5月31日開催の第98回国会において可決・成立したことを祝い、ヒルトンホテルで国會議員はじめ関係者約250名が参列し、獣医界最大の懸案事項実現を祝した。

7月21日、目黒雅叙園において「産業動物の生産衛生に関する協議会」を新設、初会合を開催した。この発足は学校教育法第55条の改正、獣医師法の一部改正、家畜改良増殖法ならびに酪農振興法の改正等により獣医師の役割と責任が重要視されて来たことに関連し、農林水産省をはじめ中央畜産会等関係12団体代表の意見を聴取し、総合的な家畜衛生指導体制の中で、獣医技術をより効果的にする方策につき協議することになった。なお、日本獣医師会側からは、椿会長はじめ杉山・本田両副会長及び嶋本理事と五十嵐理事が出席した。

11月22日、学士会館において厚生省・日本獣医師会主催、全国食肉衛生検査所協議会後援により、

「と場法施行30周年記念式典」が開催された。この時点で、公衆衛生関係業務に従事している獣医師約5,000名のうち、と畜検査関係者は約2,500名であり、食の安全性を守る重大な任務に精進している方々が表彰された。

椿会長は、1984年の年頭挨拶の中で会館問題に触れ、「公有地払下げから10年を経過し、東京都庁の制限条項は解除され、すべての手続を完了した。」旨報告するとともに、酪農振興法の改正に伴い、乳牛の初生子牛の育成や疾病の予防等、獣医界に望まれること多いとも述べられた。思えば、乳用雄子牛の肥育が急速に増加している反面、肥育技術面での未確立部門の解決策として、日本獣医師会において育成肥育段階別の事故発生状態を調査し、「肥育素牛を中心とした牛の病気」の冊子を当時の高橋局長、柴田課長の協力を得て編集したことを思い出す。この冊子は5版にいたるまで発刊され、肥育関係者の良き参考資料となった。

1984年11月25日から27日までの3日間、中華民国・台北市においてアジア獣医師会連合第4回大会が開催され、9カ国より約970名参加（日本350名）し、次回開催はマレーシアに決定された。

1985年の年頭所感に、日本獣医師会の内部組織として組織財政調査会の答申により、[1] 教育研究部会、[2] 産業動物・家畜共済部会、[3] 小動物部会、[4] 畜産家畜衛生部会、[5] 公衆衛生部会の運営を具体化する。また、獣医師待遇改善問題では、農水省、厚生省では行（-）6等級2号棒とし、等級上位格付けを決定したが、都道府県ではなお改善が十分ではない旨報告があった。

1月26日には、「集合住宅でペットを飼育する際の責任と義務」について東京都動物保護管理協会とマンション管理情報研修センターの共催で総評会館を会場にシンポジウムが開催され、東京・千葉・横浜から約200名が参加し、集合住宅にお

けるペット飼育問題を中心に会議が行われた。

11月8日から10日にかけ、第10回世界小動物獣医学会議が常陸宮殿下ご臨席の下に開催され、世界各国から多くの獣医師が参集した。当時、日本的小動物臨床は欧米の技術水準みなに向かってきた時期であり、さらなる発展に活力を与えた。

11月26日、農水省及び厚生省の後援をいただき、東京年金会館において「獣医師制度100周年記念式典」が盛大に開催された。思えば、明治18年（1885年）8月22日に太政官布告第28号「獣医師免許規制」に始まった獣医師免許制により、免許を得た獣医師でなければ家畜診療業務を行えないことになり、その後3回の改正を経て今日の獣医師法制定となった。椿会長は獣医業の過去を顧み、先人の業績を偲び、100年の歴史を通じ、広く深い学問技術の担い手となったことを肝に銘じ、決意を新たにして社会の福祉に貢献すると式辞で述べられた。

なお、この機会を捉えて、報道機関に対して「獣医」という表現を「獣医師」の名号で呼称してほしい旨申入れたのもこの頃であったと記憶している。

1986年3月4日、オーエスキーホ対策委員会が新発足し、オーエスキーホの概要と各国における発生状況や防疫対策が報告され、委員長に清水武彦氏、副委員長に花輪恒夫氏が選任され、私も委員として参加し、診断マニュアルが作成された。

6月5日、部会制の発足と同時に産業動物の家畜共済部会の初会議が開催され、先ず開業獣医師の老齢化が進み、後継者を如何にして育てるか、いかにして若い獣医師の参入を図るか等の意見が多く、家畜共済点数の合理的改正に関しても強い発言があり、結局身分保障と経済基盤を確保することが急務であるとされた。今後、この対応を積極的に検討する方向が示され、部会長に私が、副

部会長には嶋本・佐川両氏が選任された。

10月19日から21日まで、マレーシアの首都クアラルンプール市においてアジア獣医師連合第5回大会が開催され、約250名が参加した。日本人が大会参加者の2/3を占め、椿FAVA会長の挨拶にはじまり、各国代表の意見発表があり、日本から杉山副会長が挨拶を述べた。この席上、フィゲロアWVA会長の基調講演として、[1] 世界的規模での獣医師の結束、[2] 国際協力推進による獣医師の存在意義が強調され、[3] カナダにおいて開催予定のWVA大会参加推進が述べられた。なお、第6回大会は1988年にインドネシアのバリ島で開催することに決定された。

1987年の年頭所感として椿会長は、[1] 獣医師法改正促進、[2] 獣医師の待遇改善、[3] 組織財政の確立、[4] 獣医師の経済基盤確立等を重点事項として述べられた。

1月24日と25日、日本都市センター及び全共連ビルを会場として1986年度の学会年次総会が開催され、約1,200名が参加した。今回から「獣医学術奨励賞」が新設され、獣医臨床技術の向上に寄与した研究や学術活動、または獣医技術の応用普及により社会的に著しい貢献のあった業績に対し、産業界の協力を得て「獣医学術奨励賞」を授与し、学術の一層の向上を図ることとし、まず小動物部門と産業動物部門が設けられ、副賞として50万円を授与することとなった。

3月2日には産業動物・家畜共済部会の第2回会合が開催され、家畜共済点数改正は技術部分で約7%引き上げすることが報告された。なお、[1] 飼養形態の大型化により豚の慢性疾患による被害の顕在化、[2] 畜産農家、特に養豚農家から獣医師に対する衛生管理指導の要求、[3] 予防衛生指導を強化するため開業獣医師、家畜保健衛生所、家畜畜産物衛生指導協会の連繋強化が求められ、

近く養豚衛生管理技術向上研修会を実施すること等が協議された。

3月4日には小動物部会が開催され、[1] 小動物開業獣医師の過密問題、[2] 放射線の取扱い問題、[3] モラルの問題等を中心に協議した。

3月19日、第42回通常総会において椿会長は辞意を表明し、東京都獣医師会で会長等を17年、日本獣医師会の副会長を14年と経験豊かな杉山文男氏が会長に就任された。

椿氏は、1978年会長にご就任。田中良男顧問の言葉どおり独特な経済的識見と非凡な能力を駆使され、現在の獣医師会事務所を整備され、日本獣医師会100年の盤石の基礎を築かれた。また、越智先生は、椿先生勲二等瑞宝章受章記念式典において発起人代表挨拶の中で、「椿先生は、政治力を發揮し、獣医学教育6年制の実現を達成した。」と述べられた。このように偉大なる業績を残した椿先生は、1992年5月14日に急逝され獣医界の巨星も天国に召された。本葬は6月26日に麻布獣医学園、北里学園及び日本獣医師会の合同葬として、新宿区の一行院千日谷会堂において500余名にのぼる参列者により、しめやかに執行された。

3

杉山文男の会長時代 —【1987年～1999年6月】

第42回通常総会において椿会長が勇退後、満場一致により第9代会長に杉山文男氏が推挙され、就任挨拶で「名利名聞を排し、毀誉褒貶の外に立って、執行部が堅く手を携えていきたい。」と述べられた。さらに、新卒業生の30%が小動物指向であるため、小動物領域の過密化対策、ヒューマン・アニマル・ボンド（人と動物の絆）の概念から、「コンパニオンアニマル」と呼ばれる時代、適正飼養や倫理面を含み小動物医療のあり方を警

告し、当面の重点事項として、[1] 獣医師法の改正、[2] 勤務獣医師の待遇改善、[3] 獣医学教育充実向上のための大学再編整備、[4] 食鳥検査制度への取組、[5] 人と動物の共通感染症対策等をあげられた。

昭和62年（1987年）5月18日、大韓獣医師会の鄭正國会長が来会し、日韓の獣医事情等につき情報を交換し、また、7月27日に渡辺官房長官の紹介により中曾根首相を表敬訪問し、獣医師の活動状況やWVA大会開催問題を説明するなど、積極的に活動を進める一方、自治医科大学の池本教授より医師法・歯科医師法等関連法を比較する貴重な意見を聴取し、獣医師法改正の参考となる資料収集にも努めた。

7月10日、全国獣医師会長会議の席上、京谷畜産局長より「日本の畜産経営も規模拡大、頭羽数增加の傾向にあり、食品の安全性確保を図るうえで獣医師の活動に期待する。」旨の祝辞をいただいた。

11月17日、理事会の席上、越智先生から日本獣医師会の活動、特に学術振興を目的として寄贈された3,000万円については公益信託に預け、年間150万円以内の金額について有効活用することとされた。

つづいて、組織財政調査会（嶋本委員長）より会費改訂の答申を受けた。すなわち、[1] 基金からの果実は公定歩合の引き下げにより減少している、[2] 会の運営は原則として会員からの会費収入で賄う、[3] 会員からの各種要望に応えるには、ある程度の経費増額もやむを得ない等の内容で、会費は一構成員当たり7,000円が適切であるとの意見も出されたが、会費賦課方法は現行のままで基準数割会費を6,000円（現行4,500円）、割引会費を5,500円（現行4,000円）とすることで了承された。

この年の12月10日に農業災害補償法40周年記念大会も挙行され、その席上で獣医師手当増額も決議された。

昭和63年（1988年）に入り、杉山会長は年度初頭挨拶の中でWVA大会の日本誘致に触れ、昨夏モントリオール大会に出席した際、Figuerou会長にも直接要請し、世界唯一の被爆国の立場から核兵器廃絶のアピールを行い、平和な世界を実現したい旨とともに、アジアで初めてのWVA大会開催地としての運動を展開したと述べ、越智先生の宿願でもある日本誘致に情熱を注がれていた。

なお、当年の学会年次大会は神戸ポートアイランド国際会議場において開催され、約1,500名の参加者を得て盛会をもって終了した。

同時期には教育研究部会を中心に国公立大学の再編整備問題が熱心に論議され、文部省高等教育局の小林技術課長より文部省として現時点における考え方方が示され、その際、日本獣医師会側からは、[1] 再編整備のブレーキの要因は地元の反対や個々の利害関係にあり、[2] 獣医学科は農学部の一部であるため、なかなか獣医学科の意見が反映されない、[3] 連合大学院構想により獣医学部の再編整備は遅滞すると思われる等の意見が述べられ、これらの問題を速かに整理、推進することが急務であると要請した。

3月25日、第43回通常総会が明治記念会館において開催され、杉山会長より、[1] 国公立獣医学大学の再編整備、[2] 日本獣医師会創立40周年式典の開催、[3] 獣医師道審議会の開催、[4] 越智先生への感謝状贈呈等が述べられ、続いて五十嵐常務理事より、[1] 役員報酬、[2] 注射針1頭1針の徹底等につき報告した。総会と前後して全国公衆衛生獣医師協議会では会員4,400名を代表する31名により集中討論会が開催され、第1グループは21世紀に、国民に期待される獣医公衆衛生行

政の構築、第2グループはこれからの公衆衛生獣医師の職務分野のあり方、第3グループは公衆衛生の魅力ある、働き甲斐のある職場への変革等を主題に討論され、その内容記事は日本獣医師会雑誌第41巻第5号に宇井昌生公獣協会長より発表されている。

5月27日、AHT制度委員会（小暮部会長）が開催され、小暮・原・種子島委員よりAHTの現状や獣医師の対応等、熱心かつ貴重な意見の開陳の後、AHT制度を進める上で日本獣医師会は全国地方会の協力により、[1] 全国地方会のAHT需要調査、[2] AHT養成校の実態調査に関する資料作成に早急に取組むこととした。

6月13日、日本獣医師会創立40周年記念式典を農林年金会館において開催し、杉山会長より半世紀以上の歴史の中で獣医師が果してきた家畜衛生を基本とした畜産の振興、公衆衛生の向上発展、動物愛護推進等広範且つ多岐にわたり大きく社会貢献して來たこと、バイオテクノロジー等の新分野の活動、国際的にはアジア獣医師会連合の会長国及び世界獣医協会の副会長国としての対応状況が述べられ、今後の発展を期する旨挨拶された後、五十嵐常務理事より「日本獣医師会の歩み」、すなわち、昭和23年7月、島村虎猪、田中良男、榎原義一、堀尾正朔、山本文陸郎氏が発起人となり日本獣医師協会設立され、同年11月9日に公益法人としての認可を得、昭和26年2月26日に「社団法人日本獣医師会」と改名され、今日にいたっている旨報告された。

つづいて、内閣総理大臣（代理小渕官房長官）、農水大臣（代理京谷畜産局長）、厚生大臣（代理古川生活衛生局長）、獣医師問題国会議員連盟会長（代理江藤副会長）の祝辞を賜り盛会裡に終了した。

6月30日にはペットフード基準検討委員会が開

催され、ペットの健康と福祉に責任を持つ獣医師の立場からペットフードの適正な供給について検討し、ペットフード工業会側から日本獣医師会の検討に期待されるとともに、米国における審議内容も紹介された。このように急速に小動物医療関係領域での問題が真剣に討議され、杉山会長からも近代化する獣医療対応の推進が図られた。

7月8日に日本獣医師会の三学会のあり方を検討するため学会改善委員会の初会合が開催され、[1] 今後、三学会が日本学術会議に登録するため個々の学会が独立形態を整えること、[2] 従来の三学会を対象動物別に組み替え、産業動物、小動物、人に関わる公衆衛生の3本立にするか、[3] 三学会を一本にまとめ、その中に三学会に相当する分科会を作るか等に意見を集約し、理事会に提出することになった。

7月21日に首相官邸を表敬訪問し、竹下総理大臣に日本獣医師会創立40周年記念式典に際し祝辞を賜った旨御礼言上し、日本獣医師会の近況を報告した。同行した島根県獣医師会の後藤会長からも日本獣医師会に対する一層のご指導を依頼された。この訪問は当初約10分の予定が30分に延長し、総理から海外青年獣医師の教育問題の話題もあり、この面談を契機に後日、「アジア地区獣医師研修事業」が浮上して來ることからも極めて意義深い会談となった。

つづいて、8月5日には、最近における人と動物の共通感染症に対する社会的関心の高まりに鑑み、相互の情報交換等の必要性から五十嵐常任理事、大橋事務局長等が日本医師会を訪問し、同会の村瀬常任理事と懇談、今後は両者の交流推進を検討する旨合意したが、その後、医師会の都合により実現には至らなかった。

9月5日、第3回理事会の席上、石井衛生課長より獣医師法改正関係の検討に入るにあたっての

背景や基本的考え方等の説明があり、難波乳肉衛生課長からは食鳥検査制度の法制化等について説明が行われた。いよいよ宿願の獣医師法改正問題も軌道に乗り始めることになり、緊張感とともに前進意欲を強める重要な日となった。

10月16日から19日まで、インドネシア・バリ島デンバサールでアジア獣医師会連合第6回大会が開催され、FAVA会長の杉山氏が開会式で挨拶を述べた。大会宣言はインドネシア農業大臣によりドラを打ち鳴らす中で声高らかに発表された。なお、今大会においてインド獣医師会の新規加入が承認されて加盟国は13カ国となり、約700名の参加者のうち日本から約350名が参加した。また、代表者会議には五十嵐と大橋が参加して「最近における日本獣医師会の活動状況」を報告するとともに、明春、大宮市で開催の日本獣医師会の学会年次大会への出席を歓迎する旨の発言も行った。

平成元年（1989年）、杉山会長年頭の挨拶に際し、日米・日豪三国間の農産物貿易交渉の結果、3年後の1991年より、牛肉・オレンジの自由化問題に触れ、獣医師24,000名中、畜産関係に携わる約10,000名（41%）にとっても重大問題である旨述べられ、[1] 獣医師法改正促進、[2] 免疫対策としてアユ、ニジマスの不活化ワクチン問題、[3] 放射線取り扱い、[4] 国立大学再編整備、[5] 1995年のWVA大会開催誘致問題、[6] 都市開業獣医師過密問題、[7] 近未来における獣医師像等の問題については、小異を捨て大同につき相互協力の重要性を力説された。

また、家畜衛生問題（獣医事）検討会は昭和59年（1984年）12月より63年（1988年）7月までの17回の検討内容をとりまとめ、それが農水省畜産局より発表され、その内容の詳細は日本獣医師会雑誌第42巻第1号に掲載された。

6月9日には獣医事対策委員会の小委員会を開

催、[1] 管理獣医師問題、[2] 実験動物関係、[3] 小動物臨床獣医師の技術向上等を議題とし、特に産業動物獣医師や管理獣医師として予防衛生、飼養管理、畜産経営に関する幅広い指導を行うことにより信頼評価を高めることが重要との考え方も述べられた。

11月20日、日本消防会館において全国獣医師大会が約1,000名の参加者により開催され、獣医師法改正の重要案件の早期解決に向け強い団結と行動をアピールし、大会スローガンとして次の6項目があげられた。

1. 獣医畜产学術を結集し、畜産の振興を図ろう
2. 獣医師法の改正を実現しよう
3. 獣医学系大学を整備拡充しよう
4. 獣医師の待遇改善を実現しよう
5. 食鳥検査制度の確立を図り、食生活の安全を守ろう

6. 動物保護管理体制の充実、強化を進めよう

当日、土屋参議院議長、鹿野農水大臣、戸井田厚生大臣、各党代表、山中中畜会長等多数の来賓より祝辞が述べられた。なお、大会終了後、急を要する獣医師法改正と勤務獣医師の待遇改善等のため、陳情団を編成し、要路に要請活動を展開した。

また、獣医師法改正については、杉山会長は「命運をかけて目的達成をはかる」と堅い決心を示し、[1] 法第1条を医師法と同様に「獣医師の任務」として規定するとともに、任務の中に「動物の保健衛生及び動物の愛護に関する事項」を加えること、[2] 「獣医師でなければ獣医業をなしてはならない」との主旨に法第17条の見直しを行うとともに、対象動物の範囲を拡大すること、[3] 処方箋の交付義務を規定すること、[4] 獣医師以外の者による家畜診療施設開設の制限を規定する

こと、[5] 法第23条の広告の制限について現状に見合うよう、その内容を具体的に明示すること、[6] 大型化・集約化する畜産経営に対処するための管理獣医師制度を導入すること、[7] 動物の診療を業務とする獣医師については、その専門領域において、一定期間、臨床研修を受けることを努力規定として設けること、[8] 動物の適正な飼養管理に関する指導義務を規定すること、[9] 獣医師が人畜共通感染症等に対応することから、動物の飼養者が不利益を被ることのないよう守秘義務を規定すること等を掲げた。特に、法第1条を「獣医師の任務」規定にすることに杉山会長は堅い決意を持ち、大河原局長にも直接その重要性を要請し、これを果たせぬ場合は、会長辞職の決意であるとまで述べた経緯を忘れることができない。次に、産業動物獣医師の待遇改善については、地方公務員の採用にあたり、当面の目標であった4年制大学卒業者に比し、3号俸アップに自治省も理解を示した。しかしながら、多くの自治体が獣医師に適用している給料表は医療職（二）表であり、獣医師の職能・業務の特性から、現状のまま同給料表を適用することは不合理であり、「獣医師を対象とした給料表」を早急に設定すべきである。また、獣医学系国立大学の再編整備問題では、本年度限りで修士課程を廃止し、東西4校づつによる連合大学院博士課程設置を決定されたが、これはレベルアップの経過的処置であって、将来、学部昇格への旗を下ろすものではないことも力説した。一方、日本学術会議より強く体質改善を求められ、学会改善委員会も審議を進め、平成2年度より日本小動物獣医学会・日本産業動物獣医学会・日本獣医公衆衛生学会をそれぞれ再発足させた。

平成2年（1990年）11月14日、教育研究部会（竹内部会長）において、[1] 卒後教育の実施状

況報告、[2] 勤務獣医師と開業獣医師の生涯教育のあり方等、本格的に生涯教育体制確立を主議題として審議、ア. 小動物部会で専門医制度なり認定制度を検討し、アンケート調査の結果、認定制度導入は時期尚早であり、その前段階として日本獣医師会は全国的規模の卒後教育または生涯教育プログラムの構築が先決で、その後、できれば専門医認定制度を考える、イ. 生涯教育検討に際し、小動物分野の問題として提起されるが畜産分野・公衆衛生分野も含み検討する必要あり、ウ. 3年の任期中に生涯教育制度の確立について検討することとされた。

つづいて11月20日、62年度より開催して来た家畜共済関係の三者会議、すなわち、農水省保険業務課長を中心に、全国農業共済協会会長の亀長氏と日本獣医師会の杉山会長との三者会談により共済問題の今後について協議を進めた。

平成3年（1991年）2月8日、厚生省と日本獣医師会主催により狂犬病予防法制定40周年記念式典を盛大に開催し、杉山会長より、[1] 故原田雪松衆議院議員、田中良男課長等が中心となり立案した狂犬病予防法案が第8回国会に上程され、可決成立し、昭和25年8月26日、狂犬病予防法が公布・施行され、犬の登録と予防注射、野犬の捕獲、輸入検疫と一連の国策が奏効し、昭和32年（1957年）以来、本病の発生皆無となったこと、[2] 近隣諸国での発生状況、[3] 今後、一層予防注射の重要な旨を内容とする挨拶がされ、続いて国際シンポジウムが開催され、Dr.Figuerou（イギリス）、Dr.Pilet（フランス）、Dr.Ayanwola（ナイジェリア）、佐澤博士、小澤博士（日本）の5名から、各国の現状報告がなされた。

なお、埼玉県獣医師会においては、この記念式典に関連し、「狂犬病予防の葉」を発刊し、全国各県獣医師会、獣医学系大学にそれぞれ配布した

が、好評を得て、その版権を日本獣医師会に移譲した経緯がある。この冊子には、厚生省の難波課長、元農林省家畜衛生試験場の佐澤博士、農水省動物検疫所の堤所長、そして元農林省衛生課長の田中先生の貴重な論述が綴られている。

3月26日、明治記念館において第46回通常総会が開催され、杉山会長より、[1] 獣医師法改正に関し、農水省は獣医師大会決議事項の9項目にこだわらず、制度全般につき運用面もあわせ検討し、法案策定を進める旨連絡のあったこと、[2] 議員連盟の三塚会長から6年制の実現を踏まえ、21世紀の獣医業を見据えた草案を7月を目途に提出するよう要望であること、[3] 1995年の第25回WVA大会招致にフランス・リヨン、オーストリア・ウイーンが立候補していること、[4] 企業による小動物診療施設問題も日本獣医師会側の反対運動を考慮し、3月19日に雪印乳業社長が「この計画は全面的に撤回する」との報告に来会したこと、[5] 昨年9月発足の獣医事審議会（山中会長）の検討事項を三菱総合研究所に調査を依頼し、6月までに「近未来における獣医師像」をとりまとめる予定であること、[6] 産業動物獣医師の平均年齢が60歳以上という現実や、無獣医師の地区拡大の傾向についての対策の一つとして、産業動物獣医師確保体制修学資金制度を推進すること、[7] 食鳥処理事業の規制及び検査に関する法律の施行により、明年から検査を開始すること、[8] その他、野生動物救護対策事業等について述べられ、先々を見透しての各事業推進についての協力を求められた。つづいて、前年11月に200年振りの長崎雲仙普賢岳噴火に伴い、1991年5月に入り土石流・火碎流・溶岩流の発生により、農業復興地域で乳牛・肉牛・豚・ニワトリ等飼育動物の被害に対し、長崎県獣医師会が「雲仙噴火に伴う愛玩動物等救済対策本部」を設置し、長崎県との連繋の

もとに対応されたことの報告もあった。

7月8日、獣医師会の長年の懸案である獣医師法改正に関し、農水省から「その実現に向けて検討作業を進めるために日本獣医師会との間で共通認識を得たい。」との意向により、ワーキンググループを作ることとなり、日本獣医師会から塙田・鈴木の両副会長、五十嵐・竹内の両常任理事及び島田弁護士を推薦することになった。

これを機に獣医師法改正作業もいよいよ本格化し、会長以下懸命の努力による好機至れりの感があり、緊張感も高まってきた。

8月18日から23日まで、「獣医業と人類の福祉につながる南・北半球の協調」をテーマに第24回WVA大会がブラジル・リオデジャネイロ市で開催され、Dr.Figuerou会長は南・北半球の協調の重要性を述べ、「世界は一つである」と結んだ。なお、総会の席上、次回（1995年）のWVA大会がアジア獣医師会連合（FAVA）の全面的支援を受け、横浜115票（委任3票）、ウイーン21票、バルセロナ9票（委任1票）で、日本開催が決定し、杉山会長はWVA副会長（アジア・オセニア地区担当）に再選された。これを受け、9月6日に緊急理事会を開催し、[1] 獣医師法改正に関するワーキンググループの概要、[2] WVA次期開催都市に横浜市決定を報告して承認を得、いよいよ永年の待望であったアジア初のWVA大会開催に向けて、周到な準備を進めることとした。

12月10日、虎の門パストラルにおいて家畜伝染病予防法施行40周年式典を農水省と共に開催し、昭和26年制定以来、わが国家畜防疫の根幹となり、実績を顕揚して来たことは感慨深く、当日特別講演として東京大学の山内一也教授により、「バイオテクノロジーの進展と今後の家畜防疫対応について」とする有益な講演が行われた。

なお、日本獣医師会雑誌においては平成3年の

4月号よりコラム「馬耳東風」欄を設けることが編集委員会により決定され、以降編集委員の持廻りにより執筆されることとなった。中でも「寅さんこと足達卓治先生の執筆回数が多くなり、平成13年1月には単行本にとりまとめ発刊された。

平成4年（1992年）に入り、杉山会長は年頭挨拶で、[1] 40年振りの獣医師法改正作業の進行状況、[2] WVA大会のアジア地区での最初の開催地としての責任、[3] 馬場獣医師（川崎市獣医師会）のペルシャ湾の水生動物や海鳥の被害救援活動、[4] 勤務者の待遇改善、[5] 産業動物関係獣医師不足対策等について述べられた。

2月13日、日本獣医師会の顧問で元会長（第2代・第4代）の越智勇一先生が気管支拡張による慢性呼吸不全のため相模原市の北里大学付属病院で逝去された（享年89歳）。その報は、全獣医師に「巨星、遂にいく」の感を深く感じさせた。先生は科学者であり、獣医界の偉大な指導者であり、日本学術会議の会長でもあった。そして、現在の獣医界に第二の越智先生出でよとの声も大きい。

2月25日に第4回理事会、また28日には全国会長会議が開催され、塚田副会長から「今回の獣医師法改正については、獣医師法の一部を改正する法律と新たに獣医療法が制定されることになった。同法案が自民党の農林水産部会、政務調査会、総務会で審議され、間もなく事務次官会議を経て閣議決定される。」と報告された後、[1] ワーキンググループでの合意に基づき、平成3年10月に獣医師会が農水大臣に要望した8項目は全て改正の中に盛り込まれる、[2] 最も強く要望した第1条は「任務規程」として獣医師の社会的役割が明文化される、[3] 今までの「家畜」という呼称が「飼育動物」に改められる、[4] 診療動物の飼い主に対する「保健衛生の指導」が義務として明定される、[5] 診療対象動物にウズラが追加される

とともに、政令に定めるものが加わる、[6] 臨床研修制度が設けられる、[7] 診療所開設のための施設基準、産業動物獣医師の確保対策、広告制限については「獣医療法」の中で規定されることが述べられた。

これに対し、予想される対象動物の範囲、いわゆる企業診療との関係、国家試験の受験資格、野生鳥獣との関わりや対象とする鳥類の範囲、動物園等に飼育されている猛獣が対象となるか、等々の質疑応答もあった。

5月13日、日本獣医師会の宿願であった獣医師法改正案、獣医療法制定案が参議院本会議で可決され、これにより国会を通過して成立にいたった。改正は、最近の飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる情勢の変化に鑑み、動物に関する保健衛生及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に資することを目的としたもので、その主な内容は、[1] 獣医師の任務を明確に規定された、[2] 臨床研修制度について規定された、[3] 診療対象動物を追加した、[4] 獣医師が自ら診療しないで投与または処方することができない医薬品が拡大された、[5] 飼育動物に関する保健衛生指導について規定された、[6] 外国の獣医学校の卒業生の獣医国家試験について予備試験制度が設けられた、[7] 本法及び獣医療法でその権限に属させられたことを処理するため、獣医事審議会を設置すること等である。

獣医療法は、獣医療をめぐる諸情勢の変化に鑑み、適切な獣医療の確保を目的としたもので、その主な内容は、[1] 診療施設の構造・設備等についての基準を定めること、[2] 国及び都道府県が獣医療を提供する体制を整えるため、その方針及び計画を定め、これに基づいて診療設備の整備を図ろうとする者は都道府県知事の認定を受け、農林漁業金融公庫からの融資が受けられるようにな

ったこと、[3] 広告の制限については、農林水産省令で定めた事項は広告できるよう規定したこと等であった。

なお、昭和24年法律第186号の新旧条文対照については、日本獣医師会雑誌第45巻（1992年）第6号450頁以下に記載されているが、改正にいたるまでの会員の強い願望の達成にあたり、常に陣頭に立ち強固な決意で臨んだ杉山会長や農水省の石井衛生課長のたゆまざる努力に敬意を表したい。また、改正法の国会通過までご理解ご指導を賜った農水省はじめ、厚生省、総理府、文部省、そして獣医師問題議員連盟の諸先生方の継続的ご努力に強い感謝の意を捧げたい。

同日の5月13日には理事会が開催され、獣医師法改正という長い間の懸案事項が解決できることが会長より報告され、第1号議案で宮本理事を小動物担当の常任理事とすること、第2号議案として第25回世界獣医学大会開催計画として、運営委員会・組織委員会を設置すること、所要経費として概算で6億円が見込まれること、第3号議案で全国競馬・畜産振興会からの助成を受け「国際獣医師育成研修事業」を実施すること、第4号議案で日本獣医師会就業規則を一部改正し、平成4年6月から完全週休2日制とすること、第5号議案として定款改正について組織財政調査会に諮問を行いたいこと、及び同調査委員一部変更があり、新たに伊藤新一（秋田）、大村陽二郎（福井）、景浦忠徳（愛媛）を任命することが審議され、原案どおり可決・承認された。

なお、6月4日にホテルオークラにおいて獣医師法改正及び獣医療法制定記念祝賀会が開催され、田名部農水大臣以下、関係国会議員のご臨席を得、祝辞を賜った。また、祝賀会の最後には最長老の愛媛県獣医師会の近藤会長の音頭による万歳三唱をもって盛会裡に閉会した。

9月1日、第1回定款改正検討委員会（山本宥委員長）が開催され、次の事項について検討された。[1] 目的に関する事項（第2条関係）、[2] 事業に関する事項（第4条関係）、[3] 会員の資格（第5条関係）、[4] 役員の定数に関する事項（第12条、第14条関係）、[5] 会議関係（第18条関係）、[6] 総会開催時期（第21条関係）、[7] 獣医師道審議会関係（第38条関係）、[8] 専門委員会関係（第38条関係）、[9] 選挙規程関係（地方区選出理事の選出方法）、[10] 学会関係（第32条～第33条関係）としては学会の位置づけ等。なお、この委員会は3～4回開催され、中間答申案をとりまとめることとされ、メンバーは山本宥（委員長）、難波江（副委員長）、相原盛夫、関邦彦、秋山陽、五十嵐幸男、倉林恵太郎、黒崎達朗、竹内啓、宮本譲とされた。

10月22日、獣医療法施行規制の一部を改正する省令が公布され、診療用放射線の防護及び広告制限の特例事項が新たに規定された。

12月12日、平成7年9月に開催予定のWVA大会の会場候補であるパシフィコ横浜で全国獣医師会長会議が開催され、杉山会長より、獣医師法の一部改正及び獣医療法の制定に関連し、政省令も制定施行され、日本獣医師会でも定款改正の準備を進めており、今年度中に中間報告を得たいことや、第25回世界獣医学大会は世界小動物獣医学会議と同時開催となり、併せてアジア獣医師会連合大会も同会場で開催する予定である旨述べられ、大会の成功により世界的役割を果たす覚悟を力説された。なお、WVA（横浜）大会のシンボルマークを公募中であったが、小澤義博先生の作品が選定された旨報告があった。

●1993年（平成5年）

杉山会長は年頭挨拶として、国内バブル景気の

中で第100回国会において獣医学教育6年制と獣医師法の一部改正の成立、中央畜産会の山中会長に検討依頼した「近未来における獣医業のあり方」の答申作成作業の進展や、全国競馬・畜産振興会の助成による「国際獣医師育成研修事業」を明年度より実施することとし、10カ年間、アジア地域の獣医師を対象として毎年10名程度を招致し、一年間にわたり産業動物関係獣医学の先端技術の研修を実施することになった経過等を述べ、1995年9月3日より9日まで国立横浜国際会議場でWVA大会を開催し、加えてWSAVA大会も同時開催の方向であることを報告された。特に、このWVA大会という壮大なイベントを成功させたいと喜色満面の中で力説した当時の杉山会長の姿が鮮明に浮かぶ。また、前年の11月21日から25日にかけてフィリピン・マニラにおいてFAVA大会が開催され、その席上でWVAのDr.Blackburn会長から横浜大会を成功させようと発言されたことも印象的であった。

前年の平成4年10月22日付で獣医療法施行規則の一部改正省令が出され、特に診療用放射線の防護について構造設備基準（ハード面）と放射線に関し遵守すべき事項（ソフト面）が定められ、使用時の被爆防護に万全を期すよう指導が強化された。

3月24日の第48回通常総会において杉山会長の三期目の就任が決定した。副会長には塚田・鈴木の両氏、事務局担当の常任理事には引き続き五十嵐理事が続投することとなった。

なお、学会関係では日本産業動物獣医学会長に本好茂一氏、日本小動物獣医学会長に長谷川篤彦氏、日本獣公衆衛生学会長に丸山務氏がそれぞれ任命され、学会発展を図る努力が推進された。また、杉山会長就任挨拶の中で、全国競馬・畜産振興会の6億数千万円に及ぶ基金のもとにアジア

地域の獣医師研修事業を10年間続けること（この事業は竹下総理大臣の格別の配慮による）が紹介され、次いで3年来諮問して来た「近未来における獣医業のあり方」が山中会長より答申されたことも報告された（日本獣医師会雑誌第46巻（1993年）第6号に掲載）。さらに、野生動物救護対策基金は1,000万円を超え、180数名に及ぶボランティアが登録されていることについても報告された。

6月9日から16日の8日間、釧路市においてラムサール条約会議が開催された。この開催に際し、当時の釧路市長であった鰐渕俊之氏（北海道大学獣医学部卒業）の努力、北海道獣医師会釧路支部の協力に感謝したい。そして、その後、平成18年に鰐渕先生の「われ行かん一わにぶち市政19年の軌跡」の刊行記念会が開催されたことを酪農学園大学の湯浅名誉教授から知り、故鰐渕先生にあらためて敬意を表する次第である。

8月6日、第1回小動物部会が開催され、席上、杉山会長は日本小動物獣医師会（昭和53年9月に名称変更）を設立した当事者として、次の興味ある経過報告をされた。

- ① 全日本小動物臨床獣医師協議会（昭和46年5月発足）草創の精神は、「小動物獣医師業界に降りかかる火の粉は自分達の手で振り払おう」というものであった。
- ② 全日本小動物臨床獣医師協議会の設立は、昭和40年代前半の東京畜犬問題が発端であり、当時の日本獣医師会には小動物部会のような小動物獣医師業界に係る問題を検討する常設の審議機関がなかったことが重要な要素であった。
- ③ そこで、いずれ日本獣医師会の小動物部会が発展整備されることを前提に、昭和53年11月に日本獣医師会の新会館が青山に竣

工した機会に、日本小動物獣医師会の要望もあり日本獣医師会事務所の一部を提供したわけだが、現在の日本小動物獣医師会の中ではこうした経緯を知らない者が多く、なかなか理解と合意が得られないようだ。

④ したがって、日本獣医師会の小動物部会と日本小動物獣医師会が対立するようなことが仮にもあるとすれば、これは由々しき問題であり、小動物獣医師業界発展のためにもあってはならないと認識している。

日本小動物獣医師会創立者の中心的存在であった杉山会長の言葉は千鈞の重みがあるものとして、関係者ともども原点に立ち返り相互信頼の中で検討審議する重要な課題であると思われる。

また、翌年の2月9日には「と畜場法施行40周年記念式典」が厚生省と日本獣医師会の共催により三田共用会議所において開催された。明治39年にと畜場の許可制度を骨子とする「屠場法」が制定され、その後昭和28年に現行の「と畜場法」が制定された。最近における食品衛生の重要性に鑑み、今後さらなる国民の信頼を受ける努力の緊要であることを強調される機会ともなり、と畜場も名称が「食肉検査センター」と改められた。

●1994年(平成6年)

杉山会長の年頭所感の中で「近未来における獣医業のあり方」は山中会長を中心に精力的に審議され答申をいただいた提言であり、21世紀に向けての羅針盤として実行してゆく決意を表明し、さらに国際獣医師育成研修事業が北海道大学、東京大学、山口大学、酪農学園大学、麻布大学において研修を開始していると報じ、その成果を期待する旨述べられた。当初、受け入れ大学としては国立大学が中心であったが、私立大学も含んで選定

すべきことを杉山会長に直接提言した経緯もあり、広く国際貢献事業として竹下総理の理念を尊重し進められた。なお、平成7年9月3日から9日まで横浜で開催予定のWVA大会のテーマについては、「変貌する世界情勢の中で躍進する獣医業」に決定された。また、全体会議のテーマとしては、[1] 獣医学領域における専門化、[2] 環境問題と獣医学、[3] 動物福祉における獣医師の倫理、[4] 国際貿易の拡大に伴う家畜衛生と食品衛生に内定していることも述べられた。

当時、日本獣医師会の小動物部会(宮本部会長)では、[1] WVA大会開催に向けた具体的対応、[2] 獣医師法改正及び獣医療法制定に伴う対応、特に診療施設の構造設備基準や資金融資制度等、[3] 獣医療の公益性向上対策及び人畜共通感染症対策、[4] 小動物診療体制の今後のあり方、[5] ペットフードの安全性確保等について熱心に討議された。

2月24日の理事会において、来年度より農林水産省関係予算に小動物獣医事に関する予算が初めて計上されたことや、獣医師の劇毒薬の取扱に関する不祥事件等が杉山会長より報告され、五十嵐理事より犬の登録制度が規制緩和の運動に連動して検討されている旨を報告し、「犬の登録システムに関する研究班」の要員である鷺塚・宮本両理事からも補足説明があり、犬の登録制度に深い関心が示された。

3月24日には第49回通常総会がフロラシオン青山で開催され、杉山会長より畜産の危急存亡に際し、産業動物診療従事者はプロダクション・メディスン(生産獣医療)、すなわち飼料科学・栄養学・畜産経営学等広範な知識応用により、効率的な生産性向上に参与する活動が期待されると述べ、さらに松江市での学会年次大会に全米獣医師会長も参加し、豪雪にもかかわらず700名以上の参加

があり、地元島根県獣医師会の大島会長以下のご努力に感謝するとも述べた。なお、当日の総会では日本獣医師会の定款改正が承認されたが、特に第3条については、「本会は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興、普及、獣医事の向上、獣医師の福祉向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物の福祉の増進に寄与することを目的とする」と旧条文に比しその役割が具体的に表現された。

6月24日、第50回通常総会が定款改正後初めて開催され、会長挨拶の中で、犬の登録制度が現行毎年一回から終生一回に改められたが、このことにより注射率激減し、国家防疫に疎漏を招来しないよう関係方面に強く陳情・要請してゆくこと。また、農水省が小動物関係獣医事に関心を深め「小動物生産等獣医事対策事業」の予算計上に至ったが、これは画期的とも思われる所以、各地方獣医師会においても本事業推進に理解・協力をしてほしい旨の発言があった。なお、ちょうどこの頃、江戸川乱歩賞受賞作家の川田弥一郎氏著「白い狂気の島」は、わが国に狂犬病が発生した時の恐怖が描かれ、海外から本病が持ち込まれる可能性を指摘して良き警鐘となり、また松江市で開催した年次大会の招待講演として米国獣医師会長Leon H.Russell氏が「日本における犬の狂犬病予防注射制度の重要性」について述べられ、とかく軽視の傾向にある狂犬病予防事業推進に良き忠告となった。一方、この年の重要行事としてWVA第二次アウンスメントを発表し、来年度に迫った大会の成功に關係委員会が懸命の努力を続けていた。ちなみに、組織委員会から平成6年9月末日現在の国内登録者は1,230名と発表された（埼玉県296名、栃木県278名、東京都251名）。

9月30日、狂犬病予防法に基づく登録制度の改正に関する経緯と現況の説明を求める11会員（地

方会）からの臨時総会開催の請求を受け、第51回臨時総会が明治記念館において48会員の出席のもと開催され、杉山会長より「狂犬病予防制度の改正問題は第一次臨調から検討されてきたもので、日本獣医師会では終始反対を言い続けて来たが、今回は規制緩和の一環として世論の後押しもあって他の法案と一緒に上程されたものである。その内容は犬の登録制度のみを改正するもので、厚生省では予防注射制度は堅持するとの方針である。日本獣医師会としては犬の登録の実効性を維持し、狂犬病予防注射頭数の確保（注射率の低下防止）に努めるべきであり、ここで世論に背を向けるようなことはさけなければならない。」と述べた。

また、質疑の中では、[1] 登録制度が終生1回に変更された際、登録頭数・注射頭数の減少に歯止めをかける具体的方策はあるのか、[2] 狂犬病予防行政・動物愛護行政の財源確保のため、厚生省や自治省等が地方自治体を強力に指導する必要がある、[3] 獣医師として、現行の登録制度を含め狂犬病予防注射制度の必要性をPRすべきである、[4] 法案の参議院通過に際し、狂犬病予防注射頭数を維持すること、動物関係行政の財源を確保すること等の意見・要望が出された。

●1995年(平成7年)

杉山会長は年頭挨拶で、「いよいよWVA大会が8カ月後と迫り、永年招致運動の先頭に立ち努力して来た感激を満面に浮かべ、世界獣医学協会(WVA)創立132年の歴史の中で初めてアジア地域で開催するに至った経過を述べ、特に世界小動物獣医師会も8年振りに同時開催される画期的な大会であり、総力をあげて成功させたい。」と堅い決意を示された。次いで、国際獣医師育成研修事業も2期目に入り、3期目から予算額も6億から9億円に増額し、研修生も従来の10名から15名

に増員して、関係国の予想以上の期待を受け、かつ競馬減収の時代の予算対応にお礼を申された。なお、今年に入り獣医師道委員会で戦後に作られた獣医師倫理綱領を時代に適合した内容にあらためる方向で検討中であることにも触れられた。

2月に入り、獣医師の劇薬等の特定薬品取扱について異例の注意が地方獣医師会長、日本小動物獣医師会長宛に発信された。このことは、先に大阪市の某獣医師が自ら診察しないで塩化スキサメトニウムを犬の訓練士に処方して大きな社会問題となった。当人は獣医師法第18条違反により50万円の罰金刑（刑事罰）に処せられるとともに、農水大臣から5カ月の業務停止処分（行政罰）を受けた。これに続いて埼玉県内においても類似事件が報道され、当時埼玉県獣医師会の会長であった五十嵐は事件に関連ありと思われた某獣医師より電話報告を受け、顧問弁護士と協議の上で対応をするとともに日本獣医師会に経過報告をした。しかし、平成18年の今日に至るも犯人とみなされる者の自白もなく、法的決定も行政罰も某獣医師には及んでいない。事件当時、警察や報道関係者が昼夜の別なく来訪し、地方獣医師の会員からは「なぜ某獣医師を処分しないのか」と脅迫の電話を受けたことも忘れられない。この種の事件は感情に流されず、現状把握に努めて弁護士の専門的指導を受けながら対処すべきことであるとの思いを深くしている。

一方、日本獣医師会では小動物医療の適正化を期する目的で、昨年3月より6月にかけて全国の小動物診療従事者約5,100名を対象に「小動物診療料金の実態調査」を実施し、約1,500名からの回答を得、その集計整理結果を日本獣医師会雑誌第48巻（1995年）第2号に項目毎の平均値とともに紹介した。

2月8日の第5回理事会の席上、杉山会長から

1月30日の阪神・淡路大震災による被害の実情視察報告と支援対策本部、関係獣医師会の救援活動等についても説明された。

6月27日、フロラシオン青山において第52回通常総会を開催。杉山会長より阪神・淡路大震災に際し、全国会員よりの暖かい義援活動に感謝の意を表し、また68日後に迫ったWVA大会の準備状況説明があり、国内の登録者は6,000名で同伴者2,000名を加えると8,000名の参加を見込んでおり、外国からの参加者も600名に達していると報告された。議事に入り、事務事業報告後、[1] 犬の登録制度におけるマイクロチップの利用、[2] 広報のあり様、[3] 動物薬事講習会におけるPL法の同時講習、[4] 「獣医師の誓い—95年宣言」の採択等が審議された。

9月3日から9日まで、われわれ獣医師会にとって永年の宿願であり、一大イベントであるWVA大会がパシフィコ横浜を会場に国内外から1万名余の参加者を得て華々しく開幕された。

この大会は、世界獣医学協会創立以来初めてアジア地域において開催される記念大会であり、9月3日午後4時から国立大ホールにおいて開会式が挙行され、天皇・皇后両陛下のご臨席を賜り、会員一同感激の中で華々しく開会された。今回は、第25回WVA大会と第20回WSAVA大会が世界獣医学大会（横浜）として合同開催であり、2つのホールと16の会議室がフル稼動の状態であった。9月5日には社交プログラムとしてジャパンフェスティバルが行われ、駒踊り・阿波踊りをはじめ、チャグチャグ馬ッ子や流鏑馬等日本特有の催しが行われ、海外参加者の大きな歓声に包まれた。また、懇親パーティーでは両陛下が60分余にわたり、特に外国人との会話を至近距離で交わされ、某国の代表は日本の皇室のこのようなご対応におどろきの様子であった。最終日の9月9日正午から

WVA大会の閉会式が行われ、杉山会長が感激の中で挨拶され、次期大会開催地に決定されたフランス・リヨン市のラプラ組織委員長から歓迎する旨のスピーチ後、再会を約し閉会された。その後、フランス大会に出席の折、数カ国の代表より横浜大会の賞賛と、もう一度日本での開催依頼に対し深い感動を覚え、かつ開催にあたり関係省庁・団体・会社の協力の結実として感謝の念を深め、帰国したことが思い出される。

10月2日、熱海市「ニューさがみや」において理事会に続き全国獣医師会長会議が開催され、この席上で農水省衛生課の青沼課長より、「豚コレラの撲滅確立対策として、ワクチンを用いない防疫体制の要望が生産者を中心に検討されているので、獣医師会や家畜保健衛生所等関係者の理解と協力を求めたい。」との挨拶があった。

●1996年(平成8年)

杉山会長は年頭挨拶の中で、WVA大会に天皇・皇后両陛下の臨御を仰ぎお言葉を賜り、引続きレセプションにも長時間お出まし下され、広く世界各国獣医師と交歓を賜わったことは異例のことと深く感銘していることや、フランス代表のピレー氏より「オープニングセレモニーは完璧であった。天皇・皇后の臨御は、日本獣医師会のステータスを示しているのみならず、世界の獣医師の栄光と認識している。」との感想を述べられたとの紹介もあり、この大会は86カ国から11,500名の参加者があったと報告された。続いて、農水省が豚コレラ撲滅体制確立事業として来年度予算に6億8,700万円を計上したことにも触れ、最終的にはワクチンを使用しない防疫方式に移行し、海外からの豚コレラ侵入防止対策を撤廃し、5年後を目途に豚コレラの撲滅を達成することとされ、目標が達成されるときは安全な畜産物を国民に供給

することができ、かつ種豚や豚肉を輸出することの可能性も含め、日本養豚界の安定的発展に寄与するであろうと述べられた。また、狂犬病予防関係では生涯一回登録制となり、登録手数料収入の減額が予想されるので、全国で総額約10億円が計上され、狂犬病予防行政遂行に支障を来たさぬよう手当されたことも報告された。

1月25日に理事会が開催され、橋本内閣の発足にともない、獣医師問題に関する議員連盟については自民党の三塚議員を会長とする連盟と、新進党の北村議員(獣医師)の尽力により結成された渡部議員を代表とする獣医師問題研究会が設立された経緯が報告された。また、農水省の青沼衛生課長からは「豚コレラ撲滅対策事業」の内容説明を受け、生産者と獣医師の連携が一層重要となることが強調されたが、それに対して獣医師サイドより西ドイツにおける豚コレラ発生事例をとりあげ、予防注射中止による日本での発生の危険性を指摘する意見も出た。さらに、五十嵐常任理事からは三学会運営規程の一部改正により、平成8年度より発表演題数に応じて複数の地区学会長賞を授与できるようになったとの報告もあった。なお、杉山会長よりWVA大会を機会に、日・独獣医師の学術交流に調印した件について報告があった。

2月5日、「家畜共済制度改善について」の要望と「動物行政の一元化に関する」要請を関係官庁に提出した。特に、動物関係行政一元化に関する要請は、[1] 獣医療や家畜衛生等を所管する農水省、[2] 狂犬病予防や食肉衛生等を所管する厚生省、[3] 動物の保護・管理等を所管する総理府、[4] 野生鳥獣の保護等を所管する環境庁、[5] 野生希少動物の保護や国際取引を所管する通産省があり、政府が行政改革・簡素化・合理化につき検討が進められ改善が図られているが、動物関係行政に関しては一元化がみられない現状で、不測の

事態に混乱を生じ、迅速処理に支障を招来することも想定されるので、この一元化を強く要請することになった。

3月20日、英国政府がBSEの人間への感染可能性を認める発表を行い、EU諸国も英國産牛肉輸入を禁止、日本は英國からの生体牛・牛肉の輸入を禁止したが、農水省はさらに加熱処理肉やペットフード等の輸入も禁止して検疫に対する警戒を強化し、関係情報の伝達に努めた。また、日本獣医学会では5月29日に「プリオント病の現状—狂牛病理解のために」をテーマにシンポジウムを開催、日本獣医師会も協賛した。

さらに4月26日、伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法第62条の疾病として指定し、各都道府県知事あてに通知された。日本獣医学会では日本獣医師会雑誌を通じて小澤氏の「狂牛病の与える影響と教訓」の記事をはじめ関係情報を提供し、会員への啓発に努めた。

6月8日、理事会において獣医師道委員会において策定した「動物医療の基本姿勢」を承認し、社会から「より親しまれ、より信頼される」職業に発展する責務を果たすこととした。

6月25日、第53回通常総会において杉山会長が再選され、副会長に五十嵐幸男と鈴木一則の両氏が選任された。

10月31日、東京大学の安田講堂において緊急シンポジウム「腸管出血性大腸菌O-157感染症の流行メカニズムと予防対策」が開催され、座長に小川・丸山両教授があたられた。この開催は5月に岡山県内でO-157による食中毒が発生し、以来、全国に広がり多数の感染者があり死者も7名に及んだことに鑑み、衛生管理の徹底により予防の完遂を期す目的で実施されたものである。O-157の集団下痢症事件は平成2年（1990年）10月に浦和市の幼稚園で初めての集団感染があり、園児2名

が死亡して世間の注目を集めた事件であった。なお、この年は悪いことが続き、行政監査により獣医療の中で劇毒薬の保管状況、エックス線機器の管理・防護の不適当な者が指導を受けたり、所得税申告の適正でない者への指導等もあり、各自に反省自肅が求められた。

●1997年（平成9年）

新年を迎え、日本獣医師会雑誌発刊50年（通巻600号）となり、座談会記事を掲載した。この座談会は竹内理事の司会で、今泉、粕谷、桑原、田島、幡谷、杉山、五十嵐が出席し、昭和23年12月の第1号発刊以来の思い出話や、さらなる内容の充実に関する意見が多く出された。もとより、日本獣医師会雑誌の使命は「日進月歩の科学の進歩に伴い伸展していくわが獣医技術分野の新しい、権威ある論説、研究を掲載げて獣医学術の水準を高め、さらに会員の研究業績を公表公布し、相互の切磋に資すると共に、獣医技術者の団結の中心として本会並びに地方獣医師会の活動状況の報道、会員相互の連絡親睦を密にし、畜産の振興、公衆衛生の推進に努め、以てわが獣医界の発展に大きな役割を果たすを使命とする。」と記してある。最近、学術論文関係と会報の分離説や、極論として「学術関係は、一部の専門者を対象とした内容であるから、会報主体でよい。」との意見もあるが、前掲の如き日本獣医師会雑誌の使命を熟考すると、当分はこの形態で発刊されることが最良との意見が多い。ただ、日本獣医師会雑誌の内容充実の機会にA4判に改定し、支出増分は広告料を増すことや郵送費節減策により補うこととした。なお、発刊50周年に際し、特集として「あなたの提言」を募集したところ、50巻第3号に「小動物診療体制を今後どのように変えるべきか」、第4号に「今後の公衆衛生分野の方向性はいかにある

べきか」、第5号に「家畜衛生分野は今後どのような体制になるべきか」、第6号に「動物福祉活動に対する獣医師の取り組みはいかにあるべきか」、第8号に「日本の獣医学教育が今後進むべき方向とその実現の方策はいかがか」、第9号に「日本の獣医界における卒後教育制度、生涯教育制度ならびに専門医制度はいかにあるべきか」、第10号に「日本の獣医師免許制度の今後はいかにあるべきか」、第11号に「日本獣医師会の組織財政ならびに活動方針は今後いかにあるべきか」、第12号に「日本獣医師会雑誌は今後いかにあるべきか」等々、21世紀に向けて獣医界のあるべき姿に会員各位から熱心かつ有意義な提案が続いて掲載され、日本獣医師会の執行部を預る者として良き道しるべとなった。

その後、第51巻第3号～第12号に「『あなたの提言』を読んで」と題し、それぞれ要職にある先生方の提言に対するご意見も掲載され、最後に松山専務理事の「『あなたの提言』を読んで」の総括編が記述されている。

6月25日、第54回通常総会が明治記念館において開催され、杉山会長から、O-157、エイズ、BSE等の新興感染症発生の時代となり、台湾では3月に豚の口蹄疫が発生して約300万頭が軍隊の協力により殺戮された報告もあり、海外悪性伝染病の国内侵入防止に万全を期してほしいと述べられ、畜産家畜衛生担当理事の池本英志氏も口蹄疫防疫の記事を日本獣医師会雑誌に寄せている。なお、「獣医師の誓い—95年宣言」及び「動物医療の基本姿勢」の啓蒙・普及を要望する意見も提言された。

●1998年(平成10年)

杉山会長は新年挨拶の中で、旧獣医師法と平行して昭和24年制定の獣医師倫理綱領にかわって一

昨年制定の「獣医師の誓い—95年宣言」が採択されたことに触れ、人と動物の共存を通じて地球環境をも見据えた重要かつ幅広い職種として獣医師を捉えることになった。われわれ獣医師会は、専門家集団として動物に関する世論をリードしなければならないと述べ、「動物関係行政一元化問題」も世論の支持を受けながら進めたい。また、昨年11月に行政改革会議の福本会長ならびに小里総務府長官にそれぞれ要請書を提出してあると述べ、一方、平成9年度から農水省のご指導を受け、日本中央競馬会の交付金による「新疫病等防疫体制強化事業」を3年間の予定で実施する。この事業は家伝法の一部改正により、シカ、イノシシ、犬等の中小動物が新たな防疫対象となるとともに、未知の疾病に関する届出義務等、新防疫体制となるため、獣医師が新しいシステムに対応できる体制整備を図ることを目的として総予算額約4億5,000万円、うち研修指針策定事業に約3億5,000万円が計上されている。これを機会に総合的教育プログラムを実施できるよう努力する。さらに、情報化時代に即応するためコンピュータネットワークの開設を進め、「情報高度化検討委員会」を設置検討することにしたい、と報告された。

6月25日、第55回通常総会が明治記念館で開催され、当日は第18回衆議院議員選挙公示日でもあったが、杉山会長は冒頭、最近の週刊誌・テレビ等において小動物医療に批判的報道が行われていることで農水省より注意を受け、ことに獣医療過誤・過剰診療・高額診療等、獣医師に対する社会の不信感が募り、社会的信用は地に落ちた感があり、公益法人たる獣医師会の社会的責任も厳しく問われており、誠に遺憾な事態であると述べられ、「獣医師の誓い—95年宣言」、「動物医療の基本姿勢」の徹底を指導することや臨床獣医師の技術向上、平準化を図るために研修指針を策定する予定で

あり、生涯教育制度の確立を考えていると述べられた。その後、来賓祝辞のうちに議事に入り、第4号議案として理事定数を変更し、地区理事を1地区1名とすることが承認された。また、日本獣医師会が創立50周年にあたることから、11月25日に記念式典を開催することも認められた。さらに、理事会において全国産業動物開業獣医師連絡会設立の件も報告された。

11月25日、明治記念館において日本獣医師会創立50周年記念式典が開催され、杉山会長より、第2次世界大戦敗戦後間もない昭和23年11月9日に社団法人として設立された日本獣医師会は現在53地方獣医師会を会員とし、約27,000人の構成獣医師を擁する全国団体として成長して今年満50周年を迎えた。特に、近年における獣医学教育制度の改革をあげ、修学年限を4年から6年制に延長する運動を推進し、過渡的に昭和53年4月の入学生から修士課程2年積み上げによる6年制教育に改め、昭和58年の第98回通常国会において獣医学教育年限が学部6年制となり、翌年4月の入学生から6年間の一貫教育となった。続いて、獣医師の基本法である獣医師法も農水省関係当局のご努力と関係国會議員のご支持により、平成4年5月に獣医師法の一部改正及び獣医療法の制定が行われ、獣医師の宿願であった二大事項が完結され、さらに平成7年9月にはWVA（横浜）大会が天皇・皇后両陛下の臨御を仰ぎ、お言葉も賜り、世界86カ国より約11,000名の参加者を得て盛会裡に終了したこと等々、世界における日本獣医師の面目を一新することができたと述べられた。また、最近においてはBSEやエボラ出血熱のような新興感染症の出現、大腸菌O-157による食中毒の発生等から、獣医師・獣医業に対する社会の関心が高まっている時代であり、公益法人として重大な社会的使命を果たしたい旨熱心に述べられた。続いて、

農水大臣、厚生大臣等の祝辞を賜り、永年にわたる功労者表彰が行われ、盛会裡に終了した。

なお、式典の前日に理事会を開催し、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき農水省から指導を受け、[1] 本会の役員任期を3年から2年に改める件、[2] 地区理事の定数を16人から9人に改められたことに伴い、理事定数を「19人以上26人以内」から「17人以上21人以内」に改めたいことが松山専務から説明された。本件については、平成11年6月に開催予定の第56回通常総会の議決後、農水大臣の認可申請を行うこと、この改正は第56回通常総会において選任される役員から適用すること等が承認された。また、第2号議案では、社団法人川崎市獣医師会から正会員としての入会申込みがあり、異議なく承認された。

●1999年（平成11年）

杉山会長は年頭挨拶の中で、昨年度マスコミが小動物獣医療に関する問題をとりあげ、一般飼育者に不信感を募らせるという事件があり、今後のインフォームド・コンセント（説明と同意）の重要性を述べ、飼育者に適切な情報を提供し理解と協力を求める努力が大切で、社会的使命を果たすために生涯教育の重要性、新疾病等防疫体制強化事業を実施するとともに、研修制度の確立を優先課題の一つとするとも述べた。また、国際獣医師育成研修事業も6期生を受け入れ5大学の努力に感謝し、さらに今般制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の理解や、狂犬病予防法の一部改正により輸出入検疫の対象に猫とアライグマ、その他政令で定める動物が追加され、届出義務の規定に猫等も適用されることも述べた。なお、最近各団体に見られる若年層の組織離れ傾向が日本獣医師会にもみられるとの警告された。

3月24日、平成10年度第4回理事会が開催され、[1] 前回理事会で承認された理事定数、役員任期変更の件、[2] 川崎市獣医師会の入会の件、[3] 動物の保護及び管理に関する法律の一部改正の件、[4] 獣医師研修指針策定事業の件（竹内理事説明）、[5] 学校飼育動物に関する検討会の件（宮本理事説明）、[6] 副会長3人制に関する提案（産動、小動物、公衆衛生）等について審議が行われた。

理事会終了後、引き続いて第2回全国獣医師会長会議が開催され、前副会長の塚田賢一郎氏の逝去が伝えられ、謹んで哀悼の意を表した。

6月24日、明治記念館において第56回通常総会が開催され、杉山会長より挨拶があり、私としては会長として最後の挨拶であると前置し、28年前に理事1期2年、副会長は中村会長のもとで5年、椿会長のもとで9年、そして会長職責12年と実に1/4世紀以上の長い仕事であった。その中で一番印象に残っているのはWVA（横浜）大会であり、横浜大会の誘致運動からWVA大会終了まで、先頭に立ち努力を傾注した旨熱意をこめて述べられたのが印象的であり、さらに政治的課題として残した動物関係行政の一元化問題、動管法改正問題、獣医師の生涯教育、フランスのリヨンで9月開催するWVA大会の件に触れられ、心残る問題もあり残念である旨を述べられた。杉山会長は28年の長きにわたった理事・副会長・会長職を通じ、日本獣医師会発展に尽力された功績は永久不滅の偉業であり、信念の人、杉山氏でなければ果たすことが出来なかつた数々の業績、後継者として敬仰の誠を尽くしながら傾聴した。

なお、今次総会席上で杉山会長の勇退により、第10代会長に五十嵐が継承することになった。

もっとも、無競争で日本獣医師会の会長に推薦を賜った裏には、5月13日の中部地区総会で会長出馬推薦を受けながらも、今後の会運営を円満に

するために出馬を断念した鈴木一則先生の決断があったことを忘れることがない。また、副会長については4名（金川弘司、辻弘一、本好茂一、宮本譲）が立候補したが、選挙の結果、金川・辻両名が当選就任した。さらに、専務理事については松山専務理事の再任が全会一致で承認され、最後に五十嵐新会長から役員一同手を携えて21世紀に向かって日本獣医師会を前進させたい旨挨拶を行った。

後記：偉大なる獣医界の指導者であった杉山文男先生

文男先生は、平成14年（2002年）8月13日に83歳の生涯を閉じられた。心からご冥福をお祈りする次第である。なお、詳細については日本獣医師会雑誌第55巻第9号の追悼記事を参照されたい。

4 五十嵐幸男の会長時代 —【1999年7月～2005年6月】

日本獣医師会第9代会長の杉山文男氏は、6月24日開催の第56回通常総会において、獣医学教育6年制の実現、獣医師法改正及び獣医療法制度の実現、世界獣医学大会（横浜）の開催、国際獣医師育成研修事業の推進、生涯教育のあり方検討等、偉大な業績を残し、日本獣医師会役員活動通算28年の長きに及ぶ重責を果たし、栄光ある勇退の決意を表明された。そして、私（五十嵐）がその後を継承し、7月1日に第10代会長に就任することになり、副会長には金川弘司・辻弘一両名が、専務理事には松山氏が再任された。また、五十嵐会長は就任挨拶の中で大要次の重点事項を述べた。

第1に、食糧農業基本法の制定をはじめとする農政の変革期における農業、農村の持続的発展と

食料の安全保障を実現する施策の重点は依然として変わりなく、特に動物蛋白資源の中核となる乳・肉・卵の生産基盤を確保するための産業動物獣医療の方向として、過去の個体衛生管理にとどまらず、群管理を主体とする環境衛生問題にも及ぶ生産獣医療の確立を図るための発想の転換と自己研鑽が急務であることから、今後これ等の対策を講じていかなければならない。

第2に、わが国における狂犬病予防に関し、日本獣医師会としては、狂犬病予防法が昭和25年(1950年)に制定されて以降、今日にいたるまで厚生省と連繋をとりながら狂犬病予防対策について対応し、また地方獣医師会においては、それぞれ都道府県等の公衆衛生部局との連繋のもとに狂犬病予防注射事業に積極的に取り組み、昭和32年(1957年)以降、世界でも数少ない狂犬病清浄国としての地位を維持しているが、これも偏に地方獣医師会の多大なる尽力の賜物であり敬意を表する。今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年(1999年)7月16日、法律第87号)が公布され、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札と注射済票の交付等の権限が都道府県から市町村へ委譲されたところである。このため、地方獣医師会では地方分権に伴う新たな狂犬病予防事業の対応について、地方関係行政部局と密なる連繋をとりながら事業の仕組みを再構築し、事業を円滑に推進していくことが肝要と思われる。

第3に、小動物医療の分野においては、近年における急速な動物愛護思想の普及・向上とともに人と動物の絆が一層深まり、また飼育される動物の種類も多種多様となり、これに伴い診療内容もより高度なものが求められるようになった。現在、日本獣医師会では卒後研修・生涯教育体制の構築整備について鋭意検討を進めているが、今後この

実現に向け努力を傾注していく所存である。一方、小動物医療に対する社会の目も厳しくなり、昨年、診療過誤・過剰診療等に関して週刊誌やテレビ等のマスコミにより獣医師会批判等が報道されたが、この際、日本獣医師会としては「よりよい小動物医療サービスの提供」を目指すこととして、地方獣医師会を通じて会員獣医師に対するインフォームド・コンセントの徹底とともに、診療料金の実態調査結果を公表する等、社会の信頼を回復する施策を講じていくことにしている。

第4に、総理府が所管している動物の保護及び管理に関する法律について、中央省庁の改革に伴い、環境省設置法において「野生動植物の種の保存並びに鳥獣の保護管理」に加え、「動物の保護及び人体等への侵害防止のための管理」が環境省の所掌事務とされたことから、日本獣医師会では獣医師問題議員連盟の支援を得ながら、動物保護・管理行政事務の執行体制の強化・充実を要望したところである。なお、本件については8月4日に野中内閣官房長官に面会し直接要望書を提出するとともに、今後ともその推移を見守りながら所用の対応を図っていく等、当面の重要課題につき述べ協力を求めた。

平成11年度の第3回理事会を8月25日にホテルフロラシオン青山で開催。新役員就任第1回目の理事会でもあり、役員紹介後、[1] 業務概要、[2] 動物保護管理に関する要請書を野中官房長官宛提出し、地元の祝前会長も出席したので和気藹々の中で環境省に「動物保護課(仮称)」を設置し、事務の円滑化を図っていただきたい旨も申し添えた。[3] 地方分権に伴う狂犬病予防事業の対応、[4] 学校飼育動物対応策等に関し松山専務理事から報告、続いて議案審議に入り、杉山前会長の顧問委嘱、退任慰労金の件、寺内委員の委嘱及び検討課題に関する件等について審議し、原案通り承

認された。

平成11年度事業計画の中にある「インフォームド・コンセント」徹底宣言を広く実施するため、9月14日に記者発表会を実施した。すなわち、銀座・東急ホテルにおいて多数の報道関係者の参集を求め、インフォームド・コンセント徹底宣言を実施。ポスターを作製し、各獣医師に配布して広くこの趣旨徹底に努めた。なお、関係記事は日本獣医師会雑誌第52巻第11号に掲載。

●2000年(平成12年)

五十嵐会長は新年の挨拶で、第1に「獣医師の誓い—95年宣言」や「動物医療の基本姿勢」を定め、各地方獣医師会を通じてそれぞれの会員に対する徹底をお願いしてきたが、一昨年来、過剰診療・獣医療過誤・高額診療料金等、小動物医療に対する週刊誌やテレビを通じてのマスコミによる批判が展開され、獣医師の信用を失墜させる不詳な事態となった。そこで、「第56回通常総会」においてインフォームド・コンセントを徹底すること等について記者発表することが重要であるとの決定をいただき、これを受け昨年9月14日の動物愛護週間直前に銀座東急ホテルを会場として記者会見を実施し、その後も引き続き各獣医師会の理解と協力により診療施設内に診療料金表やポスターの掲示、動物医療相談窓口の設置等が進められている。すでに医療分野においては、東京都立病院で患者や家族の求めがあればカルテ等の診療情報を原則として開示する方針を発表し、薬剤師も処方の内容を説明する時代を迎えており、獣医療のみ閉鎖的であることは許されない時代であることをご理解いただきたい。

第2に、動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律は、関係議員はじめ多くの方々の尽力により昨年末の臨時国会において全会一致

で可決成立した。今後は、関係団体との強い連繋を保ちつつ、人と動物が共生できる社会作りに邁進したい。また、「水を飲む時、井戸を掘った人の恩を忘れるな」との古諺のとおり、かつて「動物の保護及び管理に関する法律」の立法に際し、ご努力・ご指導を賜った愛知揆一、大出俊の両代議士のご苦労にあらためて感謝の意を表する。

第3に、地方分権に伴う狂犬病予防事業に関する対応について、各地方獣医師会においてはそれぞれ現地の実状に即応した施策の検討を進めておられることと思われる。わが国を世界に誇る狂犬病清浄国とした先輩達の偉業を傷つけることのないよう、都道府県及び関係市町村との連繋を密にし、注射率の向上を期していただきたい。

第4に、学校飼育動物に関する取り組みについては、すでに地方獣医師会及び日本小動物獣医師会において地域の意向を踏まえ、その重要性を認識して対応しておられることに敬意を表する。特に、群馬県獣医師会は小寺弘文知事のご理解・ご指導により、全県下にわたり組織的活動が進められており、日本獣医師会としては平成10年（1998年）4月、文部省に対し「初等教育における動物を活用した情操教育」について提言を行い、文部省の本件に関する委員会に2名の委員を推薦し、ガイドライン作成にも強力な支援を続けてきた。また、昨年改正された小学校学習指導要領解説（生活編）の中では、「小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、地域の獣医師と連繋して、動物の適切な飼い方についての指導を受けたり、常に健康な動物とかかわることができるようにする必要がある。」と記述された。今後は獣医師として幼児教育を通じて動物愛護思想を高揚し、生命の尊重「いのちみつめる。いのち育む。」の重要性を認識させる努力が期待される。

第5に、獣医師生涯教育体制のあり方については、すでに平成9年度（1997年）から獣医師研修指針策定検討会において卒後教育・継続教育・専門医教育を三本柱としての検討を進め、昨年末までに全国6大学のご協力を得て卒後臨床教育の試行を進め、さらに衛星放送やCD-ROM、日本獣医師会雑誌を教材とした在宅研修のモニター調査を行う等検討の最終段階に入っている。来年度からはこの検討結果を踏まえ、より具体的な施策を打ち出して参りたい。また、国際獣医師育成研修事業は関係各国の絶大な評価を受け継続を求められている。日本獣医師会としても国際化時代を迎え世界獣医学協会をはじめ、アジア獣医師会連合等との協力を通じて、国際レベルでの獣医界の発展に深い関心を寄せている。

第6に、豚コレラ防疫については平成13年度（2001年）から第3段階に突入し、すでに岡山・鳥取・香川・三重・島根及び高知県において予防注射を中止している。今後、本獣医師会としてはこの経過を見守りながら、養豚農家への衛生指導や指示書の的確な発行、サーベイランス事業への協力により事業目的達成に向けて、関係官庁と連繋をとりながら協力を進めてゆく。

第7に、国立大学の獣医学部への再編整備については、大学教官側から「わが国の獣医学系大学は学生数に対して教員数が少なく、必要な講座の開講ができないばかりか、欧米に比し施設も不備であり、早急に改善しなければ日本の獣医師は国際社会で通用しない。」との危機感を募らせ、再編整備への緊要性が唱えられている。昨年11月26日の全国獣医師会長会議において、全国獣医学関係大学代表者協議の唐木英明会長より現状と問題点、さらにその改善方法に関する特別講演を拝聴し、また九州地区獣医師大会（沖縄）における岐阜大学の金城俊夫学長の特別講演の中でも獣医学

系大学再編の必要性を述べておられ、日本獣医師会としても重要視しながら理事会・総会の議を経て慎重に対応して参りたいと述べ、最後に世の信頼に応え、常に敬仰される獣医師像、獣医療の構築を目指して努力をすると述べ、「力ある者は力を出し、智慧のある者は智慧を出し」総力の結集を強く訴えた。

2月1日、豚コレラ撲滅対策に関連し、獣医師が養豚場に関係する機会が減少する中で、豚丹毒との2種混合ワクチン接種の中止により、人と動物の共通感染症でもある本病の発生が心配されることから、豚丹毒ワクチン接種による発生予防の強力推進を求める要請を五十嵐会長から農水省畜産局長に直接提出した。

3月25日、農水省は宮崎市の肉用牛飼養農家において口蹄疫の疑似患畜が確認された旨発表。この通知を受けて、3月29日に地方獣医師会長に対して会員獣医師に周知徹底し、対応に遺漏のないよう通達した。その際、私が口蹄疫発生の第1報を耳にしたのは日本大学での学位授与式の席上であり、誤報であってほしいと願う想いでいた。なお、口蹄疫の病性については日本獣医師会雑誌に村上洋介博士の論文を掲載した。また、災難の続く時は不思議なもので、北海道有珠山噴火による救護活動も進められていたことを思い出す。

会長就任2年目に入り、地方会との連繋をさらに強化することを旨として、各県獣医師会の主要行事には積極的に参加し、現地の実状に触れ、多くの会員との接触により相互理解を深めることとした。5月13日の麻布大学創立100周年式典、5月20日の富山県獣医師会創立50周年記念式典、5月25日の千葉県獣医師会通常総会、5月26日の秋田県獣医師会創立50周年式典、5月28日の長崎県獣医師会通常総会と連続訪問し、現地の現状把握に努めた。一方、昨年8月10日、日本獣学会の

高橋理事長、長谷川教授、唐木教授との友好的協力体制構築のための会談を行い、シンポジウムの共催、両者総会席上における相互の挨拶等により、前向きに交流する努力を積極的に続けた。

5月16日、日本獣医学会役員と日本獣医師会役員とが懇談会を開催し、動物医療問題をはじめ、獣医学教育や学会・大会のあり方等を中心に有意義で熱心な会談が行われ、土井理事長の言葉通り Slow and Steady に相互理解を深めることとした。さらに、土井理事長の「獣医師会と獣医学会との連携」についての論説が日本獣医師会雑誌第53巻第8号に掲載され、会員の理解を深めることとなった。

5月24日、第1回理事会を開催し、[1] 業務概況、[2] 学校飼育動物対応、[3] 口蹄疫発生、[4] 有珠山災害動物救援活動等の報告に続いて、[1] 総会付議事項、[2] 狂犬病予防法制定50周年記念事業等が議決された。この年、OIE顧問の小澤義博氏がOIEより世界の獣医界に貢献したとして金メダルを授与された。

6月23日、第57回通常総会を明治記念館において開催。五十嵐会長より「有珠山の噴火、宮崎・北海道での口蹄疫発生と二度の災難があったが、関係者の努力により宮崎の口蹄疫は初動防疫の徹底により短期間で終息宣言が出され、国際的評価も高かった。今後も有事の対応が敏速的確に実施されることを期す。」と述べた。また、来賓としてご出席いただいた農水省の永村審議官、中央畜産会の中瀬副会長、日本獣医学会の土井理事長から挨拶をいただき、次いで宮崎県下で口蹄疫牛を早期発見し、迅速に家畜保健衛生所に届出を行ったことにより蔓延を最小限に阻止するなど、顕著な功績のあった宮崎県獣医師会の舛田利弘先生に日本獣医師会長の表彰状を贈呈した。また、舛田先生は一時心ない者から批判的な言動を受けたた

め、宮崎県獣医師会の山元会長から激励電報を発信してほしいとの連絡をいただいたことも忘れられない。なお、山元会長は産業動物界に大きい業績を示しておられたが、平成16年10月20日に往診先で難産牛介助直後に逝去され、壮烈な戦死を思わせる最期であった。謹んで哀悼の誠を捧げたい。

当時の口蹄疫に関する対応については、日本獣医師会雑誌第53巻第12号に宮崎県関係（鬼丸利久氏）、第54巻第1号に北海道本別町関係（有坂孟弘氏）を掲載しており、また有珠山噴火災害関係（佐藤時則氏）については第54巻第2号を参考とされたい。

平成11年度に実施した全国の獣医療従事者を対象とした獣医師生涯教育に関するアンケート調査結果については、診療施設の院長は約80%継続教育を希望していること等も明らかとなり、[1] 小動物診療形態として、50歳以下の獣医師1人と1～3人の獣医師以外の雇用者で診療するものが過半数を占め、継続教育に参加することが容易でない。従って、在宅研修の必要性大きく、CD-ROMやインターネットの導入が極めて有効である。[2] 産業動物においては51歳以上の獣医師が1人で診療施設外で診療する形態が主体を占め、学会や研修会への参加は困難であり、在宅研修の重要度は小動物以上である。[3] 小動物診療では新しい検査・診療機器を備え、基本的な臨床検査は広く実施されている。[4] 産業動物では野外診療が主体で、大部分の臨床検査は家畜保健衛生所等の外部検査機関に依頼していることなどが明確となり、教育プログラム作成にも良き参考資料となった。このアンケート調査の詳細は日本獣医師会雑誌第53巻第10号に資料として掲載してある。

6月30日、フランス・アルフォール大学シャルル・ピレ教授の来日を機会に、前会長の杉山氏、日仏獣医学会長の長谷川教授等の立ち会いのもと

で、五十嵐会長より日本獣医師会の名誉会員認定証を贈呈した。ピレ教授は、アルフォール大学長、フランス獣医アカデミー会長、世界獣医学協会副会長を歴任し、日仏両国内の獣医学術交流推進のために多大な貢献をされたことを高く評価しての贈呈である。

国際交流として9月27日、日独獣医師協会の第3回合同シンポジウムがドイツ・ガルミッシュ・パルテンキルヘンで開催され、日本側演者2名と日独協会副会長の松山茂、日本獣医師会を代表して五十嵐会長が出席し、五十嵐より従来は公衆衛生分野の交流を行ってきたが、今後は臨床分野にまで学術交流の幅を広げてほしいとの意見を述べ、次回開催までに意見調整を行うこととされた。

11月21日、第3回理事会を開催。業務概要報告として、獣医師生涯研修、獣医療提供体制の整備、獣医師道委員会小委員会設置等について説明後、松山専務より、[1] 千代田生命及び協栄生命（株）の経営不振により「更正手続きの特例等に関する法律」の適用申請となり、今後新たに設置される獣医師総合福祉生命共済制度への加入推進、[2] 日本が9月26日にフランスで開催されたOIEの国際会議において口蹄疫清浄国と承認されたこと、[3] 有珠山噴火災害動物救護活動を終了した件、[4] 豚コレラ撲滅の成果を踏まえ、平成12年10月1日以降は原則として全国的に予防接種の中止と、防疫上の混乱回避のため同予防液を家畜伝染病予防法第50条の規定により、その使用については都道府県知事の許可を要する動物用生物学的製剤に指定されたこと等を報告し、[5] 中央省庁等の再編に関連して、農林水産省畜産局は生産局畜産部に名称変更され、厚生省生活衛生局乳肉衛生課については、狂犬病予防法等を所管する健康局結核感染症課と、と畜場法・食鳥検査法・食品衛生法・化製場法を所管する監視安全課に移行され、

また総理府は内閣府となり、動物の愛護及び管理に関する法律の所管は、環境省自然環境局総務課となることを説明し、[6] 獣医学教育のあり方については、国公立大学教育の充実と国立大学獣医学部の適正規模配置について懇談会に諮問したこと、[7] 獣医師道小委員会は「獣医療の基本姿勢」につき見直す委員会であり、野生動物対策委員会は新発足した委員会であること等について松山専務より報告した。

11月22日、明治記念館において厚生省と日本獣医師会の共催による狂犬病予防注射施行50周年記念式典が開催され、併せて特別講演も行われた。当日は、厚生省の高谷課長による開会の辞に始まり、厚生大臣の島津雄二氏（羽田事務次官代読）、日本獣医師会の五十嵐会長の主催者挨拶の後、農水大臣（松原課長代読）、三塙議連会長、北村顧問から祝辞をいただき、来賓紹介、祝電披露が行われ、表彰に移り、厚生大臣表彰（117名）の選考経過について厚生省の西本局長から、日本獣医師会長表彰（118名）の選考経過を辻副会長から報告したのち、それぞれ代表者に授与し、謝辞を岩崎徹郎氏（青森県獣医師会）から述べ、最後に金川副会長の閉会の辞をもって記念式典を終了した。続いて、東京都駒込病院の高山直秀博士による特別講演「世界における狂犬病の発生状況と日本がとるべき対策」が行われ、[1] 狂犬病の特徴、[2] 狂犬病の歴史、[3] 日本での狂犬病流行、[4] 第2次世界大戦後の流行と狂犬病予防法について講演され、最後に日本が狂犬病を根絶できた理由として、[1] 島国であるため防疫活動が効率的に実施できた、[2] 野生動物の間に狂犬病流行がなかった、[3] コウモリと犬の間に生活圏の重複がなかった、[4] 国民の民度が高く、狂犬病予防に協力的であったこと等があげられた。しかし、この間に命がけで狂犬病に立ち向かった獣医師や予

防技術員などの中から、狂犬病や曝露後発病予防の副反応などのため死亡したり、廃人になるなどの犠牲者が少なからず出たことを忘れてはならないと結んだ。

また、12月14日には谷津農水大臣から「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」が発表された。その内容については日本獣医師会雑誌第54巻第4号に掲載されている。

●2001年(平成13年)

会長の年頭挨拶として、昨年は北海道で牛の口蹄疫発生に続き、有珠山や三宅島での自然災害も発生したが、関係者官民あげての緊急対策が順調に進み、獣医師に対する社会的評価も高まる中で新年を迎え、[1] インフォームド・コンセント徹底宣言の発表とともに、生命倫理が尊重される時代に獣医師道委員会の中に「動物医療の基本姿勢」の見直しに関する委員会を設け検討をはじめたこと、[2] 「動物の保護及び管理に関する法律」が「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正され、動物取扱業者に係る基準も示されたこと、[3] 生涯教育に対する理解と協力、年間10ポイント以上取得者への研修実績証明書を交付し、連続3年間取得者に修了証を発行、[4] 国際獣医師育成研修事業の推進、[5] 昨年秋に発刊・配布した学校飼育動物の診療ハンドブックの普及、[6] 監視伝染病防疫体制支援事業の推進とエックス線診療業務従事者の被曝防護、[7] 野生鳥獣に関する委員会の新設、[8] 獣医学教育の改善問題、[9] 豚コレラ撲滅対策事業、すなわち昨年10月1日以降原則として全国的予防注射を中止した後の指導、ことに指示書の適正発行、[10] 友好団体・学会との親交、大阪府立大学で開催の第130回日本獣医学会と日本獣医師会の共催による口蹄疫シンポジウムの開催等に関して述べ、世の信頼に応え、明朗

にして開かれた獣医師会構築に会員各位の協力を賜りながら一歩一歩堅実に対応する旨述べた。

なお、年度頭初、愛媛県獣医師会の景浦会長の第9回愛媛農林水産賞受賞と、小佐々学博士のローマ法王謁見の吉報も聞くことができた。さらに、東京大学の小川教授を代表とする「黒毛和種牛における遺伝性疾患の病態解析及び遺伝子診断法の確立による発病抑制技術の開発」が畜産大賞を受賞された。

2月14日、第68回フィリピン獣医師会年次大会の席上、国際獣医師育成研修事業を通じての貢献に対し表彰状(盾)を贈呈したい旨の通知を受け、松山専務が出席してラザロ2世会長より受領し、両国間の友好促進を深めたいとお札を述べ帰国した。

3月22日、ホテル・フロラシオン青山において第4回理事会が開催され、松山専務の業務報告後、金川副会長から獣医学教育連絡会議より教育組織の充実として、国立大学の10獣医学科を3~4獣医学部に再編整備する必要性等を内容とする旨の答申があったと報告。また、平成14年度の学会年次大会は沖縄、平成15年度は横浜を開催予定地とすることが竹内理事から報告された。その他、動物用医薬品指示書の発行徹底や使用済み医療器具等の適正廃棄処理について松山専務からそれぞれ説明し、三宅島での被災動物救護活動については直接陣頭指揮に当たられた辻副会長、有珠山噴火災害対策については金川副会長から詳細が報告された。また、議決事項として平成13年度暫定予算の件、地区獣医師大会決議要望事項、仙台市獣医師会入会の件等、議案は異議なく可決承認された。なお、理事会終了後、続いて第2回全国獣医師会長会議が開催された。

4月18日の全国家畜衛生職員会総会、4月22日の動物臨床医学研究所創立10周年式典に五十嵐会

長出席。5月以降、青森県、栃木県、千葉県、埼玉県、静岡県、中央畜産会、全国家畜畜産物衛生指導協会総会に精力的に出席し、祝辞を述べるとともに広く会員に接し親交を深めることとした。

5月12日、オーストラリア・メルボルン市で開催された世界獣医学協会（WVA）評議員会には、アジア・オセアニア地区評議員の松山専務理事が出席し、財政委員会で日本のWVA負担額（約230万円）について適正化を求める旨を発言し、WVAではワーキンググループを設置して検討することとなった。

WVAの会費は、世界獣医学大会の際に開催される総会の席上で審議決定されるところで、1996年から1999年までの会費額は各国の所属獣医師数に1.5米ドルを乗じた額とされ、日本は上限額である20,000米ドル（1999年レートで2,366,305円）納入することとされた。しかし、日本獣医師会では会費算定方式に反対を表明し、会費算定システムの改正を要請して、2002年度分についてはWVAへの抗議の意味を含め請求額の半額のみ納入した。そして、2002年9月のチュニジア大会の代表者総会において、WVAの運営、会費算定システムの改善等について再度提案（五十嵐・金川出席）したが、具体的検討が行われなかつたため、12月に書面により再びWVAの対応に不満を表明し、2003年度分の会費納入を保留し、その後も再三書状を送付した。また、2004年10月25日にソウルで開催されたFAVA大会に出席したWVA会長にも改善を求めた。その結果、2002年以降の会費は算定基礎となる所属獣医師数を6,672名とし、会費を約半額に減額する案が提示された。そこで、2004年12月の平成16年度第3回理事会においてこれまでの経過を説明し、2003年度と2004年度分の年会費納入の承認を受けた後、2005年3月に2,650,190円を送金した。

5月22日、日本獣医師会理事で福岡県獣医師会長の藏内勇夫氏が福岡県議会第54代議長に選任された。48歳という全国最年少県議会議長として、さらなる活躍が期待されることとなった。

なお、5月29日の理事会において日本獣医師会事務所の改装について、消防署の立ち入り検査で防災上、端足配線をやめるよう指摘があり、パソコン導入に伴い、事務所内にLANを敷設し、事務の一層の合理化、効率化推進する必要があることを説明、承認を受け総額経費約2,720万円をかけて平成13年7月から8月下旬に改装し、今日の事務室（役員室含み）となった。

6月27日、第58回通常総会が明治記念館において開催され、農林水産省、厚生労働省、環境省、関係団体（9団体）の臨席もあり、さらに北村・城島両議員等の来賓から祝辞を賜った。また、五十嵐会長は、[1] 獣医学系大学の再編整備に関連し、昨日、関係大学を擁する地方会長の同席のもと、唐木会長（全国大学獣医学関係者協議会）から各地の実状を説明していただいたこと、[2] 獣医師道の高揚、[3] 口蹄疫をはじめとする悪性伝染病の防疫、自然災害危機管理対応が敏速・的確に進められたことでの社会的評価、[4] 学校飼育動物対応等に各地方獣医師会がそれぞれの実状に即して活動していることに対して感謝を述べ、農水省の永村武美部長からは、食生活の高度化・多様化等と需要増大を背景に畜産が日本農業の基幹部門に成長してきたこと、昨年3月9日に2年振りに発生した口蹄疫対応等に対する獣医師活動への謝意が述べられた。また、日本獣医学会の土井邦雄理事長からは、今後さらに緊密な協力体制を構築したい旨の祝辞をいただいた。そして、議長に中馬氏、副議長には高橋三男氏を選任して予定した議案はすべて円満裡に可決・承認された。なお、第8号議案の役員改選についても秦郭郎管理

委員長より、すべての役員について定数内の候補である旨説明、会長及び副会長の再選も異議なく承認された。なお、松山専務理事の辞任に伴い大森伸男氏の専務理事就任が承認され、五十嵐・大森両氏からそれぞれ決意表明と会員への理解と協力を求め総会を閉じた。

五十嵐会長の再任挨拶は、[1] 獣医師生涯研修事業の初年度の実績証明書を交付したこと、[2] 平成12年12月14日の農水省告示による獣医療体制整備の件、[3] 動物愛護・環境保全に関する件（九州地区獣医師会ヤマネコ保護等）、命あるものの安全保護、[4] 動物看護士制度の確立の件、[5] 学校飼育動物に関する運動（学校飼育動物の診療ハンドブック）を進めて「食農教育」に発展する運動に関する件、[6] 産業動物獣医師の集団衛生管理の中心に予防衛生的獣医療提供（HACCP手法）に関する件、[7] 小動物医療の多様化・高度化・専門化対応に関する件、[8] 国際交流・国際貿易進展下で悪性伝染病侵入防止、食の安全性の問題、犬の登録制度の中でマイクロチップ導入制の要請運動を藏内理事の案内で麻生政調会長に面談したこと、[9] 国立大学獣医学科の再編整備に關し、東京大学の唐木教授や日本学術會議副会長の黒川座長（獣医学教育に関する懇談会）の意見を尊重し、九州大学の杉岡総長と直接面談要請し、さらに農水省、文部科学省担当課へ出向いて説明するとともに、獣医学系大学の存在する地方獣医師会長による「獣医学部設置促進関係獣医師会懇談会」を開催し、唐木教授より現状説明を受け、6月14日の国立大学学長会議の席上、遠山文部科学相は「大学の運営基盤強化のためには大胆かつ柔軟な発想で再編・統合を進めることができ不可欠」と述べ、積極的に国立大学の再編を進める方針を強調している旨報告、[10] 日本獣医学会との連繫強化とさらに友好団体との協力の必要性を述べ

た。

8月6日、起立不能を呈した千葉県下の酪農家の乳用雌牛（5歳）が食肉処理場において殺された際、採取された脳組織を免疫組織科学的に検査した結果、9月10日に牛海綿状脳症（BSE）陽性と判定された。その後、英国の獣医学研究所による病理検査によりBSEと確定診断されたことを受け、当該牛をBSEに感染していた旨公表された。日本獣医師会では三役会議を緊急開催して各県に通報し、診療第一線における産業動物獣医師と地元家畜保健衛生所等との連絡に努め危急対応を指導した。また、一方では北村直人議員（狂牛病対策本部副本部長）との連繫を強化し、防疫・衛生管理の万全を期すことに努めた。なお、BSEに対する緊急防疫対応及び衛生対策等の詳細については、日本獣医師会雑誌第54巻第11号に記述してある。また、牛海綿状脳症（BSE）をマスコミが「狂牛病」と報道することで一般社会への過剰な恐怖心をあおることを避けるため、「BSE」と呼称するように依頼した。その詳細については日本獣医師会雑誌第54巻第10号に掲載した。また、日本農業新聞（10月30日）と読売新聞（11月21日）にも会長の特別寄稿が掲載された。その後も、続いて五十嵐会長の「牛海綿状脳症の発生に際して」や小野寺節東大教授の「BSEの家畜衛生上及び公衆衛生上のリスク」、金川副会長の「日本獣医師会と牛海綿状脳症」等を日本獣医師会雑誌に掲載して会員各位の参考に供した。

9月15日から16日、第6回目仏獣医学会がフランス・ニース市において開催され、両国より計12題の発表があった。なお、第2日目にビルバッカ本社やリヨン獣医学院を見学し、ピレ会長より五十嵐会長にGaston Ramonの肖像を彫ったブロンズメダルが贈呈された。日本側の参加者は、五十嵐会長、長谷川日仏獣医学会長、早崎教授、池田

教授、白井教授、小野寺教授、新城教授、斎藤聰（札幌）、福地克男、福地恭子（埼玉）、斎藤久美子（埼玉）、廣田順子（埼玉）、臼井玲子（栃木）、灘波裕之（アルフォール大学留学）夫妻の計15名であった。

10月12日、第7代日本獣医師会長の中村寛先生が多額の浄財を日本獣医師会に寄贈され、これをもって「獣医学術振興基金」を創設し、獣医学術の振興に資することになった。中村先生の多大なる貢献に対して特別感謝状を贈呈し、全国の獣医師を代表して深甚なる感謝の意を表するとともに、中村先生を囲んで日本獣医師会三役・事務局との懇親会を実施した。

●2002年(平成14年)

平成13年に米国で炭疽菌の事件が発生し、「貧者の核兵器」といわれる生物兵器に対する恐怖が新たな社会的脅威となり、さらに国内においてBSEの発生が国民の重大関心事となり、我々も緊張感を持って会員に対する情報提供、関係官庁との連絡、要請活動等に多忙の年であり、今年も次の重点事項を処理する旨の新年挨拶を述べ、協力を求めた。

[1] 獣医師道の高揚、特に小動物医療分野における倫理規範を見直し、実践的な行動を進める時代であること、[2] 各委員会の新委員による活動の積極化と、特に今回は東京大学の林良博農学部長を長とする組織財政委員会に、法曹会や税理士界から委員参画を求め、広い視野から日本獣医師会の課題、中長期的展望、財政面での検討を依頼し、その答申により21世紀の体制整備を図ることとしたいこと、[3] 獣医師生涯研修事業も試行3年目を迎える、教材の充実により一層推進したい。なお、第1回の研修実績証明書は年間10ポイント取得者への交付を終了したこと、[4] BSE発生以

降、情報の迅速化を期し、社会的にも獣医師の活動をアピールするとともに、岩手大学と東京大学において日本獣医学会との共催によるシンポジウムを開催し、風評被害の拡大防止に努めたこと、[5] 狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症対策として、厚生労働省生活衛生局長や自民党の麻生政調会長等に共通感染症対策の強化を要請し、厚生労働省より配布された「狂犬病対応ガイドライン2001」を熟読の上、対応に誤りなきを期待すること、[6] 「動物の愛護及び管理に関する法律」の中で、動物が「命あるもの」として明記されたところであり、動物医療は勿論、動物虐待防止、飼い主責任の明確化を図るために個体識別の普及啓蒙推進の時期であり、一方、九州地区獣医師会連合会が「ヤマネコ」保護活動を開始しているが、野生動物の保護・救護対策も推進したいこと、[7] 獣医学教育の再編整備については日本学術会議の提言を尊重し、「獣医学教育のあり方に関する懇談会（座長は東海大学の黒川教授）」の提言を受け、その実現に運動中のところ、平成13年6月14日に国立大学長会議の席上で遠山文科相から、第1に「国立大学の再編統合は大胆に進める」、第2に「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」。第3に「大学に第三者評価による競争原理を導入する」との構造改革の方針を示されたことにはじまり、大学全般に対する改編が重要課題となり、獣医学教育においては今後とも学術的に高度で実務能力のある人材養成を行い得る教育実施を望むこと、[8] 日本獣医学会との連繫強化については、すでに日本獣医学会との共催によるシンポジウムを開催するとともに、日本獣医畜産大学で開催の学術集会でも「今後の動物医療の方向と獣医学教育のあり方」に関するシンポジウムを開催する予定であり、また平成15年秋の北里大学での日本獣医学会の学術集会及び青森県獣医師会担

当の東北地区三学会の同時開催についても関係者で前向きに検討を進めていること、[9] 家畜伝染病予防法施行50周年記念事業の実施については、当初、平成13年12月に開催を予定していたが、BSE発生による緊急対応のため平成14年3月26日に変更し、目下準備作業中であること、[10] その他、獣医師の福祉共済事業の充実等を述べ、会員の協力を願い、元気ある組織としての発展を期することとした。

なお、炭疽防疫の重要性に鑑み、会長会議の席上、元日本大学の井上勇教授から炭疽防疫の話題を提供していただき、動物衛生研究所の内田郁夫主任研究官の「家畜における炭疽の診断と防疫」の論文も日本獣医師会雑誌第55巻第2号に掲載した。

平成14年に入り、BSE関連の知識普及事業として日本中央競馬会から助成を受け、2月17日に埼玉県、3月2日に石川県、8月29日に栃木県、12月5日に東京都、12月18日に岐阜県等において、BSEの特性や食の安全性に関する講習会が開催され、それぞれ一般人の参加も得て盛会裡で好評をいただいた。

また、わが国で最初のBSE感染牛発症の貴重な体験をされた千葉県の伊藤健氏により、発症当初からの詳細な経過についての記事を日本獣医師会雑誌第55巻第3号に掲載し、農林水産省を中心となって進めたBSEサーベイランス事業の重要性を訴えた。さらに、全国食肉衛生検査所協議会の沢谷会長による「公衆衛生分野におけるBSEの対策と取り組み」の論述も貴重な意見であり、日本の「BSE全頭検査」が消費者への絶対的安全・安心策である旨も明記された。

1月31日、全国獣医師会連合会長会議を開催し、平成13年度の地区獣医師大会の決議要望事項の対応等につき協議した。

3月27日、第5回理事会を開催し、五十嵐会長より、[1] BSE問題、食肉表示偽装事件等により食の安全・安心について消費者が不安視していること、[2] その意味で全国で開催したBSEシンポジウム、報道関係者に対するBSEの呼称についてのプレスリリースに対し大きな反響があったこと、[3] 今春卒業予定の獣医学系大学生に獣医師会への加入啓発運動を実施したこと等を報告した。また、議決事項として、平成14年度暫定予算編成の件、中村寛獣医学振興基金運営規程制定の件等議案を原案どおり承認された。なお、昨年2月よりノミ駆除剤の一般薬局における販売が中止されたことが辻副会長から報告があった。理事会終了後、第2回全国獣医師会長会議を開催し、その席上で鹿児島大学の納教授による「BSEの正しい知識—なぜ牛肉は安全なのか」の講演ビデオが上映された。

5月3日、韓国から口蹄疫を疑う疾病発生の連絡があり、翌4日に確定され、京畿南道安城において280頭の豚が死亡し、臨床症状と抗原検出ELISE法により口蹄疫と診断され、ウイルスは汎アジア型Oタイプとの発表があった。年間240万人（平成12年）にも及ぶ韓国との人的交流やフェリーによる車での移動等も考慮して厳重警戒を要することとし、会員に周知徹底するため動物衛生研究所の筒井俊之氏らの「侵入リスクについて」の論文を日本獣医師会雑誌第55巻第6号に掲載した。

また、5月中旬に青森県獣医師会、鹿児島県獣医師会、長崎県獣医師会、大分県獣医師会、栃木県獣医師会、日本家畜人工授精師協会及び畜産技術協会の総会に五十嵐会長と大森専務理事が分担出席するとともに、6月9日の北海道大学獣医学部創立50周年記念式典には五十嵐会長が出席した。

5月30日、平成14年度第1回理事会を開催し、

五十嵐会長から、[1] BSEに関する対応、[2] サッカー・ワールドカップ開催に伴う韓国からの口蹄疫侵入防止等への協力、[3] 各地区連合獣医師会の要望事項等に関する要請運動、[4] 身体障害者補助犬法の成立等について、大森専務理事から業務概況について報告した。また、役員の補欠選任に関する件として、中部地区の田代理事、四国地区の大眉理事の辞任届提出に伴い、菅沢理事、湊理事の就任が了承された。なお、国内4頭目のBSE陽性牛の生体検査を行ったH獣医師（29歳）が5月12日に不帰の客となったことが金川副会長から報告され、故人は日頃から責任感が強く、本検査に際しても非もなく、獣医師としての社会的使命を果たして来たことに敬意を表すると述べられた。五十嵐会長からは、今回の事件を教訓とし、BSEの対応に従事する獣医師の激励や連携の強化を図るよう地方獣医師会長に通知したことが報告された。

6月24日、明治記念館において第59回通常総会が開催され、北村・城島両議員をはじめ、関係官庁・友好団体の方々に加え、中村寛顧問にも臨席をいただいた。開会の冒頭、BSE検査に従事され命を絶たれた北海道獣医師会員の女性獣医師に心から哀悼の意を表し黙祷を捧げた。なお、当時の武部農林水産大臣からBSE発生時の獣医師会活動に感謝するが、女性獣医師が犠牲となったことについて「二度とこの様な事件がないことを願う」との発言を農水大臣新旧交代の席上で直接耳にしたことを見出だす。また、当日の議長には中川平八郎氏（奈良県獣医師会長）、副議長には桑島功氏（千葉県獣医師会長）があたられ、提出議案はすべて承認され、一般会計の当期支出は282,352,428円であった。

7月12日、農林水産省畜産部長より口蹄疫防疫要領が示されたので地方獣医師会長に通知した。

その詳細は日本獣医師会雑誌第55巻第9号に掲載した。

8月12日、山口県獣医師会の要請を受けて山口大学関係者と面談し、[1] 山口大学獣医学科の学部への再編統合による教育体制整備充実を積極的に進めること、[2] 再編統合に際しては獣医学科関係者の意向を十分配慮したうえで対応すること等を要請した。また、山口大学からは加藤学長、小嶋副学長、田浦農学部長の3名が、獣医師会側からは日本獣医師会の五十嵐会長と大森専務理事、全国大学獣医学関係者協議の唐木会長、山口県獣医師会の中間会長、福岡県獣医師会の藏内会長が出席した。山口大学側から「獣医学部への整備については検討段階にあり、獣医学科を有する関係大学とも協議を進め、体制整備を図る」旨の意向が表明された。

8月13日、かねて入院加療中の杉山文男顧問（前日本獣医師会長）が逝去された。続いて8月19日には静岡県獣医師会の鈴木嘉富会長逝去の悲報を受け、生前の偉業を偲び、ご冥福をお祈り申し上げた。杉山先生入院を知った6月21日、辻副会長とお見舞に参上した際は、すでに言語障害のため会話不能であったが、満面微笑を浮かべ、帰りに両者の手を固く握り離そうとした姿が今日でも忘れられない。

10月1日より身体障害者補助犬法が施行され、補助犬の衛生確保と健康管理に関する獣医師の役割と責務について、会員に周知徹底を図るため日本獣医師会雑誌第55巻第11号に大森専務理事が詳細な説明を寄せている。

11月24日、鳥取県獣医師会創立50周年記念式典が坪倉会長を中心に盛大に開催され、五十嵐会長も参列し、祝辞を述べた。

12月3日、第3回理事会を開催し、五十嵐会長から、[1] BSE対策の一環として、各県獣医師会

による正しい知識の普及啓蒙のシンポジウムが好評であったこと、[2] 身体障害者補助犬法の施行に伴い、獣医師の役割として規定された健康管理・衛生指導等は責任をもって対応願いたいこと、[3] 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正で設置が定められた動物愛護推進協議会についてはすでに数県で対応されているが、さらに全国的に設置されるよう望むこと、[4] 学校飼育動物に関する委員会の設置を検討していること、[5] 組織財政委員会の中間取りまとめが進められていること等について報告し、大森専務理事からは昨年の地区獣医師大会の決議要望事項をとりまとめ要請した件の報告、金川副会長からは、[1] 9月25日から5日間にわたり世界獣医学大会（WVA）がチュニジア（チュニス市）で120カ国3,500名参加者により開催されたこと、[2] 各国の会費負担額と予算措置に対する改善を申し入れたこと、[3] 役員の改選が行われ、会長はナミビアから、副会長はアメリカとスロバキアから選任されたこと、[4] 次回は2005年7月にアメリカ・ミネアポリス市で開催すること等が報告された（詳細は日本獣医師会雑誌第56巻第3号に掲載）。続いて、アジア獣医師会連合大会が8月25日から4日間マレーシアの首都クアラルンプール市において800名参加により開催され、新会長はマレーシアから、副会長は台湾及び韓国から選任され、次回は2004年10月に韓国ソウル市において開催すること等を辻副会長から報告した。次いで、大森専務理事から獣医学術奨励賞の副賞が今回から各20万円とされたことの報告があった。

議事としては、第1号議案の事務局組織見直しに関する件として、[1] 部課制を廃止してスタッフ制を導入すること、[2] 実務労働時間を30分延長すること、[3] 創立記念日の休日を廃止すること、[4] 給与関係を見直すこと、[5] 職員の永年

勤続表彰のうち10年表彰を廃止すること、第2号議案の動物登録事業に関しては、[1] 日本獣医師会及び動物愛護4団体で構成する全国動物愛護推進協議会が構成団体となり「動物ID普及推進会議（AIPO）」を設置し、日本動物保護管理協会が事務局となり運営及びデータベースに係る業務を処理することとなったので、日本獣医師会の「動物登録事業実施規程」は廃止して「動物ID普及事業運営規程」に基づき対応すること等が大森専務理事から説明された。

最後に、五十嵐会長から「日本小動物獣医師会（日小獣）の会長より、同会の法人化運動に反対しないでほしい。」との申し出に対し、以下のように回答した旨報告した。

日本獣医師会は全国のすべての職域の獣医師により組織される地方獣医師会を会員とする社団法人、一方、日本小動物獣医師会は小動物診療獣医師が組織する任意団体、このように日本獣医師会と日本小動物獣医師会は別組織ではあるが、日本獣医師会はこれまでの日本小動物獣医師会の設立経緯等を踏まえ、日本獣医師会の役員のうち小動物診療を代表する職域理事について、その推薦母体を日本小動物獣医師会と定め、日本小動物獣医師会との協調路線を確保する中で、日本獣医師会の組織運営及び小動物診療に係る事業活動について、日本小動物獣医師会が参加し得るよう措置し、小動物委員会への参加等の共存関係を維持してきている。このような中で、先般、まったく唐突のことであったが、日本小動物獣医師会長から「日本小動物獣医師会は法人化に向けて活動するが、については日本獣医師会はこの働きに反対しないでほしい」との一方的な話があった。本件については、

「今、真に獣医師の組織は一致団結し、結束を強化すべき時である。獣医師の組織を割り、獣医師の力を削ぐような分派行為は断じてとるべきではないし、またこのような動きは地方獣医師会の結束を乱し、地方獣医師会を動搖させかねない、日本小動物獣医師会の独断は日本獣医師会としては容認できない。節度ある行動を願いたい。」

この件に関しては、日本獣医師会長を退任した今日でも多くの団体組織が統合強化を図っており、日本獣医学会も日本獣医師会との協力関係構築に努力している最中であり、獣医師として、特に動物医療に直接参加精進する同根の士である者として、小異を捨て大同につき、相互理解と協調の精神を尊重し、堅い結束を進めてもらいたいとの思いは深い。論語の「小忍ばざれば則ち大謀を乱る」とも述べている。

12月7日、富山県獣医師会の坪島会長主催で北陸三県の会長懇談会が開催され、石川県獣医師会の東出会長、福井県獣医師会の小木会長の三者が日本獣医師会の五十嵐会長を囲み、BSE問題に関する緊急対策や卒後研修等を中心に懇談し、有意義であった。

12月20日、獣医師道委員会（祝前委員長）では「小動物医療の指針」を作成し、地方獣医師会長に通知した。この内容は、平成12年12月に設置した動物医療の基本姿勢の見直しに関する小委員会（佐々木東京大学教授・委員長）において、小動物医療分野における具体的な倫理規範の策定について鋭意検討を重ね、小動物医療分野における職業倫理としてとりまとめたもので、自己の業務に誇りを持つとともに動物を慈しみ、飼育者の気持ちにも配慮し、小動物医療を提供するように努めなければならないと述べ、プロフェッショナルで

あるということを肝に銘じ、社会使命を存分に果たすよう期待すると記している。詳細については、日本獣医師会雑誌第56巻第2号を参照されたい。

●2003年（平成15年）

平成14年は、小柴昌俊、田中耕一両氏のノーベル賞授賞により、日本の自然科学水準の高さを世界に示すとともに、民族の誇りをとりもどした年でもあったが、平成13年9月10日のBSE発生により国民が恐怖に陥り、特に英國のBSE牛の後軀不安定な姿が連日放映され、加えるに熊本の青果業者がミニトマト（韓国産のもの）を熊本産と偽り、雪印食品による牛肉偽装詐欺事件が発生する等、食に対する不信感・不安感を強めた。行政も食農一環政策を重視し、「農場から食卓へ」の顔が見え、国民に安心感を与えるため「トレーサビリティ（生産歴追跡システム）」を導入することになり、「食品安全基本法（仮称）」の制定を急ぐことになった。

そうした中で、日本獣医師会の重要事項として五十嵐会長は年頭の挨拶で、[1] 組織財政委員会（林良博委員長）の答申を尊重し、勇気ある組織活動の推進、日本獣医師会の組織率91%（日本医師会61%、日本歯科医師会70%、日本薬剤師会40%）は先輩の努力による貴重な財産として確守する責任があること、[2] 獣医師生涯研修事業も3年経過し、さらに獣医師全体のボトムアップをはかりたいこと、[3] 狂犬病予防に関し、厚生労働省の「狂犬病対応ガイドライン2001」、「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」を通知し、加えて2002年9月には厚労省と農林水産省が協力し、「わが国に不法に持ち込まれる犬の対策等に係る取扱要領」の通達があり、すでに北海道と富山県において外国船からの犬の不法侵入防止、警戒を強化している時でもあり、接種率の向

上、登録等の推進に積極的に協力したいこと、[4] 生物兵器としてのテロ対策として、ジュネーブの第5回生物兵器禁止条約（BWC）締約会議において条約強化計画を採択した時でもあり、米国の炭疽テロ事件に鑑み関係識能を高めること、[5] 動物愛護運動の推進強化策として動物愛護推進員の委嘱制度が京都府、兵庫県、福岡県で設置されたように、地域における組織作りに協力すること、[6] 学校飼育動物に関する対応、ことに家畜保健衛生所職員の活動に期待すること、[7] 身体障害者補助犬法（2002年5月公布）の理解促進を図ること、[8] BSE発生以来、正しい知識の普及や牛丼消費拡大と安全性に関するシンポジウムを開催すること、[9] 獣医学教育の再編問題を推進すること、[10] 福祉共済対策を推進すること等を述べた。

なお、組織財政委員会は平成14年2月7日以降5回にわたり熱心かつ慎重に検討を進め、1月29日に林委員長から五十嵐会長に答申がなされ、内容項目として、[1] 当面の課題及び中長期的展望に基づく具体的な施策（獣医師の需給問題を含む）、[2] 現状の財政面の問題点 ア. 会費のうち1人当たりの構成獣医師割会費を構成獣医師が共通負担する部分と職域等に応じて追加負担を求める部分に分ける、イ. 会費と別に日本獣医師会の特定事業活動等に参加する構成獣医師に直接求める受益者負担の扱い等を検討する、ウ. 基金として最低限度確保する額は11億（建物減価償却引当金所要額を含む）を目安とすべきであるとされた。詳細については、日本獣医師会雑誌第56巻第9号を参照。

3月21日、浜田市城山公園に建立された日本獣医師会第7代会長の中村寛博士の顕彰除幕式が浜田市長の宇津徹男氏、中国獣医師会連合会役員、日本獣医師会の五十嵐会長等関係者約80名参加の

もと盛大に挙行され、祝賀会では中村寛先生から感激の挨拶が述べられた。

5月8日、冊子「学校における望ましい動物飼育のあり方（文部科学省委嘱研究）」を地方獣医師会に送付した。本件はさきに全国における学校飼育動物の適正飼育や衛生指導に対し獣医師及び獣医師会の取り組みの重点事項として全国地方会の対応実態を調査し、辻副会長を中心として「学校飼育動物の診療ハンドブック」を作成、配布する等積極的に対応してきたところであるが、平成10年に新しい教育課程基準に基づく小学校学習指導要領解説の中で、「小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、地域の獣医師と連繋して、動物の適切な飼い方についての指導を受けたり、常に健康な動物とかかわることができるようにする必要がある。」と獣医師の関与の必要性が明記され、学校飼育動物に対する獣医師の取り組みの社会的重要性がさらに増大した。この面で先進県にあたる群馬県では県教育委員に桑原獣医師が任命され活躍中であり、一方、群馬国体に皇太子殿下・同妃殿下の行啓なされた際にも小寺知事との歓談の席上、昆虫や動物が話題となり、「動物ふれあい教室」についてもお褒めのお言葉を賜っていることも群馬県獣医師会の稻庭会長より直接報告があった。さらに、先刻、群馬県選出で獣医師問題議員連盟会長である谷津議員（元農水大臣）から、「学校嘱託獣医師制度を早期実現したい」との意見を拝聴した。

5月16日、第156回国会において「食品安全基本法」が成立し、5月23日に公布された。すなわち、食品の安全性の確保に関して基本的理念が定められ、「食品安全委員会」が内閣府に置かれることになり、7名の委員の中に獣医師1名を加えていただくことについて谷津・北村両議員の絶大

なご努力を賜ったことも忘れることができない。食品安全基本法関連記事として、日本獣医師会雑誌第56巻第6号に大石弘司氏や道野英司氏、小野寺聰氏の貴重な解説記事が掲載された。なお、食の安全確保や海外からの動物の感染症の侵入防止等の危機管理対策の整備が急務であることから、動物医療提供体制の整備については農水省、人と動物の共通感染症対策の充実・強化については厚生労働省にそれぞれ直接関係者に要請文を手渡した。

5月30日、第1回理事会を開催し、[1] 業務概況等報告、[2] 要請活動（平成14年度地区獣医師大会の決議要望事項を整理し関係者に要請）、[3] 平成15年度の地区三学会及び地区獣医師大会の件、[4] 日本動物保護管理協会役員候補者の推薦の件、[5] 役員改選の件等について報告し、第60回通常総会に付議する事項等を審議した。なお、農林水産省設置法の一部改正により、現行の衛生課及び飼料課、水産庁栽培養殖課が消費・安全局衛生課管理課（3室67名）に再編され、飼料安全対策・魚類防疫等についても一括対応されることとなることが大森専務理事から報告された。また、日本小動物獣医師会に対する五十嵐会長の見解を求められ、このことに関しては前述のとおりであり、日本獣医師会雑誌第56巻第2号にも掲載してあることを答えた。さらに、競馬界不振の時に獣医師育成研修事業に45,500万円の助成があり、農水省の努力に感謝するとともに本事業を真摯に進め成果をあげる必要性を述べた。続いて、高知県獣医師会が永年の懸案であった会館（建設費2,650万円）が完成し、2月2日に落成祝賀会が盛大に開催され、日本獣医師会から五十嵐会長が参列して祝詞を述べたことを報告した。

なお、今年に入り4月から5月にかけて地方獣医師会長の交代が顕著となった。すなわち、栃木

県獣医師会の岩上一紘氏、青森県獣医師会の武田金之助氏、福島県獣医師会の坂本禮三氏、北九州市獣医師会の西間久高氏、山梨県獣医師会の石田久光氏、宮城県獣医師会の高野貞男氏、徳島県獣医師会の竹内久氏、福井県獣医師会の藤井武雄氏、高知県獣医師会の宮地忠義氏、島根県獣医師会の白石清則氏、奈良県獣医師会の宗武司氏の11名が新任され、前任者とのバトンタッチも極めて円満裡に進み、それぞれ会務発展のため精進されている。

6月18日、農業災害補償法の一部改正が公布され、[1] 家畜共済において乳牛の子牛及び胎児の共済目的への追加がなされた（子牛に対する共済ニーズの高まり）、[2] 死廃事故に係る共済金支払限度の設定（高被害農家に事故防止へのインセンティブを付与するため）された。詳細は日本獣医師会雑誌第56巻第12月号に掲載され、関谷順一氏の解説を参照されたい。

6月25日、第60回通常総会において、世相は多選や高齢化問題が重要視されている中で、日本獣医師会の会長に五十嵐が三選継投を承認賜り、副会長にも引き続き金川・辻の両氏が再選され、理事・監事もそれぞれ人格・識見高潔有能の先生方が選任された。新執行役員一丸となり気力溢れる組織運営に精進する決心であり、五十嵐会長から、[1] 獣医師倫理の高揚について、組織作りに重要なことは徳義と融和であり、先に「獣医師の誓い—95年宣言」の制定や「動物医療の基本姿勢」、「小動物医療の指針」を定め、これらの普及定着を図り、世に信頼される獣医療を発展させるとともに、新たに産業動物分野の倫理規範の策定を進めること、[2] 動物医療の質の向上等に資するため、獣医師生涯研修事業もさらに内容充実を図り、積極的参加を呼びかけるとともに専門医制度についての検討を進めたいこと、[3] 食の安全確保対

策及び人と動物の共通感染症対策に資するため、診療獣医師に対する研修体制の整備等を目的として、全国競馬・畜産振興会より多額の助成金を受け、平成15年度から平成19年度までの5年間にわたる「獣医師育成研修事業」等を新規事業として実施すること、[4] BSE問題、無登録農薬事件や食品の偽装表示等の反省を踏まえ、政府は食の信頼回復を図るために内閣府に「食品安全委員会」を組織し、科学的、客観的立場から食品の安全に関し評価するため7人の委員を任命し、その中に見上彪博士が参画することになり、獣医師に対する世の評価も高まるとともに各部署に活躍する獣医師の責任も増大し、食の安全性確保対策及び共通感染症対策に力点を置く時代となった。特に、食品安全委員会に見上委員が任命されるに至った経過に谷津・北村両議員の深いご理解とご支援があったことを深く感謝すること、[5] 獣医学術の振興普及及び獣医学教育の充実、年次大会（横浜）の成功を期待し、現行の運営方針に移行後十数年経過したことを踏まえ、今後学会活動を整備、発展させるため三学会運営の方向等の検討を行う。また、学部再編に関しても全国大学獣医学関係代表者協議会と連繋し活動を進めること、[6] 構成獣医師対策として、総会において定款施行細則改正の承認を得、構成獣医師の本会規程上の位置づけの明確化を図ったところであり、さらに診療業務に従事する構成獣医師の本会における職域活動等について組織財政委員会の答申を踏まえ、部会組織のあり方等について幅広く検討を進めたいこと、[7] 学校飼育動物に関し、生命の尊重教育の大切さを考慮し、地方会も各県の実状に即した運動を展開中であり、昨今少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化を憂慮する時代を迎え、先刻文部科学省に対し学校飼育動物支援体制の整備について要請運動を行い、また「学校飼育動物委員会」を

発足したいこと、[8] 関係団体の協力・友好について、日本獣医学会との連繋協力を濃密にしていくことに努力中であり、今秋開催の青森県獣医師会担当の東北地区三学会に合わせて第136回日本獣医学会学術集会を青森市において連繋開催が決定したので、この成功を期待するところであり、さらに友好団体との交流を深めたいことを挨拶した。続いて、議長に江藤文夫氏（宮崎県獣医師会）、副議長に水谷涉氏（神奈川県獣医師会）が選出され、予定の議案（7件）すべて円満裡に審議承認され、栗原役員選任管理委員長よりすべての役員定数内であり選挙によらず承認された旨説明された。議事終了後、中村寛顧問から本年3月に島根県浜田市に建立された顕彰碑の建立に際してのご芳志に対し、厚く御礼申し上げるとともに、本総会を祝福する旨のご挨拶が述べられた。

なお、総会直前開催の理事会において、と畜法施行50周年記念厚生労働大臣表彰に関する内容について大森専務理事から報告し、受賞者120名程度で日本獣医師会長から副賞を授与することも了解された。また、平成15年度事業計画及び収支予算については、日本獣医師会雑誌第56巻第8号・第9号に掲載。

7月6日、富山県獣医師会の坪島会長の叙勲祝賀会に盲導犬友の会長はじめ二十数名が参加し、点字の楽譜を追いながらコーラスをされたことは、日頃、坪島会長が盲導犬訓練所との深い交流があったことの証であり、千葉県獣医師会の桑島会長の褒章受賞祝賀会においても盲導犬の出席があり、このように補助犬関係団体との交流も意義深い社会活動と敬意を表したい。

7月23日、全国食肉衛生検査所協議会の全国大会及び「と畜法施行50周年記念式典」が盛大に開催され、永年勤務者に対する表彰が行われた。

8月28日、第3回理事会をホテル・フロラシオ

ン青山において開催。大森専務理事から7月16日付けで小野寺自然環境局長に動物の愛護管理及び移入種対策の充実整備について要請した件が説明され、協議事項として開業者の職域活動に係る部会組織のあり方に関する件（日本獣医師会雑誌第56巻第10号参照）を詳細説明後、質疑要望があり、慎重な対応を望むとの声もあった。なお、山口県獣医師会の中間会長から「日本獣医師会のもとに団結を」の貴重な論説も日本獣医師会雑誌に掲載されている。なお、永年職域理事として活躍され、今年6月末日をもって退任された竹内・藤沢両理事に特別感謝状を贈呈することが承認された。

10月より身体障害者補助犬法が全面施行となり、公的・私的施設を問わず受け入れ可能となったが、一日も早く社会的合意が得られ、実行がスムーズに進むことを期待する。なお、盲導犬に関し、当時の日本獣医師会の杉山会長及び竹内理事がWVA開催の件で天皇陛下にご面接の折、英国における事情に関連して「日本の現状どうなっているか」との御下問もあったというように、皇室関係においても深い関心をお寄せいただいていること申添える。なお、日本獣医師会として補助犬の衛生管理のための健康診断、遺伝性疾患のチェック、老後管理等に関しては法律化を要請している。

12月3日、第4回理事会開催。大森専務理事から重要事項として、開業者の公益活動推進のための部会組織のあり方等を中心に約60分にわたり詳細説明（組織図を示し）した後、各理事から熱心な質疑応答があり、日本小動物獣医師会側の意見として「日本小動物獣医師会の会員はすべて日本獣医師会の構成獣医師であり、より理想的な形であれば部会に参加・協力しなければならないことは十分承知しているが、10月30日の提案では賛成しかねる。」とのことであった。また、部会制後の会費とその徴収についても具体的に示す必要が

あるとの意見もあった。一方、全国産業動物関業獣医師協議会としては「小回りの利く部会組織であってほしい。部会は是非設置してほしい。」との意見であった。

続いて、五十嵐会長より次の報告を述べた。[1] 全国競馬・畜産振興会の助成事業「獣医師育成研修等強化対策事業」及び「人獣共通感染症に関する研修事業」は大規模予算での実施となつたが、これは獣医師に対する社会の期待の現れであること、[2] 獣医師生涯研修事業は本格実施に移行し、さらなる推進に努めること、[3] 外来種動物問題については、野生動物委員会等で新法制定に併せ検討すること、[4] 動物用医薬品指示書については、適正な流通・使用を確保するため農水省指導の下に「新様式指示書」作成したこと、[5] ペット相談に関する番組を11月からNHK-BS2チャンネルで放送すること（辻副会長が細部説明）、[6] 週刊誌等に獣医師関連記事が多くなったことは、社会の動物医療に対する関心の反映であること、[7] 開業者による部会組織は、開業者である構成獣医師の活性化、社会貢献等、時代即応の対応を実践するために設置するもので、慎重な論議を願いたいとした。

なお、質疑事項の中で、獣医学教育改善の件での文部科学省との協議経過について大森専務理事から、過去6回に及ぶ協議で獣医学教育の改善にあたり、臨床、公衆衛生分野の整備についての共通見解が示された。第6回目の協議で、国立大学農学部長会議の基本方針に従い推進すべきであるとの認識が得られたが、大学法人化を控え、自助努力による各大学生の考え方が優先的傾向となっている。日本獣医師会としては、獣医学教育の質改善、学部規模への整備が必要であることを錦の御旗としていることに変わりはないと説明した。

理事会終了後、午後から地区獣医師会連合会長会議を開催し、各地区獣医師大会・学会の開催状況の他、開業者の公益活動等に係る部会制導入等の件を協議し、理事会の席上で説明した内容と共通する説明資料により、組織財政委員会の答申を受け、理事会の議を経て部会制の導入、部会制の基本的考え方を述べ、[1] 部会制導入の目的、[2] 組織上の位置づけ、[3] 部会の構成・機能・運営事業内容等を説明した。それに対して賛否両論が述べられ、最後に五十嵐会長より「部会制導入は大変重要なことであり、本日各位のご意見を伺ったが、日本獣医師会の説明に対して理解いただけたものと考える。各地方獣医師会長にも早急に伝達され、理解に尽力してほしい。」と依頼した。本件については、日本獣医師会雑誌第57巻第2号に掲載。

●2004年(平成16年)

昨年末、第2次小泉内閣が発足、「改革の芽を育てて大きな木にしたい。」と述べられた。また、五十嵐会長は新年挨拶の中で重要事項として、[1] 倫理の高揚と道義の堅持が組織として重要で、小動物診療指針の普及定着に努め、今年は「産業動物診療指針」の検討を進めること、[2] 組織財政委員会（林委員長）の答申趣旨を踏まえ、特に診療業務に従事する獣医師の日本獣医師会における全国横断的公益活動をさらに増進する方策として部会組織のあり方の検討を進めることとし、構成獣医師の連携と結束の強化を図る上で大変意義深いので、皆の理解と協力により実現したいこと、[3] 獣医師生涯教育の本格的実施と専門医制度の検討を推進すること、[4] 全国競馬・畜産振興会の助成事業として新しく発足した獣医師育成研修体制整備事業（平成15～19年）及び人獣共通感染症に関する研修事業（平成15～16年）を推進する

こと、[5] 厚生労働省に要望した人と動物の共通感染症対策については、平成15年10月16日に法改正により獣医師の責務が明示されるとともに届出義務が拡大したこと、[6] 日本獣医学会の学術集会との初めての相互乗り入れ同時開催が青森県獣医師会と北里大学の努力により実現したことに続いて、秋には北海道大学と北海道獣医師会の理解により同時開催予定となったこと、また新春2月10日から12日には横浜市獣医師会の担当で「世界獣医学大会（横浜）開催10周年記念」学会大会がパシフィコ横浜で開催されるので、多数の参加を要請したいこと、[7] 2003年5月23日、法律第48号により食品安全基本法が制定され、7月1日に内閣府に「食品安全委員会」が発足。その活動開始早々の昨年10月6日に茨城県の食肉処理場で解体された生後23カ月齢の雄牛に非定型的BSEが確認され、11月4日には広島県で解体された21カ月齢のホルスタイン種（去勢）が9例目となり、症例8例目と同様に24カ月齢未満の若齢牛の疾病確認は、わが国と畜場の全頭検査実施と検査精度の向上による成果で、今後の感染経路等原因究明、防疫措置の万全を期したいこと、[8] 昨年11月13日の学校飼育動物委員会の発足（唐木委員長、中川副委員長）により、合理的で普遍性ある方向で、さらなる学校飼育動物事業の前進を図ること、[9] 獣医学教育改善の早期実現、特に国家的見地から獣医学教育改善の必要性を訴えること、[10] 獣医師福祉共催事業の平成15年度加入率が41%と低く、50%に到達するよう地方獣医師会へ加入促進を依頼すること、[11] 外来種対策として、外来種新法の制定を視野に動物愛護管理制度との整合性を図ること等を述べ、明朗積極的な会務の伸展に理解と協力を願いした。

2月19日、学校飼育動物の鳥インフルエンザ対策緊急提言を全国の学校関係者に通達した。1月

に山口県で養鶏場での発生に続き、2月にも大分県でチャボからの発生（日本獣医師会雑誌第57巻第4号）があり、学校、保育園、幼稚園の先生や保護者から相談等が寄せられたのを機会に、過剰な恐怖心をもたぬよう教育関係者に対策を通達した。なお、京都府における動物感染症サーベイランス事業については、京都府獣医師会の祝前会長から貴重な紹介記事も寄せられた（日本獣医師会雑誌第57巻第3号）。

2月24日、第1回全国獣医師会会長会議を開催、五十嵐会長より、[1] 2月20日に山中貞則顧問が急逝した旨報告、3月17日には自民党葬が行われたこと、[2] 山口県での鳥インフルエンザ終息宣言直後に大分県で発生、神奈川県では10例目のBSE感染牛が確認され、こうした緊急を要する事態に獣医師の力量を發揮して信頼を得る絶好の機会でもあり、一丸となって公益に貢献したいこと、[3] 学校飼育動物のインフルエンザ対策について緊急提言し、報道関係機関に対するプレスリリースを実施したこと、[4] 横浜で開催された学会年次大会の登録者数は1,865名（全体で2,500名を超える）と盛会裡に終了し、横浜市獣医師会の努力に感謝したいこと、[5] 部会制の導入について等を述べ、千葉県獣医師会の桑島会長を座長に指名して、[1] 要指示医薬品指示書様式改訂の件、[2] 岐阜県・長野県をエリアとするペット販売業者と獣医師が指示書の不適正発行により摘発された件、[3] 獣医師倫理対策の件、[4] 部会制導入の件、この件に関しては理事会の議論を踏まえて原案を示し、地区獣医師会連合会、各地方獣医師会の要請により辻副会長と大森専務理事が全国を訪問するなどして説明に努めてきたが、地方により温度差があり、導入促進論と慎重論に分かれ意見集約に至っていないので、今回も基本的な考え方を示して意見を求めた。なお、賛成意見として、三重

県獣医師会の岡部一見氏（日本獣医師会雑誌第57巻第2号）、大分県獣医師会の麻生哲会長（日本獣医師会雑誌第57巻第4号）の誌上発表もあり、提示した原案の基本的考え方については機会あるごとに説明してきたが、詳細については日本獣医師会雑誌第57巻第5号に掲載した。このことに関し、大森専務理事の真摯継続的努力に敬意を表したい。

3月29日、第5回理事会を開催。五十嵐会長は挨拶の中で、[1] 山口県、大分県、京都府で発生した鳥インフルエンザについては、地域における家畜保健衛生所の効率的対応と、地元獣医師会の積極的協力に感謝すること。[2] 鳥インフルエンザ発生に鑑み、発生農家の補償と患畜等の届出義務違反などに対する罰則の強化等が行われること、[3] 狂犬病等感染症について、幼齢犬の輸入禁止等の検疫強化が図られた旨述べた。議案としては、平成16年度の暫定予算案、諸規定の一部改正等であり、異議なく承認された。

なお、部会制の導入に関し、当初、日本獣医師会の委員会組織と別に、開業者部会の単独立ち上げとしたが、各地方獣医師会の意見を尊重し、他の職域を含めた部会組織に再編するため、産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会制とし、部会活動経費については既存の予算の中で対応したい旨報告した。また、農林水産省に小動物獣医療班が設置され、各官庁においても獣医専門職が配置される等、獣医療に大きな期待が寄せられる時代を迎えており、特に永年にわたる宿願であった小動物獣医療班創設に特段の努力を続けて下さった北村直人農林水産副大臣や農水省の栗本衛生課長のご努力を忘れることがない。なお、小動物獣医療班については農水省の大石弘司氏によって日本獣医師会雑誌第57巻第12号

に詳細に紹介してある。

4月25日、日本獣医師会顧問の三塚博先生、かねてより聖路加国際病院で入院加療されていたが、薬効のかいなくご逝去された（享年76歳）。先生は、運輸・大蔵・外務の主要大臣の他、自民党の幹事長等数々の要職を歴任し、特に1985年の中曾根内閣では運輸大臣として国鉄の分割民営化に手腕を發揮された。これは偉大な業績であり、改めて感謝と哀惜の念を捧げ、ご冥福をお祈りしたい。

5月25日、第1回理事会を開催。五十嵐会長は突然の病気入院のため（5月11日入院、6月9日退院）、金川副会長が議長となり会議は執り行われた。内容は、文部科学大臣に4月6日に獣医学教育の整備・充実について要請、河村大臣からは「連合大学院設置以降、特に整備の進展は見られず、中間取りまとめも難航しているが、要請の趣旨は十分理解したので、財政事情を考慮しながら真剣に取り組みたい。」との誠意ある回答を得たこと。動物の愛護及び管理に関する法律については、来年が施行5年目の見直し時期にあたるため、環境省では「動物愛護管理のあり方検討会」を設置して検討を行っているが、自民党の環境部会でも北村議員を委員長とする委員会を設置し、日本獣医師会の「動物福祉愛護委員会」とも協議するとともに、4月23日には藏内理事が参議院の環境委員会で参考人として意見陳述をするなど、鋭意見直しについて意見具申している旨報告した。また、職域別部会組織導入の件についても前回に引き続き細部を説明し、慎重に地方獣医師会、構成獣医師の合意を求めるこことして、第61回通常総会に付議することが承認された。なお、岡本理事から「日本小動物獣医師会の理事会で再編整備案を説明した際、反対はしないとの結論に至った。」旨の報告があった。

最後に、辻副会長より五十嵐会長入院欠席とい

う異例の理事会であったが、難題に対し理事各位の実直な意見を拝聴し、非常に円滑に議事を終えることに厚く御礼を申し上げると述べた。

平成16年度第2回理事会を6月24日に開催。五十嵐会長から、前回理事会は体調を崩し欠席したが、[1] 懸案の職域別部会組織（部会制）導入については、本日の第61回通常総会に議案として提案することを承認いただき感謝する。[2] 先日、中央畜産会の桧垣会長代行から「食の安全等に係る昨今の諸問題については、獣医師会の堅実な対応に感謝する。」旨の言葉をいただいたが、さらに公益法人として国民の要請に応えるためにも、部会制という新たな組織構築により、学識の向上と積極的な事業推進に努めていきたいと述べた。なお、部会制については、理事会、全国獣医師会長会議等で大森専務理事から説明し、日本獣医師会雑誌にも掲載して理解を深める努力を続けた。

理事会終了後、明治記念館において第61回通常総会を開催。五十嵐会長から、食の安全確保、共通感染症対応等を背景として、種々の重要案件がある中で、獣医師、獣医師会が社会の期待に応えていくためには、小異を捨てて大同について、全国の獣医師会が一致団結して社会に貢献していくなければならない旨挨拶した。来賓の獣医師問題議員連盟副幹事長の北村議員から、江藤隆美先生が勇退し、谷津義男先生（前農林水産大臣）が獣医師問題議員連盟の会長に、幹事長には上杉先生が就任され、事務局長には北村先生という体制で努力する旨の挨拶が述べられた。続いて、農水省の中川局長、厚労省の遠藤部長、環境省の小野寺局長、中央畜産会の中瀬副会長、日本獣医学会の佐々木理事長の順で来賓祝辞を頂戴した。当日の議長には熊本県獣医師会の穴見会長、副議長は神戸市獣医師会の市田会長が指名され、審議事項及び議決事項何れも円満裡に承認されて無事終了し

た。

7月15日、全国獣医師会事務担当者会議を開催。今回は特に部会制導入について総会で承認されたこと、10月から農林水産省に「小動物獣医療班」が創設され、小動物に対する保健衛生の向上、あるいは効果的・効率的施策が進められる時代を迎え、小動物医療に従事する獣医師の活躍が期待されること、厚生労働省における食の安全・安心等の公衆衛生の向上、共通感染症予防への対策推進のため尽力する時である旨、五十嵐会長及び大森専務理事から伝えた。

9月4日、朝日新聞に大森専務理事の提言、「狂犬病：犬の登録と予防注射の徹底」を発表した。すなわちこれは、厚生労働省の発表によると、国内の狂犬病予防注射実施率が5割を下回る水準となり、犬による咬傷事故が毎年6千件に及ぶ現状、国際交流が増加する中で狂犬病が侵入するとパニックを引き起こしかねないので、飼い犬の登録と予防注射の実施が社会防衛の重要措置であり、飼い主義務であることを訴える内容であった。さらに、日本獣医師会雑誌第57巻第11号では小澤義博氏（OIE名誉顧問）の「動物衛生緊急対応組織の必要性」の貴重な警告が述べられた。また、近年、大腸菌O-157やサルモネラ、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど次々と日本に侵入し、さらにSARS、ウエストナイル熱、ニパウイルス病、狂犬病など、日本の周辺諸国では新興・再興感染症が順番待ちをしている状況にあり、緊急対応班の設立を必要とすることや、疫学の専門家を養成することが急務であると提言された。また、10月13日には狂犬病予防法において犬猫の輸出入時におけるマイクロチップの装着、狂犬病不活性化予防液の接種及び血液中の狂犬病抗体価の測定のための採血等に診療獣医師の協力を求められていることを地方獣医師会長に通知し、周知徹

底をお願いした。

9月29日、海南省政府が開催した中国人民共和国創立55周年式典が海南島の首都・海口市で挙行され、その席上で海南省発展に貢献した外国人の表彰式において、日本獣医師会の五十嵐会長と金川副会長に記念メダルと純金製の感謝楯が贈呈された。

五十嵐会長は、日中農林水産交流協会長を務めていたが、海南省に牛を中心とした「茂源牧場」の創設を指導し、金川副会長は主に胚移植技術の導入に尽力したが、家畜の人工授精、胚移植、飼養管理技術等の普及が実り、現在150頭規模の中国黄牛（肉用種）が主体となり発展している。なお、人工授精の指導には金田博士も参加された。

また一方、青木修博士（東京都獣医師会会員、日本装蹄師会研究部長）は、2004年度の国際ウマ専門獣医師としてアジアから初めて栄誉ある殿堂入りを果たされた。この様な吉報に反し、7月12日には永年にわたり日本獣医師会の学術・教育・研究担当理事としてご活躍いただいた竹内啓先生の急逝の報があり、千載の痛恨事であった。先生は真摯に三学会の発展、生涯教育の重要性を述べ、先覚として努力を続け、1995年の横浜でのWVA大会、WSAVA大会の組織委員長として活躍されたこと生涯忘れることが出来ない。当然のことながら、竹内先生には獣医学術奨励賞の功労賞を授与させていただいた。なお、その後奥様の手により竹内先生と愛犬の思い出を綴った「リタイア犬グレイシャス」が発刊された。

12月4日、千葉県獣医師会では、千葉県農業共済組合連合会から譲り受けた施設を獣医師会館として改修し、その完成披露式典を関東地区各県市獣医師会長はじめ関係者多数出席のもと盛大に挙行された。なお、日本獣医師会からは五十嵐会長が参加した。

12月8日、第3回理事会を開催。冒頭、北村議員から「獣医師問題議員連盟として、積極的に諸問題に取り組みたい」旨の挨拶があった後、五十嵐会長から、[1] 新潟県中越地震に際しては各県獣医師会からの義援金等に感謝するとともに、新潟県獣医師会が地震被害の中で年次大会開催のため努力しており、各地方獣医師会から一人でも多く参加し、地元会員、新潟県民を励ます機会としてほしいこと、[2] 一年余りにわたり慎重審議した職域部会制は総会の審議を経て平成17年度から発足するに至り感謝すること、[3] 農林水産省衛生管理課に小動物獣医療班が発足し、本会としても密なる連繋をとり、国民の要請に的確に応えたいこと、[4] 獣医学系大学の教育体制の整備・充実については、各大学法人化により学内の充実・強化に努めており、一見足踏み状態のように見えるが、日本獣医師会としては目標である学部設立の旗を下ろすことなく推進したいので、地方獣医師会の協力を依頼したいこと、[5] 学校飼育動物については、年少者の犯罪増加等、心の情操についての重要性からも普及・啓発を進め、先刻谷津・北村衆議院議員のご紹介により新任の文部科学大臣に要請活動を行ったこと、[6] 「動物の愛護及び管理に関する法律」は見直しの時期であり、所管の環境省や自民党等でも検討しており、環境部会には本会からも出席意見具申していること。なお、今までに行った要請運動として、[1] 心の健康教育推進のための学校動物飼育対策の整備充実についての9月7日付け河村文部科学大臣あて、[2] 政治連盟関係として獣医師問題議員連盟会長の江藤氏勇退後、谷津会長、北村幹事長、福島副幹事長あてに実施したことが大森専務理事より報告された。続いて「産業動物医療の指針制定の件」、「小動物獣医療班発足（10月1日）」の件や、中越地震被災動物救護対策等についての報告

があったのち、議案として、[1] 職域別部会運営規定制定の件、[2] 大森専務理事の事務局長兼務の件等が提案され、異議なく承認された。

10月25日から27日、FAVA大会が韓国獣医師会主催によりソウル市で開催。日本より五十嵐会長、金川・辻両副会長が出席し、代表者会議の席上、金川副会長から獣医学教育、BSE、鳥インフルエンザの発生状況と防疫対策等について報告し、過去10年間にわたり実施した「国際獣医師育成研修事業」についても平成14年度で終了した旨報告した。この事業に対してフィリピン獣医師会やバングラディッシュ獣医師会から日本獣医師会に対して感謝楯が贈呈された。なお、第13回FAVA大会に外国人参加は26カ国200人で、日本からは35名と少なかったことに残念との表明もあった。また、大会第2日目にソウル大学の黄禹錫教授による「胚性幹細胞による人クローンの可能性」についての記念講演があった（その後、論文捏造疑惑で問題となった）。

●2005年（平成17年）

昨年の北朝鮮での核開発疑惑、日本人拉致問題に加え、凶悪犯罪の増加等、道義退廃の兆が増し、一方では記録破りの猛暑、立て続けの台風上陸等、人災、天災の多い年であった。さらに、BSEの確認に続き、79年ぶりの高病原性鳥インフルエンザ発生等の中で、人と動物の共通感染症対策、食の安全・安心の確保、動物愛護・福祉等、国民に強く求められる時代となり、こうした中で今年の重点事項として、[1] 職域別部会制発足の件では、約1年にわたる慎重な審議の後、第61回通常総会において承認され、産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会制により、さらなる円滑で活力ある運営を図ってゆきたいこと、[2]

動物衛生における危機管理については、口蹄疫にはじまり、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の発生から、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、動物保護管理センター等における業務内容の整備・充実の必要性を痛感し、さらに学識を一層向上することが目下急務であり、このことにより国民の食の安全・安心が確保されるものとの思いを強くし、関係者との理解と連繋を深めたいこと、[3] 小動物医療対策の整備充実として、国民生活における家庭動物の飼育増加や動物愛護思想の普及定着に伴い、小動物医療をとり巻く環境は著しく変化し、ことに人と動物の共通感染症や動物医療技術の高度化・多様化に伴い、国民が期待する医療の充実は急務であり、昨年10月1日に農林水産省衛生管理課に小動物獣医療班が発足して永年の宿願が達成された。この機会に、小動物医療に従事する者は互助融和の精神を堅持し、国民が期待する動物医療体制構築の責任を果たす時であること、[4] 獣医学教育改善に向けての対応、特に国立大学については昨年4月からの大学法人化への移行に伴い、当面各大学独自のいわゆる自助努力による改善への取り組みが行われており、日本獣師会としては獣医学教育の真の整備については、従前から獣医学部体制への再編が不可欠とし、日本学術会議や全国大学獣医学関係代表者会議等と連携して文部科学省はじめ関係省庁、関係獣医学系大学への働きかけを進め、昨年7月に取りまとめられた文部科学省の「国立大学における獣医学教育に関する協議会」の報告において、ア. 改善に向けての整備については、平成13年の国立大学農学部長会議の決議による改善策を基本に最大限努力すること、イ. 臨床教育の重点支援として家畜病院等の施設・設備について国による改善支援を要すること、ウ. 獣医学教育改善に向けての取組みの評価、またその結果を踏まえての検証等が提

示され、日本獣師会としても学部体制への整備の必要性を再確認し、関係機関とともにその実現に向け努力すること（要は大学再編運動の錦の御旗はおろさない）、[5] 狂犬病予防に関して、本病は1957年以来約半世紀の間発生しなかったが、最近中国の狂犬病による死者が年間1,000人を越え、根絶したと考えられていた韓国でも発生報告があり、世界保健機関（WHO）によると年間約5万人が狂犬病により死亡し、その内の約3万人以上はアジア人といわれている。一方、米国ではアライグマやコウモリに噛まれての発生や臓器移植での感染報告もあり、さらに近年は空気感染するとの説もある。日本国内では、予防注射の実施率が厚生労働省の報告によると50%を割る現状にあり、農林水産省では狂犬病侵入予防の万全を期すため、狂犬病発生国からの幼齢犬輸入自粛を要請し、昨年4月以降、犬やネコ等の検疫制度検討を進め、本年6月より新検疫制度に全面移行する等、国家防疫的意義の強化が進められており、特に注射率向上に努めることが重要であること、[6] 動物愛護福祉対策については、本年が動愛法の見直しの時期であり、日本獣師会においては動物愛護福祉委員会において一昨年から法整備に向け対応を検討し、特に所有者責任の徹底、都道府県等における動物愛護施策の取り組み体制の整備、動物取扱業に対する規制措置の整備等、実現に向けての要請活動を展開すること、[7] 学校飼育動物対策としては、最近増加傾向にある少年犯罪の凶悪化、さらに低年齢化の問題解決の一助として、動物との触れ合いを介して生命の尊さを体感させる方策を文部科学省に提言した。さらに、「心の健康教育」推進のため、教育委員会主導の下で地方獣師会と連携した普遍的な活動に発展させるため、学校嘱託獣師制度の確立について昨年9月7日に谷津・北村両衆議院議員の紹介で河村文

部科学大臣に要請活動を実施した。今後、さらに本問題の具現化に努力すること、[8] 情報化社会において重要な情報の発信、ホームページにおいて構成獣医師会員専用サイトを開設し、情報の相互伝達体制を整備すること、[9] 公務員獣医師の待遇改善問題として、食の安全・安心の確保、人と動物の共通感染症対策、小動物医療対策、動物愛護・福祉問題、さらには自然保全や野生動物対策（キツネ、クマ、シカ、ヤマネコ等）を通じ、獣医師関係行政が国民生活に重要かつ密接となっている時代であるが、現実は都道府県における畜産主務課長、食品衛生主務課長ポストにおいて獣医師職員配置が後退している実情や、6年制教育実現後も処遇の枠組が確立しない現状であり、加えて最近、感染症発生時に現場で活動する獣医師職員の危険手当等十分とは言い難い点も見受けられる現状に対し、早急な環境作りが必要と思われること、[10] 獣医師の福祉事業の一環としては、獣医師福祉共済事業を推進し、すでに多数の地方獣医師会も積極的に取組まれているが、いまだ加入率50%に満たない地方獣医師会も若干見受けられ、諸般の事情もあると思われるが加入率向上の努力を願いたい、等述べ挨拶とした。

2月4日、五十嵐会長、辻副会長、大森専務理事が農林水産省消費・安全局の中川局長に直接面談を求め、「動物医療提供体制の整備促進について」要請した。中川局長からは、「日本獣医師会とのネットワーク構築の重要性は十分認識している。特に、小動物医療対策については小動物獣医療班を設置し、専門家による検討のため小動物獣医療に関する検討会を設けた。」と述べ、中川局長、栗本衛生管理課長から誠意ある見解が示された。なお、本検討会委員には日本獣医師会から中川秀樹、岡本有史、細井戸大成氏の3名が委嘱された。

2月21日、地区獣医師会連合会長会議を開催し、議事として平成16年度地区大会・学会の開催、地区獣医師大会における決議要望事項への対応、職域別部会の運営、獣医師倫理規程集の整備等を議題とし、五十嵐会長挨拶の中で、[1] 新潟での三学会年次大会が盛会裡に終わったことに感謝すること、[2] 各地区大会決議要望事項を整理し、農林水産省消費・安全局長及び厚生労働省健康局長に対して要請運動を実施したこと、[3] 農林水産省では、10月を目途に衛生管理課を畜水産安全管理課及び動物衛生課に再編すること、[4] 動物の愛護及び管理に関する法律の見直しについて検討すること、[5] ペットフード工業会の調査で犬の飼育率が18.8%（1,246万頭）、猫が15.1%（1,164万頭）で、猫が初めて1,000万頭を越えたこと等について述べた。

なお、平成16年度の地区獣医師大会決議要望事項を要約すると（A）日本獣医師会が主として対応する事項として、[1] 家畜防疫対策、[2] 食の安全確保対策、[3] 人と動物の共通感染症対策に関する事項、[4] 獣医学教育体制の整備・充実に関する事項、[5] 地球環境保全対策に関する事項、[6] 職域別部会に関する事項、（B）日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項として、[1] 狂犬病予防対策に関する事項、[2] 家畜保健衛生所の機能拡充・強化（動物保健衛生所と改称）、[3] 小動物医療関係対策に関する事項、[4] 獣医師倫理の向上、[5] 勤務獣医師の待遇改善に関する事項、[6] 勤務獣医師の処遇改善に関する事項、[7] 産業動物診療技術料に関する事項、[8] 災害時の動物救護対策の検討、[9] 獣医事関係の国際交流に関する事項（The World Veterinary Day協会の催事）等であり、また関東地区獣医師会連合会及び東京都獣医師会より「最近における小動物医療を巡る課題と

対応」の提起があり、[1] 小動物臨床の競争状況、[2] 動物診療分野の予防医療への過度の傾斜、[3] 大型資本による診療施設の問題、[4] 薬局・薬店等における動物医薬品販売、[5] 広告・宣伝問題等、貴重な意見が述べられた。

3月23日に平成16年度第4回理事会を開催。五十嵐会長から、[1] 福岡県及び佐賀県における地震被害者に対してお見舞い申し上げること、[2] 食の安全・安心、人と動物の共通感染症や環境問題等に関連して、獣医師に対する社会の期待は大きいこと、[3] 獣医師倫理規程集を会員に配布したこと、[4] 生涯研修事業が6年目を迎えたこと、[5] 平成17年度の年次大会を日本獣医学会と連携し、茨城県つくば市で開催することとしたので、地元茨城県獣医師会の協力を仰ぎたいこと、[6] 農水省に「小動物獣医療に関する検討会」が設置されたこと、[7] 1年半にわたり審議いただいた職域別部会の発足について、これまでの協力へのお礼等を述べた。また、決議事項としては平成17年度暫定予算編成の件等について審議・承認された。

3月24日、全国獣医師会会长会議を開催。埼玉県獣医師会の高橋三男会長が座長となり、[1] 平成16年度の関係省庁に対する要請運動、三学会開催、倫理関係規程の整備、生涯教育研修等について審議し、大森専務理事から職域部会運営に関して詳細説明した。

4月11日に日本大学生物資源科学部の動物医学研究センター、家畜病院（増築）竣工祝賀会が開催され、日本獣医師会から五十嵐会長が出席した。特に最近、各私立大学附属病院の増改が進み、近代設備を整え、大学教育現場での小動物臨床教育の充実が図られていることを実感した。

今年度、北海道大学の喜田宏教授が鳥インフルエンザ等に関する研究が評価され学士院賞を受賞

されたことも特筆すべき吉報である。平成17年以降、現行の動物の愛護及び管理に関する法律が抜本改正後5年を経過していることから、その見直しについて北村直人議員を委員長とする自由民主党の動物愛護小委員会で精力的に検討され、[1] 動物取扱業の適正化、[2] 個体識別措置及び特定動物の飼育等の全国一律化、[3] 動物を科学上の利用に供する場合の配慮、[4] 動物由来感染症の予防対策、[5] 罰則や登録制等についても議論した。なお、環境省に対しては、動物愛護管理制度の整備・充実等に関する要請活動を3月7日に実施し、その内容は日本獣医師会雑誌第58巻第6号に掲載した。

また、5月6日に環境省の小野寺自然環境局長に「野生動物救護対策の一層の推進」について、5月16日には文部科学省の小銭谷初等中等教育局長に「学校飼育動物活動の推進」についてそれぞれ要請し、さらに地方獣医師会長あてに「学校飼育動物活動の推進」について通知するとともに、各県の教育委員会等との連携協力関係の強化を依頼した。

5月31日、第1回理事会を開催。第62回通常総会に付議する事項を中心に審議し、五十嵐会長から、[1] 学校飼育動物活動が全国的に波及することを期待すること、[2] 動物愛護管理法改正について北村委員長から今国会で成立させたい旨の連絡があったこと、[3] 職域部会については着々と準備が進められていること、[4] 各位の指導と協力により3期6年もの間、日本獣医師会長職を務めることができたことについて御礼を述べた。また、大森専務理事から日本動物保護管理協会の役員候補者として、太田光明、前田勇夫、柴内裕子、辻弘一、森裕司の5名を推薦した旨報告された。

6月28日、明治記念館において第62回通常総会を開催。五十嵐会長から、[1] 茨城県の高病原性

鳥インフルエンザの発生に鑑み、人と動物の共通感染症に対する早期発見、早期対応の重要性、[2] 北村議員の努力により農林水産省に小動物獣医療班が設置されたこと、[3] 動物愛護法の一部改正により飼い主責任が明確化されるとともに、人と動物の共存に期待すること、[4] 1年有余にわたり慎重に検討いただいた職域別部会制の発足に基づく今後の運営等を内容とする挨拶の後、谷津衆議院議員（獣医師問題議員連盟会長）、北村議員（本会顧問）、農林水産省、厚生労働省、環境省、日本獣医学会、中央畜産会等多数の来賓からそれぞれ有益な祝辞をいただいた。議長に香川県獣医師会の湊会長、副議長には茨城県獣医師会の遠山会長が就任され、第1号議案から第5号議案まで慎重に審議され承認いただいた後、第6号議案の役員選任について岡本役員選任管理委員長より、現在の出席会員55会員、総表決権数165である旨が説明され、会長選挙の投票に入り、議長より金川弘司候補が48票、山根義久候補が117票で、山根候補が当選した旨を報告した。なお、副会長には藏内勇夫（福岡県獣医師会長）、中川秀樹（横浜市獣医師会長）の両氏、専務理事には大森伸男氏がそれぞれ選任され、地区理事、職域理事、監事もそれぞれ選任されて新執行部が発足した。最後に、五十嵐会長から「今期をもって3期6年の任期を終わり退任するにあたり、高齢加えるに浅学非才の身であったが、金川・辻両副会長はじめ理事・監事、そして全国の地方獣医師会長及び会員各位、事務局職員一同のご指導ご鞭撻により、大過なく過ごさせていただいたことは、終生忘れ得ないことであり、中国の古諺に『水を飲むとき、井戸を掘った人の恩を忘れない。』とあるが、この6年間にわたり厚いご支援をいただいたことを心から感謝申し上げる。また、これからも各位益々ご健在で、日本獣医師会の発展にご努力を願

いたい。また、新執行部は過去幾代にもわたって築いた日本獣医師会のよいところを継承し、さらにこの変革の時代に適応するよう全国の地方獣医師会長のご意見も尊重し、和をもってご協力願いたい。」旨を述べた。

5

今後、日本獣医師会に期待すること

私は、偉大なる実績を残して勇退された、故杉山文男会長の後任として、第56回通常総会において第10代会長を拝命し、前任者の築いた栄光、輝く業績を後退させることのないよう執行部の協力を賜りながら、日本獣医師会が社会の信頼を受け、敬仰される組織に発展させたいとの思いで、特に杉山会長時代の国際交流には重点を置き、アジアで最初のWVA大会を成功させた偉大な業績を発展させるとともに、先ず内部の充実に心を向けて努力してきたが、今後も引き続き以下についての対応に期待する。

[1] 就任当時、小動物医療が拡充発展する中で、社会環境の変化、動物愛護思想の普及により動物医療に対する関心も一層高まり、診療過誤、過剰診療等に関して、週刊誌・テレビ等のマスコミによる獣医師や獣医師会批判記事等を頻繁に目にするとようになつた。日本獣医師会としてはマスコミに正しい理解を得る努力の必要性を感じ、インフォームド・コンセントを徹底させ、かねて全国調査した診療料金の実態を公表することとし、平成11年9月14日に記者会見を行うとともに、関係会員獣医師に対し「獣医師の誓い—95年宣言」及び「動物医療の基本姿勢」並びに「インフォームド・コンセント」の励行を周知徹底し、合わせて各地方獣医師会に動物医療相談窓口を設置するよう依頼した（日本獣医師会雑誌第52巻第11号参照）。

今後とも、小動物診療には人における健康保険制度がなく、自由診療料金制であることにも理解を求めて、社会的要求に応えるべく対応いただきたい。

[2] 団体組織の中で重要なことは「徳義と和を大切にすること」であり、昨今の世相にみるようカネボウ粉飾決算の公認会計士、西村弁護士（国会議員）の秘書による非弁活動、姉歯建築士による構造設計疑惑、ソウル大学の黄禹錫教授によるES細胞論文捏造、防犯施設所の管制談合疑惑等、専門家による道義頽廃事例が頻発し、心の痛む事件が続いている。日本獣医師会においては、かねてよりプロフェッショナルとしての自覚を大切と考え、平成7年6月27日の第52回通常総会で採択された「獣医師の誓い—95年宣言」に続き、平成11年度においては上記のとおり「インフォームド・コンセント徹底宣言」を公表し、動物臨床の行動規範として平成14年12月12日に「小動物医療の指針」（16年11月12日一部改正）、平成16年11月12日には「産業動物医療の指針」を獣医師道委員会の審議を経てそれぞれ公表したが、熟読玩味の上、その遵守、実践に努めていただきたい。

[3] 社会に信頼される獣医療を提供するためには、卒後臨床研修が重要であり、かねてより学術担当理事の竹内啓氏を中心に検討を進め、卒後研修・生涯教育体制を整備し、平成12年度から獣医師生涯研修事業を開始し、平成15年度には認定システムの導入により、事業参加者に対しポイント制に基づき研修実績証明書及び研修プログラム修了証を交付した。さらに、専門医制度のあり様については獣医師専門医制度検討委員会（佐々木伸雄委員長）において検討しているところであり、今後一層のご理解ご協力のほどをお願い申し上げる。

[4] 平成10年4月、学校飼育動物対策の推進の

呼びかけを文部省に提言して以来、子供達に対する「動物との触れ合いを通じて、生命の尊さを体験させる事業」が全国的に拡大し、日本獣医師会内に学校飼育動物委員会（唐木英明委員長、中川美穂子副委員長）を発足するとともに、平成16年9月7日に河村文部科学大臣、谷津義男・北村直人両衆議院議員に「こころの健康教育」推進のための学校飼育動物対策の整備充実を要請し、河村大臣からは「学校飼育動物対策は教育上大変意義ある活動であり、地域の先進事例を勉強したい。」旨の回答があり、先進的に活動を行っている群馬県獣医師会では小寺弘之群馬県知事に認められ、獣医師会員である桑原保光氏が群馬県の教育委員に任命されている。その後、平成17年5月16日には文部科学省の錢谷局長に学校飼育動物活動の推進について要請した。また、獣医師問題議員連盟の谷津会長も「全国普遍的に発展させ、学校嘱託獣医師制度を確立したい。」との熱意を示しておられる。この機会に各地方獣医師会においても、それぞれの実状を考慮しながら積極的対応を進めていただきたい。

[5] 救急獣医療提供体制の一環として、名古屋市獣医師会では平成16年5月15日より「夜間動物緊急診療所」を開設し、大阪市においてもネオ・ベッツ動物病院グループがVRセンター、夜間センターを設置させる等、各地域における緊急対応の診療施設の設置は、10年後のわが国動物医療の一つの方向性を示すものと思われる。一方、日本獣医畜産大学の多川政弘教授は「動物医療センターの役割と将来構想」（日本獣医師会雑誌第57巻第4号）の中で「日本においても、伴侶動物については人の医療なみの高度診療技術の提供が求められ、近代設備による高度医療の提供が目下の急務であり、大学・民間を問わず組織的に高度医療の実現が望まれる。」と述べられている。一方、

土井口修氏の論述（日本獣医師会雑誌第58巻第9号）からも、地域社会においてホームドクター的対応と高度医療対応の二極化の傾向が窺われる。地域における動物医療体制は、中核病院と個人的診療施設とに二極化し、さらに両者は機能的に能力を発揮し、社会のニーズに応える動物医療体制作りの必要性を感じている。まさに、知慧ある者は知慧を出し、財ある者は財を出し、力ある者は力を出し、動物医療体制進展のための総力を結集する時代とも考える。

[6] 山根会長が新年挨拶に述べられたように、獣医学教育の整備・充実については、国立大学の独立法人化に伴い、大学側は自助努力によりそれぞれの生き残りを重視し、獣医学部への再編が後退している感がある。しかしながら、常に再編運動の旗手として情熱を傾注し、継続的努力を進めていただいた唐木英明氏が「獣医学教育改革運動の反省と今後」（日本獣医師会雑誌第58巻第2号）の中で述べられているように、学部再編の旗を降ろすべきではない。現在、幸いにして獣医学系大学進学を希望する若者が増加し、私立の獣医学系大学は15～20倍という高い競争率である。このような若者の夢を後押しするためにも、教育現場の充実が急がれる。

[7] 一年余りにわたり慎重に論議を重ね、第61回通常総会において承認された職域別部会制については、各部会において常設・個別委員会の委員委嘱を終え、それぞれ活動を開始したところであるが、まさに21世紀にふさわしい組織活動を展開していただきたい。会員各位も組織からの受益を考える前に「組織に何を協力するか」を考え、強固な意識で組織の発展に努めていただきたい。

* * *

最後に、平成17年9月18日に東京・帝国ホテルにおいて、私と山根会長の祝賀会を323名の発起

人により催していただき、当日は谷津・森・山際代議士や北村前代議士をはじめ全国から約600余名の参加を賜り、特別感謝状を挙げ、さらに11月24日には埼玉県獣医師会主催の「感謝を捧げる会」を、さいたま市・清水園において開催していただき、上田埼玉県知事、富岡熊谷市長、大野・小島衆議院議員、増田前議員をはじめ、関東地区の獣医師会長等312名の参加者の前で、地元埼玉県獣医師会の高橋会長から特別感謝状を授けた。このように、2回にわたり盛大かつ心温まる会を開催していただきたいことは、生涯忘れることのできない人生の1ページとなったことを心から感謝申し上げる次第である。その後、全国の先輩・同僚・後輩からいただいたご挨拶と激励、健康へのご忠言等々、多くの人の温情に感謝し、感激する日々を過ごしている。

以上、ご報告と御礼を述べ拙文の記述を終わりとさせていただきたい。

多 謝

補遺：その後、五十嵐幸男顧問は平成18年春の叙勲で「旭日重光章」の栄誉に浴された。

その年の6月27日には、日本獣医師会の山根会長、藏内・中川両副会長及び埼玉県獣医師会の高橋会長が世話人となり「五十嵐幸男先生旭日重光章受章祝賀会」が東京・明治記念館において開催され、関係国会議員や関係省庁等の来賓のほか、地方獣医師会長をはじめ、友人・知人、獣医学系大学、関係団体・企業等、全国から二百数十名が出席された。

五十嵐幸男顧問の経歴

連絡先：〒360-0023 熊谷市佐谷田3083 TEL 0485-25-2166 FAX 0485-25-2062

【生年月日】 大正6年（1917年）1月19日生

【学歴】 昭和13年3月17日 官立盛岡高等農林学校獣医学科卒業
昭和13年5月19日 獣医師免許証（登録第6367号）農林省
昭和13年6月～12月 陸軍獣医学校乙種学生
昭和19年4月～8月 陸軍獣医学校甲種学生（軍陣外科学）
昭和40年3月29日 獣医学博士（日本大学81号）

【現職】 獣医業（佐谷田獣医科医院開業）
埼玉県獣医師会名誉会長（平成11年6月）
日本獣医師会顧問（平成17年9月）

【軍歴】 昭和13年4月 獣医部見習士官（騎兵第16連隊入隊）
昭和13年6月 任陸軍獣医少尉騎兵第16連隊附被仰付
昭和13年12月 補山砲兵第25連隊附（羅南）
昭和14年5月 野砲兵第104連隊被仰付（南支）
昭和14年8月 任陸軍獣医中尉
昭和14年9月 輜重兵第104連隊被仰付（南支）
昭和14年9月 命第104師団病馬廠長（南支）
昭和16年10月 近衛輜重兵連隊補充隊附被仰付（東京）
昭和17年3月 任陸軍獣医大尉
昭和18年7月 近衛第2師団參謀部付（スマトラ）
昭和19年3月 留守近衛第2師団獣医部附（東京）
昭和19年4月 補近衛第3師団獣医部附（東京）
昭和19年7月 留守近衛第2師団獣医部附（東京）
昭和19年7月 補第112師団獣医部部長代理（満州）
昭和19年11月 補関東軍獣医部教育部教官兼同附属病馬廠長（新京）
昭和19年12月 任陸軍獣医少佐

【団体歴】 昭和48年4月1日～昭和50年5月3日（2年2ヶ月）日本獣医師会理事
昭和56年4月1日～平成8年6月30日（15年3ヶ月）日本獣医師会常任理事
平成8年7月1日～平成11年6月30日（3年）日本獣医師会副会長
平成11年7月1日～平成17年6月30日（6年）日本獣医師会会长
昭和41年4月1日～昭和43年3月26日（2年）日本家畜人工授精師協会理事
昭和43年3月27日～昭和48年5月26日（5年2ヶ月）日本家畜人工授精師協会副会長
平成元年3月1日～平成11年3月1日（10年1ヶ月）日本装蹄師会理事
平成10年7月19日～平成11年6月24日（11ヶ月）全國家畜産物衛生指導協会監事
平成11年6月24日～平成17年6月28日（6年）全國家畜産物衛生指導協会理事
平成11年6月24日～現在（6年）中央畜産会常務理事
昭和58年5月10日～平成8年6月26日（13年2ヶ月）日本動物保護管理協会理事
平成8年6月27日～平成10年6月26日（2年）日本動物保護管理協会副会長
平成10年6月27日～平成11年6月30日（1年）日本動物保護管理協会理事

【審議会歴】 昭和34年9月25日～昭和38年9月25日（4年）獣医師免許審議会委員
昭和42年9月28日～昭和48年9月28日（6年）獣医師免許審議会委員
昭和55年12月16日～昭和63年2月10日（7年2ヶ月）獣物保護審議会専門委員
昭和28年7月1日～平成11年6月30日（46年）埼玉県畜産協議会委員

【叙勲・褒章】 昭和56年4月29日 黄綬褒章
昭和63年11月3日 獲四等瑞宝章
平成18年4月29日 旭日重光章

資料編

社團法人日本獸醫協會設立趣意書	126
社團法人日本獸醫師會定款	127
獸醫師の誓い—95年宣言	135
「獸醫師の誓い—95年宣言」について（説明）	136
産業動物医療の指針	137
小動物医療の指針	144
全国獸醫師會一覧	150

社團法人日本獸醫協會設立趣意書

文化的民主的日本を再建することは、敗戦後の我國に課せられた使命でありまして、其の重要な一部面としての畜産の振興と公衆衛生向上の爲、獸醫學及び獸醫事衛生の飛躍的な貢献が強く要請されることは申す迄もありません。

これが爲には我國獸醫關係者が相互縦横に協力して其の總力を以て前記の要請に應えることが不可缺の要件であります。

然るに日本獸醫師會が今回法律を以て解散しました。このことは同會が獸醫師法によつて設立されてから約20年の間獸醫事衛生の改良發達に貢献し幾多の輝しい業績があつただけに、其の反面に於て最も強力廣汎な獸醫團體を失い協力の據點が消失したことは遺憾に堪えない次第であります。

前記の目的を達成する爲には獸醫關係出身者が職業、地位、學歴等を論ぜず、廣い構成を持つ自由な民主的團體を其の總意を以て新に設立することが絶對緊急となりましたので、このたび我々發起人等は全國的に同志を糾合し、別冊定款の社團法人日本獸醫協會を創立し、斯界の期待に添うことになりました。

新團體は廣く獸醫關係の地方的の諸團體、獸醫技術者、學生等を以て自由加入の會員とし、其の構成に依つて社會的福祉と公衆衛生の増進と、獸醫技術者全般の社會的地位の向上を目的とし、事業として獸醫學術、獸醫事及び獸醫業の發展並びに會員の親睦及び厚生等を活潑に遂行する計畫であります。

冀くは全國各職域の關係者及び其の團體におかれでは此の趣旨に御贊同下され、奮つて御入會あらんことを切望して歇まない次第であります。

昭和23年7月

發起人 島村虎猪
田中刃雄
榎原義一
堀尾正朔
山本文陸郎

社団法人日本獣医師会定款

第1章 総 則

ころにより、本会に地区制及び職域制を設ける。

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区南青山1丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 本会は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚に関する事項
- (2) 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項
- (3) 獣医学教育の充実に関する事項
- (4) 獣医師の研修に関する事項
- (5) 獣医事の向上に関する事項
- (6) 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事項
- (7) 獣医事関係の情報の提供に関する事項
- (8) 獣医学術関係書籍等の発行に関する事項
- (9) 獣医師の福祉のための共済に関する事項
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(定款施行細則)

第5条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て定款施行細則（以下「細則」という。）で定める。

(区域等)

第6条 本会は、全国を区域とする。

2 円滑な会務の運営を図るために、細則で定めると

第2章 会 員

(会員の資格)

第7条 本会を構成する会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県を区域とする社団法人である獣医師会（以下「都道府県獣医師会」という。）
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市を区域とする社団法人である獣医師会（以下「政令市獣医師会」という。）

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書に次の書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 役員並びに会員及び賛助会員の名簿
- (3) 本会の会員になることについて、当該申込みをした者の総会で議決されていることを証する総会議事録の写し
- (4) 直近の総会資料（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
 - (2) 会員たる資格を喪失したとき
 - (3) 解散したとき
 - (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
 - (5) 除名されたとき
- 2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経

て別に定める退会届書を会長に提出してしなければならない。

(除名)

第10条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の14日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会費)

第11条 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(賛助会員)

第13条 本会の目的に賛同する個人又は団体であつて、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けた者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

(1) 賛助会員から退会の申出があったとき

(2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき

(3) 死亡又は解散したとき

(4) 賛助会費を1年以上納入しないとき

(5) 除名されたとき

5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の退会の場合においても、これを返還しない。

6 第10条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同規定中「会員」とあるのは「賛助会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員等

(役員の定数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事17人以上21人以内

(2) 監事2人又は3人

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事のうち、会長1人、副会長2人及び専務理事1人を置く。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

6 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者を言う。)、特定企業の関係者又は農林水産省出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任等)

第15条 役員は、総会において、会員を構成する獣医師(以下「構成獣医師」という。)のうちから選任する。

2 役員の選任に関する事務を管理させるため、総会において、構成獣医師のうちから役員選任管理委員3人以上5人以内を選任する。

3 役員及び役員選任管理委員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 第17条から第19条までの規定は、役員選任管理委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「役員選任管理委員」と読み替えるものとする。

5 役員の選任等に関し必要な事項は、細則で定める。

(役員の職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、

あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況及び業務の執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第18条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第19条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第20条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬の額は、総会の議決を経て決定しなければならない。

(顧問)

第21条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認

を受けて会長が委嘱する。

3 顧問は、本会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議長及び副議長は、総会において、出席会員のうちから各1名を選出する。

4 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第5項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第5項第2号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第24条 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席し、かつ出席会員の有する表決権の合計が総表決権の過半数を満たさなければ開くことができない。

2 総会において、会員が行使する表決権の数は、構成獣医師数を200人で除して得られた数（小数点以下切上げ）とする。

3 前項の構成獣医師数は、総会の開催月の3月前の月末現在の数とする。

4 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出

席会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りでない。

5 総会の議事は、第26条に規定する場合を除き、出席会員の表決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第25条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第26条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席会員の表決権の3分の2以上(ただし、第2号については4分の3以上)の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員、役員選任管理委員又は獣医師道委員会委員の解任
- (5) 長期借入金
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 細則の改廃(役員の選任に関する規定に限る。)

(書面又は代理人による表決)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び副議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び副議長並びに出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び表決権数、出席会員数及び

表決権数並びに出席会員の名称及び代表者の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会において理事が行使する表決権は、理事1人につき1個とする。ただし、議長たる理事は、表決権を有しない。
- 5 理事がやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、その代理人が出席して意見を述べることができる。この場合、代理人は、表決権を行使することはできない。
- 6 前項の代理人は、理事会の開始前までに代理人を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 7 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の機能)

第30条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の議決は、出席理事の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、第29条第4項ただし書きの規定にかかわらず、議長がこれを決する。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事名
(書面表決理事の場合にあっては、その旨を、また代理人の場合にあっては、その旨及び代理人の氏名を付記すること。)
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(規定の準用)

第33条 第22条第5項第2号及び第3号、第23条第3項、第24条第1項及び第4項並びに第27条第1項、第2項及び第4項の規定は、理事会について準用する。この場合において、これら規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と、第27条第1項中「書面又は代理人」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

第6章 獣医師道委員会

(獣医師道委員会)

第34条 獣医師道の高揚及び獣医業務の公正な発展を図るため、本会に獣医師道委員会を置く。

2 獣医師道委員会は、7人以上11人以内の委員(以下「獣医師道委員」という。)で組織する。

(獣医師道委員の選任)

第35条 獣医師道委員は、構成獣医師のうちから総会において選任する。ただし、本会の役員又は役員選任管理委員が獣医師道委員を兼ねることはできない。

(獣医師道委員会の運営等)

第36条 獣医師道委員会の運営等に関し必要な事項は、細則で定める。

(規定の準用)

第37条 第17条から第19条までの規定は、獣医師道委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは、それぞれ「獣医師道委員」と読み替えるものとする。

第7章 部 会

(部 会)

第38条 職域別に応じた事業の円滑な運営を図るため、本会に細則で定める部会を置く。

2 部会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第8章 学 会

(学 会)

第39条 獣医学術の振興及び普及を図るため、本会に細則で定める学会を置く。

2 学会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第9章 事 務 局 等

(事務局及び職員)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。
3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第41条 本会の業務の執行の方法については、細則に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 本会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の履歴並びに職員の名簿及び履歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (10) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで及び第49条第1項に規定する資料については、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費及び賛助会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
- 3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第46条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 本会が行う事業のうち、理事会において定める事業については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第47条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還す

る一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間は、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第49条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を受けた後、これを事務所に備え付けておかなければならぬ。

(報告)

第50条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及

びその年度の収支予算書

- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第11章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第51条 この定款の変更は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第52条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第53条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、本会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第12章 雜 則

(規 程)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (昭和23年11月9日設立認可、農林省指令23畜第3469号)

第49條 この会設立当初の役員の任期は、第17條の規定に拘らず、第1回通常総会において次期役員を選挙するまでとする。

附 則 (昭和26年2月26日一部変更認可、農林省指令26畜第545号)

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の日において、現に旧定款による正会員である獣医師であって地方団体に所属する

者は、この定款による正会員となる。

- 3 この定款施行の日において、現に旧定款による正会員である獣医師以外の者であって地方団体に所属する者及び現に旧定款による準会員である個人は、それぞれこの定款による準会員となる。
- 4 この定款施行の日において、現に正会員であって地方団体に所属しない者は、その本人の選択によって、この定款による正会員、準会員又は賛助会員となる。
- 5 この定款施行の日において、現に旧定款による賛助会員であった者は、この定款による賛助会員となる。
- 6 この定款施行の日において、現に理事、監事であった者は、この定款施行の日において任期満了したものとみなす。この場合において、これらの役員は、後任者が就任するまではその職務をとらなければならない。
- 7 この定款施行後最初に選任された監事の任期は、第16条の規定にかかわらず次ぎの通常総会までとする。
- 8 この定款施行の日において、旧定款により設けられている獣医事審議会は、第38条による獣医事審議会とする。

附 則 (昭和27年6月6日一部変更認可、農林省指令27畜第1669号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和29年5月29日一部変更認可、農林省指令29畜第1815号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和30年8月5日一部変更認可、農林省指令30畜第2774号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和31年9月11日一部変更認可、農林省指令31畜第3433号)

この改正は、認可のあった日の属する年度の次年度から施行する。

附 則 (昭和32年10月5日一部変更認可、農林省指令32畜第4824号)

この定款改正は、認可のあった日から施行する。

附 則（昭和33年12月15日一部変更認可、農林省指令33畜第6841号）

- 1 この定款改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の前日まで現に理事監事であった者の任期は、この定款の変更に拘わらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和42年5月26日一部変更認可、農林省指令42畜B第1110号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の前日まで現に理事監事であった者の任期は、この定款の変更に拘わらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和49年8月29日一部変更認可、農林省指令49畜B第1438号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款変更の施行の前日まで現に理事・監事であった者の任期は、この定款の変更にかかわらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和55年10月30日一部変更認可、農林水産省指令55畜B第2976号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款変更の施行の前日まで現に理事・監事であった者の任期は、この定款の変更にかかわらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（平成6年5月20日一部変更認可、農林水産省指令6畜B第670号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成6年5月20日）から施行する。ただし、役員の定数及び職務に関する事項については、平成8年6月30日までは、変更後の定款第14条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、この定款変更の施行の際に現に役員である者の任期は、変更後の定款第17条の規定にかかわらず、平成8年6月30日までとする。
- 2 この定款変更の施行の際に現に獣医師道審議会委員である者は、その際変更後の定款第32条第2項に定める獣医師道委員として選任されたものとみなし、その任期は、変更後の定款第35条の規定により準用する第17条の規定にかかわらず、平成8年6月30日までとする。
- 3 この定款変更後の直近の総会において選任される役員選任管理委員の任期は、変更後の定款第15条第4項の規定により準用する第17条の規定にかかわらず、選任された日から平成8年6月30日までとする。

附 則（平成11年9月1日一部変更認可、農林水産省指令11畜B第1291号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成11年9月1日）から施行する。

附 則（平成12年10月4日一部変更認可、農林水産省指令12畜B第1438号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成12年10月4日）から施行する。

附 則（平成16年8月24日一部変更認可、農林水産省指令16消安第3903号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成16年8月24日）から施行する。ただし、第38条の規定に基づく部会の設置については、平成17年4月1日から適用する。



獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもつている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにできるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

1. 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
ヒューマン・アニマル・ボンド
2. 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
3. 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
4. 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
5. 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。

「獣医師の誓い—95年宣言」について（説明）

この「獣医師の誓い」は、世代や獣医師の職域を越えて、しかも実行性のあるものとして、すべての獣医師に受け入れられるよう、獣医師倫理の総論的、最大公約数的な事項を集約したもので、基本理念としての前文と5項目からなる各論で構成されております。

この誓いは、新しいセオリーや意見を述べるものではありませんし、また、高邁な精神訓話をしようとするものでもありません。当たり前のことを羅列しただけです。この当たり前のことを折に触れて改めて考え、そして自分自身の認識として、普段の行動の拠りどころとしていただきたいと願うものです。

また、「95年宣言」という副題は、この誓いを獣医師自らが内に向かって誓うということだけでなく、外に向かって、社会に対して宣言することにより、獣医師の責任を一層明確にすると同時に、これを遵守しなければならないという気持ちが喚起されることを期待して特に付したものであることを強調しておきます。

前文について：

獣医師とは何か、獣医師の役割は、そして獣医師のありようについての議論の集約です。また、獣医師としての誇りをその職務の遂行と表裏をなすものとして位置付け、さらにプロフェッショナルとして自らを厳しく律するよう求めるとともに、獣医師自身の豊かさの追求にも触れております。

各論について：

前文の理解と前提にたって、より具体的な目標として、次の5項目にわたる事項をとりあげました。獣医師の任務、職域が広範多岐にわたることから、盛るべき内容は多く、その集約、整理、表現などに苦労いたしましたが、より明快な主張となるよう工夫しました。

1は、獣医師の幅広い任務を象徴的にとりあげたもので、動物の生命に直接関わるだけでなく、公衆衛生分野あるいはバイオメディカル分野などにおいて人の健康にも密接に関わる専門職としての社会的な使命をこのような形で常に認識するよう、獣医師の自覚を促すものです。

2は、近年、重要な人と動物との関係—ヒューマン・アニマル・ボンドをより良く築くことについて、獣医師が両者に関わる専門職としてその職責を果たしていくことを通じて、平和な社会の発展と環境の保全に寄与するよう求めるものです。

3は、獣医師が社会性、広い市民性を身につける必要を述べたもので、獣医師に限らず職業的科学者、専門家に往々にして見られる内面的な知性の狭隘性、社会性の欠如に対し、より幅広く教養を身につけるなど、専門分野以外のことに関する自己研鑽についても一層の努力を呼びかけるものです。

4は、科学者としての獣医師が、当然のこととして、日進月歩の獣医学術の研鑽に常に務め、あわせて医学や生物学などの自然科学さらには社会科学を含む関連科学との交流を積極的に推進することにより、獣医学術のみならず、獣医学術と密接に関連する科学の発展についても貢献するよう願うものです。

5は、独善的な傾向がみられがちな専門家—獣医師に対して、全体的なまとまりを強く呼びかけるとともに、国際的にも獣医師相互が広く交流し、様々な関係情報の交換・伝達を積極的に図っていくことによって、日本だけでなく、世界の獣医界が発展するよう期待するものです。

産業動物医療の指針

まえがき

日本獣医師会は、動物医療に従事する獣医師の倫理規範として、平成8年6月に「動物医療の基本姿勢」を定めたが、その後の動物医療をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、その内容をより具体的、明確にする必要が生じてきたことから、まず、平成14年12月に小動物医療倫理の最大公約数とも言うべきものとして「小動物医療の指針」をとりまとめた。

さらに、平成15年度から16年度において、産業動物医療における倫理規範について検討を行い、とりまとめたものがこの指針である。

倫理は、元来、人間としてのあり方、生き方にについて自発的、内発的に考究され、確立されてきたものであるが、時代の変遷に伴う価値観の多様化等に関連して、倫理問題、特に職業倫理については、外発的に考えさせられるという状況になってきていることも否めない事実である。

しかしながら、外部からの指摘等を受けて倫理を構築するという姿勢ではなく、自発的に議論し、考察しようとする意思こそが真の倫理の確立につながるものと信ずる。

この指針は、以上のような考え方立ち、産業動物医療分野における職業倫理としてとりまとめたもので、産業動物医療に従事する獣医師は、本指針の内容を十分に理解してこれを活用するとともに、それぞれが自己の産業動物医療倫理を確立し、適正な産業動物医療を提供するよう願うものである。

1 産業動物医療の目的及び基本理念

獣医師法第1条においては、「獣医師の任務」として、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」旨が規定され、獣医師の社会責務、獣医師業務の公共性が謳われている。

産業動物医療の目的は、単に産業動物の診療にとどまらず、畜産経営の効率化と生産性の向上等動物の所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）の要請に応えることにあり、また、家畜の伝染病のみならず、人と動物の共通感染症の予防、まん延防止等も含まれる。

一方、食品の安全性は国民的一大関心事となっており、産業動物医療においては、医薬品等の残留防止、薬剤耐性菌の発現防止等に十分留意するのみならず、畜水産食品を介した食中毒の発生防止等にも配慮しなければならない。また、畜産物が食品以外の幅広い用途に供されることや畜産公害の防止等、公衆衛生、環境衛生にも配慮して所有者等を指導する必要がある。

したがって、産業動物医療は、動物の健康、畜産振興のみならず、人の健康、公衆衛生にも密接にかかわる社会的、公共的な性格を有するものであることを認識すべきである。

また、産業動物の経済動物としての側面を考慮しつつ、動物福祉にも配慮を怠ってはならない。

産業動物医療に従事する獣医師（以下、単に「獣医師」という。）は、自己の業務に誇りを持つと

とともに、動物を慈しみ、所有者等の気持ちにも配慮して産業動物医療を提供するように努めなければならない。

2 一般行動指針

獣医師は、すべての職域に共通する総論的な獣医師倫理規範として日本獣医師会が1995年に定めた「獣医師の誓い—95年宣言」(p.135参照)の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

3 法令の遵守

獣医師は、社会人としての責任、義務として、法令を含む一般的な社会規範を遵守することは当然であるが、特に、獣医師法、獣医療法だけではなく、獣医師業務に関する薬事法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業災害補償法、狂犬病予防法等の諸法令についても、その内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

4 診療技術水準の確保

獣医師は、社会の要請に応えることができるよう、最新の専門知識、技術を習得し、常に高い診療技術水準を維持するように生涯学習に努めなければならない。

このためには、獣医師は、学術集会、研修会等に積極的に参加し、また、学術雑誌、書籍等を通じて専門知識を吸収するとともに、自ら得た成果を他の獣医師にも伝達する等により、産業動物医療全体の発展に努めなければならない。

5 診療に応ずる義務

獣医師は、その任務の公共性から、診療を求める

られたときは、正当な理由なしにこれを拒んではならない道義的義務（いわゆる応召の義務）がある。

「正当な理由」とは、社会通念上妥当と認められる獣医師自身の病気、不在、又は診療動物の手術中のような場合であり、過去における診療費の不払いや、軽度の疲労等は正当な理由にあたらないので、獣医師は、このことに十分に留意して診療業務に従事しなければならない。

これに関連して、分娩前後、手術後等、緊急医療が必要となることが予測される場合、獣医師は、予測される事態とその対処法、獣医師への連絡方法、診療が可能な時間等をあらかじめ所有者等に伝えておく等、配慮する必要がある。

6 インフォームド・コンセント

(1) インフォームド・コンセントの意義と目的

インフォームド・コンセントは、獣医師と所有者等との間の信頼関係を築き、両者が協力し合うことによってより良い産業動物医療を提供することを目的として実施するものである。

すなわち、診療に関する十分な事前説明を行うことが産業動物医療サービスの重要な要素であるとの認識を持つ獣医師と、診療に関する懇切丁寧な事前説明を受けて診療内容を決定したいと望む所有者等とが相互に信頼して協力し、飼育動物に良質で適正な産業動物医療を施すことが極めて重要である。

また、獣医師は、産業動物医療の提供のみではなく、適切な経営指導にも努めるべきであり、その結果として所有者等に利益をもたらし、経営の安定が図られることにより、技術者である獣医師と経営者である所有者等の信頼関係を確立することができる。

なお、インフォームド・コンセントは、診療トラブルを防止するために行うものではない。獣医師がインフォームド・コンセントの目的、意義を

十分に踏まえ、誠意を持って所有者等に接し、良好な信頼関係を築きつつ適正な産業動物医療サービスに努めることが、結果として診療トラブルの防止につながるものである。

(2) 獣医師による事前説明

診療に際し、獣医師は、所有者等の知識や管理技術、経営状態、心理や感情、関係者間の人間関係等に配慮しながら、次のような事項について説明する必要がある。

① 受診動物の病状

稟告をもとに、十分な診察を行って、病状や考えられる原因についてわかりやすく説明する。

② 検査や診療の方針とその選択肢

検査の必要性や検査法、あるいは検査に伴う危険性の有無について説明する。また、治療法、飼養管理の改善、予測される結果についても説明する。

治療法に選択肢がある場合には、それについて説明し、所有者等と協議のうえ治療方針を決定する。使用する医薬品の薬効、投与法、副作用等についても併せて説明する。

③ 予後等

初診時・継続治療中の所見及び学術データ等から予測できる予後について理解しやすく説明する。また、所有者等が受診動物に対して日常行うべきケア等のほか、速やかに獣医師に連絡すべき異変についても所有者等に十分説明する。

なお、予後の判定については、経済的事情等も含めて所有者等の意向を十分考慮して説明する。

④ 診療料金

家畜共済診療点数表等定められた診療料金の範囲を超えて診療する場合には、所有者等の了解を得ながら行うことが必要である。

7 医薬品の使用等

(1) 劇毒薬・要指示医薬品等の処方及び管理

ア 劇毒薬、要指示医薬品等

(ア) 劇毒薬、ワクチン等の生物学的製剤、その他要指示医薬品等の農林水産省令で定められている医薬品については、獣医師が自ら診察しないで投与し、処方することは禁じられており、獣医師はこのことに十分留意しなければならない。

また、劇毒薬については、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、毒薬の保管場所は、施錠しなければならない。

なお、獣医師が診療の範囲を超えて医薬品を交付等することは、医薬品の無許可販売や製造に該当し、薬事法に抵触する。

(イ) 要指示医薬品については、その性質から「獣医師自らの診察に基づく獣医師自らの使用を原則」とするが、獣医師がその処方にかかる指示を行うにあたっては、獣医師の指示を文書化した動物用医薬品指示書（以下「指示書」という。）の適正な発行に努めるとともに、次の事項に十分配慮しなければならない。

① 指示書は1部4枚複写の様式になっている。指示書を発行した獣医師は、「獣医師控」を保存し、「提出用写」をあらかじめ都道府県ごとに定められた提出先に提出し、「販売業者用」及び「使用者用」を指示の対象となった動物の所有者等に交付すること。

② 指示書を発行した獣医師は、要指示医薬品の投与を動物の所有者等に指示して行わせる場合は、事前にその用法・用量その他取扱い上の注意事項を当該所有者等に確実に指示するとともに、指示を逸脱して使用することのないよう指導及び確認を行う必要がある。また、使用者が「使用者用」の

指示書の保存を確実に行うよう指導すること。

イ 麻薬及び覚せい剤

獣医師による麻薬の使用は、都道府県知事から麻薬施用者の免許を受けた獣医師が、疾病の治療目的で使用する場合に限定されている。また、覚せい剤については、医薬品である覚せい剤原料についてのみ、診療業務のための所持等が許されていることに十分留意する必要がある。

なお、麻薬及び医薬品である覚せい剤原料は、毒薬と同様、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、その保管場所に施錠をするほか、その取扱に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 薬剤残留と薬剤耐性への配慮

畜水産食品中の薬剤残留を防止するため使用基準が定められている使用規制対象医薬品については、使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間、帳簿の記載について使用者に対し十分な指導を行わなければならない。

また、獣医師が診療に係る対象動物の疾病的治療のためにやむを得ず使用基準を超えて使用規制対象医薬品を使用する場合には、使用者に対して十分な安全の確保に必要な出荷制限期間を出荷制限期間指示書により指示しなければならない。

抗菌性物質製剤については、病原菌の薬剤耐性発現を防止するため、添付書類の記載を遵守して使用する必要がある。特に、ニューキノロン系等人の医療上重要な抗菌性物質製剤については、第一次選択薬が無効の症例のみに限り使用することとし、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめなければならない。

(3) 医薬品の適用外使用及び未承認医薬品の使用

獣医師が、動物用医薬品を承認の範囲や定められた使用基準を超えて使用したり、動物用医薬品として承認されていない人用医薬品を使用すること（適用外使用）、動物用としても人用としても

承認されていない医薬品を使用すること（未承認医薬品の使用）は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等、診療上やむを得ない必要性がある場合には許される。

しかしながら、適用外使用や未承認医薬品を使用する場合は、製剤の選択、用法・用量の決定により慎重を期するほか、家畜伝染病予防法等の関係法令に十分留意するとともに、当該対象医薬品の名称、成分名、用法、用量及び当該医薬品の由来等必要事項を診療簿に記載しなければならない。また、出荷制限期間については動物の所有者等に指示するとともに、指示した事項が遵守されるよう指導監督しなければならない。

なお、これらの行為によって副作用等の事故が発生した場合の責任は、獣医師にあることに十分留意する必要がある。

(4) 医薬品等の副作用の報告

獣医師は、医薬品又は医療用具について、これらを使用することによる副作用によると疑われる疾病、障害又は死亡の発生等を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとときは、それらの情報を農林水産大臣に報告しなければならない。

(5) 治験薬の使用

治験のための薬物の使用及び管理は、薬事法に基づく「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」により厳しく規制されている。医薬品の開発業者等から薬剤の治験を依頼された場合、獣医師は、治験依頼者との間で締結する治験に関する契約に基づき、適切に実施しなければならない。

8 診療簿の記載・保存及び診断書等の交付

獣医師は、診療を行った場合は、診療に関する事項を診療簿に記載するとともに、これを3年間（牛等の反すう獸については8年間）保存しなければならない。

特に、要指示医薬品、使用基準が定められている医薬品の処方にあたっては、その使用に関し、文書により適切に指示しなければならない。

また、獣医師の責任を明らかにし、その適正を期するため、獣医師は、自らの診察によって疾病を確認することなしに診断書及び指示書を交付してはならない。

なお、所有者等から診療簿の開示を求められた場合には、積極的にこれに応じるように努めなければならない。

9 診 療 料 金

(1) 診療料金の算定

診療料金は、例えば、償却費を含む検査機械等の備品・消耗品・医薬品等の経費、診療等に要する時間と労力の経費、技術の提供等に対する対価(技術研鑽に要する経費を含む技術料)等に基づき算定し、決定する。

産業動物医療において、家畜共済加入家畜の診療に係る共済金については、農業災害補償法施行規則に定められた家畜共済診療点数表及び薬価基準表に従って算定することとされているが、家畜共済非加入家畜の診療料金については、所有者等に十分な事前説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

(2) 診療料金の透明性の確保

家畜共済加入家畜を診療した場合の診療料金については、家畜共済診療点数表に基づいて算定する等、獣医師は、所有者等の不信を招かないよう診療料金の透明性を確保しなければならない。

また、家畜共済非加入家畜の診療に際しても、事前におおよその金額を提示し、要請があれば診療簿の開示や、診療料金明細書を発行する等して所有者等の理解を得るために努めなければならない。

10 所有者等に対する指導

(1) 動物の保健衛生指導

獣医師は、食品としての畜産物の安全性の確保を十分に念頭におき、個体識別に関する措置等も含めて所有者等に対する保健衛生指導を行わなければならない。

保健衛生指導にあたっては、最新の衛生管理手法を取り入れ、生産性の向上等にも配慮しなければならない。

また、獣医師は、診療対象動物が人と共通の感染症に罹患している疑いがあると認めたときは、所有者等に対して、感染防止上必要かつ適正な方法等について指導しなければならない。

(2) 動物愛護に関する指導

獣医師は、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則、すなわち、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」ことを十分に理解しなければならない。

動物愛護と福祉は、産業動物医療分野においても重要な事項であるが、生産性を追求するあまり、ややもすると忘れられがちである。

したがって、獣医師は、所有者等に対して適度な空間を備えた快適な環境の整備や良好な飼養管理について指導するとともに、動物の輸送にあたっては、その負担を軽減するよう指導しなければならない。このことは結果として傷病の発生防止、生産性の向上にもつながるものである。

(3) 学校飼育動物等に関する対応

獣医師は、動物を活用した情操教育、動物介在療法の公益性、重要性を十分認識し、所有者等から飼育相談や診療等の依頼を受けたときは、専門的な知識をもって積極的にこれに対応しなければならない。

11 産業動物医療における動物愛護と福祉

(1) 手術・処置等における疼痛管理

産業動物では生産性や生産物の品質、管理上の利便性などから行う断尾、毛刈り、除角、去勢、蹄鉄・鼻環・耳標の装着、焼烙・烙印等については、熟練した技術のもとで、疼痛の除去に配慮して実施しなければならない。

そのため、獣医師は、産業動物の疼痛管理についての認識を新たにし、安全で苦痛を与えない麻酔等に関する知識・技術の修得と研鑽に努める必要がある。

(2) 遺伝性疾患

獣医師は、遺伝性疾患に罹患していると診断された動物について、その病性と予後、生産に寄与できるか否か等、疾病に関する情報を所有者等に提供し、説明しなければならない。

また、すでに遺伝性疾患の形質を有することが判明している動物を交配させる場合は、当該疾患の発生予防を考慮した交配が必要である。

(3) 殺処分

法令に基づいて動物を殺処分する場合は、関係する法令や指針に定められた手続きに従って行わなければならない。

また、獣医学的あるいは経済的な理由等により動物を殺処分しなければならない場合は、その妥当性について所有者等と十分に協議したうえで、適切で苦痛のない安楽死と認められる方法で行わなければならない。

12 診療トラブルの対応

産業動物医療においては、所有者等が疾病や治療法等に関する正確な情報の提供を求め、また治癒することを期待するのは当然であるが、その最終的な目標は、生産性、畜産経営の向上にある。獣医師やスタッフは、そのような所有者等の立場に立って、信頼が損なわれることがないよう十分

配慮しなければならない。

インフォームド・コンセントに関しても、それが形式的なものであれば、獣医師等に対する所有者等の信頼を得ることはできず、そのために適正な産業動物医療の提供に支障を来し、場合によってはトラブルの原因となることに留意すべきである。

万一、診療過誤を起こした場合は、獣医師は、誠意を持ってその解決に努力しなければならず、その解決にあたっては、事実を隠蔽することなく、早期に十分な情報提供、説明を行って、所有者等の理解を得るよう努めなければならない。

13 診療施設の管理・運営

(1) 施設・設備の適正な維持

獣医師は、診療施設の管理を適正に行わなければならず、その管理にあたっては、当該診療施設において適正な産業動物医療を実施することができるよう、施設、設備を整備するとともに、適正に維持するよう努めなければならない。

また、往診により産業動物医療を実施する場合は、往診先に持参する診療機材等を適正に整備するとともに、往診先においては、衛生面、安全面に十分配慮して診療を行わなければならない。

(2) 感染性廃棄物等の処理

診療に伴い発生する使用済みの注射針、ガーゼ、バイアル瓶や血液等の廃棄物については、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別し（分別できない場合は、感染性廃棄物として扱う）、滅菌処理等を行って再利用する場合を除き、それぞれ専門の処理業者等に回収、処理させなければならない。

また、往診先における廃棄物は自己の責任において持ち帰り、分別処理を行わなければならない。

(3) 診療施設のスタッフ間の協調・連携

獣医師及びそのスタッフは、相互に十分な信頼関係を構築するよう努めるとともに、診療及び診療施設の運営等に関する情報交換、事務引継ぎ

等が円滑に行われるようしなければならない。

また、診療施設を開設する獣医師は、診療施設の健全な運営に努めるとともに、勤務獣医師を含む従業員の就業条件、福利厚生等についても十分に配慮し、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

14 獣医師の連携と協力

獣医師は、動物及び所有者等の利益を損なうことがないようにお互いに連携し、協力体制を構築する必要がある。

(1) 他の獣医師への情報の提供

所有者等が診療動物を他の獣医師に受診させる場合、あるいは所有者等及び診療した他の獣医師から診療情報の提供を求められた場合は、適正に対応しなければならない。また、他の獣医師が診療した動物を診療した獣医師は、得られた情報を獸医学的な観点から客観的に評価して対応しなければならない。

診療情報については、研修会等を通じて他の診療施設の獣医師と交換することにより、獣医師相互の知識・技術を向上させるように積極的に努めるとともに、所有者等の個人情報の保護にも十分に配慮しなければならない。

(2) 他の獣医師又は診療施設の紹介

対応困難な症例に遭遇し、所有者等の希望する医療が提供できない場合には、獣医師は、所有者等の希望等を聞いたうえで、対応可能な他の獣医師又は診療施設を紹介しなければならない。

(3) 法廷での証言

獣医師が他の獣医師の診療内容等について法廷で意見陳述を求められた場合には、その時点における獸医学術の水準を考慮し、自らの信念に基づいて公正な判断、意見を述べなければならない。

15 診療施設等の広告

獣医師及び診療施設に関する広告は、所有者等

にとって診療及び診療施設の適正な選択又は判断の拠り所を与えるものであるが、産業動物医療の持つ社会性・公共性を考慮して、法令上の規制を遵守するだけではなく、それにふさわしい良識と節度を保った内容としなければならない。

16 産業動物医療における個人情報の保護

獣医師が業務上知り得た所有者等に関する個人情報（飼育動物に関する情報も含まれる）については、獣医師法その他の法律で特に守秘義務が課せられているわけではないが、一般的に個人情報の保護が求められている中で、獣医師は、所有者等に関する個人情報を保護しなければならない。

17 産業動物医療と関連業務

獣医師は、家畜人工授精師、装蹄師等と協力し、適正な産業動物医療を提供するよう心がけなければならない。

おわりに

獣医師は、常に最新の専門知識、技術を具有するよう自己研鑽に努めることは当然であるが、獣医師の職業倫理として定めたこの指針に照らし、また良識ある社会人として、「常に己を厳しく律することができる者こそ、眞のプロフェッショナルである」ということを肝に銘じ、その与えられた使命を存分に果たさなければならない。

（平成16年11月12日 制定
平成19年1月5日 一部改正）

小動物医療の指針

まえがき

日本獣医師会は、動物医療に従事する獣医師の倫理規範として、平成8年6月に「動物医療の基本姿勢」を定めたが、特に犬や猫、小鳥等の家庭動物の医療（以下「小動物医療」という。）については、その後の小動物医療をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、この分野における倫理規範をより具体的、明確に定める必要が生じてきた。

このため、平成12年12月に「動物医療の基本姿勢の見直しに関する小委員会」を設置し、同委員会における慎重な検討を経て、小動物医療倫理の最大公約数とも言うべき形でとりまとめた倫理規範がこの指針である。

倫理は、元来、人間としてのあり方、生き方にについて自発的、内発的に考究され、確立されてきたものであるが、時代の変遷に伴う価値観の多様化等に関連して、倫理問題、特に職業倫理については、外発的に考えさせられるという状況になってきていることも否めない事実である。

しかしながら、外部からの指摘等を受けて倫理を構築するという姿勢ではなく、自発的に議論し、考察しようとする意思こそが真の倫理の確立につながるものと信ずる。

この指針は、以上のような考え方方に立ち、小動物医療分野における職業倫理としてとりまとめたもので、小動物医療に従事する獣医師は、本指針の内容を十分に理解してこれを活用するとともに、それぞれが自己の小動物医療倫理を確立し、適正な小動物医療を提供するよう願うものである。

1 小動物医療の目的及び基本理念

獣医師法第1条においては、「獣医師の任務」として、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」旨が規定され、獣医師の社会責務、獣医師業務の公共性が謳われている。

一方、犬・猫等の小動物は、今日では家族の一員、人生の伴侶等として多くの人々にとって欠くことのできない存在になっており、これに伴い社会の一般的な要請として、飼育者に十分に配慮した高度な小動物医療サービスが求められるようになった。

小動物医療の目的は、単に小動物の診療にとどまらず、小動物の健康管理、飼育者に対する小動物の保健衛生指導、さらに狂犬病、レプトスピラ病、オウム病等の人と動物の共通感染症の予防等も含まれる。

したがって、小動物医療は、動物の健康だけではなく、人の健康、公衆衛生にも密接にかかわる社会的、公共的な性格を有するものであることを認識すべきである。

小動物医療に従事する獣医師（以下、単に「獣医師」という。）は、自己の業務に誇りを持つとともに、動物を慈しみ、飼育者の気持ちにも配慮して小動物医療を提供するように努めなければならない。

2 一般行動指針

獣医師は、すべての職域に共通する総論的な獣医師倫理規範として日本獣医師会が1995年に定めた「獣医師の誓い—95年宣言」(p.135参照)の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

3 法令の遵守

獣医師は、社会人としての責任、義務として、法令を含む一般的な社会規範を遵守することは当然であるが、特に、獣医師法、獣医療法だけではなく、獣医師業務に関する薬事法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の諸法令についても、その内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

4 診療技術水準の確保

獣医師は、社会の要請に応えることができるよう、最新の専門知識、技術を習得し、常に高い診療技術水準を維持するように生涯学習に努めなければならない。

このためには、獣医師は、学術集会、研修会等に積極的に参加し、また、学術雑誌、書籍等を通じて専門知識を吸収するとともに、自ら得た成果を他の獣医師にも伝達する等により、小動物医療全体の発展に努めなければならない。

5 診療に応ずる義務

獣医師は、その任務の公共性から、診療を求められたときは、正当な理由なしにこれを拒んではならない道義的義務（いわゆる応召の義務）がある。

「正当な理由」とは、社会通念上妥当と認められる獣医師自身の病気、不在、又は診療動物の手術中のような場合であり、過去における診療費の不

払いや、軽度の疲労等は正当な理由にあたらないので、獣医師は、このことに十分に留意して診療業務に従事しなければならない。

これに関連して、分娩前後、手術後等、緊急医療が必要となることが予測される場合、獣医師は、予測される事態とその対処法、獣医師への連絡方法、診療が可能な時間等をあらかじめ飼育者に伝えておく等、配慮する必要がある。

6 インフォームド・コンセント

(1) インフォームド・コンセントの意義と目的

インフォームド・コンセントは、獣医師と飼育動物の飼育者との間の信頼関係を築き、両者が協力し合うことによってより良い小動物医療を提供することを目的として実施するものである。

すなわち、診療に関する十分な事前説明を行うことが小動物医療サービスの重要な要素であるとの認識を持つ獣医師と、診療に関する懇切丁寧な事前説明を受けて診療内容を決定したいと望む飼育者とが相互に信頼して協力し、飼育動物に良質で適正な小動物医療を施すことが極めて重要である。

なお、インフォームド・コンセントは、診療トラブルを防止するために行うものではない。獣医師がインフォームド・コンセントの目的、意義を十分に踏まえ、誠意を持って飼育者等に接し、良好な信頼関係を築きつつ適正な小動物医療サービスに努めることが、結果として診療トラブルの防止につながるものである。

(2) 獣医師による事前説明

獣医師による事前説明の具体的な内容としては、次のような事項があるが、事前説明の際には、飼育者の年齢、心理状態、飼育動物に対する感情（思い入れ）、説明の時期等に配慮するとともに、必要に応じて繰り返し説明することや、説明した内容に対する飼育者の理解度についても十分に配慮する必要がある。

① 受診動物の病状

受診動物の具体的な病状と、動物が罹患している疾病、又は罹患している疑いがあると思われる疾病に関する一般的な説明を行う。

② 検査や診療の方針とその選択肢

受診動物の診断等を行うために必要な検査の内容と、その検査が必要な理由について説明を行う。検査の結果が得られたら、その結果を示し、診断的な意義について説明する。

診療方針に関する説明は、治療の方法と予測される結果について説明し、治療方法等に選択肢がある場合には、それぞれの内容についてわかりやすく説明するとともに、使用する医薬品の薬効、投与法、副作用等についても併せて説明する。

③ 予後等

学術データ等を提示しながら、予測できる予後について飼育者が理解しやすいよう説明する。

また、飼育者が受診動物に対して日常行うべきケア等のほか、速やかに獣医師に連絡すべき異変についても飼育者に十分説明する。

④ 診療料金

予測できる範囲で、具体的な金額を提示する。また、確定的な診療料金を予測することが困難な場合には、飼育者等にその旨を説明して了解を得るとともに、おおよその金額を示す。

なお、診療料金が適正であると評価される前提として、個々の診療事例において実施した診療項目が適切であったと認められなければならないが、そのためには十分な事前説明を行い、個々の診療項目の必要性について飼育者の理解を得るよう努める。

7 医薬品の使用等

(1) 劇毒薬等の処方及び管理

ア 劇毒薬、要指示医薬品等

劇毒薬、ワクチン等の生物学的製剤、その他

要指示医薬品等の農林水産省令で定められている医薬品については、獣医師が自ら診察しないで投与し、処方することは禁じられており、獣医師はこのことに十分留意しなければならない。

また、劇毒薬については、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、毒薬の保管場所は、施錠しなければならない。

なお、獣医師が診療の範囲を超えて医薬品を交付等することは、医薬品の無許可販売や製造に該当し、薬事法に抵触する。

イ 麻薬及び覚せい剤

獣医師による麻薬の使用は、都道府県知事から麻薬施用者の免許を受けた獣医師が、疾病的治療目的で使用する場合に限定されている。また、覚せい剤については、医薬品である覚せい剤原料についてのみ、診療業務のための所持等が許されていることに十分留意する必要がある。

なお、麻薬及び医薬品である覚せい剤原料は、毒薬と同様、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、その保管場所に施錠をするほか、その取扱に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 医薬品の適用外使用及び未承認医薬品の使用

獣医師が、動物用医薬品を承認の範囲や定められた使用基準を超えて使用したり、動物用医薬品として承認されていない人用医薬品を使用すること（適用外使用）、動物用としても人用としても承認されていない医薬品を使用すること（未承認医薬品の使用）は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等、診療上やむを得ない必要性がある場合には許される。

しかしながら、適用外使用や未承認医薬品を使用する場合は、製剤の選択、用法・用量の決定により慎重を期するほか、家畜伝染病予防法等の関係法令に十分留意するとともに、当該対象医薬品の名称、成分名、用法、用量及び当該医薬品の由来等必要事項を診療簿に記載しなければならない。

また、これらの行為によって副作用等の事故が

発生した場合の責任は、獣医師にあることにも十分留意する必要がある。

(3) 医薬品等の副作用の報告

獣医師は、医薬品又は医療用具について、これらを使用することによる副作用によると疑われる疾病、障害又は死亡の発生等を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとときは、それらの情報を農林水産大臣に報告しなければならない。

(4) 治験薬の使用

治験のための薬物の使用及び管理は、薬事法に基づく「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」により厳しく規制されている。医薬品の開発業者等から薬剤の治験を依頼された場合、獣医師は、治験依頼者との間で締結する治験に関する契約に基づき、適切に実施しなければならない。

8 診療簿の記載・保存及び診断書の交付

獣医師は、診療を行った場合は、診療に関する事項を診療簿に記載するとともに、これを3年間保存しなければならない。

また、獣医師の責任を明らかにし、その適正を期するため、獣医師は、自らの診察によって疾病を確認することなしに診断書を交付してはならない。

なお、飼育者から診療簿の開示を求められた場合には、積極的にこれに応じるように努めなければならない。

9 診療料金

(1) 診療料金の算定

診療料金は、例えば、償却費を含む検査機械等の備品・消耗品・医薬品等の経費、診療等に要する時間と労力の経費、技術の提供等に対する対価（技術研鑽に要する経費を含む技術料）等に基づき算定し、決定する。

一方、小動物医療は、いわゆる自由診療制とされており、獣医師会や獣医師相互間で診療料金の協定を取り決めることや、標準料金の設定を行うことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）で許されていないことを必要に応じて飼育者に十分に説明し、理解を得るために努めなければならない。

(2) 診療料金の透明性の確保

獣医師は、飼育者の不信を招かないように診療料金表（診療項目によっては、その目安の金額）を待合室に掲示するとともに、診療明細書を発行する等、診療料金の透明性を確保しなければならない。

10 飼育者等に対する指導

(1) 動物の保健衛生指導

獣医師は、飼育者に対して、動物の健康維持に必要な事項について保健衛生指導を行わなければならぬ。

また、獣医師は、診療対象動物が人と共通の感染症に罹患している疑いがあると認めたときは、飼育者に対して、感染防止上必要かつ適正な方法等について指導しなければならない。

(2) 動物愛護に関する指導

獣医師は、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則、すなわち、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」ことを十分に理解し、飼育者に対し、動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性等に関する指導を行い、その知識の普及・啓発に努めなければならない。

(3) 学校飼育動物・身体障害者補助犬等に関する対応

獣医師は、動物を活用した情操教育や身体障害

者の補助、あるいは動物介在療法の公益性、重要性を十分認識し、飼育者等から飼育相談や診療等の依頼を受けたときは、専門的な知識をもって積極的にこれに対応しなければならない。

11 小動物医療における動物愛護と福祉

(1) 断尾・断耳等

飼育者の都合等で行われる断尾、断耳等の美容整形あるいは声帯除去術、爪除去術は、動物愛護・福祉の観点から好ましいことではない。

したがって、獣医師が飼育者から断尾・断耳等の実施を求められた場合には、動物愛護・福祉上の問題を含め、その適否について飼育者と十分に協議し、安易に行わないことが望ましい。

しかし、最終的にそれを実施するか否かは、飼育者と動物の置かれた立場を十分に勘案して判断しなければならない。

(2) 遺伝性疾患

飼育者から遺伝性疾患に罹患している動物の診療を求められた場合、獣医師は、飼育者に対してその疾病に関する十分な情報を提供し、繁殖に供さないよう飼育者を指導しなければならない。

また、遺伝的欠陥を隠蔽するための手術を依頼された場合には、これに応じてはならない。ただし、譲渡や繁殖に供しないという前提のもとに、生活の質を向上させる目的で行う手術等に関しては、飼育者と協議のうえ実施する。

(3) 安樂死

診療対象動物が治癒の見込みがなく、しかも苦痛を伴っている、あるいは重度の運動障害、機能障害に陥っている等、安樂死させることが動物福祉上適当であると見なされる場合には、獣医師は飼育者と十分に協議したうえで、飼育者自身の意志、決定のもとに当該動物を安樂死させることは、許容される。

一方、その他の理由で安樂死を余儀なくされる場合もあり得るが、いずれにしても、安樂死は、

最終的な選択肢として、飼育者と獣医師が十分に協議して決定すべき重要な問題である。

12 診療トラブルの対応

小動物医療においては、飼育者が疾病や治療法等に関する正確な情報の提供を求め、また治癒することを強く期待している中で、動物を心配するあまり精神的に不安定な状態に置かれている場合もある。このため、獣医師やスタッフの不注意な言動がもとで獣医師、診療施設に対する飼育者の信頼が大きく損なわれることがあるので、この点に十分配慮しなければならない。

インフォームド・コンセントに関しても、それが形式的なものであれば、獣医師等に対する飼育者の信頼を得ることはできず、そのために適正な小動物医療の提供に支障を来し、場合によってはトラブルの原因となることに留意すべきである。

万一、診療過誤を起こした場合は、獣医師は、誠意を持ってその解決に努力しなければならず、その解決にあたっては、事実を隠蔽することなく、早期に十分な情報提供、説明を行って、飼育者の理解を得るように努力しなければならない。

13 診療施設の管理・運営

(1) 施設・設備の適正な維持

獣医師は、診療施設の管理を適正に行わなければならず、その管理にあたっては、当該診療施設において適正な小動物医療を実施することができるよう、施設、設備を整備するとともに、適正に維持するように努めなければならない。

(2) 感染性廃棄物等の処理

診療に伴い発生する使用済みの注射針、ガーゼ、バイアル瓶や血液等の廃棄物については、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別し（分別できない場合は、感染性廃棄物として扱う）、滅菌処理等を行って再利用する場合を除き、それぞれ専門の処理業者等に回収、処理させなければならない。

(3) 診療施設のスタッフ間の協調・連携

獣医師及びそのスタッフは、相互に十分な信頼関係を構築するように努めるとともに、診療及び診療施設の運営等に関する情報交換、事務引継ぎ等が円滑に行われるようしなければならない。

また、診療施設を開設する獣医師は、診療施設の健全な運営に努めるとともに、勤務獣医師を含む従業員の就業条件、福利厚生等についても十分に配慮し、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

14 獣医師の連携と協力

獣医師は、動物及び飼育者の利益を損なうことがないようにお互いに連携し、協力体制を構築する必要がある。

(1) 他の獣医師への情報の提供

飼育者が診療動物を他の病院に転院させる場合、あるいは飼育者及び転院先の獣医師から診療情報の提供を求められた場合は、適正に対応しなければならない。また、転院先の獣医師は、得られた情報を獣医学的な観点から客観的に評価して対応しなければならない。

診療情報については、研修会等を通じて他の診療施設の獣医師と交換することにより、獣医師相互の知識・技術を向上させるように積極的に努めるとともに、飼育者の個人情報の保護にも十分に配慮しなければならない。

(2) 他の獣医師又は診療施設の紹介

対応困難な症例に遭遇し、飼育者の希望する医療が提供できない場合には、獣医師は、飼育者の希望等を聞いたうえで、対応可能な他の獣医師又は診療施設を紹介しなければならない。

(3) 法廷での証言

獣医師が他の獣医師の診療内容等について法廷で意見陳述を求められた場合には、その時点における獣医学術の水準を考慮し、自らの信念に基づいて公正な判断、意見を述べなければならない。

15 診療施設等の広告

獣医師及び診療施設に関する広告は、飼育者にとって診療及び診療施設の適正な選択又は判断の拠り所を与えるものであるが、小動物医療の持つ社会性・公共性を考慮して、法令上の規制を遵守するだけではなく、それにふさわしい良識と節度を保った内容としなければならない。

16 小動物医療における個人情報の保護

獣医師が業務上知り得た飼育者に関する個人情報（飼育動物に関する情報も含まれる）については、獣医師法その他の法律で特に守秘義務が課せられているわけではないが、一般的に個人情報の保護が求められている中で、獣医師は、飼育者に関する個人情報を保護しなければならない。

17 小動物医療と関連業務

獣医師がペットホテル、ペット美容室、しつけ教室、ペットフード販売等の業務を併せて行う場合、又はこれらの業務に関与する場合には、それらの施設（業務）と小動物診療施設（小動物医療活動）を明確に区別するよう心がけなければならない。

おわりに

獣医師は、常に最新の専門知識、技術を具有するよう自己研鑽に努めることは当然であるが、獣医師の職業倫理として定めたこの指針に照らし、また良識ある社会人として、「常に己を厳しく律することができる者こそ、眞のプロフェッショナルである」ということを肝に銘じ、その与えられた使命を存分に果たさなければならない。

(平成14年12月12日 制定
平成16年11月12日及び平成19年1月5日 一部改正)

全国獣医師会一覧

(平成20年10月現在)

獣医師会名	代表者氏名	〒 所 在 地	電話番号
(社) 日本獣医師会	山根 義久	107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階	03-3475-1601
(社) 北海道獣医師会	波岸 裕光	063-0804 札幌市西区二十四軒4条5-9-3 獣医師会館	011-642-4826
(社) 青森県獣医師会	山内 正孝	030-0813 青森市松原2-8-2 青森県獣医師会館内	017-722-5989
(社) 岩手県獣医師会	金田 義宏	020-0021 盛岡市中央通3-7-24 獣医師会館	019-651-0310
(社) 宮城県獣医師会	太田 孝	983-0832 仙台市宮城野区安養寺3-7-2	022-297-1735
(社) 秋田県獣医師会	砂原 和文	010-0001 秋田市中通6-7-9 畜産会館内	018-832-2216
(社) 山形県獣医師会	佐藤ひさし	990-2451 山形市吉原2-8-6 ヤマラク会館内	023-645-5223
(社) 福島県獣医師会	坂本 禮三	960-8043 福島市中町6-31 福島県農業共済会館内	024-522-3921
(社) 仙台市獣医師会	茂木 国男	983-0034 仙台市宮城野区扇町6-3-3	022-387-5225
(社) 茨城県獣医師会	遠山 吾市	310-0851 水戸市千波町1234-20	029-241-6242
(社) 栃木県獣医師会	岩上 一紘	320-0032 宇都宮市昭和3-1-17	028-622-7793
(社) 群馬県獣医師会	木村 芳之	370-0002 高崎市日高町965-1	027-361-9241
(社) 埼玉県獣医師会	高橋 三男	330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 埼玉県農業共済会館3階	048-645-1906
(社) 千葉県獣医師会	桑島 功	260-0001 千葉市中央区都町463-3	043-232-6980
(社) 神奈川県獣医師会	水谷 渉	235-0007 横浜市磯子区西町14-3 畜産センター内	045-751-5156
(社) 山梨県獣医師会	佐藤 忠敬	400-0858 甲府市相生2-15-12	055-226-3505
(社) 横浜市獣医師会	中川 秀樹	235-0007 横浜市磯子区西町14-3 畜産センター内	045-751-5032
(社) 川崎市獣医師会	山田 耕一	211-0067 川崎市中原区今井上町34 和田ビル3階	044-733-7313
(社) 東京都獣医師会	村中 志朗	107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階	03-3475-1701
(社) 新潟県獣医師会	楠原 征治	950-0965 新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル6階	025-284-9298
(社) 富山県獣医師会	大野 芳昭	930-0901 富山市手屋3-10-15 県獣医畜産会館1階	076-451-0120
(社) 石川県獣医師会	諏訪 藤弘	920-3101 金沢市才田町戊324-2 石川県南部家畜保健衛生所内	076-257-1400
(社) 福井県獣医師会	柴田 晴夫	910-0005 福井市大手2-9-10 電気ビル1階	0776-28-1244
(社) 長野県獣医師会	宮澤 宏	380-0936 長野市大字中御所字岡田30 長野県獣医師会館	026-226-7749
(社) 岐阜県獣医師会	近藤 信雄	500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内	058-273-1111 (内線2620・2621)
(社) 静岡県獣医師会	松浦 宏長	420-0838 静岡市葵区相生町14-26-3 県獣医畜産会館	054-251-6035
(社) 愛知県獣医師会	角井 正樹	460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2・901号	052-961-3435
(社) 名古屋市獣医師会	駒崎 精彌	460-0011 名古屋市中区大須4-12-21 獣医師会館	052-263-0700
(社) 三重県獣医師会	三野 菅治郎	514-0033 津市丸の内24-16 タカノビル4階	059-226-3215
(社) 滋賀県獣医師会	谷 達雄	520-0807 大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター	077-526-1966

獣医師会名	代表者氏名	所 在 地	電話番号
(社) 京都府獣医師会	原 哲男	600-8881 京都市下京区西七条掛越町65 京都獣医畜産会館内	075-313-4728
(社) 大阪府獣医師会	松林驍之介	540-0007 大阪市中央区馬場町 3-35 大阪府農林会館内	06-6941-4514
(社) 兵庫県獣医師会	小島 秀俊	674-0074 明石市魚住町清水2114-3	078-943-0909
(社) 奈良県獣医師会	宗 武司	630-8301 奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内	0742-27-5653
(社) 和歌山県獣医師会	玉井 公宏	640-8268 和歌山市広道20 第1田中ビル	073-436-4529
(社) 京都市獣医師会	岩田 法親	600-8881 京都市下京区西七条掛越町65 京都獣医畜産会館内	075-314-5707
(社) 大阪市獣医師会	山本 博起	537-0025 大阪市東成区中道3-8-11 NKビル2階	06-6972-1345
(社) 神戸市獣医師会	中島 克元	651-0083 神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル525号	078-231-1675
(社) 鳥取県獣医師会	福田 豊	680-0864 鳥取市吉成731-1 大山乳業農業協同組合鳥取支所2階	0857-53-4300
(社) 島根県獣医師会	田形 和敏	690-0887 松江市殿町105 県農業共済連内	0852-24-2914
(社) 岡山県獣医師会	唐木 茂樹	700-0973 岡山市下中野350-103 獣医師会館	086-243-1879
(社) 広島県獣医師会	瀧口 次郎	734-0034 広島市南区丹那町4-2 県獣医畜産会館内	082-251-6401
(社) 山口県獣医師会	柴田 浩	754-0002 山口市小郡下郷1080-3	083-972-1174
(社) 徳島県獣医師会	山口 安信	770-0063 徳島市不動本町2-140-3	088-632-9447
(社) 香川県獣医師会	湊 恵	769-0103 高松市国分寺町福家甲3871-3	087-874-1877
(社) 愛媛県獣医師会	岡本 和夫	790-0003 松山市三番町5-8-15 エヒメコープビル1階	089-948-5367
(社) 高知県獣医師会	宮地 忠義	780-0833 高知市南はりまや町1-16-22	088-885-7002
(社) 福岡県獣医師会	藏内 勇夫	810-0042 福岡市中央区赤坂1-4-29	092-751-4749
(社) 佐賀県獣医師会	梅崎 信孝	840-0814 佐賀市成章町2-16 婦人会館内	0952-23-7885
(社) 長崎県獣医師会	竹下 正興	854-0063 諫早市貝津町3031	0957-26-3678
(社) 熊本県獣医師会	穴見 盛雄	861-2101 熊本市桜木6-3-54 熊本県畜産会館	096-369-7807
(社) 大分県獣医師会	麻生 哲	870-0901 大分市西新地1-2-29	097-555-9527
(社) 宮崎県獣医師会	江藤 文夫	880-0806 宮崎市広島1-13-10 畜産会館内	0985-24-7532
(社) 鹿児島県獣医師会	坂本 紘	890-0065 鹿児島市郡元3-3-32 獣医師会館	099-252-6128
(社) 沖縄県獣医師会	福村 圭介	900-0024 那覇市古波蔵112 沖縄県家畜衛生試験場内	098-853-8001
(社) 北九州市獣医師会	西間 久高	802-0034 北九州市小倉北区須賀町14-5	093-522-1054

日本獣医師会60年誌

発行日 平成20年11月9日

発行者 社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビルディング西館23階

電話 03-3475-1601（代表）

FAX 03-3475-1604

ホームページ <http://nichiju.lin.go.jp/>

制作 株式会社 ぎょうせい
